

改正過疎法の評価及び  
今後の過疎対策のあり方に関する調査  
報告書

平成25年3月

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室



# 目 次

《概 要》.....	
------------	--

## 序 本調査の概要

1. 調査の概要.....	1
2. 調査の構成.....	1
3. 調査の体制及び会議開催経過.....	2

## 第1章 過疎債ソフト事業・拡充ハード事業の実績分析

《要約》.....	3
1-1. 平成23年度に実施された過疎対策事業の全体傾向の分析.....	5
(1) 過疎対策事業及びソフト事業の実績額.....	5
(2) 過疎対策事業の財源内訳と過疎対策事業債の充当状況.....	7
1-2. 平成23年度に実施されたソフト事業の全体傾向の分析.....	11
(1) ソフト事業の実施件数.....	11
(2) ソフト事業の事業額及び財源内訳.....	18
(3) ソフト事業における過疎債活用率.....	24
(4) 市町村の属性別でみたソフト事業の事業分野や取組内容.....	28
(5) ソフト事業の新規性.....	30
(6) ソフト事業の事業規模と事業費に占める過疎債の割合.....	35
(7) 過疎債ソフト分を活用した基金積立の状況.....	37
(8) 住民発意のソフト事業の実施状況.....	39
(9) 住民への説明会等を実施したソフト事業の実施状況.....	40
1-3. 過疎債を活用したソフト事業の分析.....	41
(1) 市町村属性による過疎債ソフト事業の事業分野別傾向.....	41
(2) 過疎債ソフト事業の事業分野別×取組内容別の傾向.....	42
(3) 過疎債ソフト事業の事業分野別×新規性別の傾向.....	43
1-4. ソフト事業に過疎債を活用しなかった要因の分析.....	43
(1) ソフト事業に過疎債を活用しなかった要因.....	43
(2) 今後の過疎債ソフト分の活用に対する考え.....	44
1-5. 拡充ハード事業の実績.....	45

## 第2章 改正法に基づく過疎対策の取組状況等に関する調査

2-1. 都道府県・市町村に対するアンケート調査の実施.....	47
2-1-1. アンケート調査の概要.....	47
2-1-2. アンケート結果のポイント.....	48
2-1-3. 都道府県アンケート調査の結果.....	50
2-1-4. 過疎市町村アンケート調査の結果.....	60
2-1-5. 過疎債ソフト事業に対する都道府県と市町村の考え等の比較.....	82
2-2. 市町村に対するヒアリング調査の実施.....	86
2-2-1. 現地ヒアリング調査の概要.....	86
2-2-2. A市ヒアリング 結果.....	87
2-2-3. B村ヒアリング 結果.....	89

## 第3章 改正法の評価と今後の過疎対策のあり方に関する検討

3-1. 改正法に対する評価.....	91
3-2. 今後の過疎対策のあり方に係る論点.....	93



# 概要



## 序 調査の概要

本調査は、平成22・23年度の過疎対策事業(特にソフト事業)の実績等から改正法により新たに盛り込まれた支援策の実行(効)性や、今後さらに必要とされる支援策等について把握・分析し、時代に即した今後の過疎対策のあり方について幅広く検討したものである。

### 1. 過疎債ソフト事業・拡充ハード事業の実績分析〔本編第1章〕

総務省が平成24年度に関係都道府県を通じて過疎地域市町村(全域過疎、みなし過疎及び一部過疎をいう。以下「市町村」という。)から収集した平成23年度における過疎地域自立促進計画の事業実績のデータをもとに、平成23年度に過疎対策事業として実施されたソフト事業(以下、「ソフト事業」という。)や改正法により拡充されたハード事業(以下、「拡充ハード事業」という。)の全容を把握するとともに、ソフト事業に対する過疎債の活用状況や過疎債が活用されたソフト事業(以下、「過疎債ソフト事業」という。)の傾向等について集計し、法改正後2年度目の取組状況について、平成22年度の実績との経年比較を踏まえながら分析を行った。

分析結果のポイントを要約すると以下のとおりである。

#### ○ソフト事業に取り組む市町村が増加し、事業件数・事業費とも平成 22 年度より拡大しており、ソフト事業への取組が浸透しつつあることがうかがえる

- ▶ 平成 23 年度に実施されたソフト事業の実績額は 1, 521 億円であり、過疎対策事業の総事業費の 13. 2%を占めている。
- ▶ 平成 22 年度と比べると、過疎対策事業の総事業費が約 312 億円減少する中で、ソフト事業の実績額は 132 億円増加しているため、総事業費に占めるソフト事業費の割合も拡大している。
- ▶ 事業件数をみると、平成 23 年度に実施されたソフト事業は 14, 269 事業と平成 22 年度(10, 843 事業)の 1. 3 倍に増加している。
- ▶ また、平成 22 年度には都道府県によってソフト事業を実施する市町村の割合にばらつきがみられたが、平成 23 年度にはいずれの都道府県でも6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施している。
- ▶ 以上を総括すると、過疎対策としてのソフト事業への取組の意義や重要性、有効性等が市町村に着実に浸透しつつあり、地域的に取組にばらつきがあったソフト事業について全国的に活用されたことがうかがえる。

#### ○あらゆる事業分野でソフト事業の実施件数が増えており、多くの分野の事業に過疎債を活用しているため、過疎債ソフト事業の平均事業額は小規模化しているが、財源としての過疎債の活用が増している

- ▶ 平成 22 年度と比べると、全ての事業分野で実施されたソフト事業数が増加しており、なかでも「生活環境」や「集落の整備」に係る事業の増加率が比較的高くなっている。
- ▶ これらのソフト事業全体の平均事業額は 1, 358 万円/事業であり、平成 22 年度(1, 221 万円/事業)より拡大した。一方で、ソフト事業全体に占める過疎債ソフト事業の割合は平成 22 年度の 32. 4%から平成 23 年度には 33. 2%とやや増加している。
- ▶ 過疎債を活用してソフト事業に取り組む市町村が増え、かつ実施された事業数も増加したことから、過疎債ソフト事業の1事業あたりの平均事業額は平成 22 年度よりも小規模化している(平成 22 年度は 1, 422 万円/事業、平成 23 年度は 1, 320 万円/事業)。
- ▶ ソフト事業の財源別内訳を平成 22 年度と比較すると、国庫支出金や一般財源の割合が減少している一方で、過疎債の割合は平成 22 年度の 26. 7%から平成 23 年度には 29. 2%とやや上がっており、ソフト事業を充実させる中で過疎債の活用が増していることがうかがえる。

**○過疎債ソフト分の活用率は約 63.5%と平成 22 年度(57.5%)より上昇、未活用市町村の割合が大きく減少したほか、90%以上活用する市町村も増加しており、ソフト事業への取組が浸透つつあることがうかがえる**

- ▶ ソフト事業への過疎債の活用も平成 22 年度より進んでおり、過疎債活用率は平成 22 年度の 57.5%から平成 23 年度には 63.5%と上昇した。都道府県ごとの過疎債活用率は、平成 22 年度同様ばらつきがみられるものの、活用率 50%未満の県が平成 22 年度の 23 県から平成 23 年度には 16 県と減少している。
- ▶ 市町村ごとに詳しくみると、過疎債ソフト分を全く活用しなかった市町村の割合は、平成 22 年度は 36.6%であったが、平成 23 年度には 21.0%と大きく減少している。市町村の中でも過疎債ソフト分の活用が最も低調なのは、過疎債ソフト分の発行限度額が最低限度額の 3,500 万円である市町村であり、このグループの「未活用」の割合は平成 22 年度の 53.4%から平成 23 年度には 37.3%と大きく減少している。
- ▶ また、未活用団体が減少しただけでなく、発行限度額の9割以上を活用した市町村も増加しており、平成 22 年度の 37.0%から平成 23 年度には 41.9%と、4割以上の市町村がほぼ限度額一杯まで過疎債ソフト分を活用している。
- ▶ これらを踏まえると、平成 22 年度は法改正後の初年度であったため、時間的制約等で過疎債ソフト事業に取り組めなかった市町村が2か年度目である平成 23 年度から取り組み始めたというだけでなく、全国の過疎債ソフト分の活用状況や各地の具体的な取組事例の周知を通じて、既に取り組んでいた市町村においても有効かつ適切に活用されたことがうかがえる。

**○過疎債ソフト事業の約3割が新規事業であり、平成 23 年度に新たに開始されたものも少なくない**

- ▶ ソフト事業全体をみると約8割は既存事業であるが、過疎債ソフト事業に限ってみると、約3割は法改正後新たに実施された「新規事業」である。さらにそれら「新規事業」の6割近くは平成 23 年度から新たに実施された事業である。
- ▶ 平成 23 年度から実施された「新規事業」は平均事業費が 1,000 万円に満たず、事業規模としては最も小規模であるが、全域過疎市町村や財政力指数が低い市町村、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率が高い市町村においてより多く取り組まれており、脆弱な財政力の中で少額であっても必要なソフト事業を吟味しながら実施している様子がうかがえる。
- ▶ また、「新規事業」の中には、事業数自体は多くはないが、平成 22 年度から新たに実施され、平成 23 年度に内容の拡充が図られたソフト事業もあり、他の新規事業や既存事業と比べて『住民発意』の事業や『住民等への説明会を実施』した割合が高いという特徴がみられた。このことは、住民からの提案や要望に基づき法改正に伴い新たに実施したソフト事業について、1年間の実績や成果をみながらより有効な事業内容・事業手法等を検討し、住民との合意形成を図りながら改善・充実を図るといふ、ソフト事業に対する市町村の真摯な姿を現したものだといえよう。

**○拡充ハード事業の事業費は平成 23 年度に大幅に増加している**

- ▶ 拡充ハード事業の平成 23 年度の実績額は 72 億 8,563 万円であり、平成 22 年度より総事業費は約 1.8 倍に、事業費に占める過疎債の割合も 30.1% (H22) から 44.4% (H23) へと拡大した。



## 2. 過疎地域における集落対策の現状と集落活性化の取組事例〔本編第2章〕

### 2-1. 都道府県・市町村に対するアンケート調査

改正法では、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎債のソフト事業への拡充や、ハード事業の対象施設の追加や要件緩和といった様々な支援措置の拡充が行われた。この法改正を受けて、過疎地域では各地の実情に即してハード・ソフト両面から幅広い事業が展開されているが、平成22年度の実績をみると、過疎債ソフト事業の実施状況には地域によって差がみられることなどが明らかとなっている。

そこで、改正法の施行より2年余りが経過したことを受けて、改正法により拡充された支援措置についての都道府県の考えや市町村の取組状況、取組上の課題等を把握し、今後の過疎対策の充実に向けて必要な見直し事項等を検討する上での資料を得るため、都道府県及び市町村に対して調査を実施した。

本アンケート調査結果のポイントとしては、以下の5点にまとめられる。

#### ○過疎債ソフト事業に積極的に取り組んだ市町村ほど、事業効果の検証を重視しており、既存のソフト事業の内容充実や新たなソフト事業の展開といった効果・成果も強く実感している

約8割の市町村が法改正からの2か年度に何らかの過疎債ソフト事業を実施しているが、その実施にあたっては「どのような事業に過疎債を活用するのが妥当（適当）か判断が難しかった」、取り組む中では「事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった」という声が多く市の町村から挙げられている。

その一方で、実際に過疎債ソフト事業に取り組んだことにより、「既存のソフト事業の内容の充実・拡充が図られた」、「一般財源に余裕ができたため、様々な取組の充実・活用が図られた」といった効果・成果が多くの市町村で得られており、特に過疎債ソフト分の活用率の高い市町村ほど強く実感されている。

活用率の高い市町村は、実施にあたり「定期的にニーズ調査を実施し事業の必要性を検証」したり「定期的に事業の実績を調査し、事業効果を検証」するなど、事業の必要性や成果・効果の客観的な把握に努めている。そのため、ソフト事業に過疎債を活用することに関する難しさを認識した上で十分な配慮をもって取り組み、効果・成果を実感していることがうかがえる。

#### ○過疎債ソフト分の活用率が高い都道府県では、都道府県自身が積極的にソフト事業への過疎債ソフト分の活用を市町村に働きかけており、市町村が過疎債ソフト分の活用をきっかけにソフト対策の重要性を理解することに貢献していると実感している。

平成23年度の過疎債ソフト分の活用状況は依然として都道府県間でばらつきがみられる。都道府県全体での活用率が80%以上と総じて有効活用がなされている都道府県では、法改正前から独自のソフト支援策を実施していたり、過疎債ソフト分について、市町村に対して原則として発行限度額一杯の活用を検討するよう促すなど、都道府県自身が過疎対策におけるソフト事業への取組に積極的であることがうかがえる。

そしてこうした都道府県の積極的な働きかけにより、都道府県が「過疎対策におけるソフト対策の重要性について市町村の理解が深まり、様々なソフト事業が展開されるようになった」との効果を実感している。

**○過疎債ソフト事業の検討に係る都道府県・市町村間の協議においてあまり問題は生じていない**

過疎債ソフト事業の実施にあたり、都道府県として活用が望ましいと考えるソフト事業の内容を事前に市町村に提示している例は少ないが、約4割の都道府県では、実際にソフト事業について市町村と協議する中で、過疎債の活用の適債性について十分整理するよう、市町村に助言したとしている。

過疎債の活用についての具体的な事業内容としては、施設の改修・補修や地域団体等への委託による施設管理等が的が多く、またそのように都道府県による助言を受けた事業の6割以上は、市町村で再度、整理・検討した結果、過疎債を活用していない。

一方、市町村からの回答をみると、過疎債ソフト事業の実施にあたり都道府県との協議で合意が得られなかったという意見は少なく、今後の有効活用に向けて都道府県との協議のあり方の見直しを求める声も少ない。また、都道府県との協議のあり方に係る具体的な要望内容をみると、協議の内容そのものというよりは、協議に係る時間の短縮(事務手続きの簡素化)を求める意見が比較的多く、また都道府県間に適債性の判断にばらつきが生じないよう、国として統一的な見解や事例を示してほしいという意見もみられた。

**○都道府県・市町村とも「産業の振興」が最重要課題としており、市町村からは都道府県による補助・支援の充実を求める声が多く聞かれている**

今後の過疎対策における重点分野として、都道府県・市町村ともに最も多くから挙げられたのは「産業の振興」であり、人口減少・高齢化が進行する過疎地域にあって、地域を支える産業の振興こそが最重要課題であるとの認識を、都道府県と市町村が共有していることがうかがえる。

なお、市町村からは「産業の振興」に次いで「交通の整備」が挙げられているが、都道府県からは「産業の振興」と同率で「集落の維持・整備・活性化」が重点対策分野として挙げられており、都道府県としての集落対策の必要性、重要性への認識が広がりつつあることがうかがえる。

また、過疎債ソフト分の活用率が低い市町村では、「生活環境の整備」も重要課題の上位に挙げられており、ソフト対策以上にハード面で依然として多くの課題を抱えている状況がうかがえる。

なお、今後の過疎対策の充実を図る上で最も多くの市町村が望んでいるのが「都道府県による市町村事業への補助・支援の充実」であり、地域の実情に即したより柔軟な施策展開のためにも、都道府県による積極的な財政支援が必要であるとの指摘が多くの市町村から聞かれた。

**○国による人材派遣・人材斡旋制度は継続・充実を求める声が高いほか、ソフト事業の先進事例などの情報提供についても多くの都道府県・市町村が求めている**

集落支援員制度や地域おこし協力隊などの国による人材派遣・人材斡旋制度については、都道府県・市町村ともに今後とも継続・充実を求める声が多く寄せられており、特に都道府県では8割超とほぼすべての県が国による人的支援策の充実を求めている。

また、「先進事例等の情報提供」についても多くの都道府県・市町村が国に求める支援として挙げており、特にソフト事業について過疎債の活用を検討する際の参考ともなることから、国が全国の取組を俯瞰した上で過疎債ソフト事業の先進事例を紹介してほしいという声が多く寄せられた。

## 2-2. 市町村に対するヒアリング調査

今後改正法により拡充された支援のさらなる活用を図るためには、実際に事業を行う現場で生じている問題・課題をより具体的に把握するとともに、現場で求められている改善点などを明らかにすることが重要であることから、アンケート調査及び事業実績分析の結果を踏まえ、代表的な市町村を数か所抽出して現地ヒアリング調査を行った。主なポイントは、以下のとおりである。

概 要		A市	B村
団体概要	過疎地域区分	一部過疎	全域過疎
	人口規模	全域:約20万人、過疎区域:約3.5万人	約1,500人
	高齢化率	全域:約26%、過疎区域:約34%	約32%
	産業大区分別 就業者割合	全域 第1次 5% : 第2次30% : 第3次62% 過疎 第1次15% : 第2次30% : 第3次52%	第1次14% : 第2次30% : 第3次56%
過疎債ソフト 分活用率	H22	100% [県全体:60%台]	35% [県全体:10%台]
	H23	100% [県全体:70%台]	40% [県全体:40%台]
過疎債ソフト分の企画・実施に係る県との協議等	計画策定時のソフト事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源ありきではなく、過疎対策として必要な事業を各課に照会、抽出</li> <li>県は計画策定段階で具体的な事業目的や必要性を示すよう指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画には考えられるソフト事業を全て挙げて記載</li> <li>県からは計画策定段階では特に事業内容について見解示されず</li> </ul>
	過疎債ソフト分の活用に係る県との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の過疎債ソフト分運用マニュアルに基づき適債性等を勘案して抽出</li> <li>全体の事業経費のうち過疎区域分の経費を算出するのが困難なケースも</li> <li>一次ヒアリングで県から再考を促された事業もあったが、適債性の判断に必要な手続きと理解している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人を対象とする補助事業や助成事業への活用には県は難色を示した</li> <li>県の担当課は現場の事情にあまり精通していないため、事業内容よりは活用例の有無から適債性を判断</li> <li>多くの追加資料の提出を求められ事務作業の負担も大きかった</li> </ul>
	過疎債ソフトに対する市・村と県のスタンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産形成につながる基金造成や住宅リフォーム等に活用するつもりはない</li> <li>県は活用に積極的でも消極的でもないが、適債性の判断にあたり事業効果を実績から示せるかを重視している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政規律の観点からこれまで基金造成は見送ってきたが、今後は基金造成も選択肢に含めて活用を検討</li> <li>県は活用にあまり積極的ではなく、活用例がないと認めてもらえなかった</li> </ul>
今後の過疎債の活用に向けた問題点・課題	過疎債ソフト分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎債は有利な起債ではあるが、借金をして後世に負担を残してまで基金を造成することは考えていない</li> <li>他の自治体でどのような運用をしているのか、事例があれば参考になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定時の協議では問題にならず起債協議で一から事業の説明を求められたのは大変負担が大きかった</li> <li>県は活用例の有無を重視するため、様々な事例情報があれば有効</li> </ul>
	過疎債ハード分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のインフラを持続可能な状態に再構成することが今後必要なハード対策</li> <li>施設の除却・解体を起債対象にすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハードの老朽化対策が急務</li> <li>施設の維持・補修に過疎債がより有効活用できるよう柔軟な対応が必要</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の指定を残すなら、運用上の区域を柔軟に設定できるとありがたい</li> <li>本来過疎対策は起債ではなく交付税の加算措置で対応することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市との格差を全て是正するのは困難であり、人々が満足して生活できる地域づくりに向けて、より柔軟な支援措置により後押ししてもらいたい</li> </ul>

### 3. 改正法の評価と今後の過疎対策のあり方に関する検討〔本編第3章〕

#### 3-1. 改正法に対する評価

以上の調査結果を踏まえ、改正法により拡充された支援措置がどう評価され、過疎対策の推進上どのような成果・効果をもたらしたか、また拡充された支援措置への取組を通じて市町村の過疎対策の推進体制等どのような変化がみられたかなど、改正法に対する評価について以下に要点を整理した。

#### (1) 全国的にソフト事業への取組が拡大しており、過疎対策としてのソフト事業の重要性についての認識が広まった

- ▶ 改正法施行後の初年度は、ソフト事業への取組状況には地域的なばらつきがみられたが、2年度目の平成 23 年度にはいずれの都道府県でも6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施しており、全国的な普及が図られつつある状況がうかがえる。
- ▶ また、平成 22・23 年度の事業実績をみると、過疎対策事業の総事業額が縮小する中でソフト事業の実績額は増加していることから、ハード中心の過疎対策からソフトを重視した対策へとシフトしつつあることがうかがえる。
- ▶ さらに、過疎債を活用したソフト事業の特徴として、法改正後新たに実施された新規事業の割合が高いという点が挙げられる。概してソフト事業はハード事業よりも経常的に実施することが求められるものが多いが、そのような中でも過疎債を活用したソフト事業には新規事業が比較的多かったということは、過疎債ソフト分を有効に活用されたことがうかがえる。

#### (2) ソフト事業への過疎債の拡充により、過疎地域固有の資源の保全や「美しく風格ある国土の形成」につながる景観形成への取組が広がりをみせている

- ▶ 前項で挙げたように、過疎対策事業の中のソフト事業費の割合が高まった背景には、ハード事業としては起債対象外でこれまで十分な取組ができなかった公共施設等の補修・改修や新設を伴わない解体・撤去などに過疎債ソフト事業として取り組む市町村が増えたことが挙げられる。
- ▶ また、間接的にハード施設の維持・管理につながっている取組として、地域住民が主体となって行う道路や河川・公園等の維持・保全活動や空き家の改修等を支援(補助)する過疎債ソフト事業も多くみられる。
- ▶ もっとも、過疎債ソフト分を活用して施設の補修・改修や解体・撤去事業を実施することについては、財政規律及び財政運営の健全化の観点から必ずしも全国的な共通認識は得られておらず、市町村によっては一般財源で実施している場合もある。
- ▶ しかし、安全・安心な生活環境の維持という側面からだけでなく、都市部にはない、過疎地域ならではの景観や環境を維持する取組として捉えれば、荒廃した施設の改修又は解体について過疎債を活用して実施することにも一定の意義があり、実際に取り組む市町村が多くみられているということは、法に掲げる「美しく風格ある国土の形成」につながるものといえる。

### **（３）過疎債を活用する上で将来にわたり効果が発揮されるソフト事業の重要性について認識が深まり、実際に事業の実績や成果をみながら事業内容の改善が図られている**

- ▶ ソフト事業の中には、その事業成果が有形の資産・資源としては明確に残らないものもあるため、過疎債を活用して実施することに抵抗感を抱く市町村も未だに少なくないとみられる。
- ▶ しかし、過疎対策の一環として実施する過疎債ソフト事業は、その成果や効果が将来にわたって持続・拡大し、過疎地域の課題解決に寄与するとともに、過疎地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取組であることが望ましい。
- ▶ 実際に、過疎債ソフト分の活用率の高い都道府県ほど、将来にわたり効果が期待されるソフト事業に過疎債を活用するよう市町村に助言していることから、ソフト事業の重要性について、都道府県を中心に認識が深まりつつあることがうかがえる。
- ▶ さらに、実際に平成 23 年度に実施された過疎債ソフト事業を詳しくみると、件数はそれほど多くないものの、改正法施行後初年度の平成 22 年度から新たに実施され、平成 23 年度に内容の拡充が図られたソフト事業もあり、それらは他の事業と比べて『住民発意』の事業や『住民等への説明会を実施』した割合が高いという特徴がみられた。この事実からは、過疎債がソフト事業に活用できるようになったことを受け、住民からの提案や要望に応えるソフト事業を新たにスタートさせた市町村が、1 年間の実績や成果をみながら事業内容や事業手法を検証し、より有効で持続可能な活動とすべく、住民との合意形成を図りながら改善・充実に努めている姿が想起される。
- ▶ このような取組は、地域を維持するために必要な(ソフト)事業について持続可能な運営の仕組みを考えることに他ならず、過疎債ソフト事業として望ましい取組姿勢であるといえる。少しずつではあるがこのような取組がみられつつあることは、ソフト事業に過疎債を活用することの真意が徐々に市町村にも浸透していることの証左と考えられる。

### **（４）ハード事業の拡充は限定的ではあったが、要望の高かった図書館を中心に活用が進んだ**

- ▶ 改正法により起債対象施設に追加されたハード施設は限定的ではあったが、平成 23 年度には以前より要望の高かった図書館を中心に取組が急増した。平成 22 年度は改正法施行後初年度であり、時間的制約等から拡充ハード事業に着手することが難しかったこともあり、2 年度目の平成 23 年度からの取組が加速したものとみられる。
- ▶ なお、改正法により拡充されたハード支援策の中には、図書館などの起債対象施設の拡充のほかにも、公立小中学校等の整備に係る統合要件の撤廃がある。「教育の振興」に係る事業費の総事業費は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて約 162 億円増加しており、アンケート調査の中でも、新たに拡充されたハード施設には取り組んでいないが、統合要件の撤廃を受けた学校施設の整備には取り組んだという声が聞かれた。
- ▶ これらを踏まえると、厳しい財政状況の中で必要なハード事業を精査しながら取り組んでいる過疎市町村において、改正法によるハード事業に対する支援措置の拡充は一定の効果があつたとみられる。

### 3-2. 今後の過疎対策のあり方に係る論点

前項3-1. で整理した改正法の意義・成果等に対する評価を踏まえた上で、改正法により拡充された支援措置のさらなる活用方策も含め、時代に即した新たな過疎対策として望まれる支援や対策のあり方等について、アドバイザーの意見もふまえながら以下に論点を整理した。

#### 論点1 自立促進計画の「実質化」に向けた制度面での課題

自立促進計画については、改正法により策定の義務付けが廃止され、「できる」規定化されたが、過疎債を活用した事業を実施しようとする場合には、自立促進計画を策定し、かつ当該事業をあらかじめ計画に定めることが必要となる。

市町村が自立促進計画を策定する際には、あらかじめ都道府県とその内容について協議を行うこととされているが、これは同意を要する協議とされていない。このため、都道府県によっては市町村がどのようなソフト事業を計画に盛り込んでいるかについて、計画策定時の事前協議ではほとんど確認しておらず、また市町村の中にも、実際に過疎債を活用するかどうかは次の段階として、将来的な活用可能性を広げておくという趣旨から、発行限度額を大幅に超えるソフト事業を計画に位置づけたということが少なくなかった。このことが、実際の過疎債ソフト分の活用に関して都道府県と市町村間で齟齬が生じる一因となっている可能性もある。

すなわち、市町村側は、都道府県との事前協議を経て策定された自立促進計画に位置づけられていることで、当該ソフト事業は過疎債の活用を都道府県が認めたものと理解し起債計画を提出するが、都道府県側は、計画への事業の記載はあくまでも起債の前提条件であって、記載されているだけで過疎債の活用が認められるとは認識しておらず、毎年度の起債手続きの中で具体的な事業内容を確認し、適債性を判断しようとする。このような齟齬が、ソフト事業への過疎債の活用に関する都道府県と市町村との認識の差となって表れた可能性が少なくないと推察される。

このような齟齬を生まないためには、自立促進計画の策定段階から具体的な事業内容を検討し、過疎債の活用が妥当かどうか市町村と都道府県との間で認識を共有することが必要と考えられる。確かに計画段階では複数年にわたる事業の財源内訳まで仔細に定めることは難しいが、少なくともソフト事業に関しては、「とりあえず事業名だけでも挙げておく」という段階からいま一步進んだ具体的な検討が求められる。事業の目的や必要性、予見される成果・効果等についてしっかりと計画に盛り込み、過疎対策の中で当該ソフト事業がどのような位置づけをもつものかを明らかにすることにより、自立促進計画の「実質化」を図ることが重要と考えられる。

#### 論点2 今後の過疎債ソフト分の活用に向けた課題

過疎債ソフト分については、長年多くの市町村から要望されながらも初年度の活用は6割弱にとどまった。これは、法改正後、自立促進計画の策定から事業実施までの時間が限られていたことが最大の要因であり、実際に2年度目の平成23年度にはソフト事業の事業件数・事業費とも平成22年度より増加し、過疎債ソフト分の活用率も向上した。

特に各市町村の活用率をみると、未活用(活用率0%)の市町村の割合が平成22年度から平成23年度にかけて大きく減少しただけでなく、平成23年度は4割強の市町村が発行限度額の9割以上を活用しており、時間的制約で取り組めなかった市町村が2年度目である平成23年度から取り組み始めたというだけでなく、既に取り組んでいた市町村もより積極的に活用を図るようになったことがうかがえる。

しかし一方で、活用率が50%未満の市町村も約4割存在することから、どのような事業に活用するのが妥当か判断が難しい、事業の成果・効果を客観的に把握しにくい等の理由から、過疎債ソフト分を十分活用しきれない市町村も未だに少なくないとみられる。

このような市町村が今後より積極的に過疎債ソフト事業に取り組むためには、各地でどのようなソフト事業が過疎債を活用して展開され、どのように事業進捗の管理や事業成果の評価が行われているか、過疎債ソフト

事業の具体例や実践事例、事業の評価手法などを情報提供していくことが有効である。

アンケート調査でも、先進事例等の情報提供を求める声は都道府県・市町村いずれでも高く、また総務省過疎対策室がホームページで公開している毎年度の過疎債ソフト事業の取組事例集が起債計画を立てる際に参考になったという声は、ヒアリングを行った市町村からも聞かれた。

このため、国においては、今後とも様々な過疎債ソフト事業の実例を幅広く収集・蓄積し、都道府県や市町村に積極的に提供していくことが求められ、ホームページへの掲載のみならず、より多くの市町村に情報が届くよう、事例集の配布や研修・表彰等の機会を捉えた積極的な情報発信を行うことが重要である。

また、市町村にとっては、県内の他市町村がどのようなソフト事業を企画しているかを知るだけでも有益であることから、都道府県においても、県内市町村の取組を集約し、市町村にフィードバックしていくなどの取組が求められる。

### 論点3 過疎対策として求められるハード事業と今後の事業展開上の課題

法改正により過疎対策として拡充されたハード事業である認定こども園、幼稚園、図書館、自然エネルギー施設については、いずれも平成22年よりも平成23年の方が事業費が大きく拡大しているが、事業実施市町村数は144市町村(平成23年度)と、一部の市町村での実施にとどまっている。

この背景には、他に整備を急ぐべきハード施設を優先したことや一部過疎市町村における限定的なハード整備が困難であったこと等の事情が今回の調査から明らかとなったが、一方で過疎債ハード事業に係るさらなる対象事業の拡大についても約4割の市町村から要望されている。

拡充ニーズが高い施設の種類としては消防(庁舎を除き既に対象)・防災施設等が最も多く挙げられており、東日本大震災を契機とした防災ニーズの高まりが推察される。費用の種類としては、施設の新規整備費に次いで、新設を伴わない公共施設等の解体撤去費、増改築・改修費、設備更新や長寿命化のための維持修繕費が比較的多く要望されており、緊急措置法の制定以降、各地で建設された施設の解体撤去や施設の改修が課題となっている。

これらについては、現行制度においても過疎債ソフト分を活用している市町村もあるが、今後とも人口減少が見込まれる過疎地域において、地域社会としての存続に際して最低限必要な施設の整備が求められる一方で、老朽化・遊休化しつつある施設については、生活の利便性や安全性等を考慮して地域のニーズをくみ取りながら利活用又は解体撤去を図っていくことも重要であり、必要箇所数及び必要額等を定量的に把握したうえで、ハード事業の対象について検討していくことも考えられる。

### 論点4 今後の過疎対策において望まれる支援策

アンケート調査で挙げられた現在の過疎対策上の課題や今後力を入れていく分野としては、都道府県、市町村とも産業振興を挙げる団体が最も多く、今後必要と考える支援策の内容として、人材の派遣や斡旋のほか、先進事例等の情報提供についても多く指摘された。

これまでの過疎対策では、産業振興については基盤整備に係る財政上の措置や金融措置、税制措置により支援が行われてきたが、今後は新たな地域産業の担い手を育成していくことも重要であり、例えば、過疎債ソフト事業として専門家やアドバイザーを委嘱し、地域の中で自立した産業組織を育てていくこともひとつの効果的な対策といえる。

なお、先に挙げた過疎債ソフト事業に係る事例情報の提供の一環として、そうした外部人材を活用した産業組織の育成事例など、各地の産業振興に係る取組事例を他の市町村に情報提供していくことも重要と考えられる。





# 序

本調査の概要



# 序 本調査の概要

## 1. 調査の概要

我が国では、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以降、それぞれの時代における過疎地域を取り巻く社会情勢を踏まえた上で、過疎地域に求められる役割や過疎地域振興の理念、過疎対策の意義・必要性について検討し、十年ごとに新たな立法措置が講じられてきた。

そのような流れの中で、平成22年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」<sup>※1</sup>という。)では、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎対策事業債(以下「過疎債」という。)のソフト事業への拡充や、ハード事業の対象施設の追加や要件緩和といった様々な支援措置の拡充が行われた。この法改正を受けて、過疎地域市町村では、各地の実情に即してハード・ソフト両面から幅広い事業が展開されており、特に平成22年度には全国で約1万件のソフト事業が実施されるなど、総合対策としての過疎対策の充実・強化が図られている。

一方で、平成22年度は法改正を受けた自立促進計画の策定と併せて過疎対策事業を検討・実施しなければならなかったため、ソフト事業に過疎債を活用しなかった市町村も多く、平成22年度の過疎債ソフト分発行限度額に対する過疎債充当額総額の割合は約6割であった。昨年度調査<sup>※2</sup>では、長年の過疎対策の歴史の中で初めてソフト事業に過疎債が活用できるようになったことから、他の自治体の動向を見た上で平成23年度以降に本格的に取り組む予定という声も多く聞かれている。このため、改正法により新たに盛り込まれた支援策(特に過疎債ソフト分)が実際に各地でどの程度活用されたのかを検証するためには、法改正後2ヶ年の事業年度が終了した本年度に改めて総合的・網羅的な調査を行う必要がある。

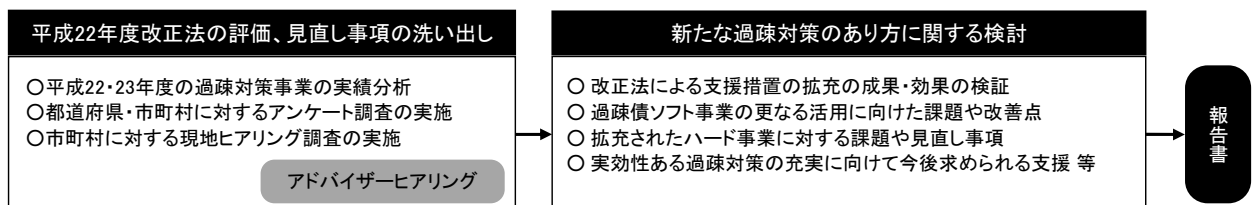
このため、本調査では、平成22・23年度の過疎対策事業(特にソフト事業)の実績等から改正法により新たに盛り込まれた支援策の実効性や、今後さらに必要とされる支援策等について把握・分析し、時代に即した今後の過疎対策のあり方について幅広く検討したものである。

※1 その後、平成24年6月27日にも再び法改正が行われているが、この改正は東日本大震災による影響を鑑み、失効期限の5年間延長を内容とするものである。

※2 「過疎地域における集落対策及びソフト事業の実施状況に関する調査」 総務省地域力創造グループ過疎対策室、平成24年3月

## 2. 調査の構成

本調査の構成は以下のとおりである。



### 3. 調査の体制及び会議開催経過

#### 3-1. アドバイザー会議の設置

本調査を遂行する上で、過疎地域を取り巻く課題や改正法により拡充された支援措置のさらなる活用に向けた課題、今後の過疎地域におけるソフト事業のあり方等について具体的かつ専門的な知見を得るため、過疎対策や農山漁村地域の活性化対策に精通された学識経験者にアドバイザーとして調査に参画していただき、助言・指導を受けながら調査・検討を行った。なお、アドバイザー及び会議出席者は、以下のとおりである。

#### ■アドバイザー及び会議出席者名簿

会議での役割	氏名	所属等
アドバイザー(五十音順)	小田切 徳美	明治大学 農学部 教授
	関 司 直也	法政大学 現代福祉学部 准教授
	宮 口 侗 迪	早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授
会議メンバー	山 口 祥 義	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室長
	浦 船 利 幸	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室 課長補佐
	梶 原 照 平	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室 課長補佐
	福 島 浩	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室 企画係長
	山 田 知 成	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室 総務事務官
	水 野 紀 秀	株式会社 シンクタンクみらい 主席研究員
	福 室 由 利 佳	株式会社 シンクタンクみらい 主任研究員

#### 3-2. アドバイザー会議開催経過

〔日時〕 平成25年3月11日(月)

〔議題〕 (1) 過疎地域におけるソフト事業等の実施状況等について  
(2) その他

#### ◆本報告書における用語について◆

- ・ 「全域過疎」…市町村の全域が過疎地域である市町村（自立促進法第2条第1項）
- ・ 「みなし過疎」…合併後の市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村  
（自立促進法第33条第1項）
- ・ 「一部過疎」…合併後の市町村の区域のうち、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる市町村(自立促進法第33条第2項)

# 第1章

## 過疎債ソフト事業・拡充ハード事業の実績分析



# 第1章 過疎債ソフト事業・拡充ハード事業の実績分析

## 《要約》

総務省が平成24年度に関係都道府県を通じて過疎地域市町村(全域過疎、みなし過疎及び一部過疎をいう。以下「市町村」という。)から収集した平成23年度における過疎地域自立促進計画の事業実績のデータをもとに、平成23年度に過疎対策事業として実施されたソフト事業(以下、「ソフト事業」という。)や改正法により拡充されたハード事業(以下、「拡充ハード事業」という。)の全容を把握するとともに、ソフト事業に対する過疎債の活用状況や過疎債が活用されたソフト事業(以下、「過疎債ソフト事業」という。)の傾向等について集計し、法改正後2年度目の取組状況について、平成22年度の実績との経年比較を踏まえながら分析を行った。

分析結果のポイントを要約すると以下のとおりである。

### ○ソフト事業に取り組む市町村が増加し、事業件数・事業費とも平成22年度より拡大しており、ソフト事業への取組が浸透しつつあることがうかがえる

- ▶ 平成23年度に実施されたソフト事業の実績額は1,521億円であり、過疎対策事業の総事業費の13.2%を占めている。
- ▶ 平成22年度と比べると、過疎対策事業の総事業費が約312億円減少する中で、ソフト事業の実績額は132億円増加しているため、総事業費に占めるソフト事業費の割合も拡大している。
- ▶ 事業件数をみると、平成23年度に実施されたソフト事業は14,269事業と平成22年度(10,843事業)の1.3倍に増加している。
- ▶ また、平成22年度には都道府県によってソフト事業を実施する市町村の割合にばらつきがみられたが、平成23年度にはいずれの都道府県でも6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施している。
- ▶ 以上を総括すると、過疎対策としてのソフト事業への取組の意義や重要性、有効性等が市町村に着実に浸透しつつあり、地域的に取組にばらつきがあったソフト事業について全国的に活用されたことがうかがえる。

### ○あらゆる事業分野でソフト事業の実施件数が増えており、多くの分野の事業に過疎債を活用しているため、過疎債ソフト事業の平均事業額は小規模化しているが、財源としての過疎債の活用が増している

- ▶ 平成22年度と比べると、全ての事業分野で実施されたソフト事業数が増加しており、なかでも「生活環境」や「集落の整備」に係る事業の増加率が比較的高くなっている。
- ▶ これらのソフト事業全体の平均事業額は1,358万円/事業であり、平成22年度(1,221万円/事業)より拡大した。一方で、ソフト事業全体に占める過疎債ソフト事業の割合は平成22年度の32.4%から平成23年度には33.2%とやや増加している。
- ▶ 過疎債を活用してソフト事業に取り組む市町村が増え、かつ実施された事業数も増加したことから、過疎債ソフト事業の1事業あたりの平均事業額は平成22年度よりも小規模化している(平成22年度は1,422万円/事業、平成23年度は1,320万円/事業)。
- ▶ ソフト事業の財源別内訳を平成22年度と比較すると、国庫支出金や一般財源の割合が減少している一方で、過疎債の割合は平成22年度の26.7%から平成23年度には29.2%とやや上がっており、ソフト事業を充実させる中で過疎債の活用が増していることがうかがえる。

**○過疎債ソフト分の活用率は約63.5%と平成22年度(57.5%)より上昇、未活用市町村の割合が大きく減少したほか、90%以上活用する市町村も増加しており、ソフト事業への取組が浸透つつあることがうかがえる**

- ▶ ソフト事業への過疎債の活用も平成22年度より進んでおり、過疎債活用率は平成22年度の57.5%から平成23年度には63.5%と上昇した。都道府県ごとの過疎債活用率は、平成22年度同様ばらつきがみられるものの、活用率50%未満の県が平成22年度の23県から平成23年度には16県と減少している。
- ▶ 市町村ごとに詳しくみると、過疎債ソフト分を全く活用しなかった市町村の割合は、平成22年度は36.6%であったが、平成23年度には21.0%と大きく減少している。市町村の中でも過疎債ソフト分の活用が最も低調なのは、過疎債ソフト分の発行限度額が最低限度額の3,500万円である市町村であり、このグループの「未活用」の割合は平成22年度の53.4%から平成23年度には37.3%と大きく減少している。
- ▶ また、未活用団体が減少しただけでなく、発行限度額の9割以上を活用した市町村も増加しており、平成22年度の37.0%から平成23年度には41.9%と、4割以上の市町村がほぼ限度額一杯まで過疎債ソフト分を活用している。
- ▶ これらを踏まえると、平成22年度は法改正後の初年度であったため、時間的制約等で過疎債ソフト事業に取り組みなかった市町村が2か年度目である平成23年度から取り組み始めたというだけでなく、全国の過疎債ソフト分の活用状況や各地の具体的な取組事例の周知を通じて、既に取り組んでいた市町村においても有効かつ適切に活用されたことがうかがえる。

**○過疎債ソフト事業の約3割が新規事業であり、平成23年度に新たに開始されたものも少なくない**

- ▶ ソフト事業全体をみると約8割は既存事業であるが、過疎債ソフト事業に限ってみると、約3割は法改正後新たに実施された「新規事業」である。さらにそれら「新規事業」の6割近くは平成23年度から新たに実施された事業である。
- ▶ 平成23年度から実施された「新規事業」は平均事業費が1,000万円に満たず、事業規模としては最も小規模であるが、全域過疎市町村や財政力指数が低い市町村、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率が高い市町村においてより多く取り組まれており、脆弱な財政力の中で少額であっても必要なソフト事業を吟味しながら実施している様子がうかがえる。
- ▶ また、「新規事業」の中には、事業数自体は多くはないが、平成22年度から新たに実施され、平成23年度に内容の拡充が図られたソフト事業もあり、他の新規事業や既存事業と比べて『住民発意』の事業や『住民等への説明会を実施』した割合が高いという特徴がみられた。このことは、住民からの提案や要望に基づき法改正に伴い新たに実施したソフト事業について、1年間の実績や成果をみながらより有効な事業内容・事業手法等を検討し、住民との合意形成を図りながら改善・充実を図るという、ソフト事業に対する市町村の真摯な姿を現したものといえよう。

**○拡充ハード事業の事業費は平成23年度に大幅に増加している**

- ▶ 拡充ハード事業の平成23年度の実績額は72億8,563万円であり、平成22年度より総事業費は約1.8倍に、事業費に占める過疎債の割合も30.1%(H22)から44.4%(H23)へと拡大した。



## 1-1. 平成23年度に実施された過疎対策事業の全体傾向の分析

### (1) 過疎対策事業及びソフト事業の実績額

○ソフト事業の平成23年度実績額は1,521億円(平成22年度は1,389億円)であり、総事業費の13.2%(平成22年度は11.8%)を占める。事業額、総事業費に対する比率いずれも平成22年度より拡大している。

○ソフト事業では高齢者等の保健福祉や医療、集落対策に関する事業費等が大きく、法の趣旨に沿った分野でソフト事業が多く展開されていたことが示唆される。

#### ◆全体

- ▶ 平成23年度に市町村が実施した過疎対策事業の事業額は総額で1兆1,498億2,100万円であり、このうちソフト事業の平成23年度実績額は、総事業額の13.2%にあたる1,521億円であった。
- ▶ 総事業額の事業分野別にみると、『生活環境の整備』が2,778億円(24.2%)と最も高く、これに次いで『産業の振興』が2,356億円(20.5%)、『交通通信体系の整備』が2,255億円(19.6%)となっており、この3分野で総額の65%近くを占めている。
- ▶ これに対して、ソフト事業分の事業費を事業分野別にみると、最も大きな割合となっているのは『高齢者等の保健福祉』であり、事業費は390億円、特別事業分の総額の25.7%を占めている。このほか、総事業額でも上位であった『産業の振興』(361億円、23.7%)、『交通通信体系の整備』(245億円、16.1%)に次いで、『医療の確保』が(188億円、12.4%)が高い割合となっている。
- ▶ 総事業費に占めるソフト事業分の割合を事業分野別にみると、『集落の整備』については総事業費の5割以上をソフト事業が占めており、事業費ベースでみてソフト事業の実施割合が高いことがわかる。このほか、『高齢者等の保健福祉』や『医療の確保』についても、総事業費の3割前後をソフト事業が占めている。

図表1-1 平成23年度過疎対策事業実績額

	総事業費(百万円)		ソフト事業分の事業費(百万円)		総事業費に占める ソフト事業費の割合 B/A
	A		B	※	
産業の振興	235,592	(20.5%)	36,088	(23.7%)	15.3%
交通通信体系の整備	225,548	(19.6%)	24,503	(16.1%)	10.9%
生活環境の整備	277,761	(24.2%)	8,109	(5.3%)	2.9%
高齢者等の保健福祉	125,869	(10.9%)	39,031	(25.7%)	31.0%
医療の確保	74,864	(6.5%)	18,837	(12.4%)	25.2%
教育の振興	168,720	(14.7%)	11,604	(7.6%)	6.9%
地域文化の振興	10,856	(0.9%)	2,073	(1.4%)	19.1%
集落の整備	12,083	(1.1%)	6,794	(4.5%)	56.2%
その他	18,529	(1.6%)	5,103	(3.4%)	27.5%
総額	1,149,821	(100.0%)	152,143	(100.0%)	13.2%

※ここでの「ソフト事業分の事業費」は、ソフト事業と一体的に実施されて効果を得るようなハード事業も一部含まれているため、後述1-2.でのソフト事業額の集計と一致しない。

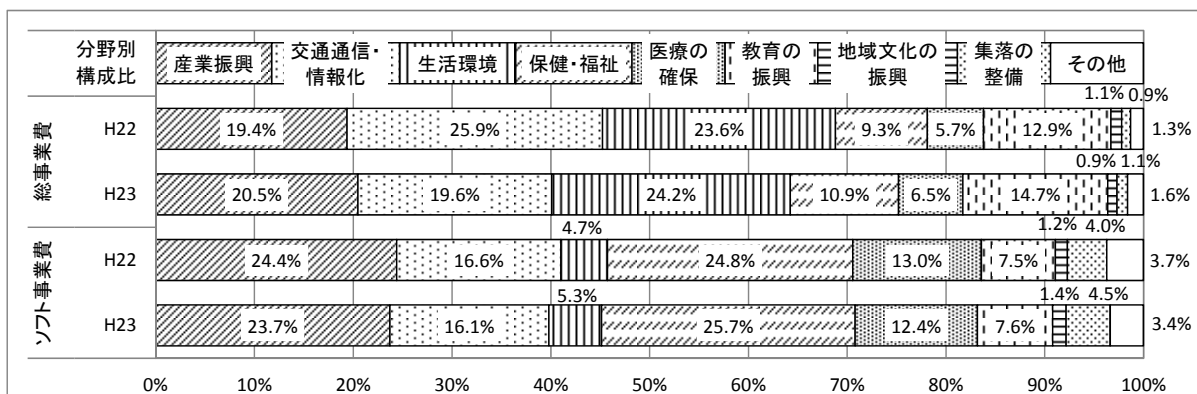
◆平成22年度との比較

- ▶ 平成22年度と比較すると、過疎対策事業の総事業費は約312億円減少しているが、ソフト事業費は132億円増加している。
- ▶ 分野別事業費をみると、総事業費では平成22年度の事業額がトップだった『交通通信体系の整備』が約800億円減と最も大きく減少しており、事業額第2位だった『生活環境の整備』も減少している。これに対して、『教育の振興』や『高齢者等の保健福祉』については160億円前後増加している。
- ▶ 一方、ソフト事業費を分野別にみると、『その他』を除き、いずれの分野も平成23年度の方が事業費が大きく、なかでも『高齢者等の保健福祉』は約46億円増、また総事業費は大きく減少した『交通通信体系の整備』についても約14億円増となっている。

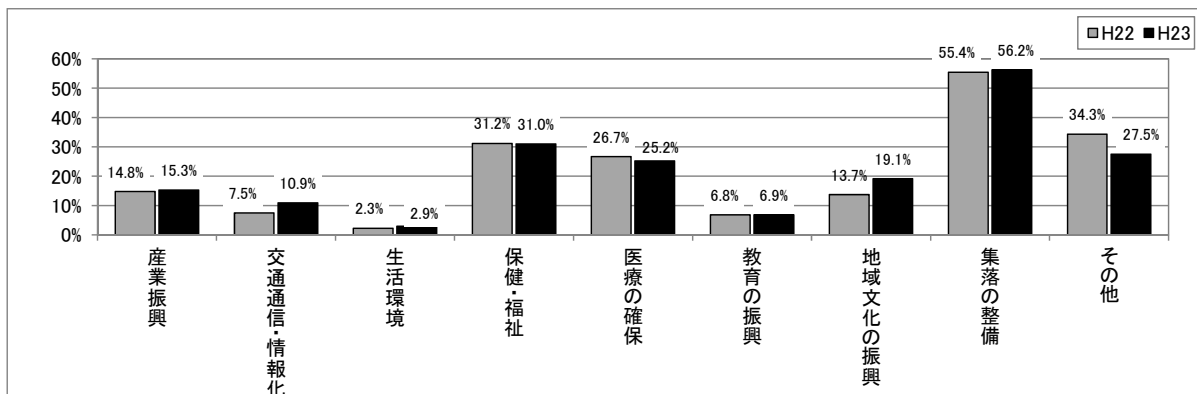
図表1-2 平成22年度と平成23年度の過疎対策総事業費及びソフト事業費

	総事業費(百万円)			ソフト事業費(百万円)			ソフト割合	
	H22	H23	H23-H22	H22	H23	H23-H22	H22	H23
産業振興	229,038	235,592	6,554	33,914	36,088	2,174	14.8%	15.3%
交通通信・情報化	305,710	225,548	-80,162	23,075	24,503	1,428	7.5%	10.9%
生活環境の整備	278,293	277,761	-532	6,516	8,109	1,593	2.3%	2.9%
保健・福祉	110,286	125,869	15,583	34,437	39,031	4,594	31.2%	31.0%
医療の確保	67,370	74,864	7,494	18,019	18,837	818	26.7%	25.2%
教育の振興	152,525	168,720	16,195	10,412	11,604	1,192	6.8%	6.9%
地域文化の振興	12,525	10,856	-1,669	1,719	2,073	354	13.7%	19.1%
集落の整備	10,156	12,083	1,927	5,625	6,794	1,169	55.4%	56.2%
その他	15,095	18,529	3,434	5,184	5,103	-81	34.3%	27.5%
総額	1,180,998	1,149,821	-31,177	138,901	152,143	13,242	11.8%	13.2%

図表1-3 平成22・23年度の過疎対策事業費(総事業費・ソフト事業費)の分野別構成比



図表1-4 事業分野ごとの総事業費に占めるソフト事業費の割合の経年比較



(2) 過疎対策事業の財源内訳と過疎対策事業債の充当状況

○過疎対策事業の総額は平成22年度より減少するも、過疎債額は増加しており、過疎債の活用が高まっていることがうかがえる。またソフト事業の方が事業費に占める過疎債及び一般財源の割合が高い。

◆全体及び平成22年度との比較

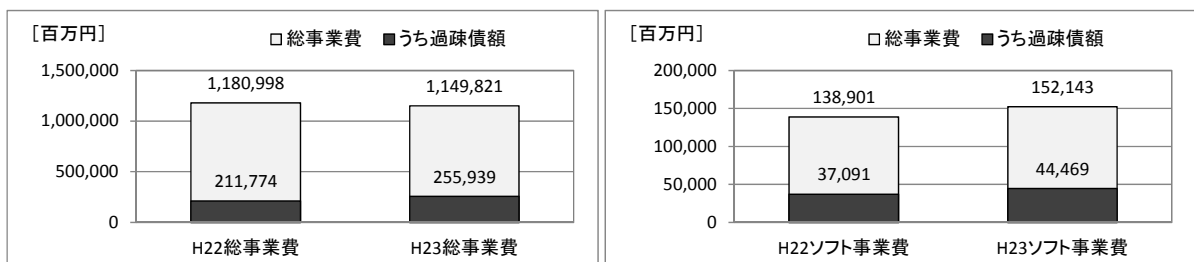
- ▶ 平成23年度に市町村が実施した過疎対策事業の中で充当された過疎債の額は、総額で2,559億3,893万円(平成22年度は2,117億7,404万円)であり、事業費全体の22.3%(平成22年度は17.9%)を占める。
- ▶ 平成22年度と比べると、過疎対策事業の総事業額は減少しているが、過疎債額は増加している。
- ▶ 総事業費に対する過疎債の割合が最も高い事業分野は『集落の整備』であり、事業費のうち4割超に過疎債が充当されている。このほか、『教育の振興』や『医療の確保』、『交通通信体系の整備』でも3割前後と比較的過疎債が多く活用されている。
- ▶ ソフト事業についてみると、総事業費(1,521億円)の29.2%にあたる444億6,946万円が過疎債でまかなわれており、『集落の整備』では事業費の5割以上に過疎債が活用されている。
- ▶ 平成23年度に実施された過疎対策事業の財源の内訳をみると、事業全体では国庫支出金が2割で、それを上回る22.3%を過疎債が占めている。このうちソフト事業についてみると、一般財源が事業費の4割強を占めており、過疎債が3割近くと、この2財源が特に事業全体と比べて高い割合となっている。

図表1-5 平成23年度過疎対策事業実績額及び過疎債額実績

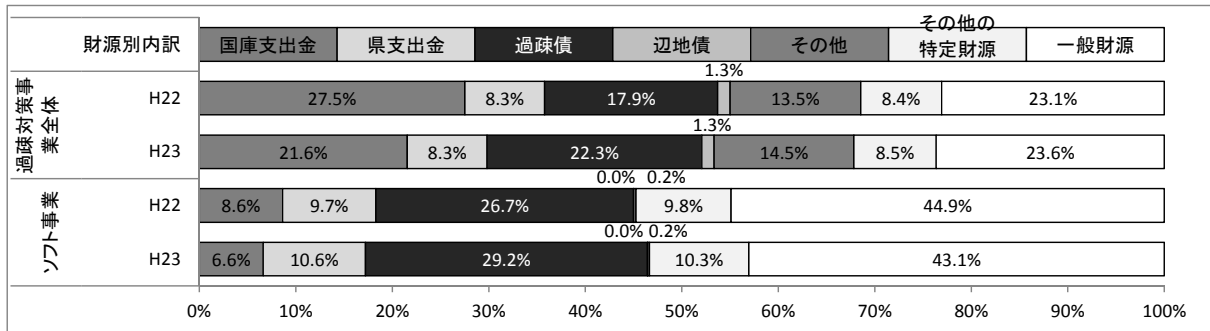
	H23事業実績(全体)			H23事業実績(ソフト事業分)※		
	総額 (千円)	うち過疎債額 (千円)	過疎債の 占める 割合	総額 (千円)	うち過疎債額 (千円)	過疎債の 占める 割合
	A	B	B/A	C	D	D/C
産業の振興	235,592,192	40,559,834	(17.2%)	36,088,209	9,982,160	(27.7%)
交通通信体系の整備	225,547,722	66,391,886	(29.4%)	24,503,196	7,661,050	(31.3%)
生活環境の整備	277,761,247	39,387,579	(14.2%)	8,109,259	2,160,200	(26.6%)
高齢者等の保健福祉	125,868,742	21,918,671	(17.4%)	39,031,282	8,065,750	(20.7%)
医療の確保	74,863,933	22,053,010	(29.5%)	18,836,807	6,264,350	(33.3%)
教育の振興	168,720,013	54,406,487	(32.2%)	11,604,305	3,726,845	(32.1%)
地域文化の振興	10,855,517	2,132,300	(19.6%)	2,072,913	566,800	(27.3%)
集落の整備	12,083,087	5,035,159	(41.7%)	6,794,031	3,448,600	(50.8%)
その他	18,528,629	4,054,000	(21.9%)	5,102,524	2,593,700	(50.8%)
総額	1,149,821,082	255,938,926	(22.3%)	152,142,526	44,469,455	(29.2%)

※ここでの「H22事業実績(ソフト事業分)うち過疎債額」には、ソフト事業と一体的に実施されて効果を得るようなハード事業も一部含まれているため、後述1-2.でのソフト事業に係る過疎債額と一致しない。

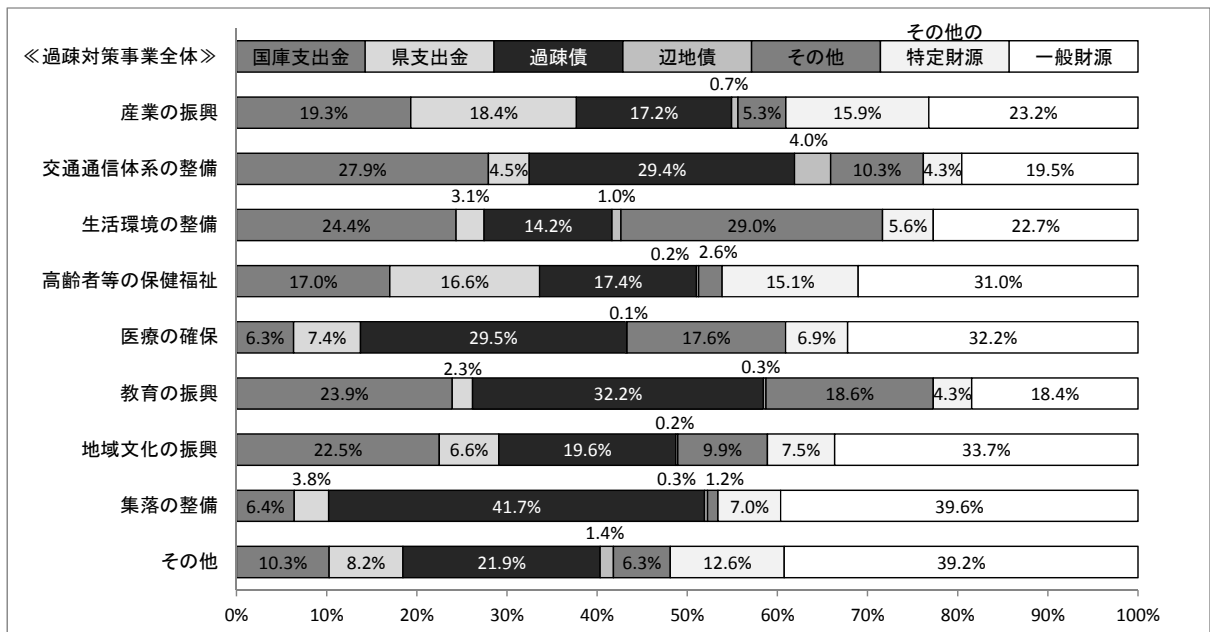
図表1-6 平成22・23年度に実施された過疎対策事業・ソフト事業の総事業費及び過疎債額(実績)



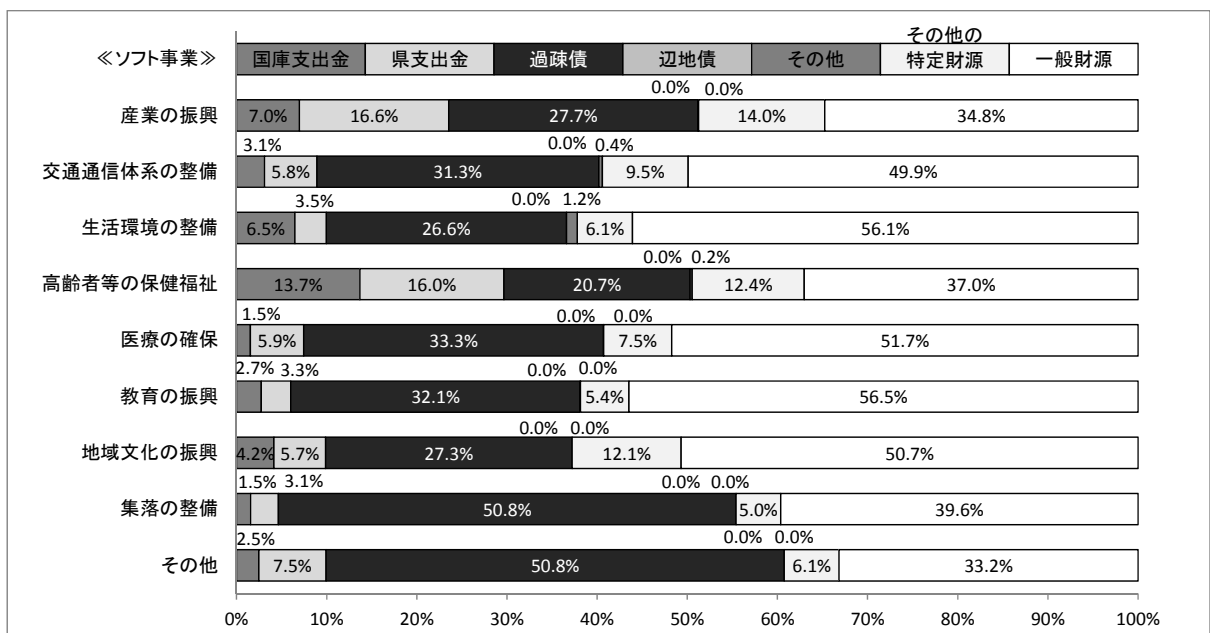
図表1-7 平成 22・23 年度に実施された過疎対策事業及びソフト事業の財源内訳



図表1-8 平成 23 年度に実施された過疎対策事業の財源内訳



図表1-9 平成 23 年度に実施されたソフト事業の財源内訳



◆都道府県別・総事業額に占める過疎債額の割合

- ▶ 都道府県別に、各事業分野の総事業額に占める過疎債額の割合をみると、『集落の整備』及び『その他』などで事業費の5割以上に過疎債を充当している県が一部みられる。
- ▶ 『集落の整備』は事業費の4割以上に過疎債を充当している都道府県が比較的多い。

図表1-10 平成23年度の過疎対策事業総額に占める過疎債額の割合(都道府県別)

	総額	産業の振興	交通通信 体系の整備	生活環境の 整備	高齢者等の 保健福祉	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興	集落の整備	その他
北海道	24.2%	4.6%	4.0%	1.8%	8.5%	9.0%	2.3%	7.1%	25.6%	7.8%
青森県	24.1%	1.1%	1.3%	0.9%	4.1%	29.0%	2.0%	12.9%	48.9%	56.4%
岩手県	27.5%	3.8%	1.6%	0.1%	5.6%	14.2%	2.5%	1.7%	48.1%	23.3%
宮城県	15.5%	2.2%	0.1%	0.0%	7.5%	3.7%	4.5%	0.0%	38.7%	5.8%
秋田県	20.8%	0.7%	2.0%	0.1%	8.4%	5.6%	0.2%	0.0%	70.6%	0.0%
山形県	18.0%	4.3%	5.4%	1.4%	10.4%	4.8%	2.1%	0.5%	12.5%	18.1%
福島県	26.3%	4.2%	7.1%	0.1%	5.9%	18.6%	2.8%	3.5%	6.8%	14.6%
茨城県	24.5%	15.3%	7.1%	0.0%	2.9%	35.4%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%
栃木県	14.8%	1.2%	1.0%	0.0%	0.0%	33.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
群馬県	18.8%	1.8%	2.5%	1.5%	17.4%	0.0%	0.0%	14.2%	0.0%	0.0%
埼玉県	38.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	~	81.2%
千葉県	10.5%	9.5%	2.1%	3.8%	2.4%	1.3%	1.7%	0.0%	10.2%	4.1%
東京都	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	~
新潟県	13.7%	2.1%	4.3%	0.8%	6.6%	22.9%	0.2%	0.2%	45.7%	10.7%
富山県	34.5%	1.0%	0.1%	1.2%	7.9%	0.5%	0.0%	0.0%	93.3%	1.6%
石川県	34.8%	28.7%	7.4%	0.0%	1.2%	14.1%	0.7%	13.5%	5.8%	38.5%
福井県	17.1%	6.1%	0.6%	1.5%	27.1%	0.0%	0.3%	4.5%	0.0%	1.2%
山梨県	25.6%	7.6%	5.9%	1.2%	2.8%	5.2%	5.4%	0.0%	0.0%	12.0%
長野県	26.4%	5.0%	7.0%	1.4%	1.4%	15.6%	3.4%	9.3%	7.2%	16.4%
岐阜県	22.1%	3.1%	2.8%	0.1%	12.5%	0.9%	0.2%	11.0%	8.7%	5.0%
静岡県	18.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%
愛知県	31.3%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三重県	24.4%	7.6%	2.5%	0.2%	7.3%	11.0%	0.4%	27.7%	37.4%	43.1%
滋賀県	17.5%	0.0%	9.2%	0.0%	0.0%	40.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	37.6%	3.7%	11.9%	0.2%	29.9%	20.9%	4.3%	0.0%	21.1%	29.0%
兵庫県	33.1%	16.5%	7.2%	1.8%	10.7%	10.5%	16.9%	11.0%	45.4%	75.3%
奈良県	30.1%	1.5%	2.8%	2.3%	12.1%	0.5%	2.2%	0.0%	15.8%	3.8%
和歌山県	23.2%	10.2%	4.5%	0.4%	14.1%	2.3%	4.7%	14.2%	25.1%	4.6%
鳥取県	35.1%	11.4%	5.0%	0.3%	3.8%	0.0%	1.4%	9.2%	26.0%	29.6%
島根県	33.6%	11.9%	2.0%	0.3%	9.4%	12.6%	3.9%	16.3%	21.5%	3.8%
岡山県	21.5%	4.1%	2.8%	0.1%	8.7%	5.2%	1.2%	0.8%	18.3%	35.4%
広島県	22.5%	2.2%	2.0%	0.3%	2.4%	8.7%	1.8%	0.0%	32.4%	10.3%
山口県	18.2%	2.7%	3.8%	0.1%	7.4%	4.3%	1.3%	4.3%	3.7%	48.0%
徳島県	33.9%	6.8%	3.4%	0.7%	5.0%	8.4%	3.2%	16.5%	35.4%	18.4%
香川県	7.6%	1.9%	0.6%	0.0%	0.5%	4.5%	0.6%	25.9%	0.0%	0.0%
愛媛県	32.9%	6.3%	5.6%	1.4%	8.8%	25.9%	1.1%	1.4%	11.4%	0.0%
高知県	31.6%	9.2%	6.8%	1.8%	15.1%	25.4%	1.5%	52.8%	26.9%	9.1%
福岡県	21.8%	6.8%	8.3%	0.1%	4.3%	1.8%	8.0%	7.7%	54.0%	26.7%
佐賀県	27.6%	4.8%	2.1%	0.1%	13.6%	9.8%	3.1%	44.8%	22.0%	56.1%
長崎県	16.7%	6.1%	5.3%	1.2%	23.8%	23.9%	3.5%	9.6%	83.5%	52.3%
熊本県	22.3%	2.9%	1.7%	0.0%	2.8%	0.4%	0.4%	0.0%	38.3%	2.9%
大分県	18.8%	3.3%	2.4%	0.2%	8.3%	2.2%	2.8%	0.2%	17.3%	10.8%
宮崎県	9.2%	3.3%	1.4%	0.0%	0.7%	3.4%	5.4%	0.0%	50.1%	33.9%
鹿児島県	17.2%	1.2%	2.0%	1.7%	5.6%	15.7%	3.0%	0.4%	37.7%	12.1%
沖縄県	16.3%	3.4%	1.0%	0.9%	11.0%	44.9%	1.8%	6.7%	22.0%	66.3%

※網掛けは当該事業分野の総事業額に占める過疎債額の割合が50%以上となっているものである。

◆都道府県別・ソフト事業額に占める過疎債額の割合

- ▶ 都道府県別に、各事業分野のソフト事業額に占める過疎債額の割合をみると、都道府県によりどの分野のソフト事業に対して過疎債を活用しているかが異なることがわかる。
- ▶ 比較的多いのは『その他』の事業費の過疎債額の割合が5割以上となっているケース(24 道府県)であり、『集落の整備』や『生活環境の整備』、『教育の振興』なども比較的過疎債額の割合が高い県が多い。

図表1-11 平成23年度のソフト事業実績額に占める過疎債額の割合(都道府県別)

	総額	産業の振興	交通通信 体系の整備	生活環境の 整備	高齢者等の 保健福祉	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興	集落の整備	その他
北海道	24.2%	4.6%	4.0%	1.8%	8.5%	36.5%	2.3%	7.1%	25.6%	56.7%
青森県	24.1%	1.1%	31.2%	0.9%	4.1%	29.0%	50.1%	12.9%	48.9%	56.4%
岩手県	27.5%	3.8%	1.6%	14.8%	5.6%	14.2%	2.5%	46.1%	48.1%	23.3%
宮城県	15.6%	2.2%	0.1%	0.0%	28.6%	3.7%	4.5%	0.0%	83.4%	5.8%
秋田県	20.8%	0.7%	2.0%	50.3%	8.4%	41.4%	0.2%	0.0%	70.6%	0.0%
山形県	19.8%	4.3%	25.3%	16.0%	20.4%	4.8%	13.6%	1.9%	25.1%	18.1%
福島県	29.6%	4.2%	7.1%	3.8%	18.9%	49.6%	2.8%	24.4%	9.2%	49.1%
茨城県	20.6%	15.3%	39.5%	0.0%	3.1%	36.5%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%
栃木県	14.8%	1.2%	64.3%	-	0.0%	47.9%	-	0.0%	0.0%	-
群馬県	12.6%	1.8%	16.4%	14.1%	21.0%	0.0%	0.0%	49.8%	0.0%	0.0%
埼玉県	28.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	81.2%
千葉県	16.2%	9.5%	23.4%	3.8%	3.8%	2.7%	6.6%	0.0%	17.0%	46.3%
東京都	1.8%	0.0%	-	-	0.0%	-	-	-	0.0%	-
新潟県	24.2%	2.1%	41.0%	35.2%	30.4%	22.9%	2.0%	2.6%	74.8%	10.7%
富山県	24.2%	1.0%	0.1%	94.7%	48.5%	11.2%	0.0%	0.0%	93.3%	20.7%
石川県	38.1%	28.7%	53.4%	0.0%	1.5%	97.8%	7.4%	33.5%	47.5%	50.5%
福井県	25.8%	6.1%	12.2%	71.5%	34.5%	0.0%	10.1%	98.4%	0.0%	61.9%
山梨県	19.0%	83.5%	61.5%	34.0%	3.6%	7.1%	36.8%	0.0%	-	30.5%
長野県	35.4%	5.0%	34.3%	47.3%	26.1%	53.0%	30.0%	34.4%	41.3%	56.9%
岐阜県	12.0%	3.1%	12.5%	2.9%	25.9%	3.2%	5.6%	12.2%	26.0%	9.7%
静岡県	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	79.3%
愛知県	5.3%	0.0%	14.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三重県	34.9%	7.6%	22.6%	28.7%	42.6%	31.8%	21.3%	48.7%	38.1%	75.2%
滋賀県	19.2%	0.0%	29.1%	0.0%	0.0%	40.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	41.0%	3.7%	36.8%	10.9%	56.7%	68.7%	88.2%	-	34.5%	100.0%
兵庫県	36.9%	32.7%	21.3%	76.7%	39.1%	30.2%	81.6%	23.1%	47.8%	82.0%
奈良県	21.9%	1.5%	13.6%	77.9%	36.7%	91.3%	57.3%	0.0%	35.4%	78.6%
和歌山県	27.2%	10.2%	46.7%	10.2%	17.4%	17.4%	69.6%	24.6%	33.8%	9.8%
鳥取県	35.8%	11.4%	29.1%	16.8%	36.1%	0.0%	30.0%	43.1%	55.4%	56.5%
島根県	32.8%	30.0%	27.3%	34.2%	34.7%	33.9%	42.0%	48.5%	38.6%	11.2%
岡山県	45.5%	4.1%	41.1%	54.4%	52.2%	72.7%	68.6%	64.6%	63.7%	62.9%
広島県	24.4%	2.2%	12.8%	7.9%	8.4%	41.7%	19.5%	0.0%	53.3%	85.5%
山口県	24.0%	2.7%	19.3%	15.9%	23.0%	52.5%	23.7%	32.1%	4.4%	85.9%
徳島県	30.7%	47.2%	38.9%	12.0%	12.1%	27.6%	33.6%	35.4%	55.5%	33.7%
香川県	2.1%	1.9%	4.0%	0.0%	0.5%	5.2%	8.0%	35.1%	0.0%	0.0%
愛媛県	33.0%	6.3%	29.7%	57.7%	33.7%	39.3%	24.5%	16.9%	12.7%	0.0%
高知県	56.5%	9.2%	66.2%	59.7%	50.7%	74.2%	42.0%	79.5%	73.3%	90.8%
福岡県	19.0%	21.1%	57.0%	1.2%	6.7%	4.6%	54.9%	44.5%	75.4%	59.0%
佐賀県	33.7%	4.8%	67.2%	9.6%	28.7%	16.7%	54.7%	64.1%	49.6%	89.7%
長崎県	42.4%	6.1%	57.7%	52.6%	30.6%	68.2%	47.3%	41.5%	83.5%	63.5%
熊本県	10.2%	2.9%	16.7%	0.6%	6.4%	2.0%	5.5%	0.0%	66.2%	18.1%
大分県	33.7%	21.7%	42.5%	46.0%	35.6%	27.1%	51.5%	3.2%	48.2%	38.1%
宮崎県	23.4%	3.3%	16.7%	0.0%	13.4%	23.9%	35.0%	0.0%	70.0%	63.6%
鹿児島県	26.9%	1.2%	28.8%	33.7%	16.4%	50.0%	36.0%	3.1%	62.5%	53.9%
沖縄県	58.5%	3.4%	24.0%	63.4%	34.7%	48.8%	65.5%	51.9%	99.1%	66.3%

※網掛けは当該事業分野のソフト事業の総事業額に占める過疎債額の割合が50%以上となっているものである。

## 1-2. 平成23年度に実施されたソフト事業の全体傾向の分析

※本項での「ソフト事業」には、過疎地域自立促進特別事業(過疎債を活用するソフト事業として過疎地域自立促進市町村計画で位置づけられた事業)に位置づけられていないものも含まれるため、総事業額などは前項1-1.の集計額と異なる。

### (1) ソフト事業の実施件数

○平成23年度に過疎対策として実施されたソフト事業は1万4千件余りと平成22年度の1.3倍に増加している。

○ソフト事業の実施状況は都道府県によりばらつきが大きいですが、いずれの都道府県でも6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施している。

#### ◆ソフト事業全体の実施件数

- ▶ 平成23年度には全国で14,269事業(平成22年度は10,843事業)のソフト事業が過疎対策として実施された。
- ▶ 事業分野別で見ると、『産業振興』が4,238事業(29.7%)、『保健・福祉』が3,034事業(21.3%)と多くなっている。

#### ◆過疎債を活用したソフト事業の実施件数

- ▶ これらのソフト事業のうち、過疎債を活用して実施されたソフト事業は、全体の約3分の1にあたる4,731事業(平成22年度は3,540事業)であった。
- ▶ 事業分野別で見ると、事業数としては全体のソフト事業の傾向と同様に『産業振興』(1,393事業)や『保健・福祉』(908事業)が多い。また、過疎債を活用した割合で見ると、『医療の確保』及び『交通通信・情報化』は実施されたソフト事業のうち4割以上が過疎債を活用した事業となっている。

図表1-12 平成23年度に実施されたソフト事業の分野別事業数及び事業額

	平成23年度のソフト事業		うち過疎債を活用したソフト事業		全ソフト事業に占める 過疎債を活用した ソフト事業の割合 (B/A)
	事業数		事業数		
	(A)	構成比	(B)	構成比	
1 産業振興	4,238	29.7%	1,393	29.4%	32.9%
2 交通通信・情報化	1,646	11.5%	668	14.1%	40.6%
3 生活環境	868	6.1%	269	5.7%	31.0%
4 保健・福祉	3,034	21.3%	908	19.2%	29.9%
5 医療の確保	892	6.3%	367	7.8%	41.1%
6 教育の振興	1,647	11.5%	492	10.4%	29.9%
7 地域文化の振興	611	4.3%	150	3.2%	24.5%
8 集落の整備	631	4.4%	246	5.2%	39.0%
9-1 自然エネ施設	20	0.1%	3	0.1%	15.0%
9-2 その他	682	4.8%	235	5.0%	34.5%
合計	14,269	100%	4,731	100%	33.2%

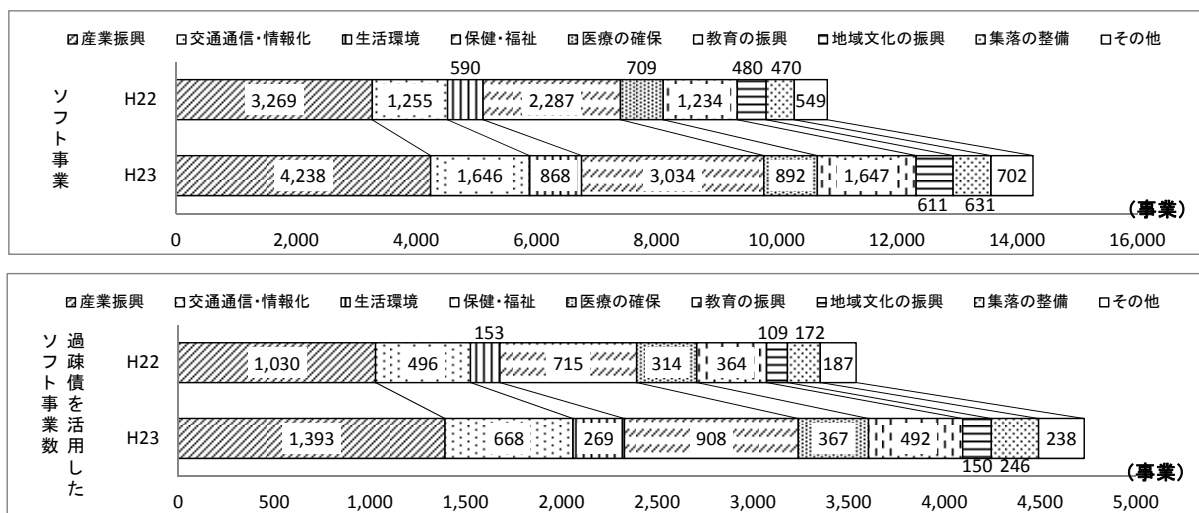
◆平成22年度との比較

- ▶ 平成 22 年度と平成 23 年度とで実施されたソフト事業を事業分野ごとに比較すると、全ての分野で事業数は増加しているが、なかでも『生活環境』と『集落の整備』に係るソフト事業の増加率が高い。
- ▶ この傾向は過疎債を活用したソフト事業でより顕著にみられ、『生活環境』に係る事業数は平成 22 年度の2倍近くになっている。

図表1-13 平成 22・23 年度のソフト事業・過疎債を活用したソフト事業数

	ソフト事業数			過疎債を活用したソフト事業数		
	平成22年度	平成23年度	対 H22比	平成22年度	平成23年度	対 H22比
産業振興	3,269	4,238	1.30	1,030	1,393	1.35
交通通信・情報化	1,255	1,646	1.31	496	668	1.35
生活環境	590	868	1.47	153	269	1.76
保健・福祉	2,287	3,034	1.33	715	908	1.27
医療の確保	709	892	1.26	314	367	1.17
教育の振興	1,234	1,647	1.33	364	492	1.35
地域文化の振興	480	611	1.27	109	150	1.38
集落の整備	470	631	1.34	172	246	1.43
その他	549	702	1.28	187	238	1.27
合 計	10,843	14,269	1.32	3,540	4,731	1.34

図表1-14 平成 22・23 年度のソフト事業・過疎債を活用したソフト事業数





#### ◆過疎債を活用した事業数が増加した分野の事業内容の傾向

- ▶ 過疎債を活用したソフト事業の中でも『生活環境』に係る事業は、平成 22 年度の 153 件から平成 23 年度には 269 件と大きく増加している。
- ▶ この『生活環境』に係る事業の具体的な内容をみると、全体では、ライフラインの維持・更新に係る事業や、ごみ・し尿処理施設や斎場の維持に係る費用負担等が件数としては多くみられる。
- ▶ このうち過疎債を活用したソフト事業として最も多かったのは、平成 23 年度に限り、災害の防止又は軽減を図るために事業について発行限度額を最大 1.5 倍とする運用の弾力化が図られたこともあり、防災計画や防災マップの作成、防災用資機材等の地域備蓄の推進などの防災対策(34 事業)である。このほか、定住奨励金や住宅新築の際の補助などの定住促進対策(26 事業)や公共施設等の解体撤去(25 事業)などでも過疎債の活用が比較的多くみられる。

	全事業数	うち過疎債を活用した事業
総事業数	889	269
ライフラインの維持・更新	97	24
ごみ・し尿処理施設、斎場の維持(負担金)	96	17
防災対策(防災計画・マップ作成、資機材備蓄・広報等)	83	34
道路・河川等の維持管理、山林等の環境保全、景観形成(団体への助成を除く)	74	23
家庭ごみ減量化(コンポスト設置補助等)	66	7
資源リサイクルの推進	48	7
消防・救急資機材整備・消防団活動支援	47	10
定住促進対策(定住奨励金・住宅新築補助等)	44	26
街路灯・防犯灯整備	39	14
公園・道路等の維持管理、景観形成・環境美化活動への支援	38	11
地域防災力の強化(自主防災組織の活動支援)	37	13
住宅・空き家のリフォーム・増改築補助	34	19
公共施設等の解体撤去	29	25
太陽光発電設備の設置促進	26	7
除排雪支援(費用補助・人材派遣等)	20	7
公営住宅の長寿命化・民間賃貸の借り上げ	18	7
耐震診断・耐震補強支援	18	1
自治会・各種団体の活動への支援	14	4
鳥獣害対策・虫蛇対策	11	3
生活交通の確保・移動支援	8	4
公衆浴場の維持	7	4
結婚相談・消費生活相談	6	0
地籍調査・国勢調査	4	0
墓地管理	2	0
その他	24	7

※複数の事業内容にカウントされている事業があるため、総事業数は事業内容別内訳の合計と一致しない。

※網掛けの事業内容は過疎債を活用した事業のうち事業数の多い上位5項目である。

◆都道府県別のソフト事業の実施件数

- ▶ 過疎債ソフト事業の実施状況をみると、0%から 100%までばらつきがみられるが、いずれの都道府県でも、6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施している。
- ▶ 全ての市町村が過疎債ソフト事業を実施しているのは 10 県で、これらの県は1市町村あたりの過疎債ソフト事業数が平均(20 事業)よりも多いところがほとんどである。

図表1-15 都道府県別 平成 23 年度のソフト事業の実施状況

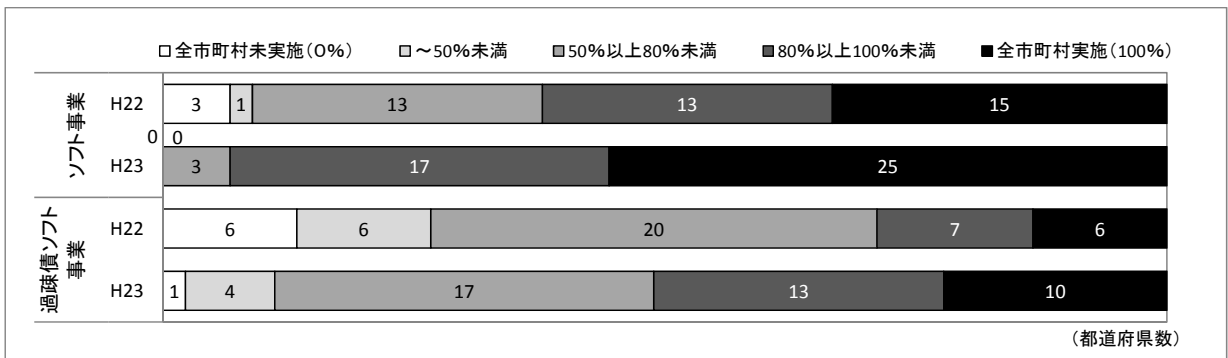
	市町村数					ソフト事業数		過疎債ソフト事業		全ソフト事業に占める過疎債ソフト事業の割合 e/d
	a	ソフト事業を実施した市町村数		過疎債ソフト事業を実施した市町村数		d	団体平均事業数 d/b	事業数 e	団体平均事業数 e/c	
		b	割合 b/a	c	割合 c/a					
北海道	143	131	91.6%	120	83.9%	2,310	18	1,185	10	51.3%
青森県	28	24	85.7%	19	67.9%	130	5	77	4	59.2%
岩手県	22	21	95.5%	19	86.4%	352	17	122	6	34.7%
宮城県	7	7	100.0%	6	85.7%	170	24	34	6	20.0%
秋田県	20	17	85.0%	13	65.0%	104	6	56	4	53.8%
山形県	20	20	100.0%	20	100.0%	931	47	165	8	17.7%
福島県	27	25	92.6%	22	81.5%	266	11	89	4	33.5%
茨城県	4	4	100.0%	3	75.0%	158	40	21	7	13.3%
栃木県	3	3	100.0%	3	100.0%	100	33	5	2	5.0%
群馬県	14	13	92.9%	9	64.3%	205	16	15	2	7.3%
埼玉県	4	4	100.0%	1	25.0%	17	4	1	1	5.9%
千葉県	5	5	100.0%	4	80.0%	146	29	31	8	21.2%
東京都	6	4	66.7%	0	0.0%	55	14	0	-	-
新潟県	14	13	92.9%	11	78.6%	288	22	73	7	25.3%
富山県	3	3	100.0%	3	100.0%	38	13	15	5	39.5%
石川県	8	8	100.0%	8	100.0%	238	30	62	8	26.1%
福井県	6	5	83.3%	3	50.0%	55	11	25	8	45.5%
山梨県	15	13	86.7%	9	60.0%	137	11	41	5	29.9%
長野県	37	37	100.0%	35	94.6%	961	26	193	6	20.1%
岐阜県	14	14	100.0%	9	64.3%	318	23	55	6	17.3%
静岡県	8	8	100.0%	1	12.5%	149	19	1	1	0.7%
愛知県	5	3	60.0%	2	40.0%	62	21	6	3	9.7%
三重県	9	9	100.0%	8	88.9%	199	22	88	11	44.2%
滋賀県	2	2	100.0%	1	50.0%	45	23	2	2	4.4%
京都府	9	8	88.9%	8	88.9%	82	10	40	5	48.8%
兵庫県	9	9	100.0%	9	100.0%	243	27	134	15	55.1%
奈良県	15	14	93.3%	11	73.3%	127	9	47	4	37.0%
和歌山県	16	16	100.0%	16	100.0%	385	24	160	10	41.6%
鳥取県	12	11	91.7%	11	91.7%	166	15	57	5	34.3%
島根県	19	19	100.0%	19	100.0%	633	33	264	14	41.7%
岡山県	20	18	90.0%	14	70.0%	134	7	81	6	60.4%
広島県	16	13	81.3%	13	81.3%	206	16	71	5	34.5%
山口県	12	12	100.0%	8	66.7%	236	20	50	6	21.2%
徳島県	13	13	100.0%	11	84.6%	276	21	89	8	32.2%
香川県	8	8	100.0%	5	62.5%	216	27	26	5	12.0%
愛媛県	17	16	94.1%	16	94.1%	285	18	86	5	30.2%
高知県	28	28	100.0%	28	100.0%	339	12	240	9	70.8%
福岡県	19	19	100.0%	17	89.5%	372	20	112	7	30.1%
佐賀県	9	9	100.0%	9	100.0%	183	20	100	11	54.6%
長崎県	12	12	100.0%	12	100.0%	454	38	288	24	63.4%
熊本県	27	18	66.7%	11	40.7%	505	28	32	3	6.3%
大分県	16	16	100.0%	12	75.0%	244	15	81	7	33.2%
宮崎県	16	16	100.0%	10	62.5%	395	25	74	7	18.7%
鹿児島県	40	38	95.0%	30	75.0%	1,247	33	273	9	21.9%
沖縄県	18	15	83.3%	13	72.2%	107	7	64	5	59.8%
全体	775	721	93.0%	612	79.0%	14,269	20	4,731	8	33.2%

※網掛けは過疎債ソフト事業を実施した市町村の割合が90%以上の都道府県である。

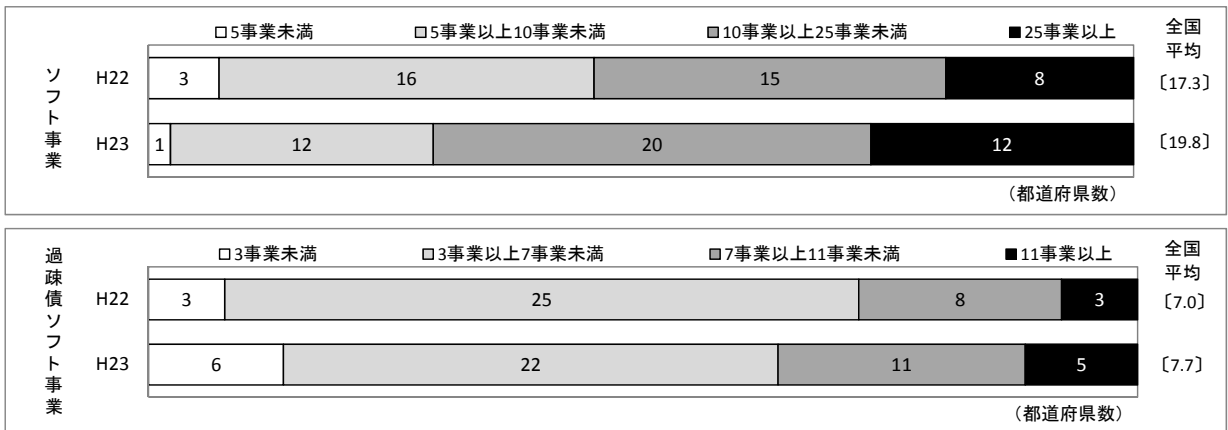
◆ソフト事業の都道府県別実施状況の平成22年度との比較

- ▶ 各都道府県でのソフト事業を実施した市町村割合について、平成 22 年度と平成 23 年度で比較した。
- ▶ 半数以上の市町村がソフト事業を実施していた都道府県数は、平成 22 年度の 28 県から平成 23 年度には 42 県と大幅に増加しており、地域的に取組にばらつきがあったソフト事業について平成 23 年度には全国的に普及が図られたことがうかがえる。
- ▶ 同様に過疎債を活用したソフト事業についてみると、8割以上の市町村が取り組んだという都道府県が倍近くに増加しており、ソフト事業への過疎債の活用についても全国的に活用されたことがうかがえる。
- ▶ 各都道府県における1市町村あたりのソフト事業数の分布をみると、平成 23 年度には市町村が平均 10 事業以上のソフト事業を実施している都道府県が半数を超えている。
- ▶ 一方、過疎債ソフト事業をみると、平均 7 事業以上実施している都道府県が平成 22 年度の 11 県から平成 23 年度には 16 県と増えている一方で、平均 3 事業未満の県も平成 23 年度の方が増えている

図表1-16 各都道府県のソフト事業を実施した市町村の割合の分布(平成 22・23 年度比較)



図表1-17 各都道府県の1市町村平均ソフト事業数の分布(平成 22・23 年度比較)



◆都道府県別・ソフト事業数の分野別構成比

▶平成23年度に実施されたソフト事業について、都道府県別に事業分野別事業数の構成比をみると、ほとんどの都道府県では『産業振興』に係る事業が最も多くなっているが、一部では『交通通信・情報化』や『保健・福祉』、『教育の振興』に係る事業が最多となっているところも8都県みられる。

図表1-18 平成23年度に実施されたソフト事業数の分野別構成比（％）

	産業振興	交通通信・情報化	生活環境	保健・福祉	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興	集落整備	自然エネ施設	その他
北海道	29.9%	9.8%	7.4%	22.6%	7.0%	11.6%	3.1%	3.1%	0.0%	5.4%
青森県	26.9%	10.8%	10.8%	16.9%	9.2%	15.4%	3.1%	3.1%	0.0%	3.8%
岩手県	37.0%	10.7%	3.4%	15.0%	10.5%	8.5%	3.7%	7.3%	0.6%	3.4%
宮城県	27.6%	9.7%	2.0%	24.5%	7.7%	19.4%	3.1%	3.6%	0.0%	2.6%
秋田県	15.4%	13.5%	2.9%	34.6%	13.5%	5.8%	3.8%	9.6%	0.0%	1.0%
山形県	29.8%	9.8%	5.4%	25.1%	1.4%	15.9%	5.0%	4.3%	0.2%	3.0%
福島県	28.0%	18.5%	3.3%	11.1%	4.8%	16.6%	5.5%	4.1%	0.4%	7.7%
茨城県	15.5%	11.9%	1.8%	35.1%	8.3%	9.5%	8.3%	3.0%	0.6%	6.0%
栃木県	29.0%	21.0%	8.0%	13.0%	4.0%	14.0%	6.0%	2.0%	2.0%	1.0%
群馬県	27.9%	15.4%	3.4%	23.6%	3.8%	11.5%	4.8%	4.8%	0.0%	4.8%
埼玉県	36.8%	21.1%	5.3%	10.5%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%
千葉県	20.5%	6.2%	6.8%	17.1%	11.6%	27.4%	2.1%	2.7%	0.0%	5.5%
東京都	32.7%	7.3%	7.3%	25.5%	5.5%	10.9%	9.1%	0.0%	0.0%	1.8%
新潟県	30.2%	11.5%	5.9%	27.1%	5.9%	8.0%	3.5%	6.3%	0.0%	1.7%
富山県	23.7%	10.5%	2.6%	26.3%	15.8%	2.6%	2.6%	7.9%	0.0%	7.9%
石川県	35.7%	15.5%	2.9%	16.4%	2.5%	13.4%	6.3%	1.7%	0.0%	5.5%
福井県	38.2%	9.1%	7.3%	27.3%	3.6%	7.3%	1.8%	1.8%	0.0%	3.6%
山梨県	10.9%	12.4%	8.0%	41.6%	8.0%	8.0%	1.5%	0.0%	0.0%	9.5%
長野県	28.4%	10.6%	9.4%	19.4%	5.1%	12.4%	4.9%	4.9%	0.4%	4.6%
岐阜県	28.9%	7.9%	6.6%	20.1%	4.4%	14.5%	5.7%	1.9%	0.3%	9.7%
静岡県	14.1%	24.8%	6.7%	18.1%	13.4%	8.1%	4.7%	5.4%	0.0%	4.7%
愛知県	24.2%	41.9%	3.2%	11.3%	1.6%	4.8%	1.6%	6.5%	0.0%	4.8%
三重県	25.0%	11.5%	7.5%	16.0%	8.5%	7.5%	10.5%	8.5%	0.0%	5.0%
滋賀県	39.1%	4.3%	6.5%	10.9%	2.2%	19.6%	4.3%	10.9%	0.0%	2.2%
京都府	34.6%	23.1%	5.8%	8.7%	6.7%	3.8%	0.0%	10.6%	0.0%	6.7%
兵庫県	37.4%	12.1%	5.1%	15.2%	5.1%	4.3%	6.2%	7.4%	1.2%	6.2%
奈良県	34.6%	25.2%	4.7%	12.6%	5.5%	7.1%	2.4%	5.5%	0.0%	2.4%
和歌山県	31.9%	9.3%	5.2%	25.1%	5.2%	9.8%	3.6%	4.7%	0.0%	5.2%
鳥取県	26.9%	14.3%	8.0%	14.9%	5.7%	14.3%	4.0%	2.9%	0.0%	9.1%
島根県	32.0%	10.5%	4.1%	17.0%	10.0%	11.2%	4.4%	8.7%	0.0%	2.2%
岡山県	18.7%	22.4%	7.5%	23.1%	4.5%	11.9%	2.2%	7.5%	0.0%	2.2%
広島県	28.6%	17.8%	9.9%	11.3%	8.5%	9.4%	2.3%	10.8%	0.5%	0.9%
山口県	28.7%	18.1%	2.5%	17.7%	6.3%	10.1%	5.5%	5.5%	0.0%	5.5%
徳島県	27.1%	9.5%	5.2%	16.3%	7.8%	13.1%	6.9%	8.8%	0.3%	4.9%
香川県	21.3%	12.5%	6.0%	34.7%	6.0%	8.3%	5.6%	1.9%	0.0%	3.7%
愛媛県	31.0%	14.6%	6.3%	14.3%	13.2%	9.1%	4.2%	6.3%	0.0%	1.0%
高知県	34.3%	15.8%	3.2%	21.7%	5.0%	6.7%	4.7%	5.9%	0.3%	2.3%
福岡県	26.3%	9.7%	7.8%	23.1%	7.3%	15.6%	3.2%	1.3%	0.0%	5.6%
佐賀県	33.7%	8.9%	2.1%	23.7%	6.8%	10.5%	4.7%	5.3%	0.0%	4.2%
長崎県	40.3%	10.5%	5.7%	15.5%	4.8%	10.3%	5.9%	3.3%	0.0%	3.7%
熊本県	37.8%	10.9%	7.4%	15.8%	5.5%	9.2%	6.5%	1.7%	0.2%	5.0%
大分県	23.3%	10.9%	5.3%	17.7%	8.3%	10.9%	5.3%	5.3%	0.0%	13.2%
宮崎県	38.0%	8.4%	4.1%	21.3%	3.3%	13.7%	2.8%	1.8%	0.0%	6.8%
鹿児島県	26.8%	8.0%	7.8%	29.6%	4.0%	10.0%	2.9%	5.1%	0.0%	5.7%
沖縄県	44.9%	11.2%	3.7%	4.7%	11.2%	13.1%	1.9%	1.9%	0.0%	7.5%

※網掛けは各都道府県の中で最も高い割合となった(最も事業数の多かった)分野である。

### ◆都道府県別・過疎債ソフト事業の分野別構成比

▶ 平成 23 年度に実施されたソフト事業のうち、過疎債ソフト事業について、事業数の分野別構成比をみると、ソフト事業全体(前ページ)と比べて『交通通信・情報化』や『保健・福祉』に係る事業の割合が高い県が多くみられる。

図表1-19 平成 23 年度の過疎債ソフト事業数の分野別構成比 (%)

	産業振興	交通通信・ 情報化	生活環境	保健・ 福祉	医療の 確保	教育の 振興	地域文化 の振興	集落整備	自然エネ 施設	その他
北海道	30.4%	10.4%	7.7%	21.7%	7.4%	11.2%	2.4%	3.5%	0.0%	5.3%
青森県	23.4%	9.1%	13.0%	18.2%	13.0%	11.7%	2.6%	5.2%	0.0%	3.9%
岩手県	36.9%	9.8%	3.3%	13.9%	11.5%	9.0%	3.3%	8.2%	0.0%	4.1%
宮城県	14.7%	2.9%	0.0%	52.9%	5.9%	14.7%	0.0%	5.9%	0.0%	2.9%
秋田県	12.5%	17.9%	3.6%	37.5%	12.5%	3.6%	1.8%	10.7%	0.0%	0.0%
山形県	26.7%	14.5%	6.7%	30.9%	3.6%	7.9%	0.6%	6.1%	0.0%	3.0%
福島県	19.1%	24.7%	2.2%	10.1%	10.1%	19.1%	6.7%	2.2%	0.0%	5.6%
茨城県	28.6%	28.6%	0.0%	9.5%	19.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栃木県	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
群馬県	26.7%	26.7%	6.7%	33.3%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%
埼玉県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
千葉県	32.3%	9.7%	16.1%	12.9%	3.2%	12.9%	0.0%	6.5%	0.0%	6.5%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	24.7%	13.7%	9.6%	31.5%	6.8%	1.4%	2.7%	8.2%	0.0%	1.4%
富山県	33.3%	6.7%	6.7%	20.0%	13.3%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	6.7%
石川県	48.4%	25.8%	0.0%	3.2%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	0.0%	3.2%
福井県	52.0%	8.0%	8.0%	20.0%	0.0%	4.0%	4.0%	0.0%	0.0%	4.0%
山梨県	29.3%	26.8%	7.3%	17.1%	7.3%	9.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
長野県	18.1%	21.8%	10.4%	15.5%	7.3%	13.0%	3.1%	5.7%	0.5%	4.7%
岐阜県	23.6%	10.9%	5.5%	30.9%	9.1%	3.6%	3.6%	1.8%	0.0%	10.9%
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛知県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三重県	29.5%	8.0%	4.5%	26.1%	11.4%	4.5%	6.8%	5.7%	0.0%	3.4%
滋賀県	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	25.0%	35.0%	2.5%	12.5%	7.5%	7.5%	0.0%	2.5%	0.0%	7.5%
兵庫県	39.6%	11.2%	4.5%	14.2%	6.0%	5.2%	3.7%	6.7%	0.7%	8.2%
奈良県	23.4%	23.4%	10.6%	12.8%	10.6%	10.6%	0.0%	4.3%	0.0%	4.3%
和歌山県	26.9%	12.5%	3.1%	23.8%	6.9%	15.0%	1.9%	4.4%	0.0%	5.6%
鳥取県	31.6%	19.3%	3.5%	15.8%	0.0%	8.8%	3.5%	3.5%	0.0%	14.0%
島根県	31.1%	12.1%	3.8%	12.9%	11.4%	14.0%	7.2%	6.4%	0.0%	1.1%
岡山県	16.0%	23.5%	2.5%	22.2%	7.4%	14.8%	1.2%	8.6%	0.0%	3.7%
広島県	31.0%	19.7%	2.8%	7.0%	9.9%	8.5%	0.0%	18.3%	0.0%	2.8%
山口県	22.0%	24.0%	2.0%	6.0%	14.0%	12.0%	4.0%	6.0%	0.0%	10.0%
徳島県	37.1%	13.5%	6.7%	6.7%	9.0%	11.2%	5.6%	5.6%	0.0%	4.5%
香川県	19.2%	11.5%	0.0%	34.6%	19.2%	3.8%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%
愛媛県	23.3%	15.1%	5.8%	18.6%	19.8%	5.8%	5.8%	5.8%	0.0%	0.0%
高知県	36.3%	15.4%	3.8%	21.3%	3.3%	5.8%	5.0%	6.7%	0.4%	2.1%
福岡県	25.0%	21.4%	2.7%	11.6%	5.4%	17.0%	5.4%	3.6%	0.0%	8.0%
佐賀県	34.0%	11.0%	2.0%	16.0%	7.0%	12.0%	5.0%	6.0%	0.0%	7.0%
長崎県	38.9%	11.5%	5.6%	16.0%	6.3%	10.4%	5.2%	1.7%	0.0%	4.5%
熊本県	25.0%	21.9%	6.3%	18.8%	3.1%	9.4%	0.0%	3.1%	0.0%	12.5%
大分県	19.8%	14.8%	7.4%	16.0%	9.9%	12.3%	2.5%	3.7%	0.0%	13.6%
宮崎県	43.2%	13.5%	0.0%	14.9%	5.4%	14.9%	0.0%	2.7%	0.0%	5.4%
鹿児島県	20.5%	13.2%	6.6%	26.4%	5.5%	10.3%	0.4%	11.0%	0.0%	6.2%
沖縄県	46.9%	9.4%	3.1%	6.3%	10.9%	10.9%	1.6%	3.1%	0.0%	7.8%

※網掛けは各都道府県の中で最も高い割合となった(最も事業数が多かった)分野である。

(2) ソフト事業の事業額及び財源内訳

- 過疎債を活用して実施したソフト事業の1事業あたり平均事業額はソフト事業全体平均よりも小さく、平成22年度と比べて過疎債ソフト事業は小規模化している。
- 平均事業額は「保健・福祉」(2,248万円/事業)や「医療の確保」(2,155万円/事業)といった2,000万円を超えるものから、「地域文化の振興」(393万円/事業)や「自然エネルギー施設」(314万円/事業)といった500万円未満のものまで、事業分野によって差が大きい。
- ソフト事業の財源別内訳をみると、事業費の4割強近くは一般財源であり、過疎債は2割強であるが、過疎債を活用して実施されたソフト事業に限ってみると、過疎債は事業費の7割を占めている。

◆ソフト事業全体及び過疎債ソフト事業の事業額

- ▶平成23年度のソフト事業全体の平均事業額は1,358万円/事業、過疎債ソフト事業の平均事業額は1,320万円/事業と、過疎債ソフト事業の方が事業規模は小さくなっている。
- ▶ソフト事業全体の平均事業額について事業分野別にみると、『保健・福祉』が2,248万円/事業と最も高く、次いで『医療の確保』が2,155万円/事業と、この2分野のみが2,000万円以上と特に高い。これらに次いで高いのは『交通通信・情報化』であり、1,543万円/事業となっている。
- ▶同様に、過疎債ソフト事業についてみると、『医療の確保』が事業数は367件とあまり多くないものの、1事業あたり2,702万円/事業と特に事業額が大きい。また、『集落の整備』が1,650万円/事業及び『交通通信・情報化』が15,941/事業とソフト事業全体の平均事業額(1,128万円/事業)よりも大きくなっている。

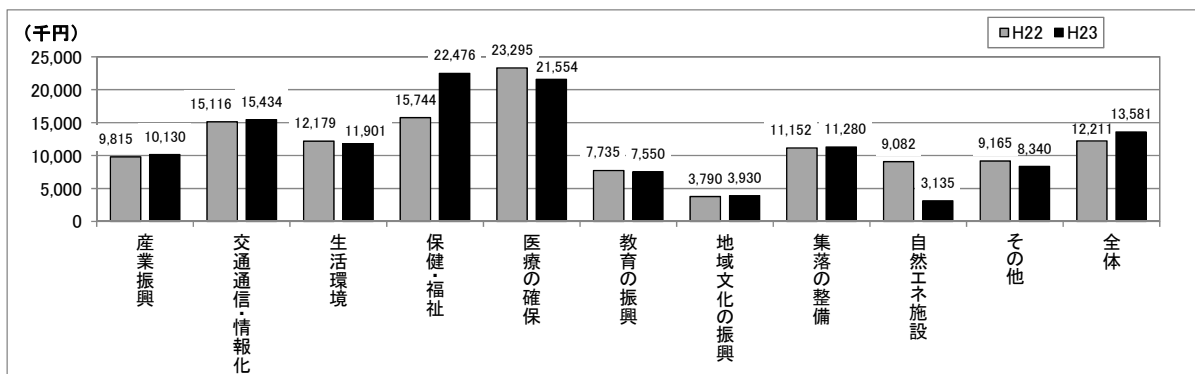
図表1-20 平成23年度に実施されたソフト事業の分野別事業数及び事業額

	平成23年度のソフト事業			うち過疎債ソフト事業				
	事業数 [事業]	事業費 [千円]	1事業 平均	事業数 [事業]	事業費 [千円]	1事業 平均	うち 過疎債額 [千円]	総事業費に 占める過疎 債の割合
	a	b	b/a	c	d	d/c	e	e/d
1 産業振興	4,238	42,929,768	10,130	1,393	14,549,217	10,445	10,099,460	69.4%
2 交通通信・情報化	1,646	25,404,952	15,434	668	10,648,710	15,941	7,650,350	71.8%
3 生活環境	868	10,329,767	11,901	269	3,171,958	11,792	2,236,700	70.5%
4 保健・福祉	3,034	68,193,148	22,476	908	11,941,930	13,152	7,969,950	66.7%
5 医療の確保	892	19,226,373	21,554	367	9,916,302	27,020	6,318,550	63.7%
6 教育の振興	1,647	12,434,440	7,550	492	4,567,594	9,284	3,725,045	81.6%
7 地域文化の振興	611	2,401,509	3,930	150	761,380	5,076	622,200	81.7%
8 集落の整備	631	7,117,435	11,280	246	4,057,926	16,496	3,373,000	83.1%
9-1 自然エネ施設	20	62,694	3,135	3	16,750	5,583	16,500	98.5%
9-2 その他	682	5,687,616	8,340	235	2,825,100	12,022	2,539,400	89.9%
合計	14,269	193,787,702	13,581	4,731	62,456,867	13,202	44,551,155	71.3%

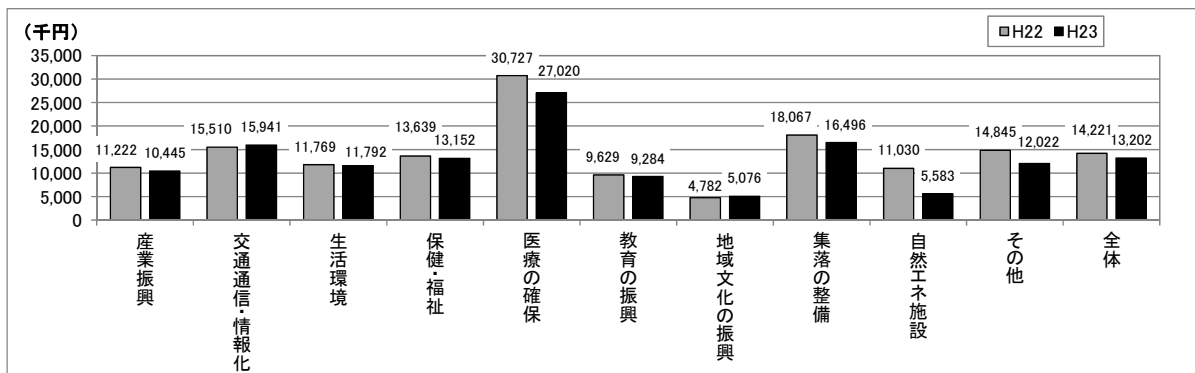
## ◆平成22年度との比較

- ▶ 平成 23 年度のソフト事業全体の平均事業額は 1,358 万円/事業であり、平成 22 年度 (1,221 万円/事業) より約 137 万円拡大した。
- ▶ 事業分野別にみると、『保健・福祉』では平均事業額が大きく拡大しているが、その他の分野では平均事業額は概ね横ばいもしくは縮小している。
- ▶ 一方で過疎債ソフト事業の事業規模 (1,320 万円/事業) は平成 22 年度 (1,422 万円/事業) よりも約 100 万円縮小している。
- ▶ 事業分野別にみると、特に過疎債ソフト事業では、『交通通信・情報化』及び『地域文化の振興』を除く全ての分野で、平成 22 年度よりも平成 23 年度の方が事業規模は縮小している。

図表1-21 平成 22・23 年度のソフト事業全体の平均事業額



図表1-22 平成 22・23 年度の過疎債ソフト事業の平均事業額



◆都道府県別・ソフト事業の総事業費の分野別構成比

▶ 平成23年度に実施されたソフト事業の総事業費について、都道府県別に事業分野別の構成比をみると、「産業振興」に係る事業費が最も高い割合となっているのが18道県、「保健・福祉」に係る事業費が最も高い割合となっているのが15都県と、この2分野に事業が集中している。

図表1-23 平成23年度に実施されたソフト事業の総事業額の分野別構成比（％）

	産業振興	交通通信・ 情報化	生活環境	保健・ 福祉	医療の 確保	教育の 振興	地域文化 の振興	集落整備	自然エネ 施設	その他
北海道	27.1%	10.3%	7.5%	22.6%	17.3%	6.9%	0.8%	3.5%	0.0%	4.0%
青森県	6.3%	10.6%	5.7%	11.4%	36.9%	9.8%	1.1%	10.4%	0.0%	7.8%
岩手県	33.4%	15.7%	1.6%	13.3%	11.5%	8.3%	0.7%	8.1%	0.1%	7.3%
宮城県	32.9%	11.9%	1.3%	20.1%	19.1%	9.9%	0.4%	2.1%	0.0%	2.4%
秋田県	13.7%	16.9%	1.3%	27.7%	10.5%	3.3%	3.9%	22.5%	0.0%	0.0%
山形県	21.9%	14.6%	9.0%	38.1%	2.1%	8.3%	1.6%	2.7%	0.0%	1.6%
福島県	24.9%	29.0%	2.1%	19.2%	7.8%	9.1%	1.6%	4.8%	0.2%	1.4%
茨城県	11.7%	13.8%	1.0%	37.5%	18.2%	11.6%	4.9%	0.5%	0.2%	0.6%
栃木県	32.8%	21.1%	5.1%	10.4%	10.3%	15.1%	3.9%	0.5%	0.7%	0.1%
群馬県	23.5%	19.0%	8.1%	24.7%	8.2%	13.4%	1.0%	1.3%	0.0%	0.8%
埼玉県	27.2%	12.4%	7.2%	3.4%	2.7%	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%
千葉県	16.4%	8.2%	6.3%	40.4%	4.5%	14.8%	0.4%	4.2%	0.0%	4.8%
東京都	26.0%	4.4%	0.3%	63.5%	0.5%	1.6%	1.2%	0.0%	0.0%	2.5%
新潟県	46.9%	11.5%	3.8%	12.8%	5.7%	12.6%	1.2%	4.8%	0.0%	0.8%
富山県	32.2%	18.9%	3.6%	21.9%	14.9%	0.8%	0.1%	5.3%	0.0%	2.3%
石川県	26.8%	19.9%	1.6%	29.5%	7.4%	9.2%	2.4%	1.8%	0.0%	1.6%
福井県	53.8%	11.0%	3.5%	13.4%	10.0%	3.8%	0.9%	2.9%	0.0%	0.8%
山梨県	5.4%	10.8%	4.5%	60.6%	7.8%	5.9%	0.3%	0.0%	0.0%	4.7%
長野県	23.0%	19.6%	11.3%	20.9%	6.1%	8.4%	1.8%	2.2%	0.1%	6.7%
岐阜県	17.4%	24.0%	4.2%	20.3%	21.6%	4.2%	2.2%	0.8%	0.1%	5.3%
静岡県	7.1%	24.0%	13.2%	19.5%	15.9%	7.4%	1.4%	2.7%	0.0%	8.9%
愛知県	27.2%	38.0%	0.3%	9.4%	6.1%	2.5%	0.3%	9.9%	0.0%	6.3%
三重県	21.2%	20.6%	2.7%	15.9%	28.0%	2.7%	3.5%	3.3%	0.0%	2.0%
滋賀県	28.1%	29.6%	4.8%	2.1%	26.2%	6.2%	0.6%	1.7%	0.0%	0.7%
京都府	16.1%	55.7%	2.9%	7.3%	5.1%	2.8%	0.0%	4.0%	0.0%	6.1%
兵庫県	26.6%	21.4%	2.1%	14.7%	19.9%	5.3%	1.5%	4.0%	0.4%	4.2%
奈良県	26.3%	44.9%	3.5%	6.9%	2.5%	9.1%	4.8%	1.7%	0.0%	0.4%
和歌山県	18.4%	9.6%	2.7%	37.9%	8.0%	10.0%	1.5%	3.7%	0.0%	8.4%
鳥取県	26.0%	23.8%	1.1%	16.4%	4.1%	6.3%	0.8%	2.1%	0.0%	19.3%
島根県	31.2%	13.2%	1.2%	14.4%	16.1%	8.2%	2.4%	10.7%	0.0%	2.7%
岡山県	25.5%	26.7%	4.9%	30.2%	2.6%	5.3%	0.2%	1.9%	0.0%	2.7%
広島県	19.6%	27.5%	6.6%	10.2%	10.7%	7.8%	0.7%	16.2%	0.0%	0.5%
山口県	23.2%	26.8%	1.0%	14.0%	18.8%	6.9%	2.1%	4.4%	0.0%	2.8%
徳島県	18.6%	12.8%	5.1%	20.3%	25.2%	7.9%	1.6%	3.7%	0.1%	4.7%
香川県	7.6%	3.0%	1.7%	71.6%	12.2%	2.2%	0.6%	0.5%	0.0%	0.6%
愛媛県	26.6%	20.6%	3.2%	14.0%	26.2%	3.8%	0.6%	5.0%	0.0%	0.1%
高知県	35.1%	18.2%	4.0%	25.2%	4.4%	6.6%	2.2%	2.6%	0.1%	1.5%
福岡県	19.6%	8.3%	14.6%	30.6%	14.0%	8.6%	1.7%	1.0%	0.0%	1.8%
佐賀県	42.5%	6.8%	3.4%	21.7%	12.0%	4.7%	0.8%	3.8%	0.0%	4.4%
長崎県	38.4%	10.5%	2.2%	29.7%	5.8%	5.3%	2.3%	3.7%	0.0%	2.1%
熊本県	25.0%	15.1%	8.3%	29.9%	7.8%	6.7%	2.3%	2.4%	0.1%	2.4%
大分県	27.6%	15.3%	1.1%	24.4%	9.9%	9.9%	3.4%	3.2%	0.0%	5.1%
宮崎県	7.5%	3.4%	0.7%	83.1%	1.1%	1.8%	0.2%	0.2%	0.0%	2.2%
鹿児島県	8.1%	5.2%	9.4%	68.4%	1.3%	2.6%	0.4%	3.2%	0.0%	1.5%
沖縄県	45.7%	16.5%	3.6%	6.6%	12.9%	4.5%	0.4%	2.0%	0.0%	7.8%

※網掛けは各都道府県の中で最も高い割合となった(最も事業費が大きい)分野である。



## ◆都道府県別・過疎債ソフト事業の事業費の分野別構成比

▶平成23年度に過疎債ソフト事業の事業額について、都道府県別に事業分野別の構成比をみると、「産業振興」に係る事業費が最も高い割合となっているのが14道県、「保健・福祉」に係る事業費が最も高い割合となっているのが10都県である。また、ソフト事業全体ではあまり高い割合にならなかった「医療の確保」が最も高い割合を占めている県が9県みられた。

図表1-24 平成23年度に実施された過疎債ソフト事業の総事業額の分野別構成比（％）

	産業振興	交通通信・ 情報化	生活環境	保健・ 福祉	医療の 確保	教育の 振興	地域文化 の振興	集落整備	自然エネ 施設	その他
北海道	24.8%	10.5%	8.7%	18.3%	23.2%	5.8%	0.8%	5.0%	0.0%	2.8%
青森県	4.8%	6.3%	5.2%	10.1%	44.2%	6.4%	1.1%	12.8%	0.0%	9.1%
岩手県	21.6%	10.0%	0.6%	16.7%	11.1%	10.1%	0.7%	14.3%	0.0%	14.9%
宮城県	16.2%	0.7%	0.0%	39.7%	13.6%	16.0%	0.0%	9.6%	0.0%	4.2%
秋田県	5.6%	23.5%	1.7%	30.1%	6.5%	2.1%	4.2%	26.4%	0.0%	0.0%
山形県	14.0%	17.2%	9.1%	43.9%	5.4%	5.6%	0.1%	2.9%	0.0%	1.8%
福島県	11.1%	42.1%	0.5%	16.3%	15.6%	11.0%	1.3%	0.4%	0.0%	1.8%
茨城県	14.5%	27.8%	0.0%	5.3%	36.8%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栃木県	26.6%	11.9%	0.0%	0.0%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
群馬県	14.5%	22.6%	5.1%	55.2%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
埼玉県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
千葉県	33.8%	10.8%	27.5%	8.3%	1.1%	4.5%	0.0%	3.4%	0.0%	10.6%
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟県	35.6%	14.5%	8.6%	13.1%	11.9%	3.1%	0.5%	10.6%	0.0%	2.0%
富山県	8.7%	1.2%	11.7%	49.4%	5.5%	0.0%	0.0%	17.1%	0.0%	6.4%
石川県	42.8%	28.4%	0.0%	2.6%	16.6%	2.0%	2.2%	3.3%	0.0%	1.9%
福井県	77.8%	2.4%	5.4%	11.0%	0.0%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%	1.1%
山梨県	22.6%	33.1%	11.8%	12.7%	2.6%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%
長野県	21.9%	26.1%	6.7%	5.6%	10.4%	10.4%	1.9%	4.0%	0.2%	13.0%
岐阜県	14.6%	19.0%	0.8%	55.2%	4.1%	1.4%	1.2%	0.4%	0.0%	3.2%
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛知県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三重県	21.2%	10.0%	2.0%	25.6%	29.2%	1.0%	3.3%	5.0%	0.0%	2.8%
滋賀県	0.0%	34.9%	0.0%	0.0%	65.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	6.2%	60.6%	1.5%	9.2%	5.4%	4.2%	0.0%	3.9%	0.0%	9.1%
兵庫県	24.5%	17.0%	2.6%	12.8%	26.0%	6.9%	0.6%	3.4%	0.5%	5.6%
奈良県	10.3%	33.0%	10.7%	8.7%	7.5%	26.9%	0.0%	2.0%	0.0%	0.9%
和歌山県	18.3%	17.7%	0.8%	25.1%	6.8%	22.7%	1.1%	4.5%	0.0%	2.9%
鳥取県	17.2%	27.9%	0.5%	21.4%	0.0%	4.4%	0.7%	2.4%	0.0%	25.3%
島根県	33.1%	12.6%	1.2%	14.8%	16.1%	9.4%	3.0%	9.2%	0.0%	0.6%
岡山県	31.3%	19.5%	0.6%	33.2%	3.5%	5.8%	0.2%	2.4%	0.0%	3.6%
広島県	18.6%	27.1%	3.0%	3.1%	13.8%	6.2%	0.0%	26.6%	0.0%	1.7%
山口県	9.9%	18.6%	0.6%	6.9%	48.1%	5.6%	2.3%	0.6%	0.0%	7.4%
徳島県	18.2%	17.2%	1.7%	10.0%	38.7%	5.5%	1.2%	4.3%	0.0%	3.2%
香川県	24.9%	9.0%	0.0%	20.8%	24.6%	7.2%	13.4%	0.0%	0.0%	0.0%
愛媛県	20.2%	15.3%	4.2%	18.4%	36.5%	3.1%	0.4%	1.8%	0.0%	0.0%
高知県	34.8%	17.7%	5.2%	25.7%	4.8%	5.1%	2.5%	2.2%	0.2%	1.8%
福岡県	24.0%	26.1%	0.9%	10.5%	2.7%	23.6%	3.3%	4.0%	0.0%	4.9%
佐賀県	27.8%	12.8%	2.5%	18.4%	12.1%	8.4%	1.2%	6.8%	0.0%	10.0%
長崎県	33.3%	14.3%	2.4%	20.8%	11.1%	6.0%	2.5%	6.2%	0.0%	3.2%
熊本県	34.0%	24.1%	1.5%	19.3%	3.7%	4.2%	0.0%	7.7%	0.0%	5.4%
大分県	16.0%	18.8%	1.9%	31.3%	10.1%	11.8%	1.3%	3.2%	0.0%	5.5%
宮崎県	24.8%	16.2%	0.0%	16.3%	5.1%	12.2%	0.0%	2.4%	0.0%	23.0%
鹿児島県	11.7%	14.4%	16.7%	25.2%	4.7%	8.0%	0.1%	15.0%	0.0%	4.3%
沖縄県	57.1%	7.9%	3.3%	9.1%	6.0%	3.9%	0.3%	2.8%	0.0%	9.6%

※網掛けは各都道府県の中で最も高い割合となった(最も事業費が大きい)分野である。

※上表からは平成23年度にソフト事業を実施しなかった県を除いている。

◆都道府県別・ソフト事業に活用された過疎債額の分野別構成比

▶平成23年度に活用された過疎債額について、都道府県別に事業分野別構成比をみると、「産業振興」に最も多く活用したのが14道県と最も多く、次いで「保健・福祉」が10県、「医療の確保」が8県、「交通通信・情報化」が7県となっている。

図表1-25 平成23年度に活用された過疎債ソフト事業の分野別構成比（％）

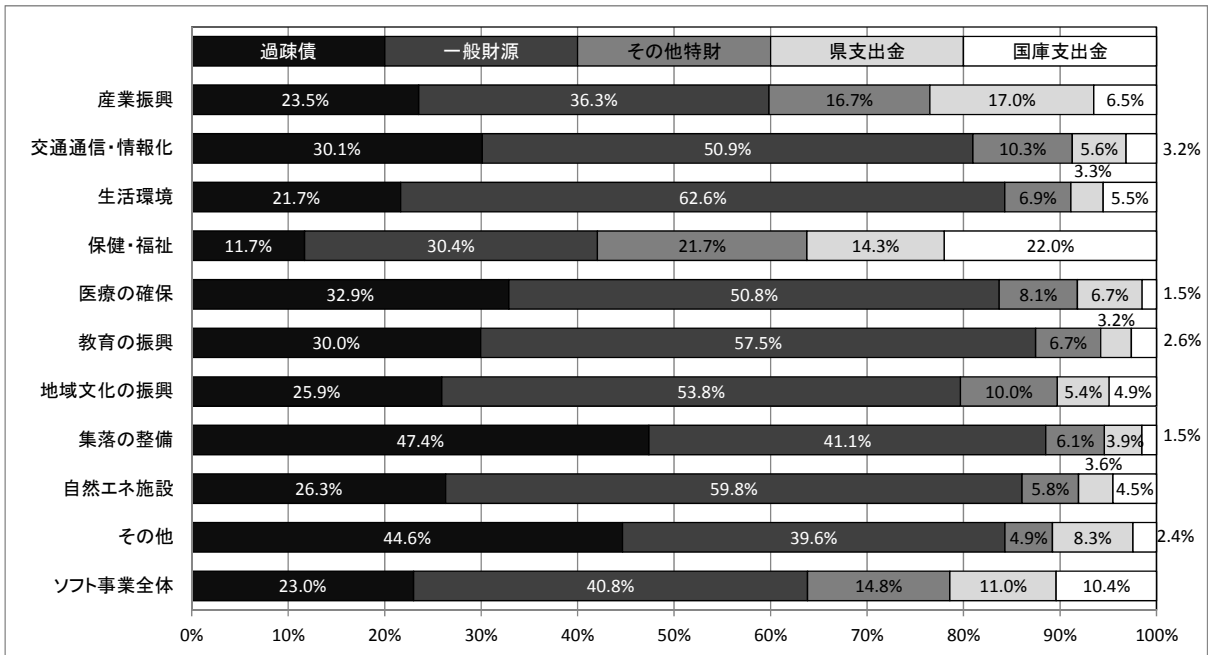
	産業振興	交通通信・情報化	生活環境	保健・福祉	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興	集落整備	自然エネ施設	その他
北海道	26.6%	12.3%	9.1%	17.9%	18.7%	7.2%	1.0%	4.0%	0.0%	3.2%
青森県	4.5%	4.4%	5.2%	9.9%	47.3%	6.5%	0.8%	13.7%	0.0%	7.7%
岩手県	22.1%	10.2%	0.7%	12.9%	12.0%	11.3%	0.6%	13.4%	0.0%	16.8%
宮城県	16.2%	0.8%	0.0%	36.4%	15.3%	15.8%	0.0%	10.9%	0.0%	4.6%
秋田県	5.6%	23.6%	1.0%	29.2%	6.9%	2.3%	4.6%	26.8%	0.0%	0.0%
山形県	15.7%	18.9%	7.3%	39.2%	7.2%	5.7%	0.2%	3.3%	0.0%	2.5%
福島県	16.1%	38.7%	0.7%	13.1%	12.6%	14.4%	1.5%	0.4%	0.0%	2.5%
茨城県	17.0%	30.0%	0.0%	6.1%	37.2%	9.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栃木県	23.0%	17.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
群馬県	20.3%	24.8%	9.0%	41.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
埼玉県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
千葉県	29.3%	11.9%	24.5%	9.4%	0.7%	6.0%	0.0%	4.4%	0.0%	13.7%
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟県	21.8%	23.5%	7.8%	14.4%	11.3%	1.2%	0.1%	16.6%	0.0%	3.2%
富山県	10.9%	1.5%	14.2%	44.0%	6.9%	0.0%	0.0%	20.6%	0.0%	2.0%
石川県	43.8%	27.9%	0.0%	1.1%	18.9%	1.8%	2.1%	2.2%	0.0%	2.2%
福井県	58.9%	5.4%	10.0%	18.5%	0.0%	1.5%	3.6%	0.0%	0.0%	2.0%
山梨県	23.6%	35.1%	8.1%	11.4%	2.9%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%
長野県	17.3%	28.8%	6.3%	5.4%	10.9%	8.7%	2.2%	4.2%	0.2%	16.0%
岐阜県	16.4%	25.1%	1.0%	43.8%	5.2%	1.9%	1.6%	0.6%	0.0%	4.3%
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛知県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三重県	24.6%	13.9%	1.7%	19.7%	25.9%	1.4%	4.5%	3.7%	0.0%	4.5%
滋賀県	0.0%	44.7%	0.0%	0.0%	55.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	7.3%	50.0%	0.8%	10.0%	8.6%	6.0%	0.0%	2.5%	0.0%	14.8%
兵庫県	23.5%	12.3%	4.3%	15.5%	16.3%	11.7%	0.9%	5.2%	0.9%	9.4%
奈良県	9.8%	27.9%	12.6%	11.6%	10.3%	23.8%	0.0%	2.7%	0.0%	1.3%
和歌山県	18.8%	16.4%	1.0%	24.2%	5.1%	25.6%	1.3%	4.5%	0.0%	3.0%
鳥取県	23.5%	19.9%	0.6%	15.0%	0.0%	5.4%	0.9%	3.4%	0.0%	31.3%
島根県	28.9%	11.0%	1.2%	15.0%	16.6%	10.5%	3.5%	12.6%	0.0%	0.7%
岡山県	17.3%	21.2%	0.9%	39.6%	5.1%	8.8%	0.2%	2.9%	0.0%	4.0%
広島県	18.0%	14.4%	2.1%	3.5%	18.2%	6.2%	0.0%	35.4%	0.0%	2.0%
山口県	12.8%	22.9%	0.7%	10.2%	32.0%	6.7%	3.2%	0.9%	0.0%	10.7%
徳島県	28.6%	16.3%	2.0%	8.0%	22.7%	8.6%	1.8%	6.7%	0.0%	5.3%
香川県	23.3%	6.0%	0.0%	19.2%	31.0%	8.8%	11.7%	0.0%	0.0%	0.0%
愛媛県	25.3%	18.5%	5.6%	14.4%	31.2%	2.8%	0.3%	1.9%	0.0%	0.0%
高知県	32.9%	20.6%	4.6%	22.8%	5.8%	4.9%	3.0%	2.8%	0.2%	2.4%
福岡県	21.8%	24.9%	0.9%	10.7%	3.4%	25.0%	3.9%	4.0%	0.0%	5.5%
佐賀県	31.9%	13.5%	3.0%	18.5%	5.9%	7.7%	1.5%	6.4%	0.0%	11.6%
長崎県	32.9%	14.2%	2.8%	20.7%	10.8%	5.9%	2.2%	7.3%	0.0%	3.2%
熊本県	31.9%	27.6%	2.2%	15.3%	1.4%	4.3%	0.0%	11.2%	0.0%	6.1%
大分県	17.8%	19.3%	1.6%	25.8%	8.0%	15.2%	1.2%	4.5%	0.0%	6.6%
宮崎県	25.1%	11.5%	0.0%	13.8%	5.8%	13.1%	0.0%	2.9%	0.0%	27.7%
鹿児島県	9.4%	13.4%	16.1%	23.6%	5.9%	9.7%	0.1%	16.7%	0.0%	5.1%
沖縄県	54.9%	6.8%	3.6%	9.6%	6.7%	4.2%	0.4%	3.1%	0.0%	10.7%

※網掛けは各都道府県の中で最も高い割合となった（最も過疎債額が大きい）分野である。

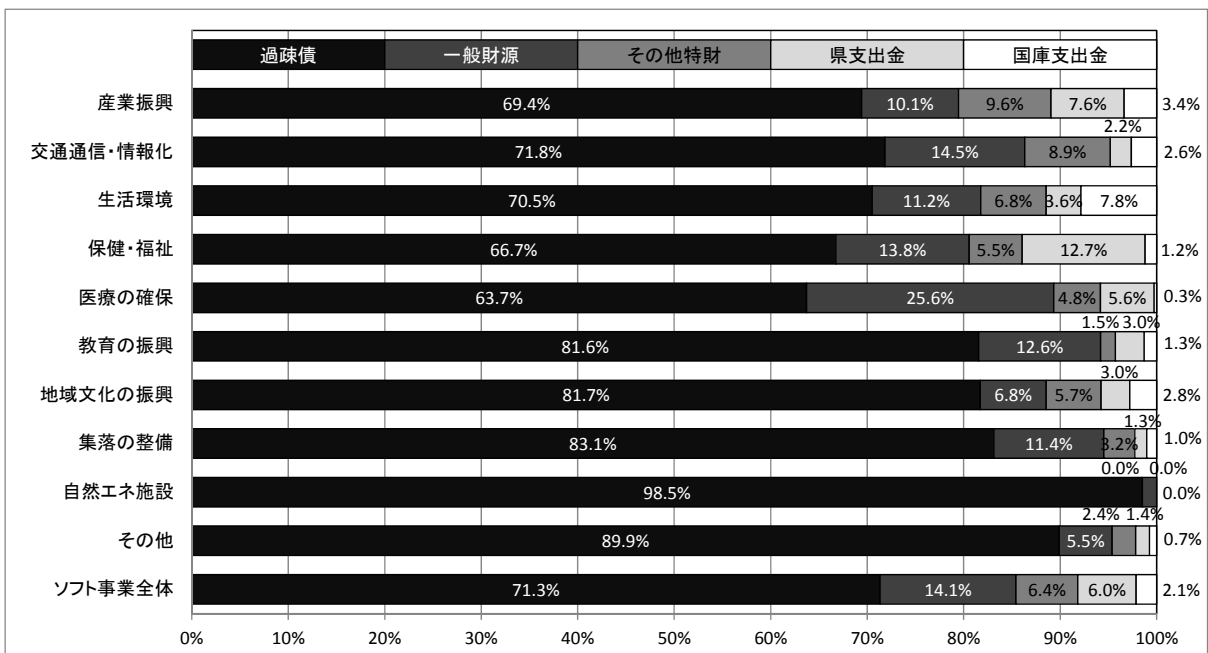
◆ソフト事業の財源別内訳

- ▶ ソフト事業の財源別内訳をみると、全体では一般財源が約 41%を占めており、過疎債は 23.0%である。
- ▶ 事業分野別にみると、特に「集落の整備」については過疎債の割合が 47.4%と高い。一方、平均事業額が最も大きい「保健・福祉」は、約3割を一般財源が占めているほか、国庫支出金やその他特定財源が2割強となっている。
- ▶ ソフト事業のうち過疎債を活用して実施された事業に限って、その財源別内訳をみると、過疎債の割合は総事業費の7割を占めており、特に「教育の振興」、「地域文化の振興」、「集落の整備」、「自然エネルギー施設」については過疎債が占める割合が8割を超えている。

図表1-26 平成 23 年度に実施されたソフト事業の財源別内訳



図表1-27 平成 23 年度に過疎債ソフト事業の財源別内訳



(3) ソフト事業における過疎債活用率

○過疎債の発行限度額に対する活用率は全体で 63.5%であり、都道府県でばらつきが大きい。

◆全体及び都道府県別

- ▶ 1事業あたりのソフト事業費は全体平均で 1,358 万円/事業であるが、都道府県別で見ると、半数近くの都道府県ではこれよりも平均事業費が小さい。
- ▶ 過疎債活用率をみると、全体では 63.5%で、平成 22 年度(57.5%)より若干上がった。都道府県により活用率にばらつきが見られ、活用率が 80%以上となっている県は、西日本で比較的多くみられる。

図表1-28 都道府県別 平成 23 年度のソフト事業分発行限度額に対する過疎債活用率

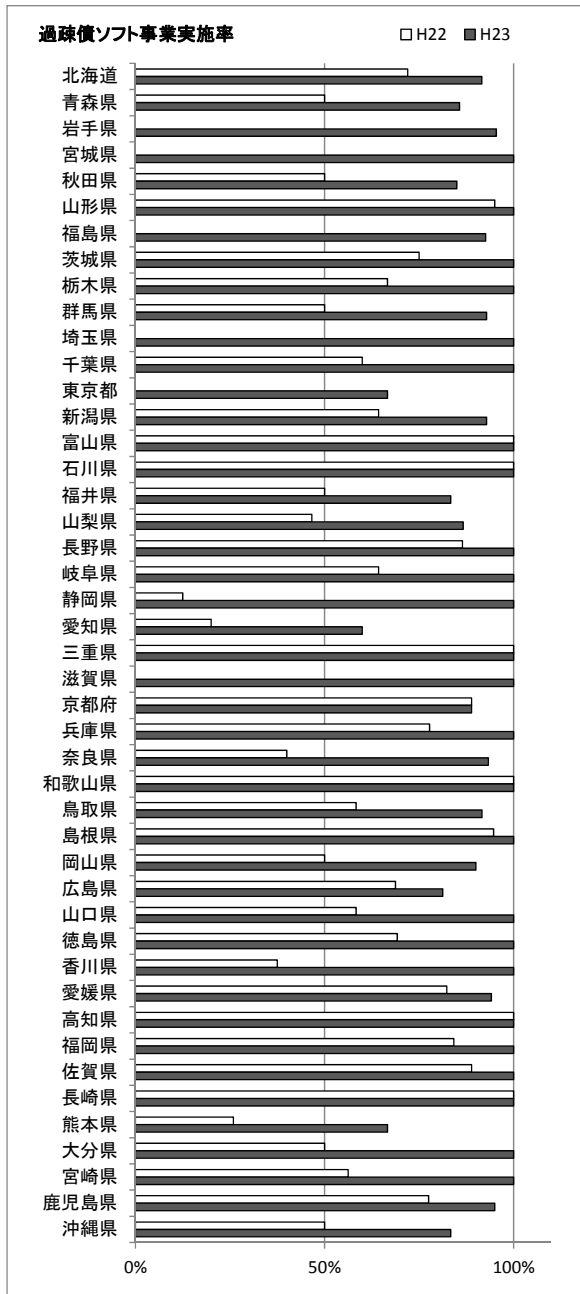
	ソフト事業			過疎債ソフト事業			過疎債ソフト分 発行限度額 [千円] f	過疎債 活用率 e/f	
	事業数 [事業] a	事業費 [千円] b	平均 b/a b/a	事業数 [事業] c	事業費 [千円] d	平均 d/c d/c			過疎債額 [千円] e
北海道	2,310	23,163,236	10,027	1,185	12,535,355	10,578	8,463,470	11,844,700	71.5%
青森県	130	1,714,703	13,190	77	1,387,400	18,018	1,294,200	2,232,800	58.0%
岩手県	352	4,074,899	11,576	122	1,658,567	13,595	1,477,500	2,620,500	56.4%
宮城県	170	4,322,337	25,426	34	778,341	22,892	681,600	1,080,500	63.1%
秋田県	104	1,389,827	13,364	56	977,095	17,448	881,900	2,840,700	31.0%
山形県	931	7,523,107	8,081	165	2,143,234	12,989	1,489,300	1,777,800	<b>83.8%</b>
福島県	266	3,394,806	12,762	89	1,493,219	16,778	1,003,800	1,672,800	60.0%
茨城県	158	1,716,535	10,864	21	414,522	19,739	307,100	413,600	74.3%
栃木県	100	1,392,678	13,927	5	169,695	33,939	83,400	123,000	67.8%
群馬県	205	1,758,995	8,580	15	445,382	29,692	222,000	532,600	41.7%
埼玉県	17	146,322	8,607	1	35,000	35,000	35,000	140,000	<b>25.0%</b>
千葉県	146	1,348,388	9,236	31	290,045	9,356	218,400	315,600	69.2%
東京都	55	1,753,742	31,886	0	0	-	0	210,000	<b>0.0%</b>
新潟県	288	9,810,316	34,064	73	2,813,879	38,546	1,651,300	2,278,200	72.5%
富山県	38	251,085	6,608	15	77,500	5,167	60,700	274,700	<b>22.1%</b>
石川県	238	2,403,016	10,097	62	1,039,598	16,768	915,100	951,100	<b>96.2%</b>
福井県	55	394,685	7,176	25	226,283	9,051	98,900	290,800	34.0%
山梨県	137	1,650,042	12,044	41	350,239	8,542	313,300	753,400	41.6%
長野県	961	7,728,754	8,042	193	1,900,058	9,845	1,472,400	2,020,700	72.9%
岐阜県	318	3,556,109	11,183	55	583,983	10,618	427,400	981,500	43.5%
静岡県	149	1,380,191	9,263	1	98,000	98,000	98,000	380,300	<b>25.8%</b>
愛知県	62	991,472	15,991	6	99,038	16,506	55,800	234,900	<b>23.8%</b>
三重県	199	1,913,281	9,614	88	1,047,415	11,902	657,300	756,300	<b>86.9%</b>
滋賀県	45	216,371	4,808	2	87,160	43,580	41,600	80,100	51.9%
京都府	82	1,319,006	16,085	40	886,113	22,153	540,800	752,800	71.8%
兵庫県	243	2,915,616	11,998	134	1,930,700	14,408	1,077,100	1,055,400	<b>102.1%</b>
奈良県	127	747,757	5,888	47	229,417	4,881	163,740	779,200	<b>21.0%</b>
和歌山県	385	4,149,561	10,778	160	1,367,026	8,544	1,128,800	1,174,700	<b>96.1%</b>
鳥取県	166	1,079,312	6,502	57	555,185	9,740	376,800	793,800	47.5%
島根県	633	7,274,647	11,492	264	3,639,353	13,785	2,387,400	2,511,100	<b>95.1%</b>
岡山県	134	2,277,919	16,999	81	1,716,319	21,189	958,300	2,074,000	46.2%
広島県	206	4,936,179	23,962	71	1,615,137	22,748	1,206,300	2,197,800	54.9%
山口県	236	3,234,919	13,707	50	1,102,705	22,054	718,200	1,338,800	53.6%
徳島県	276	2,268,800	8,220	89	1,157,061	13,001	695,800	1,387,500	50.1%
香川県	216	7,022,957	32,514	26	180,101	6,927	142,500	343,000	41.5%
愛媛県	285	4,322,013	15,165	86	2,012,917	23,406	1,425,400	2,153,800	66.2%
高知県	339	3,188,527	9,406	240	2,418,870	10,079	1,802,900	2,088,000	<b>86.3%</b>
福岡県	372	6,306,241	16,952	112	1,585,651	14,158	1,197,200	1,450,900	<b>82.5%</b>
佐賀県	183	1,367,936	7,475	100	580,354	5,804	460,600	685,200	67.2%
長崎県	454	6,156,475	13,561	288	3,144,250	10,918	2,612,245	2,860,300	<b>91.3%</b>
熊本県	505	6,612,147	13,093	32	800,334	25,010	552,900	2,686,700	<b>20.6%</b>
大分県	244	3,759,224	15,407	81	1,829,977	22,592	1,266,100	2,234,100	56.7%
宮崎県	395	15,081,707	38,182	74	851,464	11,506	703,600	1,329,400	52.9%
鹿児島県	1,247	24,951,729	20,009	273	3,619,271	13,257	2,662,600	4,451,500	59.8%
沖縄県	107	820,132	7,665	64	583,654	9,120	522,400	1,052,100	49.7%
全体	14,269	193,787,702	13,581	4,731	62,456,867	13,202	44,551,155	70,206,700	63.5%

※網掛けは過疎債活用率が80%以上の都道府県である。

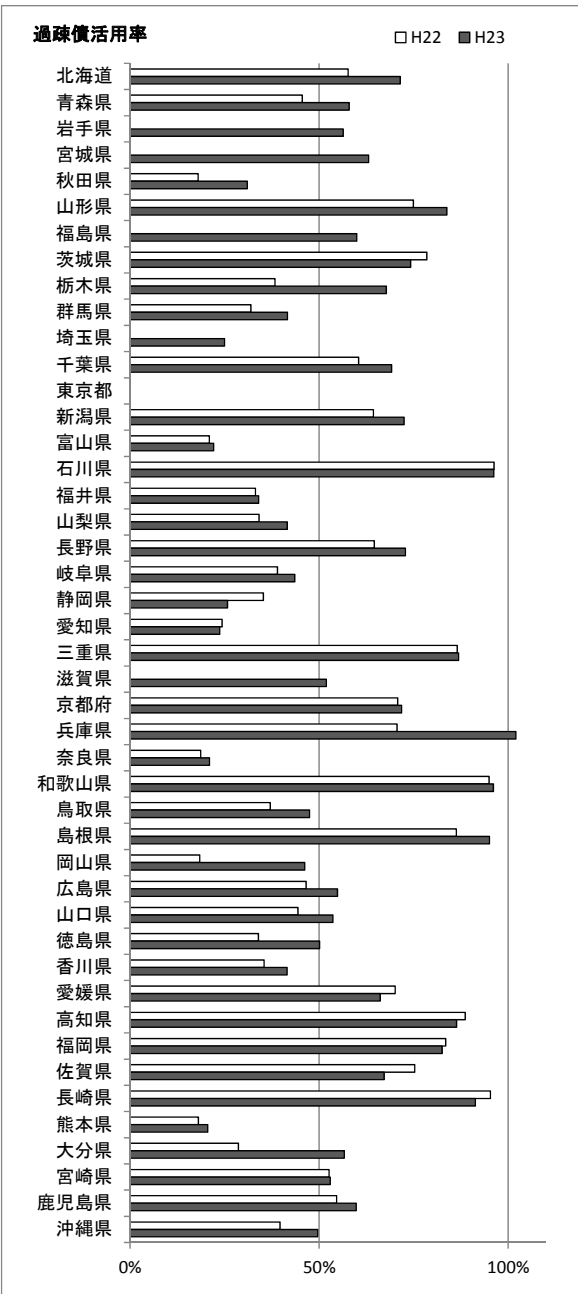
◆過疎債ソフト事業の実施率及び過疎債活用率の平成22年度との比較

- ▶ 過疎債ソフト事業の実施率(過疎債ソフト事業を実施した市町村の割合)を平成22年度と比較すると、いずれの都道府県も平成23年度の方が実施率は上がっており、かついずれも60%以上である。
- ▶ 一方、過疎債活用率について平成22年度と比較すると、多くの道府県では活用率は上がっているが、なかには平成23年度の方が活用率が低くなった県も散見される。

図表1-29 過疎債ソフト事業実施率



図表1-30 過疎債活用率



※岩手県、宮城県及び福島県については平成22年度調査は東日本大震災の影響を考慮し調査を実施しなかった。

図表1-31 過疎債活用率の区分別都道府県数

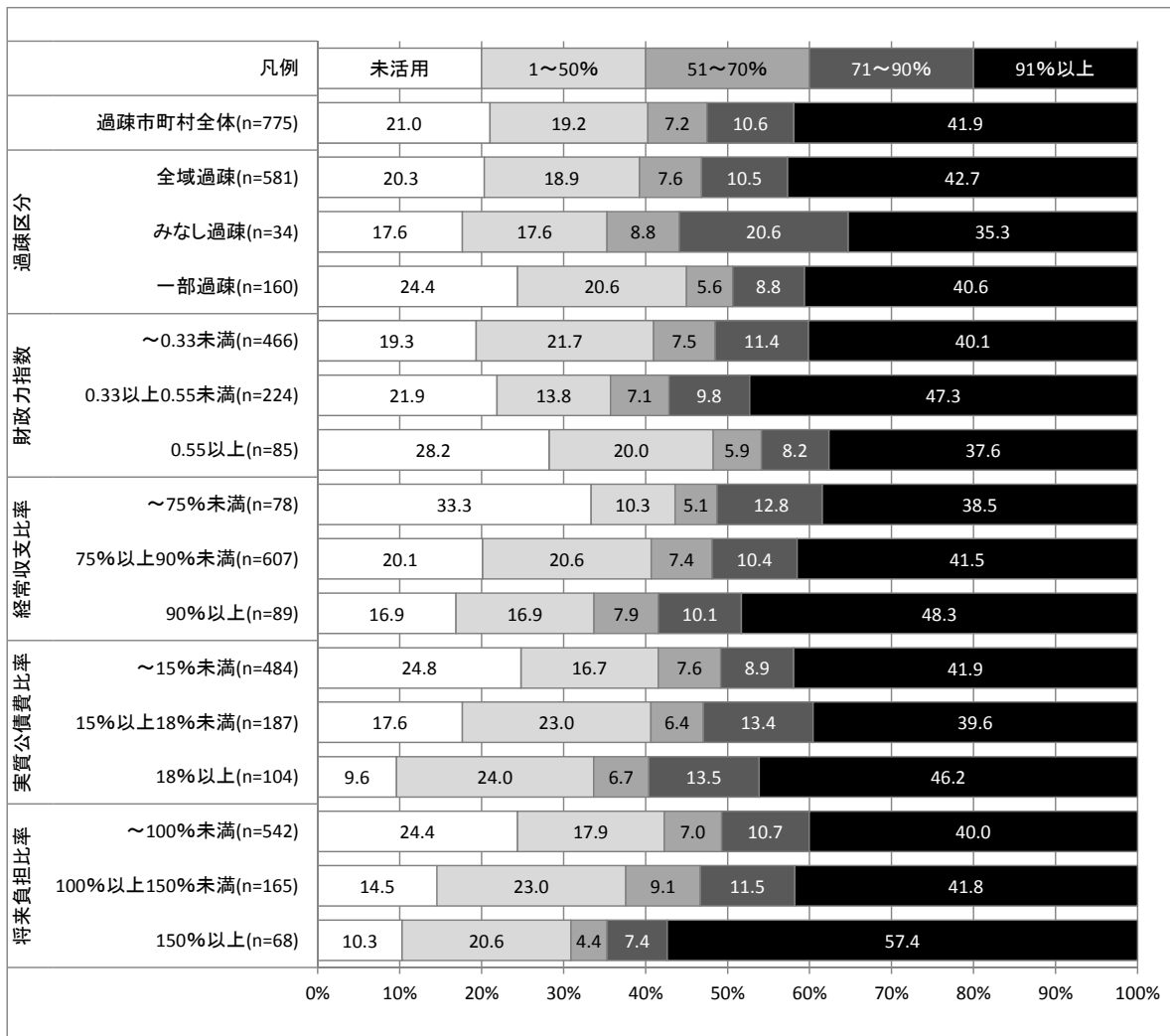
	未調査	0%	1%以上50%未満	50%以上90%未満	90%以上
平成22年度	3	3	20	16	3
平成23年度	—	1	15	24	5

- 市町村ごとにみると、4割強の市町村が発行限度額の90%以上を活用してソフト事業を実施している。
- 財政状況がより厳しい市町村ほど過疎債ソフト分の活用率が高い。

◆市町村別の過疎債活用率

- ▶ ソフト事業に対する過疎債の活用状況について、過疎債活用率別で分類集計すると、全体では41.9%の市町村が発行限度額の90%以上を活用しており、未活用の市町村(21.0%)の倍近くとなっている。
- ▶ 過疎区分別にみると、一部過疎(33条2項)市町村では未活用の割合がやや高いものの、いずれも5割以上が発行限度額の70%以上を活用してソフト事業を実施している。
- ▶ 財政力指数別にみると、過疎平均(0.33)未満の市町村は過疎債未活用の割合がやや低くなっている。
- ▶ 経常収支比率が75%未満の市町村では過疎債を活用していない市町村が3分の1みられるが、同比率が90%以上の市町村では、約半数が発行限度額の90%以上を活用している。
- ▶ 同様に実質公債費比率との関係を見ると、同比率が高い市町村の方が過疎債を活用している割合が高くなっている。
- ▶ 将来負担比率との関係を見ると、同比率が100%未満の市町村では2割強がソフト事業に過疎債を活用していないのに対して、同比率が150%以上の市町村では、6割近くが発行限度額の90%以上を活用している。

図表1-32 平成23年度の過疎区分及び市町村の財政状況別 過疎債活用率(市町村分類集計)



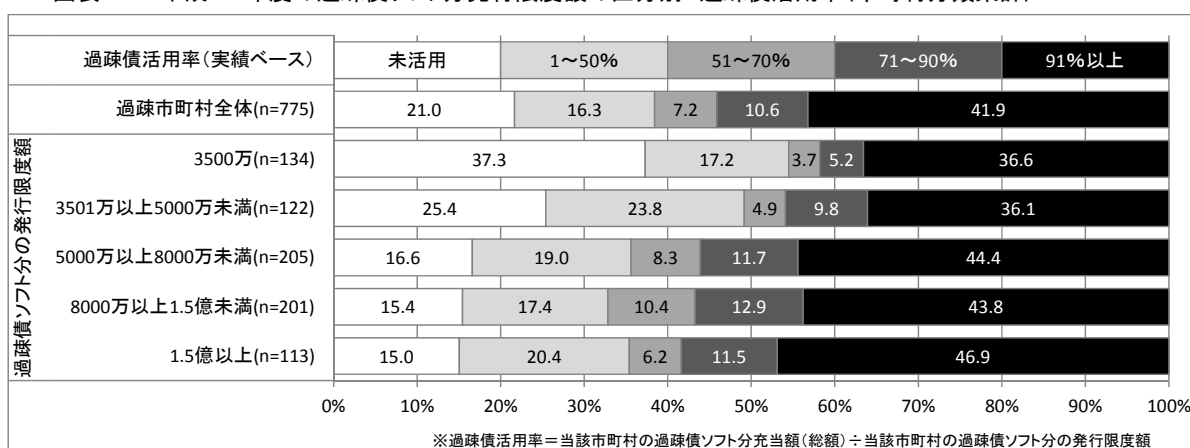
○過疎債ソフト分の発行限度額が小さい市町村ほど「未活用」の割合が高い。

○平成 22 年度と比べると、「未活用」の割合が大幅に減少しただけでなく、90%以上と高い活用率の市町村が増えている。

#### ◆市町村の過疎債ソフト分発行限度額と過疎債活用率との関係

- ▶ 各市町村の過疎債ソフト分発行限度額と過疎債活用率との関係を見ると、発行限度額が小さい市町村ほど過疎債ソフト分が「未活用」である割合が高い傾向がみられる。
- ▶ 過疎債ソフト分発行限度額が最低限度額の 3,500 万円である市町村(134 団体)では、4割近くが過疎債を活用しておらず、活用率 50%以下の市町村が5割強を占めている。
- ▶ これに対して、発行限度額が 5,000 万円以上の市町村の半数以上は過疎債活用率が 70%を上回っており、特に発行限度額 1.5 億円以上の市町村(113 団体)では活用率 91%以上が5割近くとなっている。

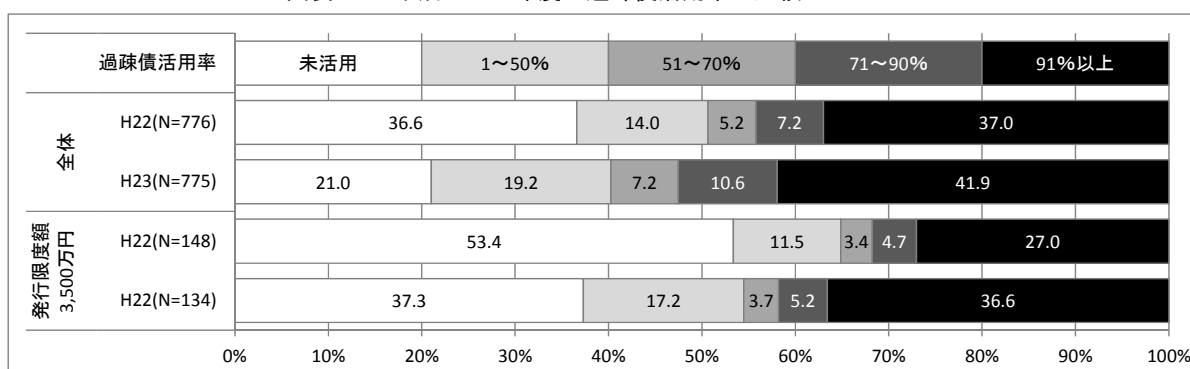
図表1-33 平成 23 年度の過疎債ソフト分発行限度額の区分別 過疎債活用率(市町村分類集計)



#### ◆過疎債活用率の平成22年度との比較

- ▶ 平成 22 年度と平成 23 年度で過疎債活用率区分ごとの市町村割合を比較すると、過疎債を活用しなかった(未活用)市町村の割合は 15.6 ポイント減と大幅に縮小し、代わりに発行限度額の 91%以上を活用した市町村の割合が平成 22 年度の 37.0%から平成 23 年度には 41.9%と 4.9 ポイント拡大している。
- ▶ 過疎債ソフト分の発行限度額区分のうち活用率が最も低い最低限度額グループについて比較すると、平成 22 年度は5割以上が過疎債ソフト分を活用しなかったのに対して、平成 23 年度には「未活用」は 37.3%と 16.1 ポイント減少し、活用率 91%以上が平成 22 年度の 27.0%から平成 23 年度には 36.6%と 9.6 ポイント増加している。

図表1-34 平成 22・23 年度の過疎債活用率の比較



(4) 市町村の属性別でみたソフト事業の事業分野や取組内容

○実施されたソフト事業の内容は、団体及び個人に対する「資金貸付・補助」が約半数を占める。  
 ○過疎区分に関わらず『産業振興』に係るソフト事業が多く実施されている。

◆全体及び過疎債ソフト事業

- ▶ 平成 23 年度に実施されたソフト事業の取組内容をみると、基金の積み立てをはじめとする『その他』(5,058 事業)以外では、『資金貸付・補助(対団体)』が 3,979 事業(27.9%)、『資金貸付・補助(対個人)』が 2,351 事業(16.5%)と多い。
- ▶ 1事業あたりの平均事業額は『資金貸付・補助(対団体)』が 1,280 万円/事業と最高額であり、これに次いで『システム構築・運営』が 1,201 万円/事業となっている。
- ▶ 取組内容ごとに過疎債を活用した事業の割合をみると、いずれも3割前後の事業に過疎債が活用されているが、なかでも『計画策定の支援』では5割近くの事業に過疎債が活用されている。

◆事業分野別の取組内容の比較

- ▶ 事業分野ごとに取組内容をみると、特に「集落の整備」では『資金貸付・補助(対団体)』に係る事業が半数近くと多くなっている。このほか「自然エネルギー施設」や「保健・福祉」では『資金貸付・補助(対個人)』が多くみられる。

図表1-35 平成 23 年度に実施されたソフト事業の取組内容別事業数及び事業額

	平成23年度のソフト事業				うち過疎債ソフト事業				過疎債を活用した事業の割合(C/A)
	事業数(A)	構成比	事業費[千円](B)	平均(B/A)	事業数(C)	構成比	事業費[千円](D)	平均(D/C)	
1人的支援・人材派遣	741	5.2%	6,810,710	9,191	223	4.7%	3,133,594	14,052	30.1%
2資金貸付・補助(対個人)	2,351	16.5%	28,166,014	11,980	807	17.1%	11,403,803	14,131	34.3%
3資金貸付・補助(対団体)	3,979	27.9%	50,913,646	12,796	1,372	29.0%	15,955,530	11,629	34.5%
4システム構築・運営	614	4.3%	7,375,176	12,012	238	5.0%	3,236,488	13,599	38.8%
5イベント等企画・開催	892	6.3%	3,407,296	3,820	255	5.4%	1,455,009	5,706	28.6%
6計画策定の支援	182	1.3%	980,890	5,390	83	1.8%	477,670	5,755	45.6%
7PR・情報発信	445	3.1%	2,614,796	5,876	152	3.2%	1,247,263	8,206	34.2%
8その他	5,058	35.4%	93,478,517	18,481	1,600	33.8%	25,531,510	15,957	31.6%
合計	14,262	100%	193,747,046	13,585	4,730	100%	62,440,867	13,201	33.2%

図表1-36 平成 23 年度の事業分野×取組内容別ソフト事業の実施件数

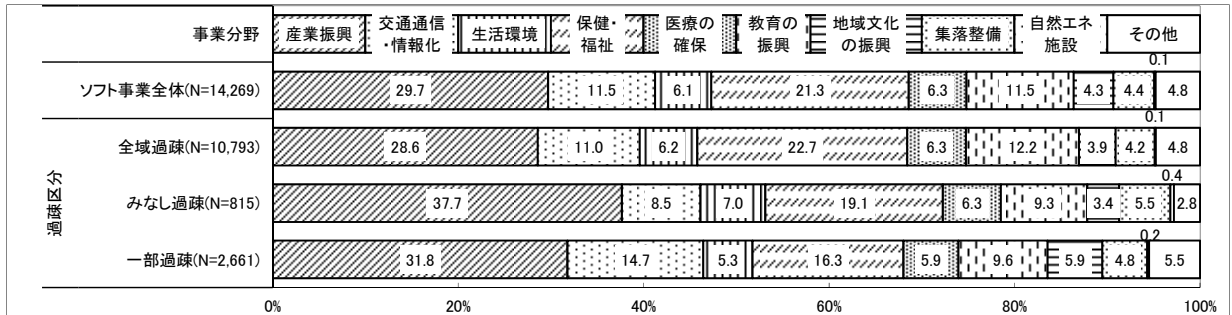
	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
	人的支援・人材派遣	資金貸付・補助(対個人)	資金貸付・補助(対団体)	システム構築・運営	イベント等企画・開催	計画策定の支援	PR・情報発信	その他	
1 産業振興	97 2.3%	639 15.1%	1690 39.9%	114 2.7%	328 7.7%	40 0.9%	282 6.7%	1043 24.6%	4,233 100%
2 交通通信・情報化	24 1.5%	106 6.4%	523 31.8%	184 11.2%	88 5.3%	41 2.5%	62 3.8%	618 37.5%	1,646 100%
3 生活環境	19 2.2%	197 22.7%	176 20.3%	32 3.7%	15 1.7%	37 4.3%	10 1.2%	381 43.9%	867 100%
4 保健・福祉	172 5.7%	843 27.8%	451 14.9%	140 4.6%	65 2.1%	9 0.3%	7 0.2%	1346 44.4%	3,033 100%
5 医療の確保	73 8.2%	176 19.7%	187 21.0%	51 5.7%	5 0.6%	3 0.3%	9 1.0%	388 43.5%	892 100%
6 教育の振興	243 14.8%	200 12.1%	284 17.2%	44 2.7%	146 8.9%	11 0.7%	10 0.6%	709 43.0%	1,647 100%
7 地域文化の振興	15 2.5%	12 2.0%	181 29.6%	9 1.5%	147 24.1%	17 2.8%	28 4.6%	202 33.1%	611 100%
8 集落の整備	71 11.3%	79 12.5%	286 45.3%	13 2.1%	22 3.5%	7 1.1%	15 2.4%	138 21.9%	631 100%
9-1 自然エネ施設	0 0.0%	8 40.0%	1 5.0%	2 10.0%	3 15.0%	1 5.0%	0 0.0%	5 25.0%	20 100%
9-2 その他	27 4.0%	91 13.3%	200 29.3%	25 3.7%	73 10.7%	16 2.3%	22 3.2%	228 33.4%	682 100%
合計	741 5.2%	2,351 16.5%	3,979 27.9%	614 4.3%	892 6.3%	182 1.3%	445 3.1%	5,058 35.5%	14,262 100%



◆過疎区分別でみたソフト事業の事業分野の特徴

- ▶ 過疎区分別で全ソフト事業の事業分野別割合を比較すると、全体で最も高い割合を占める『産業振興』についてはいずれの過疎区分でも最も多く実施されているが、特にみなし過疎市町村では4割近くと高い割合を占めており、続いて、『保健・福祉』もいずれの過疎区分でも多く実施されている。

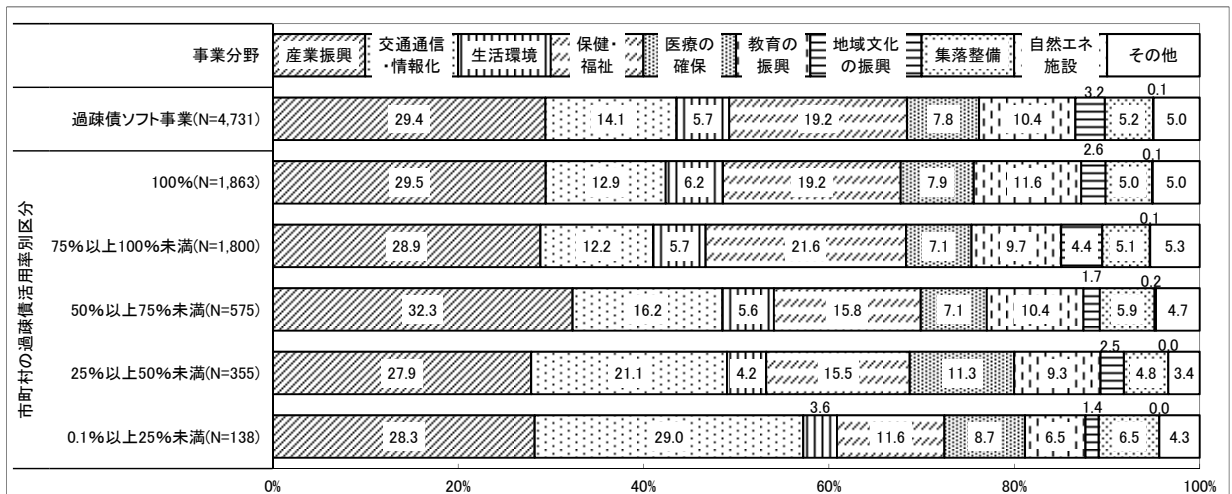
図表1-37 平成23年度の過疎区分別 事業分野別ソフト事業数(構成比)



◆過疎債活用率の区分別でみたソフト事業の事業分野の特徴

- ▶ 各市町村の過疎債活用率(ソフト分発行限度額に対する充当額の割合)から市町村を区分した上で、それぞれのグループごとに実施された全てのソフト事業の事業分野別割合を比較すると、いずれのグループでも『産業振興』が3割前後と最も高い割合を占めている。
- ▶ ただし、過疎債活用率が0.1%以上25%未満の市町村では、この『産業振興』よりも『交通通信・情報化』が29.0%と最も高い割合を占めている。
- ▶ また、過疎債活用率が75%以上と比較的高い市町村の方が、『保健・福祉』に係る事業の割合が高い傾向がみられる。

図表1-38 平成23年度の過疎債活用率の区分別 事業分野別ソフト事業数(構成比)



(5) ソフト事業の新規性

- 実施されたソフト事業の約8割は既存事業であるが、過疎債ソフト事業では、新規事業の割合が若干高くなっており、平成23年度から開始した新規事業も2割弱みられる。
- 平成23年度から実施されたソフト事業の6割に過疎債が活用されており、過疎債ソフト分が過疎対策としてのソフト事業への取組へ有効かつ適切に活用されていることがうかがえる。
- 平成23年度から新たに実施された事業としては『生活環境』や『教育の振興』の割合が高く、平成23年度に内容を拡充した新規事業としては『集落の整備』の割合が高い。

◆全体及び過疎債ソフト事業

- ▶平成23年度に実施されたソフト事業の新規性をみると、約8割が『既存事業』であり、その大部分は内容も変えていないものである。一方、法改正後に新たに始めた『新規事業』は全体で18.7%であり、平成23年度から始めたものも約1割(1,386事業)みられる。
- ▶1事業あたりの平均事業額が最も小さいのは平成23年度から開始した『新規事業』であり、平均807万円である。これに対して、平均事業額が最も大きいのは、平成22年度から開始し平成23年度に拡充した『新規事業』であり、2,013万円/事業である。『既存事業』については、内容を変えていないもの(1,410万円/事業)よりも拡充したもの(1,534万円/事業)の方が若干事業額が大きくなっている。
- ▶過疎債ソフト事業についてみると、『新規事業』の割合が31.6%とソフト事業全体よりも高くなっており、特に平成23年度から開始した『新規事業』が17.8%を占めている。
- ▶1事業あたりの平均事業額をみると、平成23年度から開始した『新規事業』は937万円/事業と最も事業額が低い。最も平均事業額が大きいのは、平成22年度から開始し平成23年度に拡充した『新規事業』であり、平成23年度から開始した『新規事業』の約3倍に相当する2,760万円/事業となっている。

◆事業の新規性と過疎債の活用状況

- ▶平成23年度から開始した『新規事業』の6割は過疎債が活用されている。
- ▶また、『既存事業』の中でも事業内容を変えていない場合の過疎債活用割合は27.0%であるのに対して、事業内容を拡充したものについては4割以上が過疎債を活用して実施されている。

図表1-39 平成23年度に実施されたソフト事業の新規性別事業数及び事業額

	平成23年度のソフト事業				うち過疎債ソフト事業				過疎債を活用した事業の割合(C/A)
	事業数(A)	構成比	事業費[千円](B)	平均(B/A)	事業数(C)	構成比	事業費[千円](D)	平均(D/C)	
1新規事業(H23開始)	1,386	9.7%	11,186,868	8,071	843	17.8%	7,898,563	9,370	60.8%
2新規事業(H22開始、内容不変)	1,124	7.9%	14,848,111	13,210	571	12.1%	9,709,987	17,005	50.8%
3新規事業(H22開始、H23拡充)	175	1.2%	3,523,444	20,134	81	1.7%	2,235,318	27,597	46.3%
4既存事業(内容不変)	10,872	76.2%	153,323,065	14,103	2,931	62.0%	36,894,705	12,588	27.0%
5既存事業(拡充、変更)	711	5.0%	10,905,580	15,338	305	6.4%	5,718,294	18,749	42.9%
合計	14,268	100%	193,787,069	13,582	4,731	100%	62,456,867	13,202	33.2%

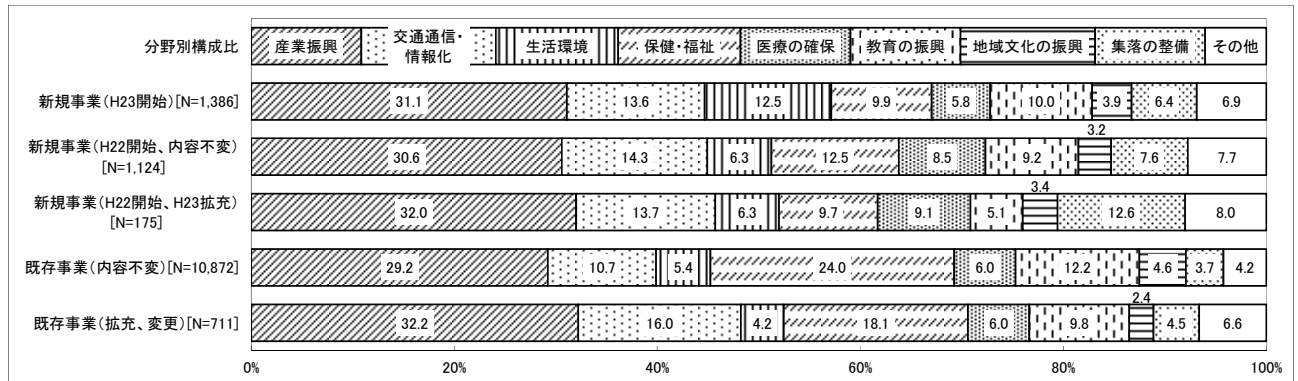
◆事業分野別の事業新規性の比較

- ▶ 事業分野ごとに新規性を比較すると、平成 23 年度から開始した『新規事業』の割合が最も高いのは『自然エネルギー施設』であり、次いで『生活環境』や『集落の整備』が高くなっている。
- ▶ 内容を変えずに実施されている『既存事業』の割合が高いのは『保健・福祉』や『教育の振興』、『地域文化の振興』などである。
- ▶ なお、事業の開始時期や拡充の状況ごとに分野別構成比を比較すると、平成 23 年度から新たに開始された事業では特に『生活環境』や『教育の振興』の割合が高くなっている。一方、平成 22 年度に開始し、平成 23 年度に内容を拡充した新規事業の中では、『集落の整備』の割合が高い。

図表1-40 平成 23 年度の事業分野×新規性別ソフト事業の実施件数

	新規事業 (H23開始)		新規事業 (H22開始,内容不変)		新規事業 (H22開始,H23拡充)		既存事業 (内容不変)		既存事業 (拡充、変更)		合 計	
1 産業振興	431	10.2%	344	8.1%	56	1.3%	3178	75.0%	229	5.4%	4,238	100%
2 交通通信・情報化	188	11.4%	161	9.8%	24	1.5%	1159	70.4%	114	6.9%	1,646	100%
3 生活環境	173	20.0%	71	8.2%	11	1.3%	582	67.1%	30	3.5%	867	100%
4 保健・福祉	137	4.5%	141	4.6%	17	0.6%	2610	86.0%	129	4.3%	3,034	100%
5 医療の確保	80	9.0%	96	10.8%	16	1.8%	657	73.7%	43	4.8%	892	100%
6 教育の振興	139	8.4%	103	6.3%	9	0.5%	1326	80.5%	70	4.3%	1,647	100%
7 地域文化の振興	54	8.8%	36	5.9%	6	1.0%	498	81.5%	17	2.8%	611	100%
8 集落の整備	89	14.1%	85	13.5%	22	3.5%	403	63.9%	32	5.1%	631	100%
9-1 自然エネ施設	6	30.0%	1	5.0%	1	5.0%	10	50.0%	2	10.0%	20	100%
9-2 その他	89	13.0%	86	12.6%	13	1.9%	449	65.8%	45	6.6%	682	100%
合 計	1,386	9.7%	1,124	7.9%	175	1.2%	10,872	76.2%	711	5.0%	14,268	100%

図表1-41 平成 23 年度に実施された新規/既存別ソフト事業(全事業)の事業数の分野別構成比



◆都道府県別の事業新規性の比較

▶平成23年度に過疎債を活用して実施したソフト事業の新規性について都道府県別で比較すると、比較的多くのソフト事業を実施した県や過疎債活用率の高い県の中には、『既存事業』の割合が高いところも少なくない。

図表1-42 都道府県別 平成23年度の過疎債ソフト事業の新規性別実施状況

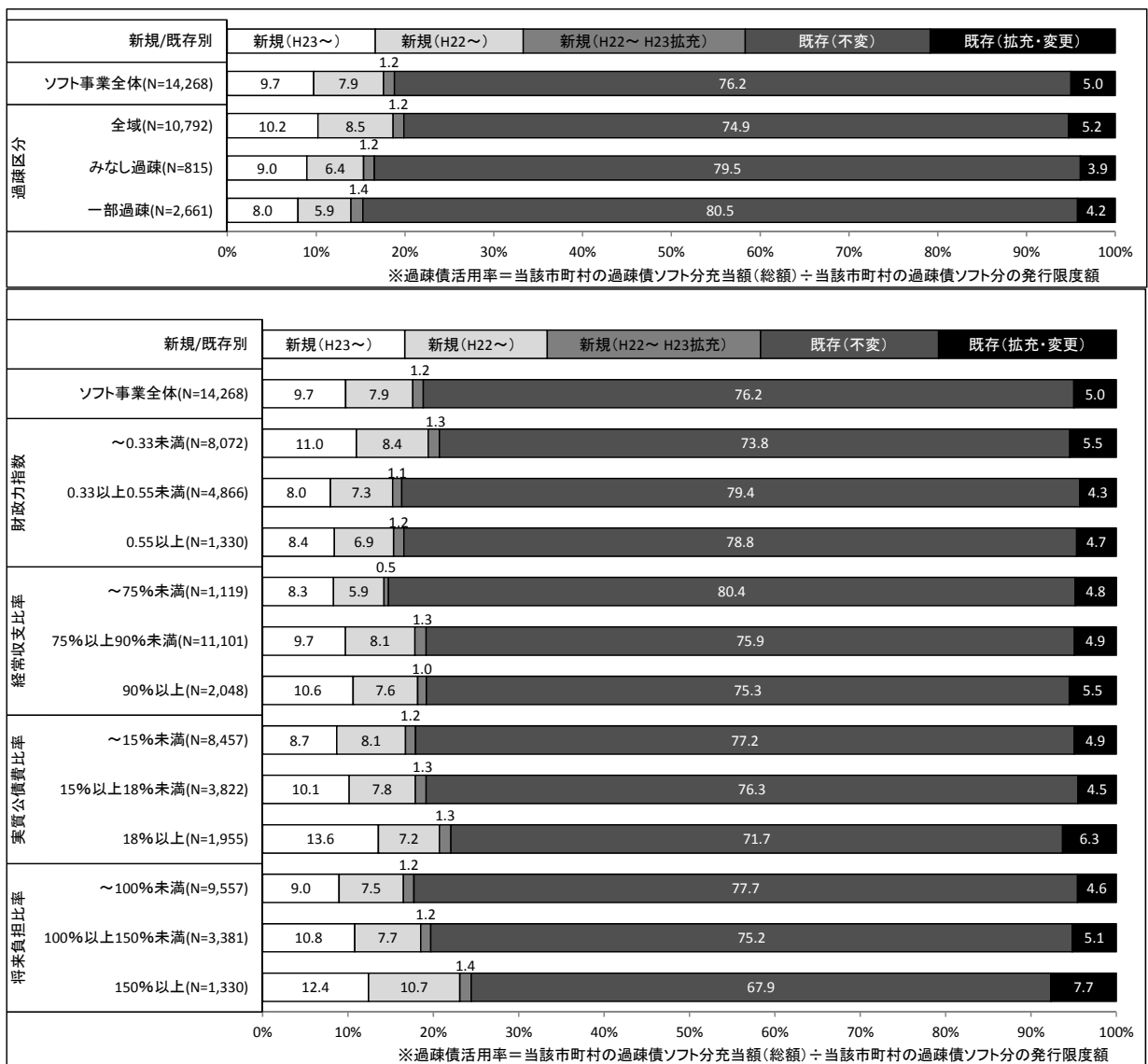
	過疎債活用率	新規性別事業数											
		新規事業 (H23開始)		新規事業 (H22開始内容不変)		新規事業 (H22開始H23拡充)		既存事業 (内容不変)		既存事業 (拡充、変更)		合計	
北海道	71.5%	204	17.2%	76	6.4%	11	0.9%	833	70.3%	61	5.1%	1,185	100%
青森県	58.0%	23	29.9%	14	18.2%	3	3.9%	34	44.2%	3	3.9%	77	100%
岩手県	56.4%	31	25.4%	20	16.4%	5	4.1%	58	47.5%	8	6.6%	122	100%
宮城県	63.1%	2	5.9%	0	0.0%	1	2.9%	23	67.6%	8	23.5%	34	100%
秋田県	31.0%	17	30.4%	15	26.8%	2	3.6%	22	39.3%	0	0.0%	56	100%
山形県	<b>83.8%</b>	22	13.3%	14	8.5%	2	1.2%	110	66.7%	17	10.3%	165	100%
福島県	60.0%	8	9.0%	21	23.6%	2	2.2%	50	56.2%	8	9.0%	89	100%
茨城県	74.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	90.5%	2	9.5%	21	100%
栃木県	67.8%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	0	0.0%	5	100%
群馬県	41.7%	2	13.3%	2	13.3%	1	6.7%	10	66.7%	0	0.0%	15	100%
埼玉県	<b>25.0%</b>	1	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100%
千葉県	69.2%	8	25.8%	8	25.8%	0	0.0%	12	38.7%	3	9.7%	31	100%
東京都	<b>0.0%</b>	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	100%
新潟県	72.5%	8	11.0%	13	17.8%	1	1.4%	43	58.9%	8	11.0%	73	100%
富山県	<b>22.1%</b>	1	6.7%	1	6.7%	0	0.0%	13	86.7%	0	0.0%	15	100%
石川県	<b>96.2%</b>	8	12.9%	6	9.7%	0	0.0%	48	77.4%	0	0.0%	62	100%
福井県	34.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	22	88.0%	2	8.0%	25	100%
山梨県	41.6%	7	17.1%	8	19.5%	0	0.0%	26	63.4%	0	0.0%	41	100%
長野県	72.9%	60	31.1%	30	15.5%	2	1.0%	82	42.5%	19	9.8%	193	100%
岐阜県	43.5%	13	23.6%	14	25.5%	0	0.0%	27	49.1%	1	1.8%	55	100%
静岡県	<b>25.8%</b>	0	0.0%	1	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100%
愛知県	<b>23.8%</b>	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	5	83.3%	6	100%
三重県	<b>86.9%</b>	14	15.9%	7	8.0%	0	0.0%	64	72.7%	3	3.4%	88	100%
滋賀県	51.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100%	0	0.0%	2	100%
京都府	71.8%	10	25.0%	5	12.5%	0	0.0%	24	60.0%	1	2.5%	40	100%
兵庫県	<b>102.1%</b>	28	20.9%	16	11.9%	4	3.0%	73	54.5%	13	9.7%	134	100%
奈良県	<b>21.0%</b>	19	40.4%	4	8.5%	5	10.6%	13	27.7%	6	12.8%	47	100%
和歌山県	<b>96.1%</b>	16	10.0%	25	15.6%	1	0.6%	115	71.9%	3	1.9%	160	100%
鳥取県	47.5%	13	22.8%	7	12.3%	1	1.8%	34	59.6%	2	3.5%	57	100%
島根県	<b>95.1%</b>	65	24.6%	55	20.8%	5	1.9%	109	41.3%	30	11.4%	264	100%
岡山県	46.2%	12	14.8%	6	7.4%	0	0.0%	49	60.5%	14	17.3%	81	100%
広島県	54.9%	16	22.5%	28	39.4%	3	4.2%	23	32.4%	1	1.4%	71	100%
山口県	53.6%	4	8.0%	3	6.0%	0	0.0%	40	80.0%	3	6.0%	50	100%
徳島県	50.1%	17	19.1%	10	11.2%	1	1.1%	59	66.3%	2	2.2%	89	100%
香川県	41.5%	4	15.4%	6	23.1%	0	0.0%	15	57.7%	1	3.8%	26	100%
愛媛県	66.2%	12	14.0%	16	18.6%	4	4.7%	50	58.1%	4	4.7%	86	100%
高知県	<b>86.3%</b>	63	26.3%	31	12.9%	3	1.3%	121	50.4%	22	9.2%	240	100%
福岡県	<b>82.5%</b>	13	11.6%	2	1.8%	0	0.0%	92	82.1%	5	4.5%	112	100%
佐賀県	67.2%	11	11.0%	5	5.0%	1	1.0%	81	81.0%	2	2.0%	100	100%
長崎県	<b>91.3%</b>	35	12.2%	59	20.5%	3	1.0%	180	62.5%	11	3.8%	288	100%
熊本県	<b>20.6%</b>	7	21.9%	2	6.3%	4	12.5%	17	53.1%	2	6.3%	32	100%
大分県	56.7%	8	9.9%	1	1.2%	3	3.7%	52	64.2%	17	21.0%	81	100%
宮崎県	52.9%	5	6.8%	9	12.2%	0	0.0%	57	77.0%	3	4.1%	74	100%
鹿児島県	59.8%	33	12.1%	23	8.4%	12	4.4%	191	70.0%	14	5.1%	273	100%
沖縄県	49.7%	21	32.8%	7	10.9%	1	1.6%	34	53.1%	1	1.6%	64	100%
全体	63.5%	843	17.8%	571	12.1%	81	1.7%	2,931	62.0%	305	6.4%	4,731	100%

○全域過疎や財政力指数が低い市町村ほど新規事業にやや積極的に取り組んでいる。

◆過疎区分別及び財政力状況別でみたソフト事業の新規性別実施状況

- ▶ 過疎区分別で全ソフト事業の新規性別実施状況を比較すると、『新規事業』の割合は全域過疎市町村で19.9%と最も高く、その半数程度は平成23年度から開始した『新規事業』である。一方、みなし過疎及び一部過疎市町村でも『新規事業』は15~16%程度みられる。
- ▶ 財政力状況別にみると、財政力指数が低い市町村ほどソフト事業に占める『新規事業』の割合は高い。
- ▶ 経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率とも、概ね比率が高い方が『新規事業』の割合が高い傾向がみられる。特に実質公債費比率が18%以上の市町村では、平成23年度から開始した『新規事業』が13.6%を占めている。

図表1-43 平成23年度の過疎区分別及び市町村の財政状況別 ソフト事業の新規性別実施状況

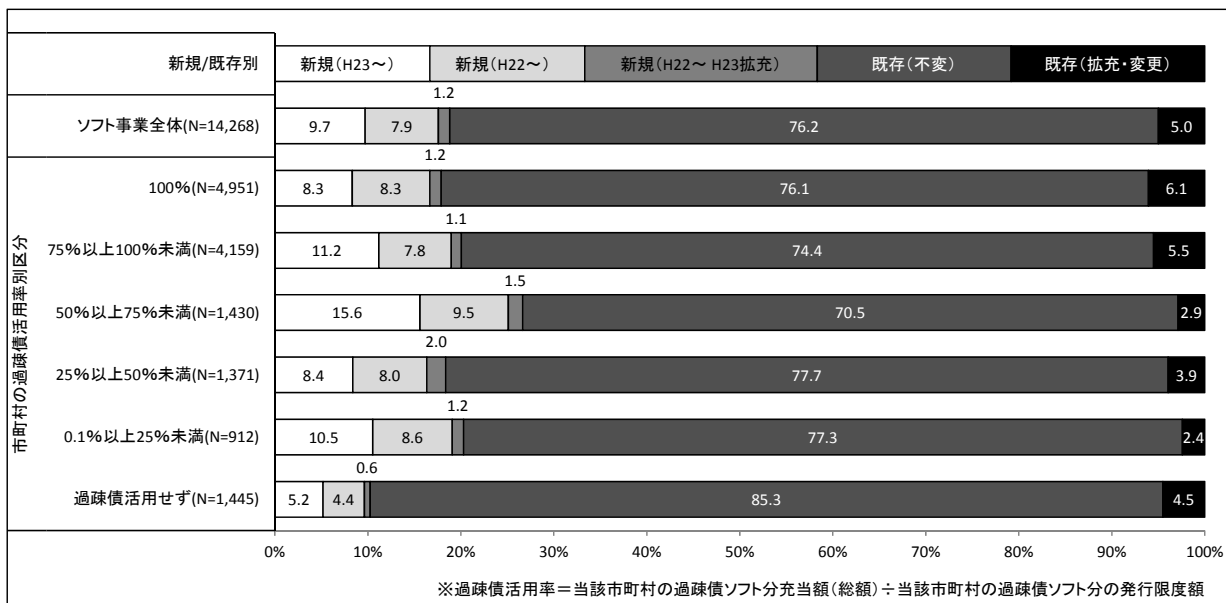


○過疎債ソフト分を活用していない市町村で実施されたソフト事業は9割が『既存事業』であるが、50%以上活用している市町村では『新規』のソフト事業への取組が多くみられる。

◆過疎債活用率の区別でみたソフト事業の新規性別実施状況

- ▶ 各市町村の過疎債活用率(ソフト分発行限度額に対する充当額の割合)から市町村を区分した上で、それぞれのグループごとに実施された全てのソフト事業の新規性別実施状況を比較した。
- ▶ 過疎債を活用していない市町村では、『新規事業』の割合は約1割であり、約9割が『既存事業』であるが、過疎債活用率が上がると『新規事業』の割合が高くなり、活用率 50%以上 75%未満の市町村では26.6%が『新規事業』である。

図表1-44 平成23年度の過疎債活用率の区別 ソフト事業の新規性別実施状況



(6) ソフト事業の事業規模と事業費に占める過疎債の割合

○100～500 万円程度の規模のソフト事業が全体の4割近くを占めている。

◆全体及び過疎債を活用したソフト事業

- ▶平成 23 年度に実施されたソフト事業の事業規模をみると、100 万円以上の事業が全体の8割近くを占めており、100 万円以上 500 万円未満のクラスが 5,273 事業(37.0%)と最も多くみられるが、1,000 万円以上の規模のソフト事業も 3,651 事業実施されている。
- ▶過疎債を活用した事業の割合を事業規模別にみると、比較的少額のソフト事業では過疎債の占める割合は低く、500 万円以上の事業規模になると4割前後の事業で過疎債が活用されている。

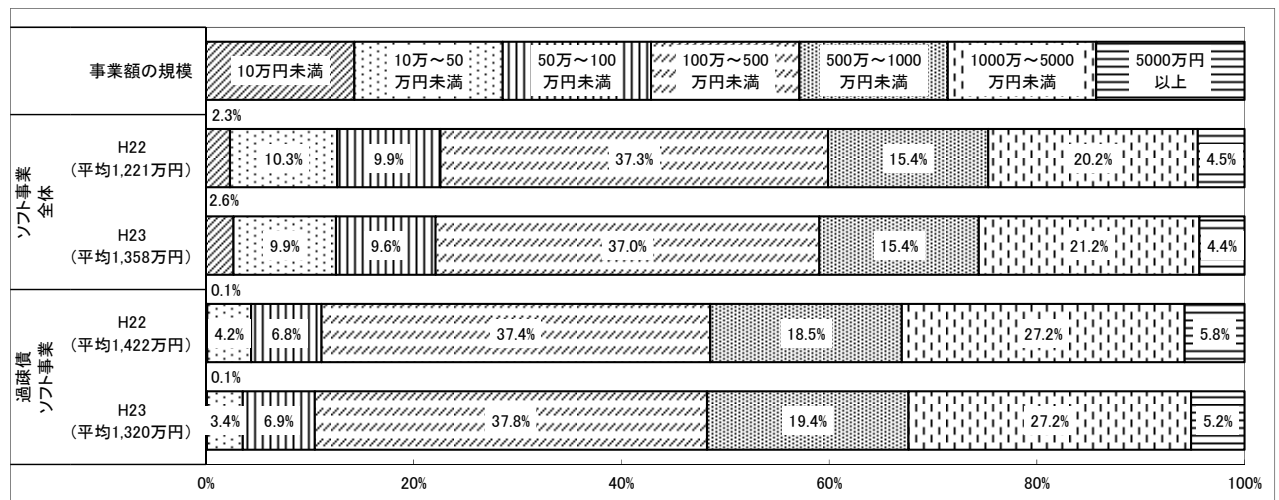
◆平成22年度との比較

- ▶平成 22 年度と比べると、ソフト事業全体では 1,000～5,000 万円の割合が若干拡大しているが、過疎債ソフト事業についてみると、5,000 万円以上の大規模な事業の割合が減り、100～1,000 万円規模の事業の割合がやや増えている。

図表1-45 平成 23 年度に実施されたソフト事業の事業規模別事業数及び事業額

	平成23年度のソフト事業				うち過疎債ソフト事業				全ソフト事業に占める過疎債活用事業の割合 C/A
	事業数 [事業]	構成比	事業費 [千円]	平均	事業数 [事業]	構成比	事業費 [千円]	平均	
	A		B	B/A	C		D	D/C	
10万円未満	378	2.6%	18,960	50	5	0.1%	397	79	1.3%
10万～50万円未満	1,409	9.9%	393,239	279	163	3.4%	48,659	299	11.6%
50万～100万円未満	1,367	9.6%	981,952	718	328	6.9%	241,750	737	24.0%
100万～500万円未満	5,273	37.0%	13,635,091	2,586	1,786	37.8%	4,810,180	2,693	33.9%
500万～1000万円未満	2,191	15.4%	15,705,891	7,168	918	19.4%	6,495,779	7,076	41.9%
1000万～5000万円未満	3,030	21.2%	63,124,319	20,833	1,287	27.2%	27,006,322	20,984	42.5%
5000万円以上	621	4.4%	99,928,250	160,915	244	5.2%	23,853,780	97,761	39.3%
合計	14,269	100%	193,787,702	13,581	4,731	100%	62,456,867	13,202	33.2%

図表1-46 平成 22・23 年度に実施されたソフト事業の事業規模別構成比



○全額過疎債で実施されているソフト事業は全体の約 15%であり、事業分野別に見ると『産業振興』や『医療の確保』、『地域文化の振興』などが平均値より割合が高い。

◆全体及び事業分野別

- ▶ 過疎債ソフト事業(4,731 事業)について、事業費に占める過疎債の割合別で分類すると、全額過疎債で実施されているソフト事業は 695 事業(14.7%)であった。
- ▶ また、事業分野別に見ると、『産業振興』、『医療の確保』、『地域文化の振興』、『集落の整備』などが平均値より割合が高い。

◆平成22年度との比較

- ▶ 全額過疎債で実施されたソフト事業の割合は平成 22 年度(15.9%)よりもやや減少しているが、事業費の 80%以上を過疎債で実施した事業は 2.2 ポイント増加している。

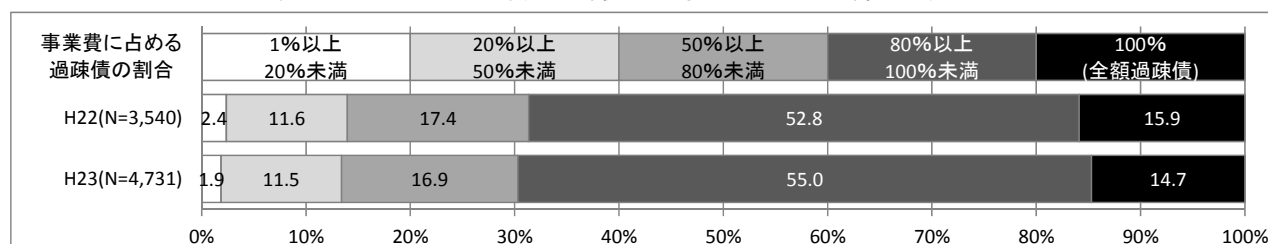
図表1-47 平成 23 年度の事業分野×事業費に占める過疎債の割合別 過疎債ソフト事業の実施件数

	事業費に占める過疎債の割合										合 計	
	1%以上 20%未満		20%以上 50%未満		50%以上 80%未満		80%以上 100%未満		100% (全額過疎債)			
1 産業振興	37	2.7%	161	11.6%	165	11.8%	725	52.0%	305	21.9%	1,393	100%
2 交通通信・情報化	9	1.3%	90	13.5%	131	19.6%	361	54.0%	77	11.5%	668	100%
3 生活環境	4	1.5%	33	12.3%	53	19.7%	156	58.0%	23	8.6%	269	100%
4 保健・福祉	22	2.4%	122	13.4%	232	25.6%	463	51.0%	69	7.6%	908	100%
5 医療の確保	8	2.2%	45	12.3%	45	12.3%	205	55.9%	64	17.4%	367	100%
6 教育の振興	1	0.2%	43	8.7%	69	14.0%	341	69.3%	38	7.7%	492	100%
7 地域文化の振興	1	0.7%	18	12.0%	22	14.7%	84	56.0%	25	16.7%	150	100%
8 集落の整備	4	1.6%	19	7.7%	44	17.9%	142	57.7%	37	15.0%	246	100%
9-1 自然エネ施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100%	0	0.0%	3	100%
9-2 その他	2	0.9%	15	6.4%	39	16.6%	122	51.9%	57	24.3%	235	100%
合 計	88	1.9%	546	11.5%	800	16.9%	2,602	55.0%	695	14.7%	4,731	100%

図表1-48 平成 23 年度の過疎債ソフト事業の分野別事業数及び事業額・過疎債額

	事業数(A)		事業費[千円]		過疎債額[千円]	
	事業数	構成比	(B)	平均(B/A)	(C)	過疎債割合(C/B)
1 産業振興	1,393	29.4%	14,549,217	10,445	10,099,460	69.4%
2 交通通信・情報化	668	14.1%	10,648,710	15,941	7,650,350	71.8%
3 生活環境	269	5.7%	3,171,958	11,792	2,236,700	70.5%
4 保健・福祉	908	19.2%	11,941,930	13,152	7,969,950	66.7%
5 医療の確保	367	7.8%	9,916,302	27,020	6,318,550	63.7%
6 教育の振興	492	10.4%	4,567,594	9,284	3,725,045	81.6%
7 地域文化の振興	150	3.2%	761,380	5,076	622,200	81.7%
8 集落の整備	246	5.2%	4,057,926	16,496	3,373,000	83.1%
9-1 自然エネ施設	3	0.1%	16,750	5,583	16,500	98.5%
9-2 その他	235	5.0%	2,825,100	12,022	2,539,400	89.9%
合 計	4,731	100%	62,456,867	13,202	44,551,155	71.3%

図表1-49 平成 22・23 年度の過疎債ソフト事業における過疎債の割合





(7) 過疎債ソフト分を活用した基金積立の状況

◆市町村における過疎債ソフト分を実施した基金積立への取組状況

- ▶ 平成 23 年度に過疎債を活用したソフト事業を実施した市町村は 612 団体と、平成 22 年度の 492 団体から大幅に増加した。このうち過疎債を活用した基金積立を行ったのは約2割であり、過疎債ソフト事業充当分の全額を基金積立に活用したのは全体の 4.2%(平成 22 年度は 5.9%)であった。
- ▶ 過疎区分別にみると、基金積立を行っている割合が最も高いのは一部過疎市町村であり約 15%がソフト事業充当分の 50%以上を活用して基金積立を行っている。
- ▶ 財政力指数との関係を見ると、財政力指数が高い市町村ほど基金積立に活用する傾向がみられる。
- ▶ 発行限度額の区分別にみると、最も基金積立に活用しているのは、発行限度額が 1.5 億円以上の市町村であり、約 35%が過疎債を活用した基金を積み立てているほか、基金分のシェアが 51%以上の市町村が2割近くを占めている。一方、発行限度額が最低限度額(3,500 万円)の市町村でも、約2割が基金積立に活用しており、基金分のシェアが 100%、すなわちソフト事業充当分を全額基金に活用している割合は 7.1%と最も高くなっている。
- ▶ 過疎債活用率との関係を見ると、活用率が高くなるほど基金積立に活用する傾向がみられており、発行限度額の9割以上を活用した市町村の3割近く(27.0%)はソフト分充当額の 51%以上を基金積立に充てている。

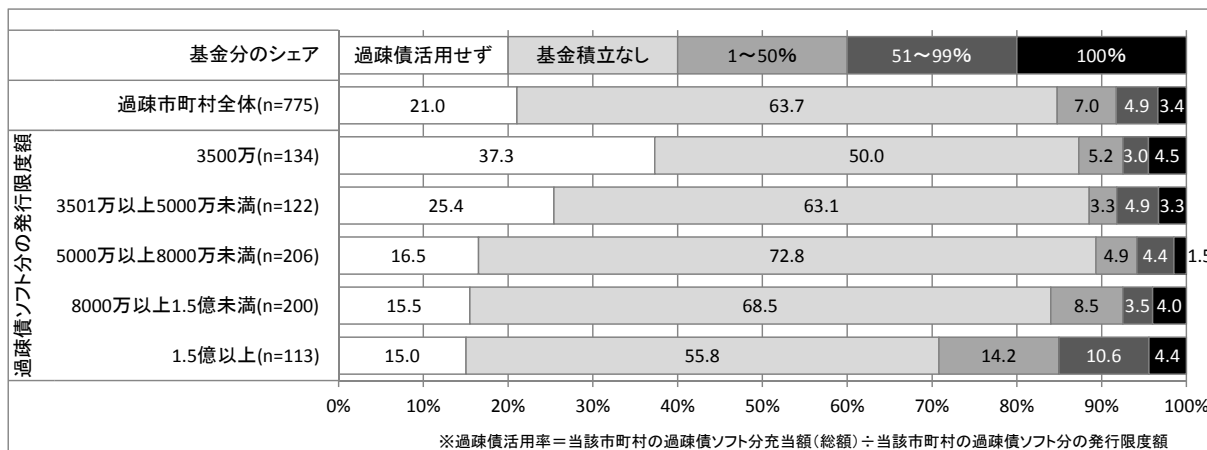
図表1-50 平成 23 年度の過疎区分及び過疎債活用率・発行限度額の区分別 基金積立状況(市町村分類集計)



◆市町村の過疎債ソフト分発行限度額と過疎債を活用した基金積立の関係

- ▶ 市町村全体で見ると、ソフト分に充当した過疎債の半分以上を基金積立に活用している市町村は 8.3% であり、6割強は過疎債ソフト分を基金積立以外の事業に活用している。
- ▶ 各市町村の過疎債ソフト分発行限度額と過疎債を活用した基金の積立状況との関係を見ると、発行限度額が 1.5 億円以上の市町村では過疎債の半分以上を基金積立に活用している割合が 15.0%と、最も割合が高い。

図表1-51 平成 23 年度の過疎債ソフト分発行限度額の区分別 基金積立状況(市町村分類集計)



(8) 住民発意のソフト事業の実施状況

○住民発意のソフト事業は全体の4%であり、事業規模も小さいが、平成 22 年度に新たに開始され、平成 23 年度に拡充された過疎債ソフト事業の 12.3%は「住民発意」の事業である。

◆全体

- ▶ 平成 23 年度に実施された全ソフト事業 14,269 事業のうち 566 事業(4.0%)は、地域住民の積極的な取組や働きかけ、アイデアにより実現した『住民発意』の事業である。
- ▶ これらの事業分野をみると、事業数としては『産業振興』が 215 事業と突出しているが、構成比でみると『集落の整備』では全ソフト事業の約1割が『住民発意』の事業となっている。また、事業の新規性別でみると、『既存事業(内容変わらず)』以外は『住民発意』の事業が6%以上を占めている。
- ▶ なお、『住民発意』のソフト事業について、1事業あたりの平均事業額をみると、全体では 850 万円/事業と、全体平均(1,358 万円/事業)よりも少額になっている。

◆過疎債ソフト事業

- ▶ 過疎債ソフト事業 4,731 事業のうち、『住民発意』は 243 事業(5.1%)であり、『住民発意』の全ての事業(566 事業)の4割強で過疎債が活用されている。
- ▶ 事業分野としては、『集落の整備』や『地域文化の振興』、『産業振興』で比較的『住民発意』の事業が多い。また、事業の新規性別でみると、平成 22 年度に開始され、平成 23 年度に拡充した『新規事業』では 12.3%が『住民発意』の事業となっている。

図表1-52 平成 23 年度に実施された『住民発意』のソフト事業の事業分野別実施状況

	平成23年度に実施されたソフト事業				うち過疎債ソフト事業				住民発意の事業のうち過疎債を活用した事業の割合 e/b
	事業数 a	うち住民発意のソフト事業			事業数 d	うち住民発意のソフト事業			
		事業数 b	構成比 b/a	平均事業額 c		事業数 e	構成比 e/d	平均事業額 f	
1 産業振興	4,238	215	5.1%	7,715	1,393	105	7.5%	6,498	48.8%
2 交通通信・情報化	1,646	69	4.2%	13,227	668	35	5.2%	17,648	50.7%
3 生活環境	868	28	3.2%	13,216	269	10	3.7%	20,574	35.7%
4 保健・福祉	3,034	60	2.0%	6,359	908	23	2.5%	7,886	38.3%
5 医療の確保	892	13	1.5%	37,565	367	3	0.8%	114,084	23.1%
6 教育の振興	1,647	43	2.6%	8,508	492	18	3.7%	11,219	41.9%
7 地域文化の振興	611	32	5.2%	3,660	150	12	8.0%	4,044	37.5%
8 集落の整備	631	64	10.1%	5,151	246	20	8.1%	6,635	31.3%
9-1 自然エネ施設	20	0	0.0%	-	3	0	0.0%	-	-
9-2 その他	682	42	6.2%	4,035	235	17	7.2%	3,775	40.5%
合計	14,269	566	4.0%	8,469	4,731	243	5.1%	10,192	42.9%

図表1-53 平成 23 年度に実施された『住民発意』のソフト事業の新規性別実施状況

	平成23年度に実施されたソフト事業				うち過疎債ソフト事業				住民発意の事業のうち過疎債を活用した事業の割合 e/b
	事業数 a	うち住民発意のソフト事業			事業数 d	うち住民発意のソフト事業			
		事業数 b	構成比 b/a	平均事業額 c		事業数 e	構成比 e/d	平均事業額 f	
1新規事業(H23開始)	1,386	83	6.0%	7,272	843	58	6.9%	7,417	69.9%
2新規事業(H22～不変)	1,124	68	6.0%	6,924	571	37	6.5%	8,318	54.4%
3新規事業(H22～拡充)	175	14	8.0%	25,008	81	10	12.3%	34,523	71.4%
4既存事業(内容不変)	10,872	347	3.2%	8,071	2,931	119	4.1%	10,213	34.3%
5既存事業(拡充、変更)	711	54	7.6%	10,518	305	19	6.2%	9,381	35.2%
合計	14,268	566	4.0%	8,469	4,731	243	5.1%	10,192	42.9%

(9) 住民への説明会等を実施したソフト事業の実施状況

○地域住民の意向を取り入れたソフト事業は全体の約7%とあまり多くないが、既存事業を拡充・変更したものや新規事業では比較的多くみられ、平均事業費もやや大きくなっている。

◆全体

- ▶ 平成 23 年度に実施された全ソフト事業 14,269 事業のうち 712 事業(5.0%)は、当該事業を構築するにあたり、個別に住民説明会を行うなど、地域住民等の意見を取り入れた事業(『住民等への説明会を実施』した事業)である。
- ▶ 事業分野で見ると、『集落の整備』や『自然エネルギー施設』、『交通通信・情報化』などで多く住民説明会が実施されており、新規性別では、平成 22 年度に開始され平成 23 年度に拡充された『新規事業』で多く住民説明会が実施されている。

◆過疎債ソフト事業

- ▶ 過疎債ソフト事業 4,731 事業のうち、『住民等への説明会を実施』した事業は 284 事業(6.0%)である
- ▶ 事業分野別で見ると、『集落の整備』に係る事業では、過疎債を活用した 246 事業の1割強にあたる 27 事業で住民等への説明会が実施されている。また、『交通通信・情報化』に係る事業でも約1割で地域住民の意見が取り入れられている。また事業の新規性別で見ると、特に『新規事業』のうち平成 23 年度に拡充されたものについては 13.6%で住民等への説明会が実施されている。

図表1-54 平成 23 年度に『住民等への説明会を実施』したソフト事業の事業分野別実施状況

	平成23年度に実施されたソフト事業				うち過疎債ソフト事業				説明会を実施した事業のうち過疎債を活用した事業の割合 e/b
	事業数 a	うち住民説明会等を実施			事業数 d	うち住民説明会等を実施			
		事業数 b	構成比 b/a	平均事業額 c		事業数 e	構成比 e/d	平均事業額 f	
1 産業振興	4,238	215	5.1%	10,652	1,393	78	5.6%	8,534	36.3%
2 交通通信・情報化	1,646	138	8.4%	15,320	668	68	10.2%	16,473	49.3%
3 生活環境	868	34	3.9%	8,657	269	17	6.3%	13,072	50.0%
4 保健・福祉	3,034	87	2.9%	15,703	908	32	3.5%	20,456	36.8%
5 医療の確保	892	37	4.1%	15,630	367	14	3.8%	20,590	37.8%
6 教育の振興	1,647	58	3.5%	9,566	492	24	4.9%	15,870	41.4%
7 地域文化の振興	611	23	3.8%	9,472	150	6	4.0%	7,155	26.1%
8 集落の整備	631	68	10.8%	14,151	246	27	11.0%	15,401	39.7%
9-1 自然エネ施設	20	2	10.0%	3,156	3	0	0.0%	-	-
9-2 その他	682	50	7.3%	7,543	235	18	7.7%	7,526	36.0%
合計	14,269	712	5.0%	12,306	4,731	284	6.0%	13,824	39.9%

図表1-55 平成 23 年度に『住民等への説明会を実施』したソフト事業の新規性別実施状況

	平成23年度に実施されたソフト事業				うち過疎債ソフト事業				説明会を実施した事業のうち過疎債を活用した事業の割合 e/b
	事業数 a	うち住民説明会等を実施			事業数 d	うち住民説明会等を実施			
		事業数 b	構成比 b/a	平均事業額 c		事業数 e	構成比 e/d	平均事業額 f	
1新規事業(H23開始)	1,386	116	8.4%	10,807	843	78	9.3%	10,808	67.2%
2新規事業(H22～不変)	1,124	109	9.7%	12,609	571	55	9.6%	14,066	50.5%
3新規事業(H22～拡充)	175	21	12.0%	8,979	81	11	13.6%	10,178	52.4%
4既存事業(内容不変)	10,872	400	3.7%	12,052	2,931	113	3.9%	16,270	28.3%
5既存事業(拡充・変更)	711	66	9.3%	17,033	305	27	8.9%	13,292	40.9%
合計	14,268	712	5.0%	12,306	4,731	284	6.0%	13,824	39.9%

### 1-3. 過疎債を活用したソフト事業の分析

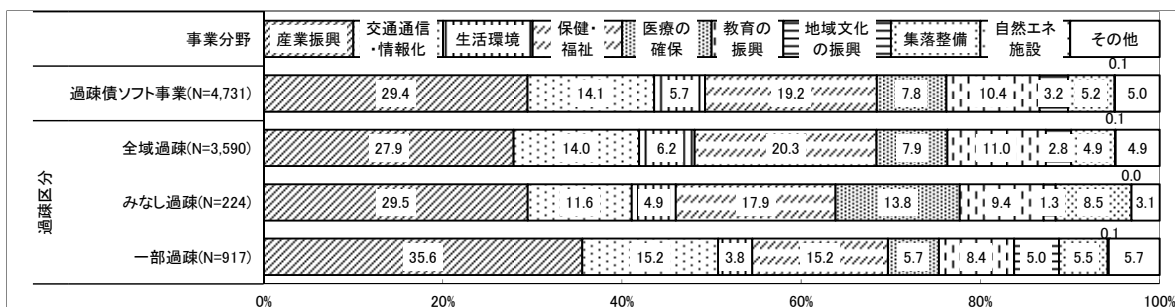
#### (1) 市町村属性による過疎債ソフト事業の事業分野別傾向

○過疎債ソフト事業は、全域過疎、みなし過疎、一部過疎いずれも『産業振興』で最も多く実施されている。

#### ◆過疎区分別でみた過疎債ソフト事業の事業分野の特徴

▶ 過疎債ソフト事業(4,731 事業)の事業分野別構成比を過疎区分別で比較すると、いずれも『産業振興』が最も多く、なかでも一部過疎市町村では 35.6%を占めている。また、みなし過疎市町村では、『医療の確保』に係る過疎債ソフト事業が 13.8%と高い割合を占めている。

図表1-56 平成 23 年度の過疎区分別 事業分野別過疎債ソフト事業数(構成比)

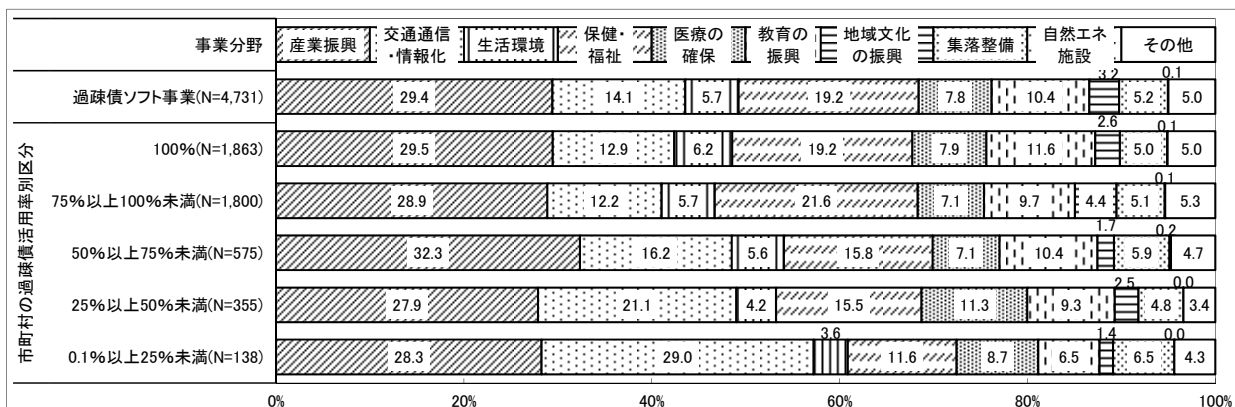


#### ◆過疎債活用率の区分別でみた過疎債ソフト事業の事業分野の特徴

▶ 各市町村の過疎債活用率から市町村を区分した上で、それぞれのグループごとに過疎債ソフト事業(4,731 事業)の事業分野別割合を比較すると、『保健・福祉』や『教育の振興』については過疎債活用率が高い市町村の方が比較的事業割合が高くなっている。

▶ 一方、『交通通信・情報化』については、活用率が 50%未達の市町村で比較的事業割合が高い。

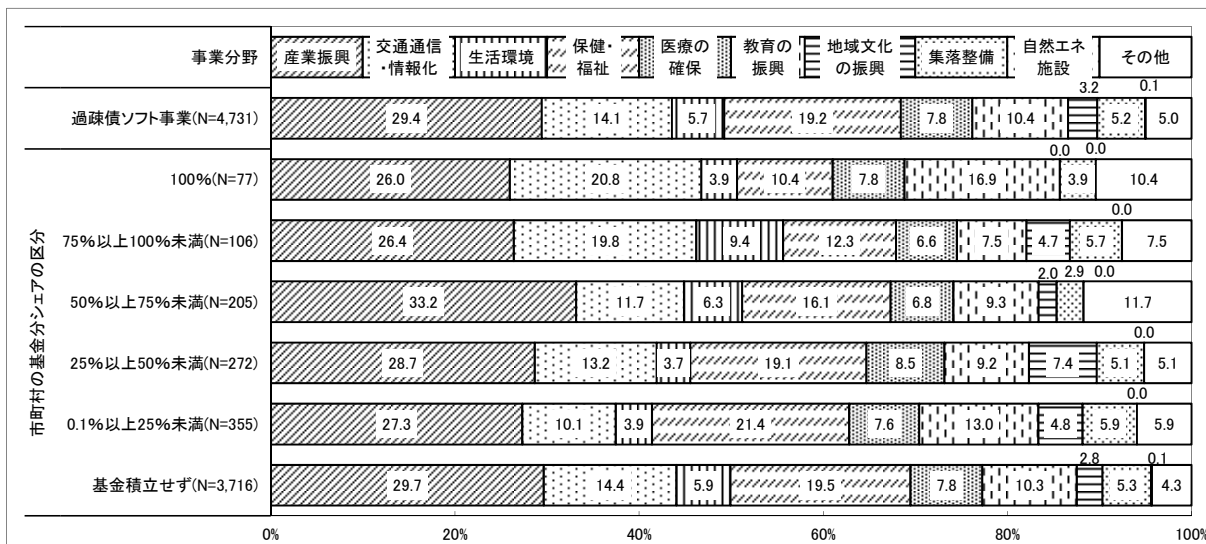
図表1-57 平成 23 年度の過疎債活用率の区分別 事業分野別過疎債ソフト事業数(構成比)



◆基金分のシェア別でみたソフト事業の事業分野の特徴

▶ 各市町村の過疎債ソフト分充当額に占める基金積立額の割合(基金分シェア)別に、過疎債ソフト事業(4,731 事業)の事業分野別割合を比較すると、基金分シェアの大小に関わらず、『産業振興』が最も事業割合が高くなっているが、『保健・福祉』については基金分シェアが低い市町村ほど事業割合が高くなる傾向がみられる。

図表1-58 平成23年度の基金分シェアの区分別 事業分野別過疎債ソフト事業数(構成比)



(2) 過疎債ソフト事業の事業分野別×取組内容別の傾向

○『集落の整備』や『産業振興』では団体に対する資金貸付・補助が、『生活環境』や『保健・福祉』では個人に対する資金貸付・補助が比較的多くみられる。

◆全体傾向

- ▶ 過疎債ソフト事業の事業分野ごとに取組内容別の内訳をみると、特に『集落の整備』や『産業振興』、『交通通信・情報化』、『地域文化の振興』では、『資金貸付・補助(対団体)』の割合が高く、特に『集落の整備』では約5割の過疎債ソフト事業が団体に対する補助となっている。
- ▶ これに対して、『保健・福祉』や『生活環境』については、『資金貸付・補助(対個人)』の事業の割合が2~3割と最も高くなっているほか、『教育の振興』では『人的支援・人材派遣』の事業割合が17.5%と高い。

図表1-59 平成23年度に実施された過疎債ソフト事業の事業分野×取組内容別実施件数

	人的支援・人材派遣	資金貸付・補助(対個人)	資金貸付・補助(対団体)	システム構築・運営	イベント等企画・開催	計画策定の支援	PR・情報発信	その他	合計
1 産業振興	32 2.3%	189 13.6%	563 40.4%	50 3.6%	124 8.9%	17 1.2%	105 7.5%	312 22.4%	1,392 100%
2 交通通信・情報化	6 0.9%	45 6.7%	203 30.4%	79 11.8%	18 2.7%	24 3.6%	20 3.0%	273 40.9%	668 100%
3 生活環境	6 2.2%	63 23.4%	52 19.3%	9 3.3%	7 2.6%	16 5.9%	4 1.5%	112 41.6%	269 100%
4 保健・福祉	31 3.4%	290 31.9%	134 14.8%	47 5.2%	13 1.4%	2 0.2%	0 0.0%	391 43.1%	908 100%
5 医療の確保	39 10.6%	79 21.5%	87 23.7%	22 6.0%	1 0.3%	0 0.0%	3 0.8%	136 37.1%	367 100%
6 教育の振興	86 17.5%	57 11.6%	104 21.1%	14 2.8%	24 4.9%	5 1.0%	4 0.8%	198 40.2%	492 100%
7 地域文化の振興	3 2.0%	3 2.0%	45 30.0%	6 4.0%	36 24.0%	9 6.0%	8 5.3%	40 26.7%	150 100%
8 集落の整備	12 4.9%	37 15.0%	122 49.6%	6 2.4%	7 2.8%	4 1.6%	1 0.4%	57 23.2%	246 100%
9 その他	8 3.4%	44 18.5%	62 26.1%	5 2.1%	25 10.5%	6 2.5%	7 2.9%	81 34.0%	238 100%
合計	223 4.7%	807 17.1%	1,372 29.0%	238 5.0%	255 5.4%	83 1.8%	152 3.2%	1,600 33.8%	4,730 100%

### (3) 過疎債ソフト事業の事業分野別×新規性別の傾向

○『生活環境』では、新規に企画・実施されたソフト事業の割合が比較的高いが、『保健・福祉』や『教育の振興』、『地域文化の振興』では7～8割が既存事業である。

#### ◆全体傾向

▶ 過疎債ソフト事業について、事業分野ごとに事業新規性をみると、『生活環境』では6割近くが『新規事業』であり、なかでも平成23年度から開始された『新規事業』が43.5%を占めている。

図表1-60 平成23年度に実施された過疎債ソフト事業の事業分野×新規性別実施件数

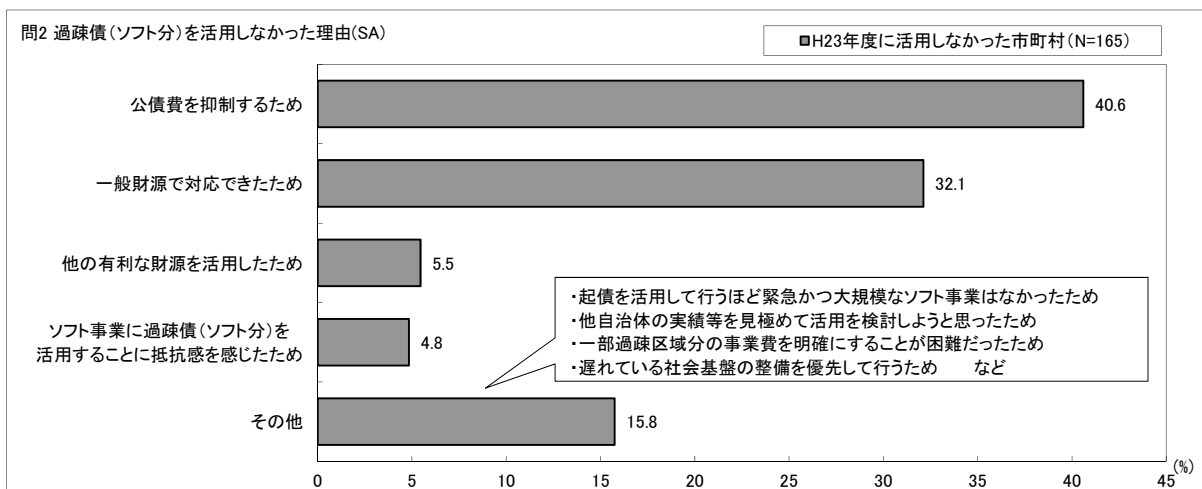
	新規事業 (H23～)		新規事業 (H22～、不変)		新規事業 (H22～、拡充)		既存事業 (内容変わらず)		既存事業 (拡充、変更)		合計	
1 産業振興	270	19.4%	167	12.0%	29	2.1%	853	61.2%	74	5.3%	1,393	100%
2 交通通信・情報化	129	19.3%	92	13.8%	13	1.9%	379	56.7%	55	8.2%	668	100%
3 生活環境	117	43.5%	33	12.3%	5	1.9%	103	38.3%	11	4.1%	269	100%
4 保健・福祉	77	8.5%	62	6.8%	12	1.3%	685	75.4%	72	7.9%	908	100%
5 医療の確保	39	10.6%	62	16.9%	7	1.9%	237	64.6%	22	6.0%	367	100%
6 教育の振興	76	15.4%	57	11.6%	2	0.4%	327	66.5%	30	6.1%	492	100%
7 地域文化の振興	33	22.0%	11	7.3%	1	0.7%	97	64.7%	8	5.3%	150	100%
8 集落の整備	53	21.5%	38	15.4%	6	2.4%	134	54.5%	15	6.1%	246	100%
9 その他	49	20.6%	49	20.6%	6	2.5%	116	48.7%	18	7.6%	238	100%
合計	843	17.8%	571	12.1%	81	1.7%	2,931	62.0%	305	6.4%	4,731	100%

## 1-4. ソフト事業に過疎債を活用しなかった要因の分析

### (1) ソフト事業に過疎債を活用しなかった要因

▶ 平成23年度には約2割の市町村がソフト事業に過疎債を活用しなかった。これらの市町村が挙げた過疎債ソフト分未活用の理由として最も多かったのは、『公債費を抑制するため』という理由であった。また、『一般財源で対応できたため』も3割強みられた。

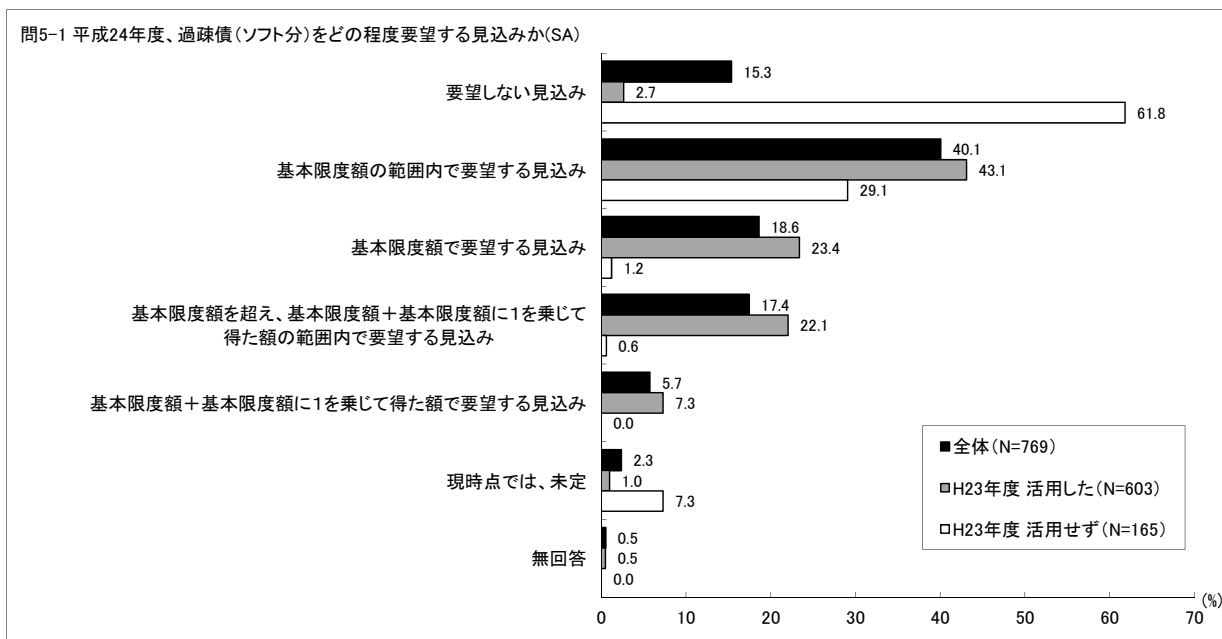
図表1-61 平成23年度に過疎債ソフト分を活用しなかった理由



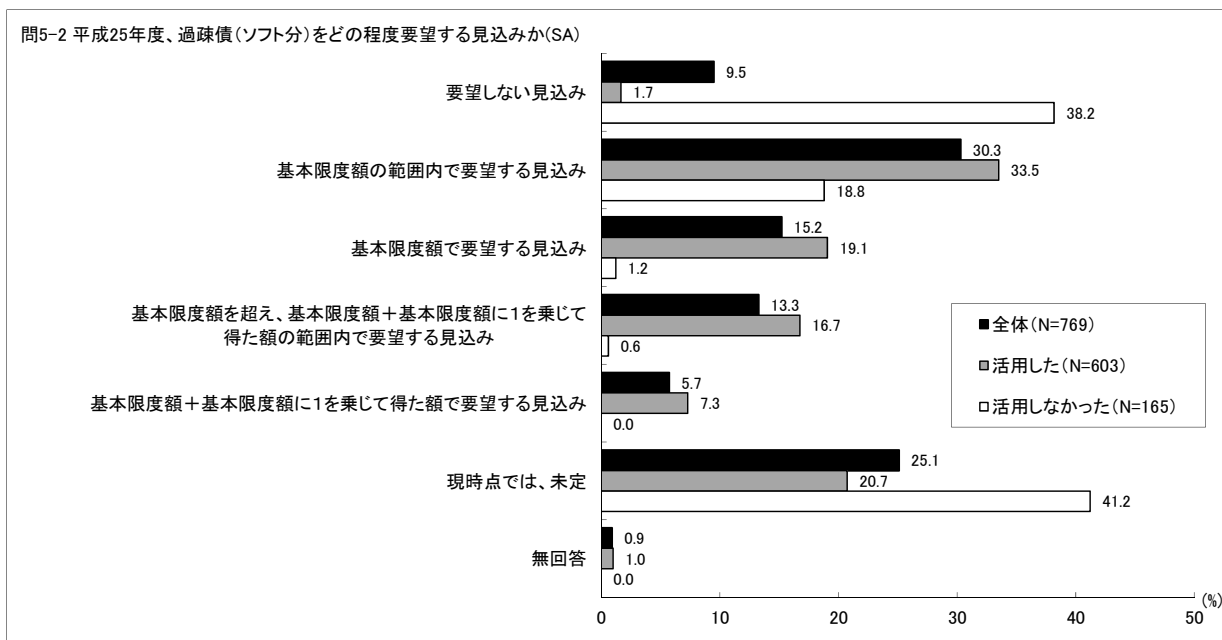
(2) 今後の過疎債ソフト分の活用に対する考え

- ▶ 本年度(平成 24 年度)の過疎債ソフト分の活用に対する考えをみると、平成 23 年度に過疎債ソフト分を活用しなかった市町村は約6割が本年度も「要望しない見込み」であるとしており、活用した市町村との取組姿勢の違いが鮮明に表れている。
- ▶ 来年度(平成 25 年度)についてみると、平成 23 年度に活用しなかった市町村の4割強は「現時点では未定」としているものの、4割近くは「要望しない見込み」としており、事務手続きや時間的制約に関わらず、過疎債ソフト分を活用しない方針の市町村が一定程度存在することがうかがえる。

図表1-62 平成 24 年度の過疎債ソフト分の活用に対する考え



図表1-63 平成 25 年度の過疎債ソフト分の活用に対する考え





## 1-5. 拡充ハード事業の実績

### ◆平成23年度実績

- ▶平成23年度の事業実績から拡充ハード分に係る実績をみると、認定子ども園は19市町村で20事業が、幼稚園は37市町村で40事業が、図書館は57市町村で70事業が、自然エネルギー施設は31市町村で35事業が実施されている。
- ▶ただし、過疎債を活用して実施された事業はこのうちの一部である。

図表1-64 平成23年度に実施された拡充ハード事業

	事業記載 市町村数	事業実施 市町村数	実施事業数		平均事業額(千円)		過疎債活用事業総額 (千円)		過疎債 の割合
			過疎債活用		過疎債活用		うち過疎債		
認定子ども園	31	19	20	14	203,314	113,307	4,025,002	1,586,300	39.4%
幼稚園	48	37	40	11	31,334	44,991	608,215	494,900	81.4%
図書館	65	57	70	14	36,417	99,106	1,750,407	1,387,479	79.3%
自然エネ施設	40	31	35	19	31,113	26,626	902,001	505,900	56.1%
合計	184	144	165	58	302,178	284,030	7,285,625	3,974,579	54.6%

図表1-65 都道府県別 拡充ハード事業の実施状況

	実施事業数				過疎債を活用して実施された事業数			
	認定子ども園	幼稚園	図書館	自然エネ施設	認定子ども園	幼稚園	図書館	自然エネ施設
1 北海道	6	8	24	3	2		2	1
2 青森県	1	1	1		1			
3 岩手県	1		2	2	1		2	1
4 宮城県	1				1			
5 秋田県	1	1	2		1		1	
6 山形県		2	2			2		
7 福島県		3	1	1		2		1
8 茨城県		1		1				
9 栃木県								
10 群馬県			2					
11 埼玉県								
12 千葉県		1	2					
13 東京都								
15 新潟県		1	2					
16 富山県								
17 石川県				1				1
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県			4	3			1	2
21 岐阜県				1				1
22 静岡県	1	1			1			
23 愛知県			1					
24 三重県		1	1	1		1		
25 滋賀県								
26 京都府				1				
28 兵庫県	2		1		2			
29 奈良県		2				2		
30 和歌山県		1				1		
31 鳥取県		1		4				3
32 島根県			2	3			1	2
33 岡山県	1	3	3	1				1
34 広島県		1	2	2			1	
35 山口県			1	1			1	1
36 徳島県	1	1	1	1	1		1	1
37 香川県								
38 愛媛県		1				1		
39 高知県		4		1		1		
40 福岡県			2	1				
41 佐賀県		1						
42 長崎県		1	1	2			1	2
43 熊本県		1		2				1
44 大分県	1		4	1			1	1
45 宮崎県	1		5		1		2	
46 鹿児島県	3	1	3	2	3			
47 沖縄県		2	1			1		

◆平成22年度との比較

- ▶ 平成22年度の拡充ハード分の実績と比較すると、いずれのハード事業も平成23年度には大幅に事業費が拡大しており、さらに総事業費に占める過疎債の割合も拡大している。
- ▶ なかでも図書館は最も伸び率が高く、平成23年度には平成22年度の5倍以上の事業額となっており、財源として過疎債がその5割以上を占めている。

図表1-66 平成22・23年度の拡充ハード分の事業実績額 (単位:千円)

	事業費	財 源 内					その他の 特定財源	一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	過疎債	その他			
H22	認定こども園	2,586,764	34,236	642,040	1,486,000	957,300	528,700	131,570	292,918
	幼稚園	1,058,498	661,437	0	246,600	172,000	74,600	9,961	140,500
	図書館	467,350	45,866	43,808	128,160	109,800	18,360	42,656	206,860
	自然エネルギー施設	889,801	161,666	176,000	304,800	265,500	39,300	111,390	135,945
H23	認定こども園	4,066,282	1,421,241	635,011	1,605,700	1,586,300	19,400	231,206	173,124
	幼稚園	1,253,374	180,694	1,873	839,800	494,900	344,900	15,116	215,891
	図書館	2,549,173	436,223	88,992	1,400,279	1,387,479	12,800	41,941	581,738
	自然エネルギー施設	1,088,940	155,703	183,686	505,900	505,900	0	114,244	129,407

図表1-67 平成22・23年度の拡充ハード分における過疎債のシェアと事業費の伸び率

	総事業費に占める過疎債の割合		伸び率(H23÷H22)	
	H22	H23	総事業費	過疎債額
過疎対策事業全体	17.9%	22.2%	0.97	1.20
認定こども園	37.0%	39.0%	1.57	1.66
幼稚園	16.2%	39.5%	1.18	2.88
図書館	23.5%	54.4%	5.45	12.64
自然エネルギー施設	29.8%	46.5%	1.22	1.91

## 第2章

改正法に基づく過疎対策の取組状況等に関する調査



## 第2章 改正法に基づく過疎対策の取組状況等に関する調査

### 2-1. 都道府県・市町村に対するアンケート調査の実施

#### 2-1-1. アンケート調査の概要

##### (1) アンケート調査の趣旨

改正法では、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎債のソフト事業への拡充や、ハード事業の対象施設の追加や要件緩和といった様々な支援措置の拡充が行われた。この法改正を受けて、過疎地域では各地の実情に即してハード・ソフト両面から幅広い事業が展開されているが、平成22年度の実績をみると、過疎債ソフト事業の実施状況には地域によって差がみられることなどが明らかとなっている。

そこで、改正法の施行より2年余りが経過したことを受けて、改正法により拡充された支援措置についての都道府県の考えや市町村の取組状況、取組上の課題等を把握し、今後の過疎対策の充実に向けて必要な見直し事項等を検討する上での資料を得るため、都道府県及び市町村に対して調査を実施した。

##### (2) 調査の対象

全過疎地域市町村(775団体、平成24年10月1日現在)及び関係都道府県(45団体)を対象に実施

##### (3) 調査の方法・時期

方法;総務省から都道府県にアンケート票をメールにて送信(市町村には都道府県から転送)

都道府県にて市町村回答を回収・取りまとめの上、メールにて総務省に提出

時期;平成24年10月3日～平成24年12月

##### (4) 調査項目

調査項目	都道府県	市町村
①過疎債ソフト事業に対する取組姿勢と取組状況	○	○
②拡充されたハード事業に対する取組姿勢と取組状況	○	○
③改正法により拡充された支援措置に取り組む上での課題や見直しを求める事項	○	○
④税制上の特例措置に関する考え方	—	○
⑤今後の過疎対策の充実に向けた課題や要望	○	○

##### (5) 回収状況

	都道府県	市町村	過疎	みなし過疎	一部過疎
対象数	45	775	581	34	160
回収数	42	767	566	33	152
回収率	93.3%	99.0%	97.4%	97.1%	95.0%

## 2-1-2. アンケート結果のポイント

本アンケート調査結果(簡易アンケートを含む)のポイントとしては、以下の5点にまとめられる。

### ○過疎債ソフト事業に積極的に取り組んだ市町村ほど、事業効果の検証を重視しており、既存のソフト事業の内容充実や新たなソフト事業の展開といった効果・成果も強く実感している

約8割の市町村が法改正からの2か年度に何らかの過疎債ソフト事業を実施しているが、その実施にあたっては「どのような事業に過疎債を活用するのが妥当(相当)か判断が難しかった」、取り組む中では「事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった」という声が多く市の町村から挙げられている。

その一方で、実際に過疎債ソフト事業に取り組んだことにより、「既存のソフト事業の内容の充実・拡充が図られた」、「一般財源に余裕ができたため、様々な取組の充実・活用が図られた」といった効果・成果が多く市の町村で得られており、特に過疎債ソフト分の活用率の高い市町村ほど強く実感されている。

活用率の高い市町村は、実施にあたり「定期的にニーズ調査を実施し事業の必要性を検証」したり「定期的に事業の実績を調査し、事業効果を検証」するなど、事業の必要性や成果・効果の客観的な把握に努めている。そのため、ソフト事業に過疎債を活用することに関する難しさを認識した上で十分な配慮をもって取り組み、効果・成果を実感していることがうかがえる。

### ○過疎債ソフト分の活用率が高い都道府県では、都道府県自身が積極的にソフト事業への過疎債ソフト分の活用を市町村に働きかけており、市町村が過疎債ソフト分の活用をきっかけにソフト対策の重要性を理解することに貢献していると実感している。

平成23年度の過疎債ソフト分の活用状況は依然として都道府県間でばらつきがみられる。都道府県全体での活用率が80%以上と総じて有効活用がなされている都道府県では、法改正前から独自のソフト支援策を実施していたり、過疎債ソフト分について、市町村に対して原則として発行限度額一杯の活用を検討するよう促すなど、都道府県自身が過疎対策におけるソフト事業への取組に積極的であることがうかがえる。

そしてこうした都道府県の積極的な働きかけにより、都道府県が「過疎対策におけるソフト対策の重要性について市町村の理解が深まり、様々なソフト事業が展開されるようになった」との効果を実感している。

### ○過疎債ソフト事業の検討に係る都道府県・市町村間の協議においてあまり問題は生じていない

過疎債ソフト事業の実施にあたり、都道府県として活用が望ましいと考えるソフト事業の内容を事前に市町村に提示している例は少ないが、約4割の都道府県では、実際にソフト事業について市町村と協議する中で、過疎債の活用の適債性について十分整理するよう、市町村に助言したとしている。

過疎債の活用についての具体的な事業内容としては、施設の改修・補修や地域団体等への委託による施設管理等が多く、またそのように都道府県による助言を受けた事業の6割以上は、市町村で再度、整理・検討した結果、過疎債を活用していない。

一方、市町村からの回答をみると、過疎債ソフト事業の実施にあたり都道府県との協議で合意が得られなかったという意見は少なく、今後の有効活用に向けて都道府県との協議のあり方の見直しを求める声も少ない。また、都道府県との協議のあり方に係る具体的な要望内容をみると、協議の内容そのものというよりは、協議に係る時間の短縮(事務手続きの簡素化)を求める意見が比較的多く、また都道府県間に適債性の判断にばらつきが生じないよう、国として統一的な見解や事例を示してほしいという意見もみられた。

**○都道府県・市町村とも「産業の振興」が最重要課題としており、市町村からは都道府県による補助・支援の充実を求める声が多く聞かれている**

今後の過疎対策における重点分野として、都道府県・市町村ともに最も多くから挙げられたのは「産業の振興」であり、人口減少・高齢化が進行する過疎地域にあって、地域を支える産業の振興こそが最重要課題であるとの認識を、都道府県と市町村が共有していることがうかがえる。

なお、市町村からは「産業の振興」に次いで「交通の整備」が挙げられているが、都道府県からは「産業の振興」と同率で「集落の維持・整備・活性化」が重点対策分野として挙げられており、都道府県としての集落対策の必要性、重要性への認識が広がりつつあることがうかがえる。

また、過疎債ソフト分の活用率が低い市町村では、「生活環境の整備」も重要課題の上位に挙げられており、ソフト対策以上にハード面で依然として多くの課題を抱えている状況がうかがえる。

なお、今後の過疎対策の充実を図る上で最も多くの市町村が望んでいるのが「都道府県による市町村事業への補助・支援の充実」であり、地域の実情に即したより柔軟な施策展開のためにも、都道府県による積極的な財政支援が必要であるとの意見が多くの市町村から聞かれた。

**○国による人材派遣・人材斡旋制度は継続・充実を求める声が高いほか、ソフト事業の先進事例などの情報提供についても多くの都道府県・市町村が求めている**

集落支援員制度や地域おこし協力隊などの国による人材派遣・人材斡旋制度については、都道府県・市町村ともに今後とも継続・充実を求める声が多く寄せられており、特に都道府県では8割超とほぼすべての県が国による人的支援策の充実を求めている。

また、「先進事例等の情報提供」についても多くの都道府県・市町村が国に求める支援として挙げており、特にソフト事業について過疎債の活用を検討する際の参考ともなることから、国が全国を取組を俯瞰した上で過疎債ソフト事業の先進事例を紹介してほしいという声が多く寄せられた。

2-1-3. 都道府県アンケート調査の結果

(1) 過疎債ソフト事業に対する取組姿勢と取組状況

①過疎債ソフト事業に対する都道府県独自の支援の有無（問1）

- ▶法改正前から独自のソフト事業支援施策を実施していた都道府県が2割強、法改正を機に支援施策を創設した都道府県が約1割みられる。
- ▶都道府県全体での平成23年度の過疎債ソフト分活用率の区分別にみると、活用率の低い県は独自のソフト事業支援施策の実施率も低いことが分かる。

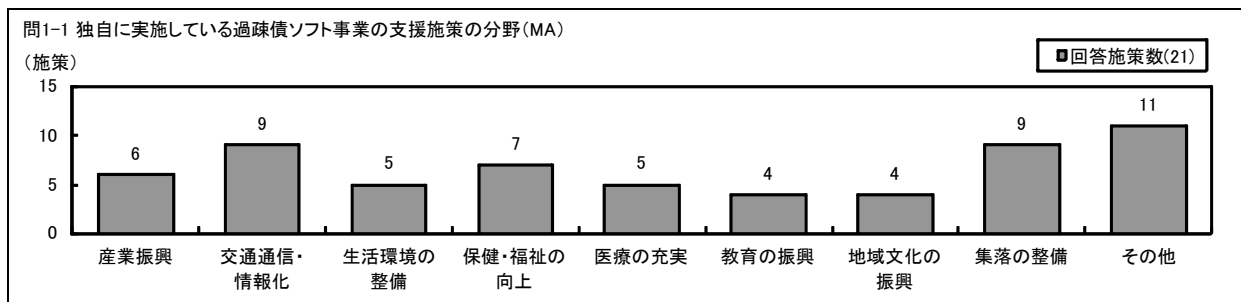
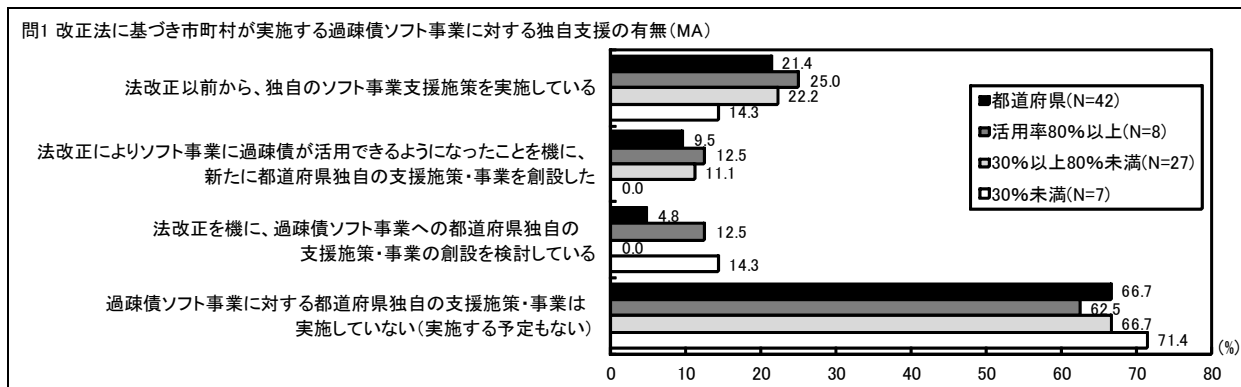


表1 【Q1-1】 都道府県独自のソフト事業支援施策の例(抜粋・要約)

事業名	内容	対象	実績	
地域づくり総合交付金(地域再生加速事業)	地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、市町村あるいは相互に連携する複数市町村が、住民や民間団体等の多様な主体と協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクトを支援する。	市町村(政令市を除く)、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	H22	52プロジェクト 274,200千円
			H23	43プロジェクト 276,000千円
過疎地域自立促進交付金	市町村が、過疎対策事業債を財源に実施する場合の市町実負担の5/10(全体事業費の15%)相当額を交付 ※県施策連携事業(県特認事業)は市町村実負担の10/10(全体事業費の30%)相当額を交付(H22~24年度)【分野の限定なし】	過疎市町村 1地域当たり3,000千円/年  県施策連携事業として別途3,000千円の枠設定	H22	30,000千円/年
			H23	30,000千円/年
地域活性化支援事業	過疎地域等の条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組に対して補助する。	過疎地域、準過疎地域、離島、辺地の存在する市町村等	H22	6件 13,168千円
			H23	9件 16,650千円
過疎地域再生モデル事業交付金	集落の維持活性化など過疎地域の市町村が実施する優れたソフト対策事業を「モデル事業」として掘り起こし、その立ち上げを支援し、過疎地域の再生を図る。 交付率:2分の1以内、限度額2,000千円	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定された市町村	H22	8市町村 9,800千円
			H23	9市町村 8,610千円



## ②市町村がソフト事業に過疎債を活用することに対する考え（問2）

▶約7割の都道府県が、『将来にわたり効果が期待できるソフト事業に活用するよう助言している』としている。  
また限度額一杯の活用を促している都道府県も3割弱みられ、活用率の高い県が中心となっている。

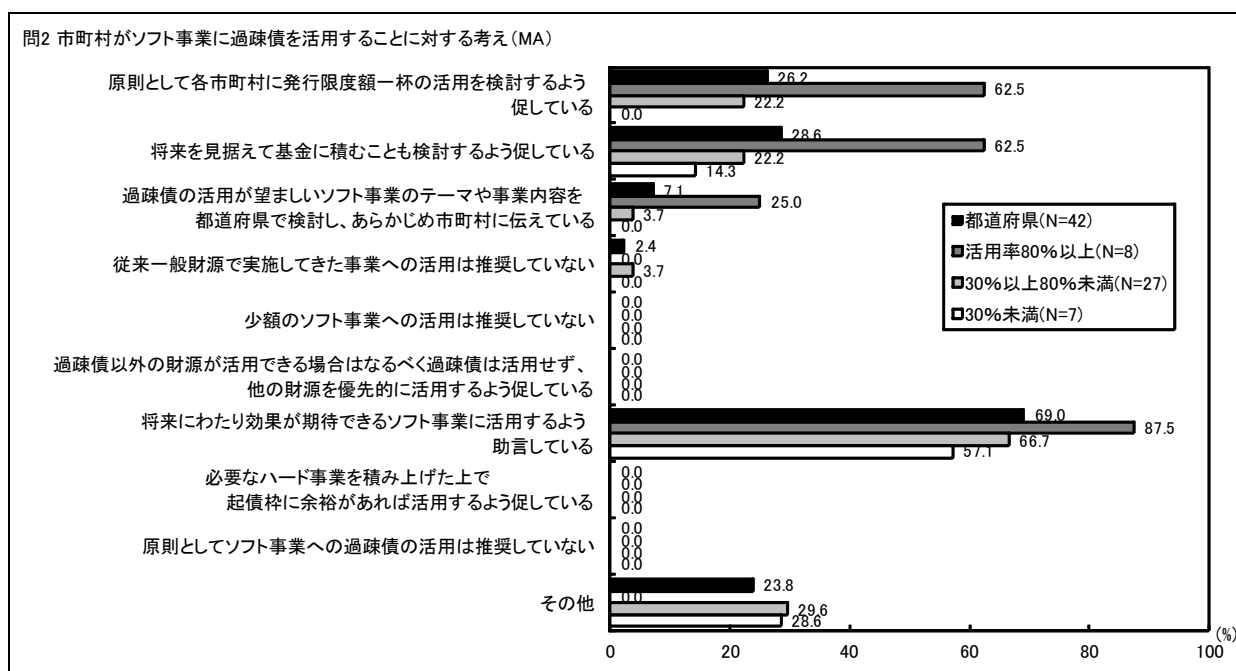


表2 【問2-1】『活用が望ましい』として市町村に示したソフト事業の内容とその理由(抜粋・要約)

過疎債の活用が望ましいソフト事業の内容	過疎債の活用が望ましい理由
高度経済成長期などに整備した公共・公用施設の長寿命化・老朽化対策	地方財政法第5条第5号に定める建設事業費では、維持修繕費は起債対象外となるため
学校統廃合などによる旧校舎のうち、新設を伴わない旧校舎の解体撤去費	過疎債(ハード分)については新設改良に限定され、維持修繕費は起債対象外であるため
既存の施設等を活用して地域の実情に応じた福祉サービスを提供する事業について過疎債ソフト分を全額活用した場合、翌年度に市町村負担となる30%の2/3を交付	従来県が1/2補助していたが、過疎債ソフト分の活用を進めるとともに、県の実質的な負担も減らすことでより事業を推進できるようにするため

表3 【問2-2】従来一般財源で実施していた事業への過疎債の活用を推奨しない理由

Q2-2 従来一般財源で実施していた事業への過疎債の活用を推奨しない理由
過疎債は有利な地方債であるが、借金であることに変わりはないため、否定はしないが推奨もしていない。

## ③市町村が行う過疎債ソフト事業に関する独自の同意等基準の有無（問3）

▶過疎債ソフト事業に関する独自の同意等基準を作成しているのは1県のみである。

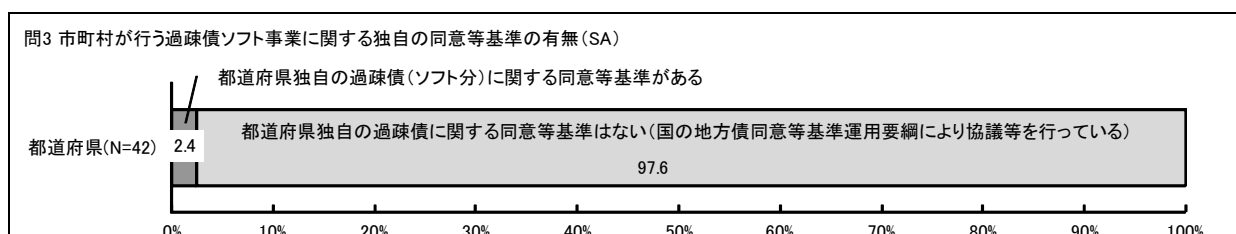


表4 【Q3-1】過疎債ソフト事業に関する都道府県独自の同意等基準の内容

Q3-1 過疎債ソフト事業に関する都道府県独自の同意等基準の内容
・20万円以上かつ耐用年数5年以上の備品は、ソフト事業の対象としない(ハード事業で認められているため)
・新設を伴わない既存公共施設の解体工事費(新施設の建設事業実施に直接必要な場合はハード事業として認められているため)

④過疎債ソフト事業に関する市町村との協議の中で助言の有無（問4）

- ▶半数以上の都道府県は、市町村が計画した過疎債ソフト事業には全て合意したとしているが、過疎債の活用の適債性について十分整理するよう、市町村に助言した都道府県も約4割みられる。
- ▶事業内容としては、施設の改修・補修事業や地域団体等への委託による施設管理等が多い。

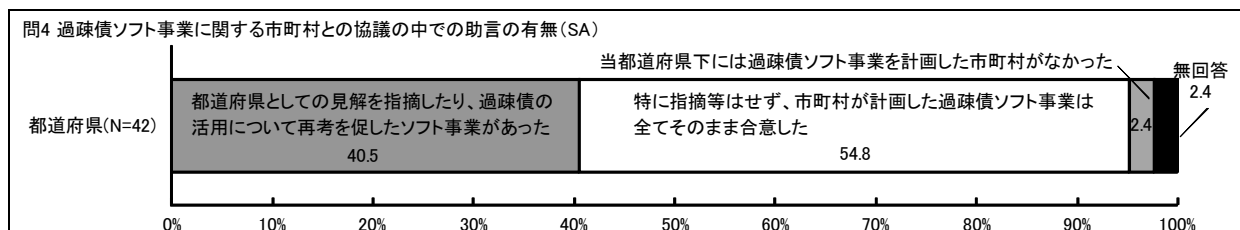
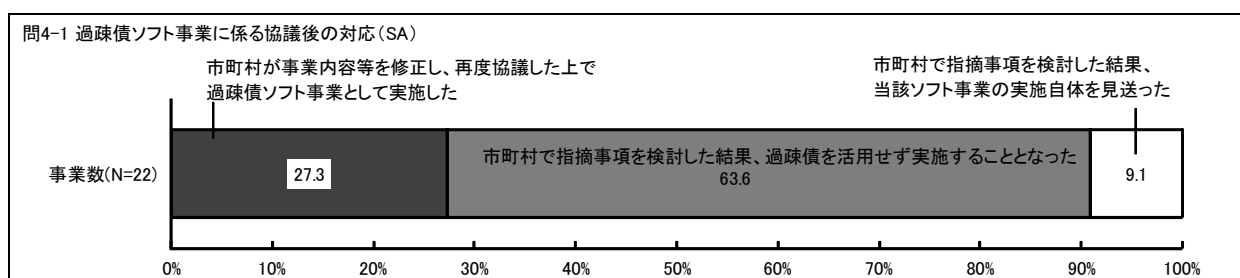


表5 【Q4-1】 都道府県が助言した主なソフト事業の概要と助言事項(抜粋・要約)

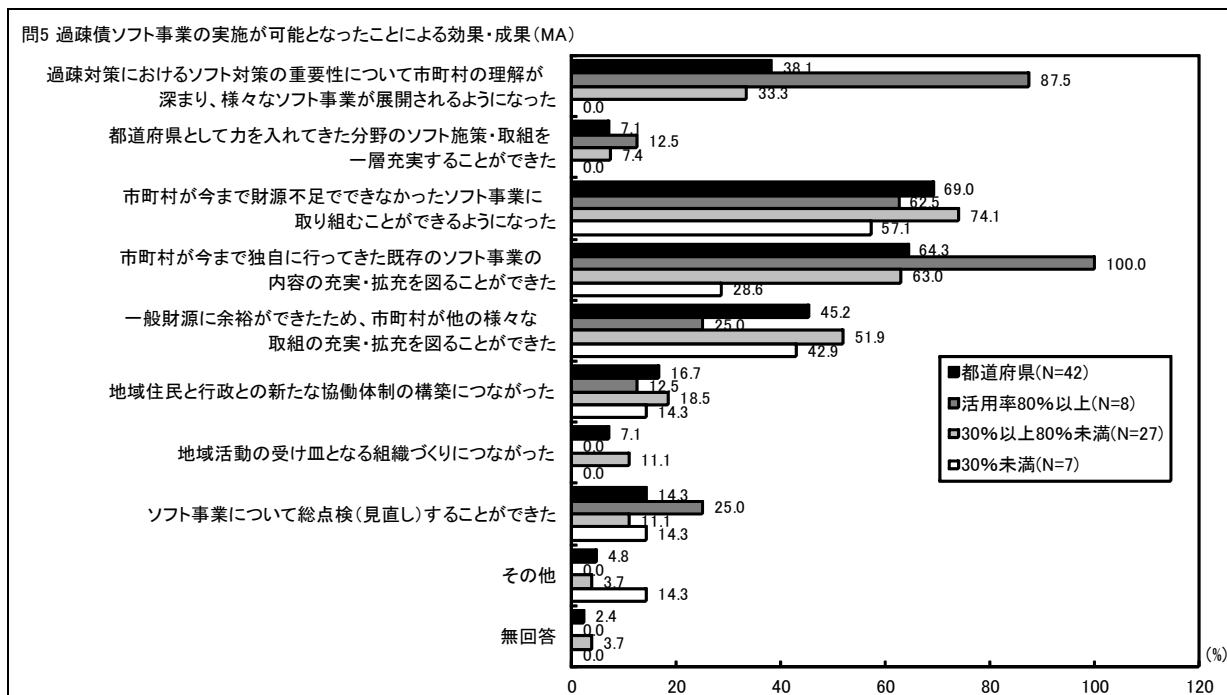
助言したソフト事業の概要(内容)	助言した理由、事項等
郷土食を活かした食の祭典、バスツアー、農業体験、名産品の即売、ステージイベントなど	イベントの効果がイベント後も継続し、地域の活性化につながるような仕組みが必要であることを十分整理するよう、助言
公立病院の臨時看護師の賃金への過疎債充当	臨時看護師の賃金が市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費には該当しない理由について、十分整理するよう、助言
太陽光発電パネルを設置する者への設置費助成	太陽光発電パネルは金額20万円以上かつ耐用年数5年以上の備品であるためハード事業に分類されると助言
地域の小学生対象のイベントへの補助金	地域限定のイベントであること、事業費が小額であることから、世代間の負担の公平性の観点等から精査するよう助言
公営の赤字航路の欠損額(国及び県の補助を除く一般会計繰出金)への過疎債充当	公営の航路であるため、市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費には該当しない理由について、十分整理するよう助言
商工会などへのイベント経費の助成	一過性のものでなく、将来にわたって地域の仕組みを変えていくような事業かどうか再整理するよう助言

- ▶なお、都道府県が助言した主なソフト事業として具体的な内容等の記述が得られた 22 事業のうち、市町村が再度、整理・検討した上で再度協議し、過疎債ソフト事業として実施されたものは3割弱であり、6割以上は過疎債を活用せずに実施されており、また約1割は当該ソフト事業の実施自体が見送られている。



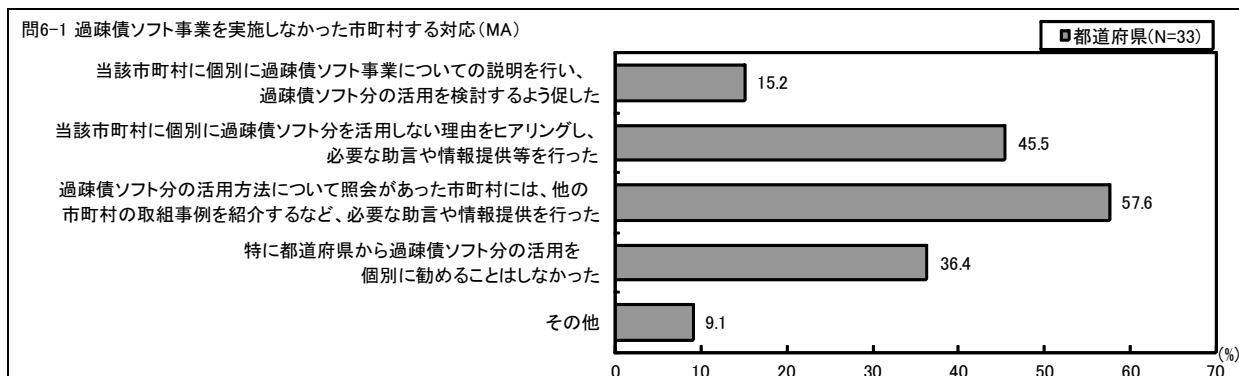
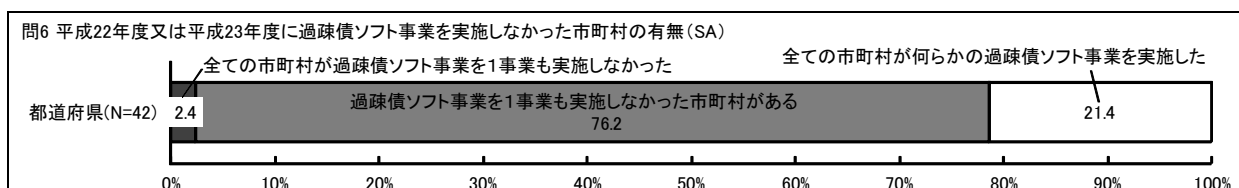
### ⑤ 過疎債ソフト事業の実施が可能となったことによる効果・成果（問5）

- ▶ 法改正によりソフト事業に過疎債が活用できるようになったことの効果として、6割以上の都道府県が、『市町村が今まで財源不足でできなかったソフト事業に取り組むことができるようになった』点や、『市町村が今まで独自に行ってきた既存のソフト事業の内容の充実・拡充を図ることができた』点を挙げている。
- ▶ 活用率の高い県では、既存ソフトの内容充実に加えて、『過疎対策におけるソフト対策の重要性について市町村の理解が深まり、様々なソフト事業が展開されるようになった』も高い割合となっている。



### ⑥ 平成22年度又は平成23年度に過疎債ソフト事業を実施しなかった市町村の有無（問6）

- ▶ 過去2か年の過疎債ソフト事業の実施状況をみると、大部分の都道府県では過疎債ソフト事業を実施しなかった市町村が一部存在しており、それらの市町村に対しては、『照会があった場合は他の市町村の取組事例を紹介するなどの助言や情報提供を行った』都道府県が6割近くみられるほか、『個別に活用しない理由をヒアリングし助言・情報提供等を行った』都道府県も5割近くみられる。



(2) 拡充されたハード事業に対する取組姿勢と取組状況

①改正法に基づき拡充されたハード事業に取り組む市町村に対する独自支援の有無（問7）

▶ 拡充されたハード事業に対する都道府県独自の支援施策はほとんどない。

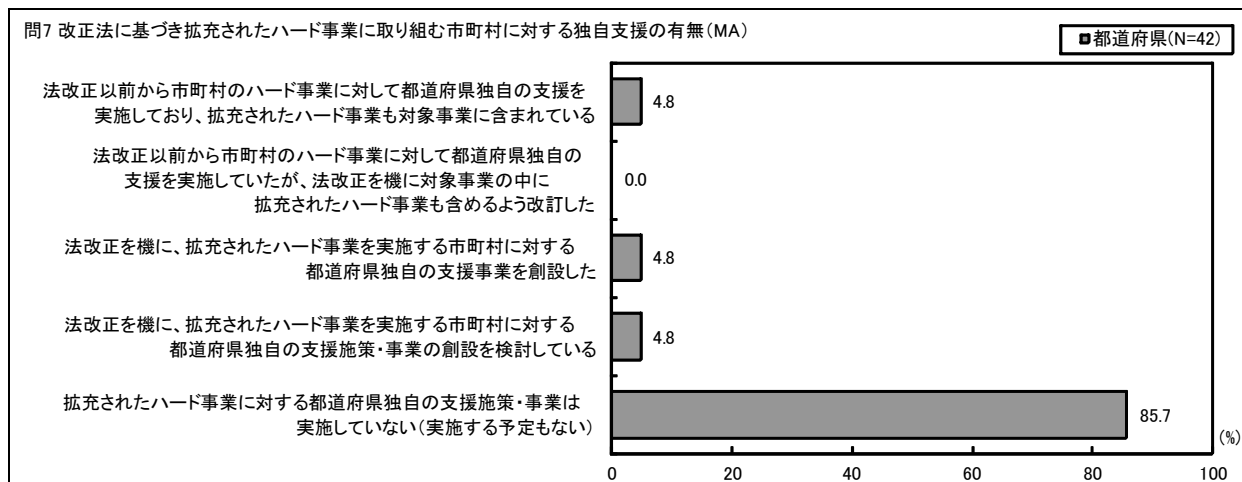
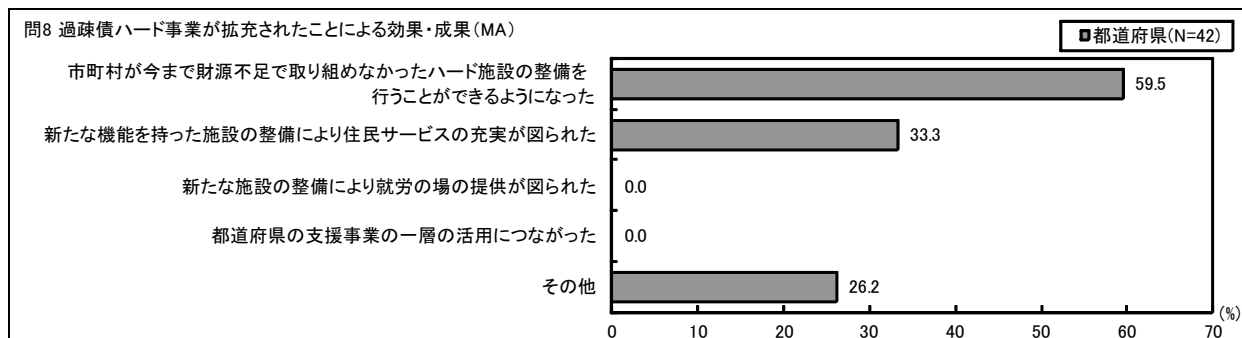


表6 【Q7-1】 都道府県独自のハード事業支援施策の概要(要約)

事業名	内容	実績	
地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業)	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援する。	H22	1件6,100千円
		H23	1件10,000千円
市町村未来づくり協働プログラム (平成24年度創設)	持続可能な地域づくりに資する重点的な取組である等の要件を満たす市町村提案プロジェクトに対し、1市町村当たり2億円を基本に、交付金を交付等する。(対象施設の限定なし)	H22	(H24創設)
		H23	(H24創設)
木質バイオマス利用促進事業	市町村が森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人及びPFI事業者に対し補助を行う場合における当該補助に要する経費を対象にしている。	H22	なし
		H23	なし
子育て支援環境緊急整備補助金	県の子育て支援対策臨時特例基金を活用して行う子育て支援の環境を緊急に整備する事業等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。	H22	なし
		H23	なし

②過疎債ハード事業が拡充されたことによる効果・成果（問8）

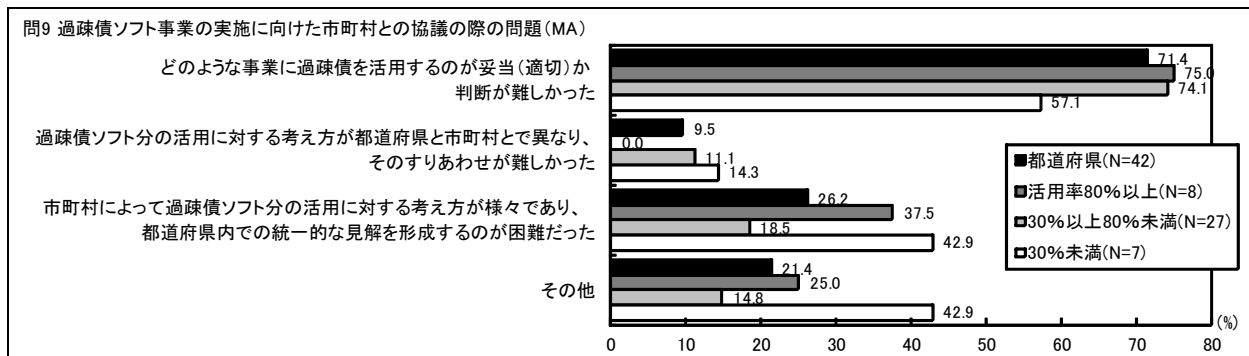
▶ 法改正により今まで財源不足で取り組めなかったハード施設の整備が進んだという声が比較的多い。



(3) 改正法により拡充された支援措置に取り組む上での課題や見直しを求める事項

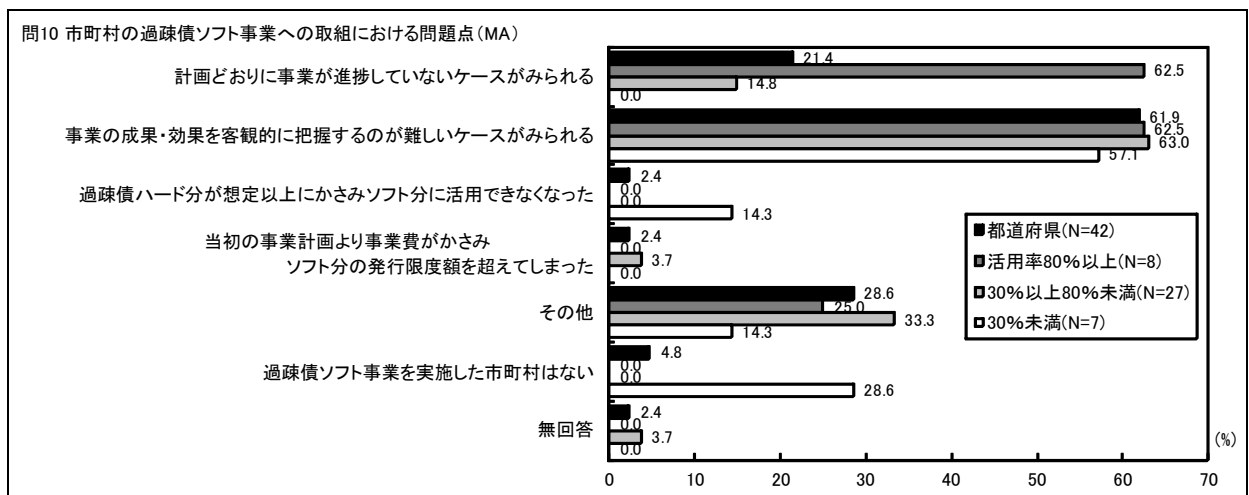
①過疎債ソフト事業の実施に向けた市町村との協議の際の問題（問9）

- ▶ 過疎債ソフト事業の実施を市町村と協議する際の問題として、『どのような事業に過疎債を活用するのが妥当(適切)か判断が難しかった』点が7割以上の都道府県から挙げられており、特に活用率が30%以上の都道府県では7割を超えている。
- ▶ また、『市町村によって考え方が異なり都道府県内での統一的な見解を形成するのが困難だった』点も、全体の3割近くから指摘されており、特に活用率の低い都道府県で高い割合となっている。



②市町村の過疎債ソフト事業への取組における問題点（問10）

- ▶ 市町村が過疎債ソフト事業を実施する中での問題点としては、『事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しいケースがみられる』点が6割以上の都道府県から挙げられている。
- ▶ また、活用率80%以上の都道府県では、『計画どおりに事業が進捗していないケースがみられる』も多くから挙げられている。



③過疎債ソフト事業の有効活用を図る上で必要な見直し事項（問11）

▶ 過疎債ソフト事業の有効活用を図る上では、『発行限度額制度を廃止した方がよい』という都道府県が比較的多く、特に活用率80%以上の都道府県の半数がこれを挙げている。

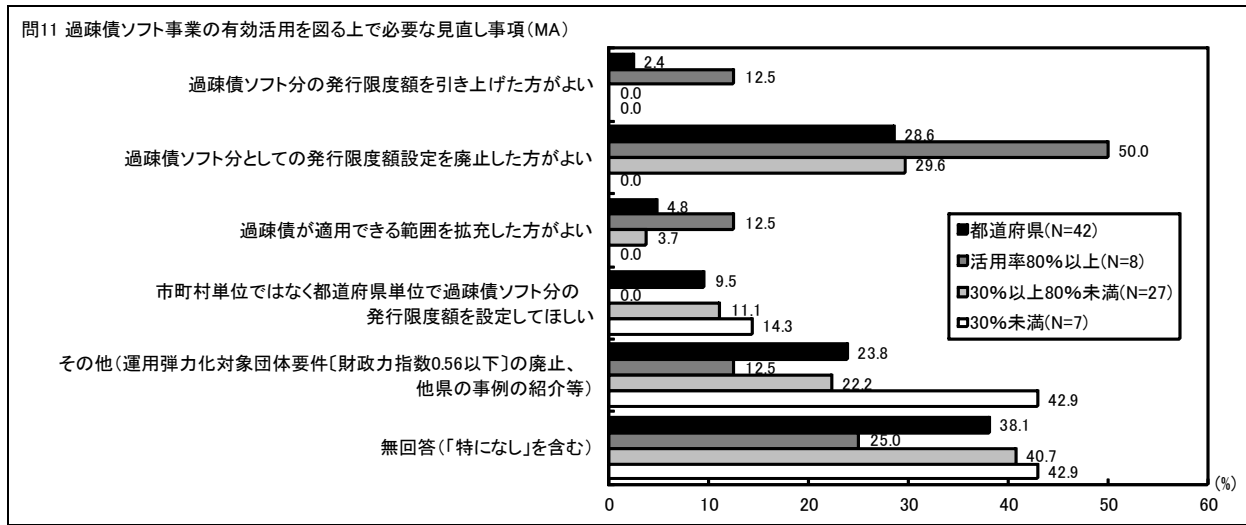
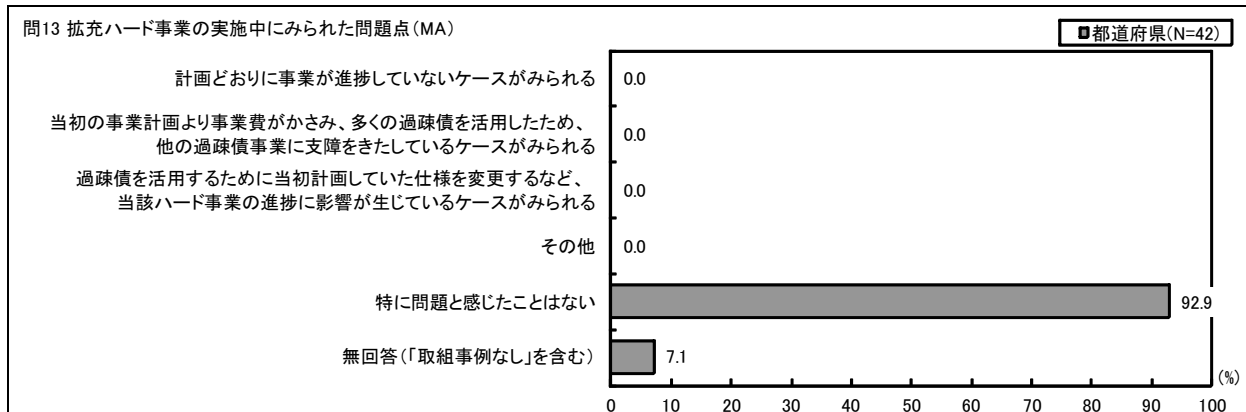
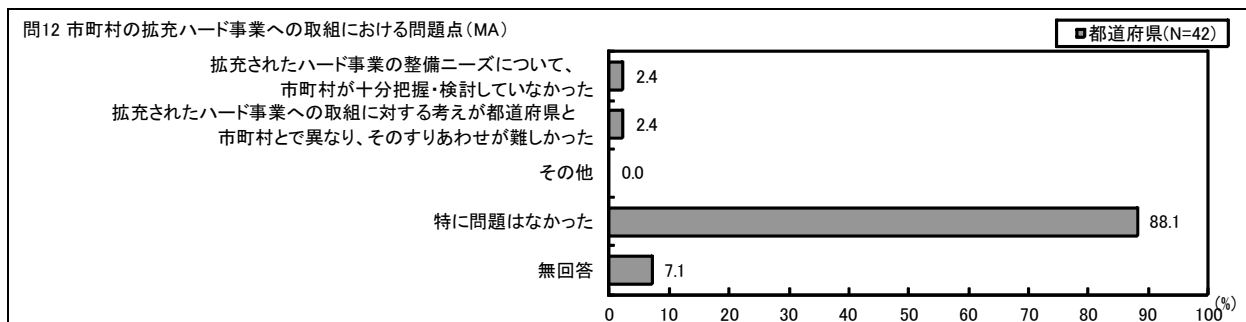


表7 【Q11-1】 過疎債ソフト事業の有効活用を図る上で必要と考える見直し事項とその理由(抜粋・要約)

Q11-1 見直しが必要と考える事項とその理由
過疎債ソフト分の活用が適当でない内部管理経費について具体例を示し、活用可能な内部管理経費を明確化してもらいたい。
市町村間で過疎債ソフト分の活用率に大きな差があることから、発行限度額を都道府県単位とした方が、都道府県内で活用でき有効活用につながると考える。
都道府県全体でみて発行限度額までに余裕がある場合は、財政力の低い市町村のうち発行限度額を超えた活用を希望する市町村へ振り分ける二段構えの制度が実施できると、なお良い制度設計になると考える。

④市町村の拡充ハード事業への取組又は拡充ハード事業の実施中にみられた問題点（問12・13）

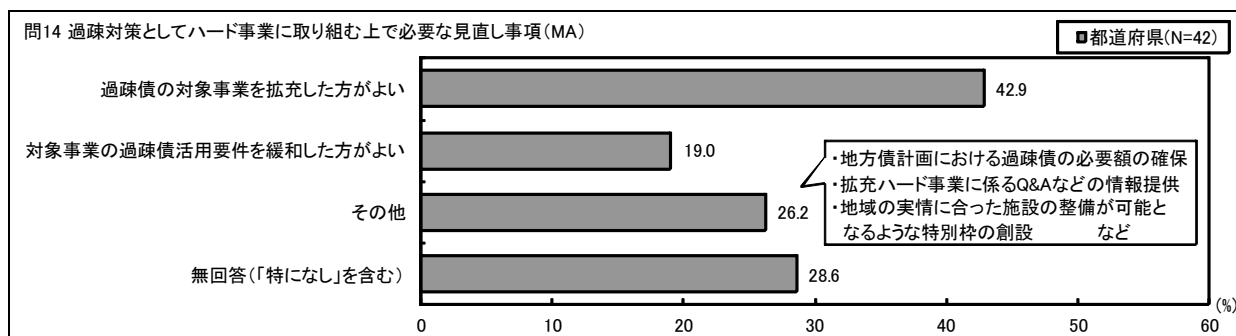
▶ 拡充ハード事業に関しては『特に問題はなかった』とする都道府県がほとんどである。



### ⑤過疎対策としてハード事業に取り組む上で必要な見直し事項（問14）

- ▶ ハード事業に関しては、起債対象事業の拡充のほか、平成 23 年度の過疎債において、起債額の確保等のため真に必要な額以上に起債額を要望していた市町村が多く（不用額311億円）、地方債計画額よりも起債要望額が上回ったため、「地方債計画額の確保」という要望も散見される。
- ▶ なお、過疎債ハード事業の対象事業の拡充や要件緩和について、22 都道府県から 26 件の記述回答が得られた。具体的にどのような要望があるかをみると、費用の種類としては防災対策のための工事費や公共施設等の新設を伴わない解体撤去費などが挙げられている。

▶



### （4）今後の過疎対策の充実にに向けた課題や要望

#### ①現在の過疎対策上の課題（問15）

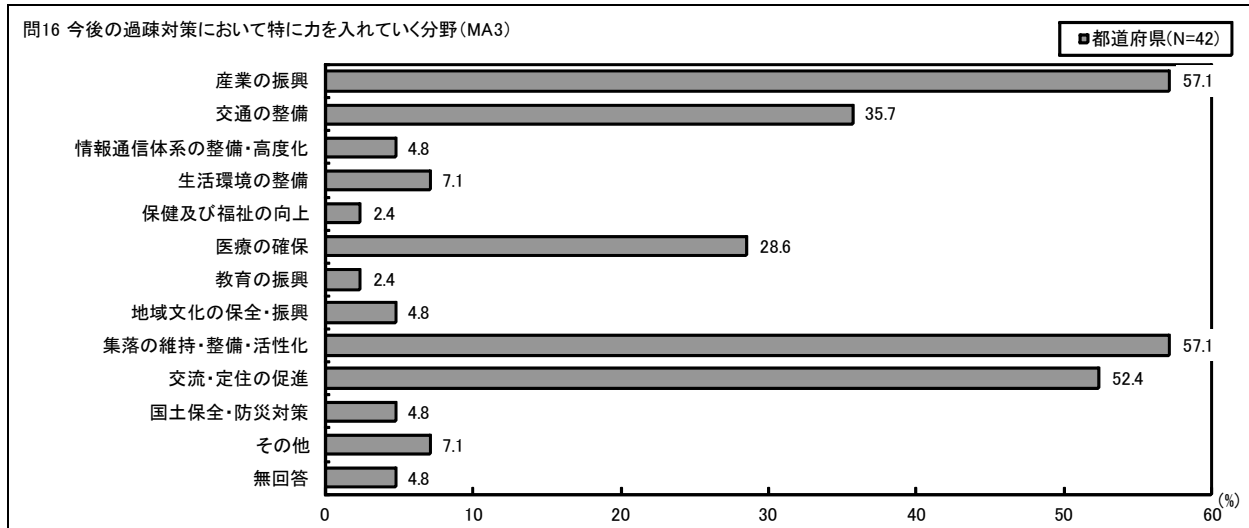
- ▶ 人口減少・高齢化の進行に伴う集落機能の低下等の問題のほか、平成 23 年度の過疎債において、起債額の確保等のため真に必要な額以上に起債額を要望していた市町村が多く（不用額311億円）、地方債計画額よりも起債要望額が上回ったため、過疎対策を講じるための十分な財源が確保できなかったという問題も指摘されている。
- ▶ また、厳しい地方財政の中で市町村は職員の削減等を進めており、過疎対策を推進する人員体制が構築できない市町村が増えているといった課題も指摘されている。

表8 【Q15】現在の過疎対策上の課題(抜粋・要約)

Q15現在の過疎対策上の課題
人口減少、少子・高齢化に歯止めがかからず、集落機能の低下や担い手不足など様々な問題が顕在化しており、地域交通の確保や買い物支援、地域コミュニティの活性化などの集落対策が喫緊の課題となっている。
H23～24は、年度中途において、地方債計画額に対して起債要望額(全国)が上回る状況にある中、入札等による不用額を早い段階で見込むことが困難な事業もあり、市町村では、事業実施にあたって財源(過疎債)の確保に不安が生じている。
全国の要望額が地方債計画額を大きく上回ったため、今年度は当初1次の同意等予定額の通知の際、要望額の2割を超える額が減額され通知された。今後もこうした状況が続けば、過疎対策事業の計画的な実施に必要な起債額が確保できない恐れがある。
市町村職員の削減が進み、小規模な町村ほど人手が足りず、過疎対策への取組が難しい。職員のスキル・意識の向上が課題。
公共交通の撤退による交通利便性の低下や地域間交流の衰退、高齢化の進行に伴う地域活力の低下などが過疎化の進行に拍車をかけている。用途地域指定等により企業誘致を進めにくい地域もあり、観光資源も乏しいため、産業振興が喫緊の課題となっている。
地域資源を活用した加工品の開発やコミュニティビジネスの立ち上げ支援といった地域の活力づくり、コミュニティバスや乗合タクシーなどの確保といった生活環境の整備、広域的に集落の機能を支え合う仕組みづくりといった集落間の連携・再編、地域コミュニティの維持、鳥獣被害・耕作放棄地対策等、集落の課題をはじめ地域の実情を正確に把握し、最適な対応を考えることが課題である。

②今後の過疎対策において特に力を入れていく分野（問16）

▶都道府県として今後力を入れていく過疎対策の分野は「産業の振興」「集落の維持・整備・活性化」及び「国土保全・防災対策」が5割以上から挙げられ、これらのほか「交通の整備」や「医療の確保」といった広域自治体としての役割が求められる分野も比較的挙げられている。



③今後、過疎対策の充実を図る上で国に求める支援（問17）

▶今後の過疎対策の充実を図る上では、『国による人材派遣・人材斡旋制度の継続・充実』や『先進事例等の情報提供』を求める声が8割前後と高くなっている。

▶『国による人材派遣・人材斡旋制度の継続・充実』については、地域おこし協力隊制度の継続・充実を求める声がほとんどであり、任期終了後の定住促進に向けた支援を求める声も散見された。

▶『先進事例等の情報提供』として、具体的にはソフト事業の先進事例情報に対する要望が比較的多くみられる。

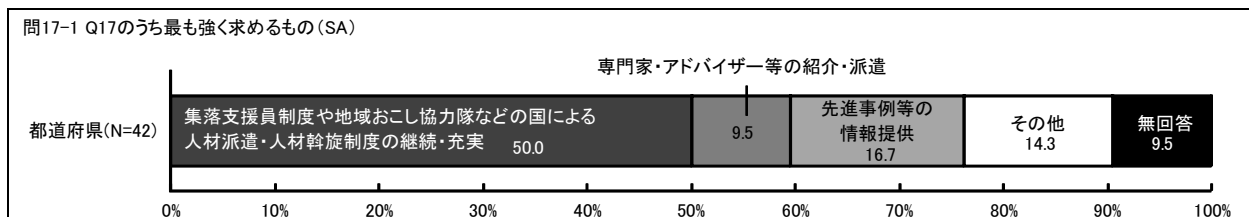
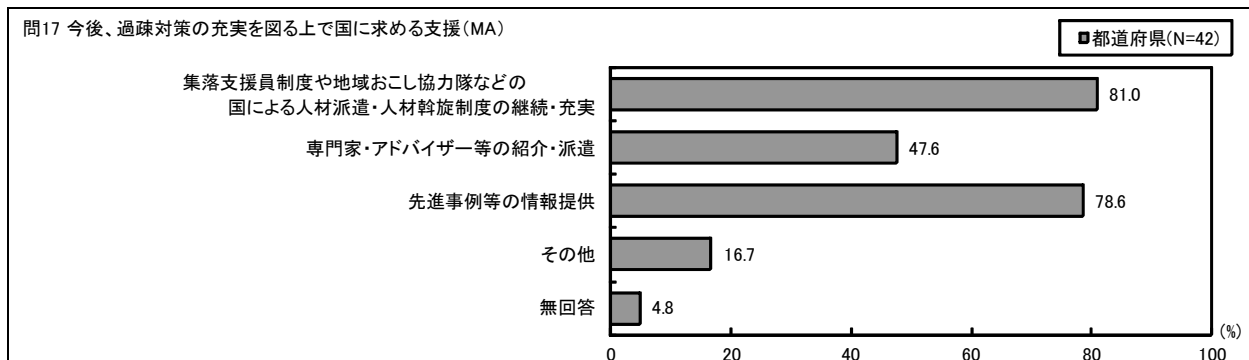




表9 【Q17-1】 今後、過疎対策の充実を図る上で国に最も強く求める支援(抜粋・要約)

Q17選択肢	具体的内容
国による 人材派遣・ 人材斡旋制度 の継続・充実	地域おこし協力隊等の人材派遣・斡旋制度の継続及び充実(必要な財政措置の継続、地域おこし協力隊の出身地要件の緩和、任期の延長、研修の実施など)
	地域おこし協力隊の任期終了後の定住に向けた支援
	地域おこし協力隊の全国合同募集事業と併せた人材データベースの充実や自治体とのマッチングへの支援
専門家等の 派遣	地域住民主体の地域づくりへの立ち上げ期における市町村へのサポートとしての専門家等の派遣
	アドバイザーや専門家による先進事例の普及・啓発
	起業家定住促進モデル事業における外部専門家活用事業の採択は年8件程度と少数であるため、試験的な短期間の派遣経費についても特別交付税措置の対象とし、外部専門家を活用しやすい制度とする
先進事例等の 情報提供	過疎債ソフト事業の成功事例の紹介
	地域おこし協力隊の活動内容や専門家の活用における成功例や失敗例等の情報提供
	先進事例を集めた事例集の提供
	他の都道府県における過疎債の活用実態や外部人材の活用事例などの優良事例の提供
	先進事例の情報収集や担当者間の情報交換ができる場や機会の創出
その他	意欲のある市町村による過疎対策の新たなモデルづくり
	過疎地域が集落の維持や活性化に取り組むモデル事業への財政支援(ハード・ソフト)
	県が市町村の枠を越えて取り組む広域的な事業に対する過疎対策事業債の対象の拡大(県による過疎債発行)
	起債一次分不用額の二次要望事業への流用や不用額の市町村間流用など、過疎債の柔軟な活用
	過疎地域自立活性化推進交付金事業の予算の増額

#### ④ 辺地法や地域振興関連法等に対する意見(問18)

▶ 都道府県からの意見は多くはないが、関連法の統合・一本化を求める意見が散見された。

表10 【Q18】 過疎対策との関係で辺地法や地域振興関連法等について感じる問題・課題等(抜粋・要約)

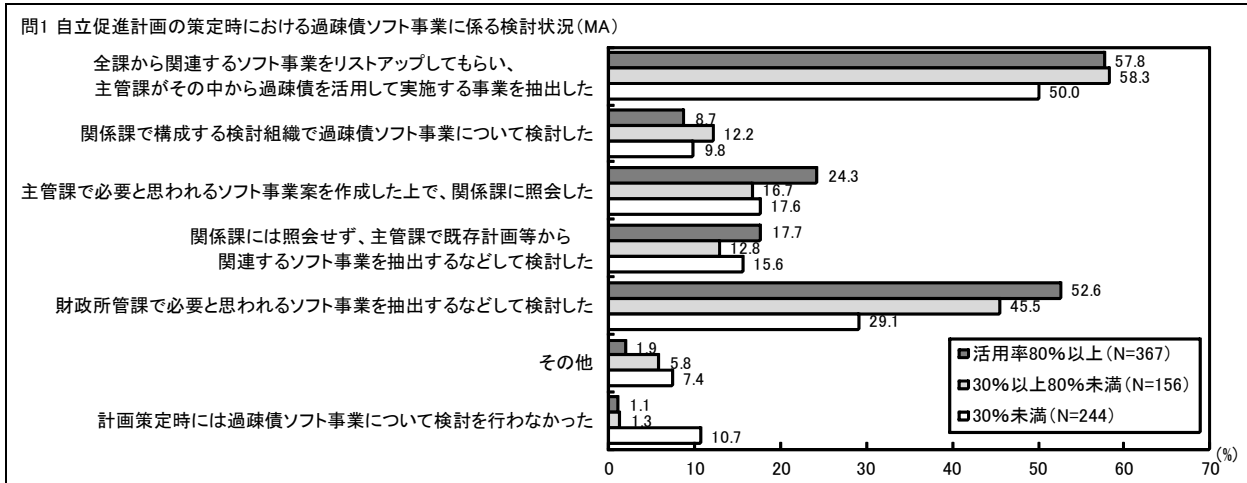
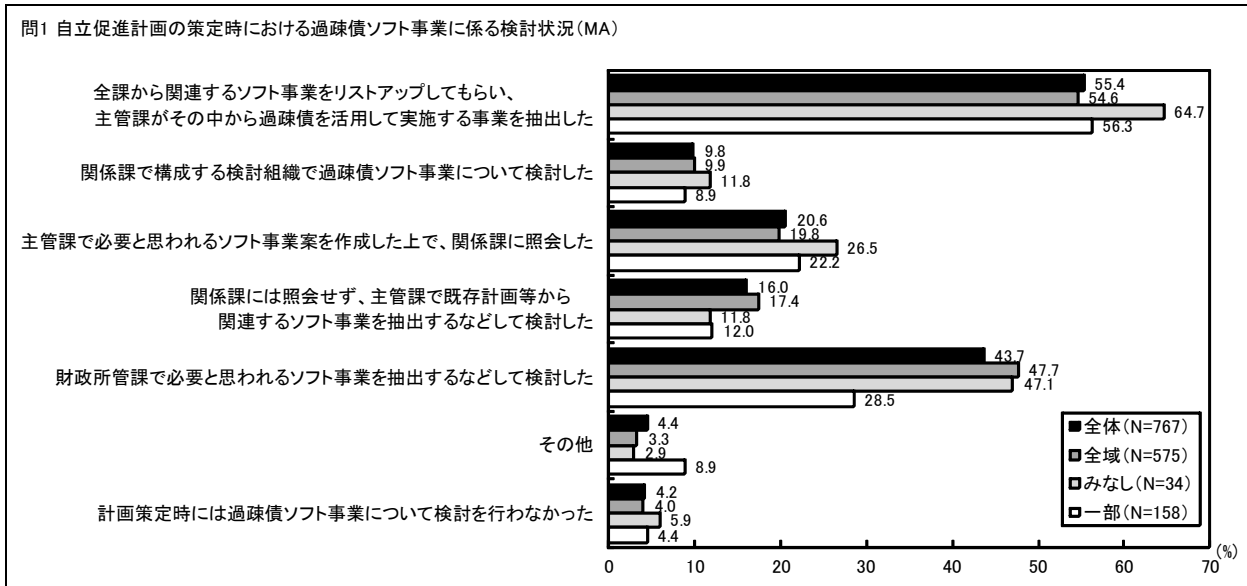
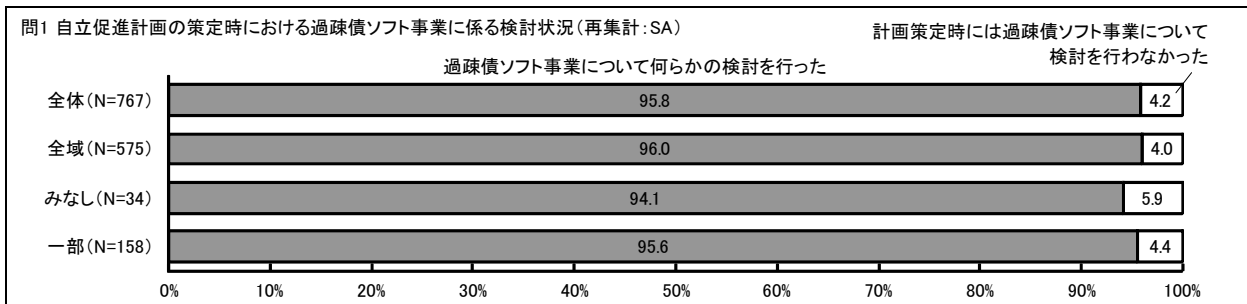
Q18 過疎対策との関係で辺地法や地域振興関連法等について感じる問題・課題等
過疎地域は他の地域振興関連法による指定地域と重複している場合が多いため、個別の計画策定など手続的にも煩雑である。地域振興関連法の本体化に向けた検討が望まれる。
過疎地域に該当しない市町村においては辺地債を積極的に活用しているところもあるが、大局的にみると各法の目的や内容には重なる部分も多く、いずれは統合、整理の必要もあるのではないかと。
平成の大合併で市町村の区域が広域化したことにより、市町村内でも基盤整備の格差が生じるなど、従来の市町村単位での過疎対策のみで対応することが難しくなっている。「一部過疎地域」の存続をはじめ、指定単位の検討も今後は必要と思われるが、昭和の大合併前の町村区域を指定単位とする振興山村区域や集落単位での区域指定となる辺地など、類似制度との整理が課題である。
過疎地域でない市町村に所在する離島などは、辺地の人口要件(50人)に満たないケースもあるため、辺地債の人口要件については柔軟な運用が必要でないかと。

2-1-4. 過疎市町村アンケート調査の結果

(1) 過疎債ソフト事業に対する取組姿勢と取組状況

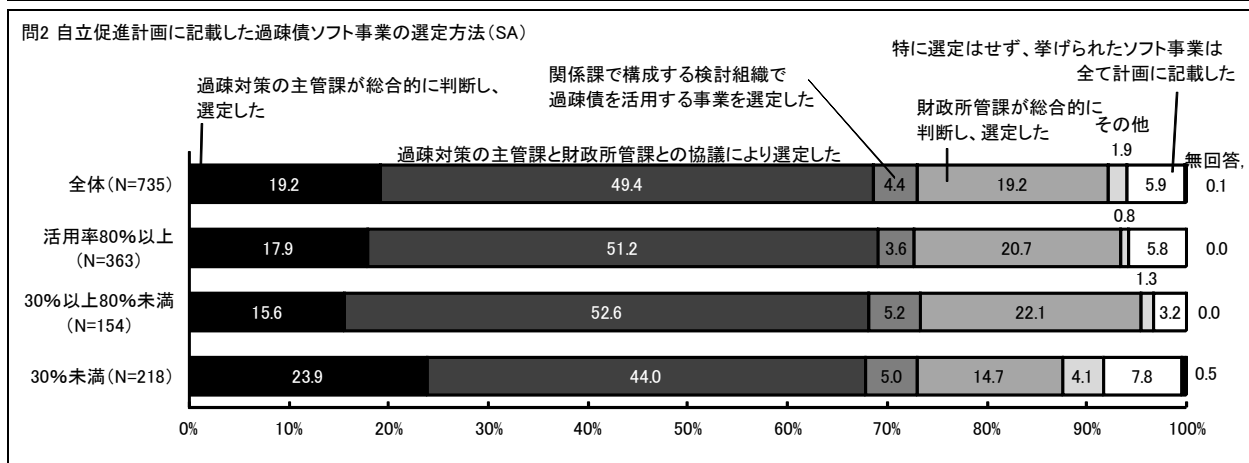
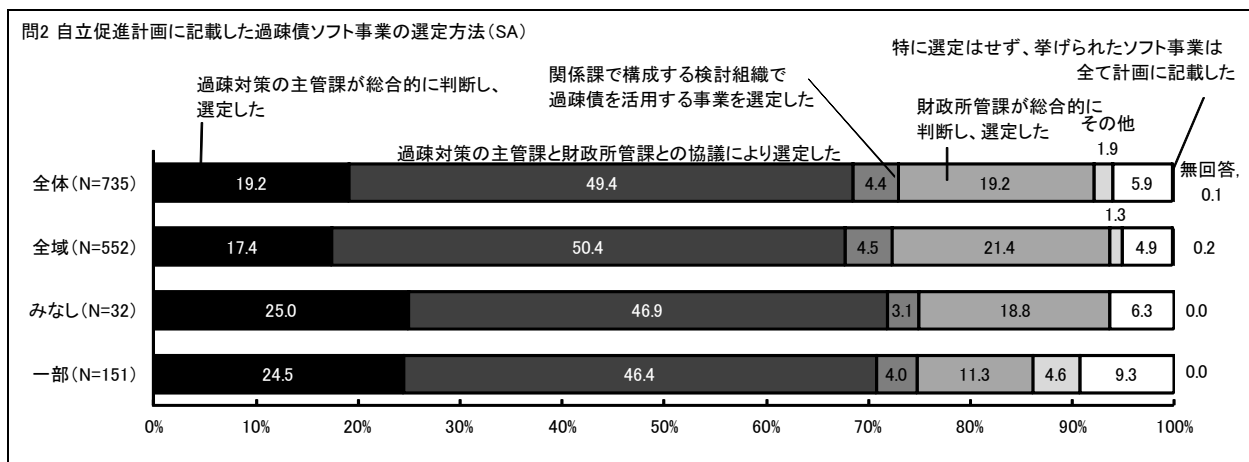
① 自立促進計画の策定時における過疎債ソフト事業に係る検討状況（問1）

- ▶ 改正法によりソフト事業に過疎債が活用できるようになったことを受けて、ほとんどの過疎地城市町村では過疎債ソフト事業について何らかの検討を行っており、検討しなかったという市町村は4.2%である。
- ▶ 具体的には『全課から関連するソフト事業をリストアップしてもらい、主管課がその中から過疎債を活用して実施する事業を抽出した』が最も多く、特にみなし過疎の6割以上がこの方法である。また、『財務所管課で必要と思われるソフト事業を抽出するなどして検討した』も、全域及びみなし過疎では比較的多い。
- ▶ なお、活用率の高い市町村ほど、『財務所管課で必要なソフト事業を抽出』するケースが多くみられる。



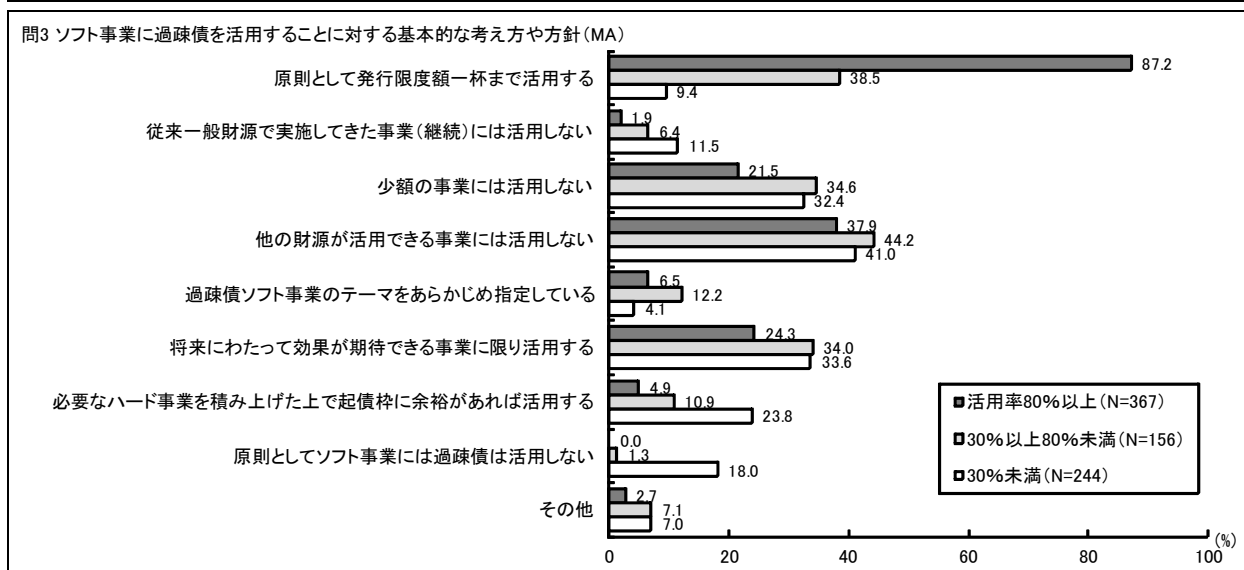
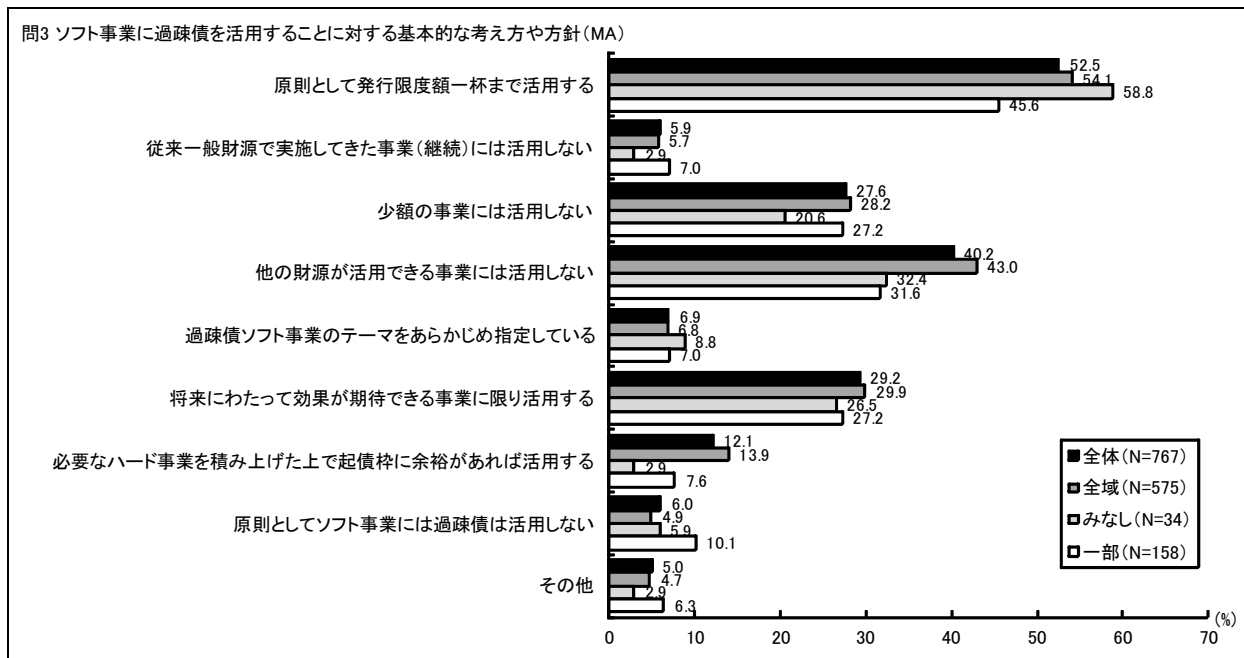
## ②自立促進計画に記載した過疎債ソフト事業の選定方法（問2）

- ▶ 自立促進計画に記載する過疎債ソフト事業をどのように選定したかをみると、約半数の市町村は『過疎対策の主管課と財政所管課との協議により選定した』としており、『過疎対策の主管課が総合的に判断・選定』と『財政所管課が総合的に判断・選定』がこれに次いで約2割ずつとなっている。
- ▶ 特に全域過疎では、『過疎対策主管課と財政所管課との協議により選定』が5割超と高いほか、『財政所管課が総合的に判断・選定』が『過疎対策主管課が総合的に判断・選定』よりも高い割合となっている。
- ▶ 一方、一部過疎の場合は、『特に選定はせず、挙げられたソフト事業は全て計画に記載した』ケースが約1割と比較的多くみられる。
- ▶ 平成 23 年度の各市町村の過疎債ソフト分活用率の区分ごとに比較すると、活用率の低い市町村では、『過疎対策の主管課と財政所管課との協議により選定した』が他よりも低く、『過疎対策の主管課が総合的に判断・選定した』がやや高い。

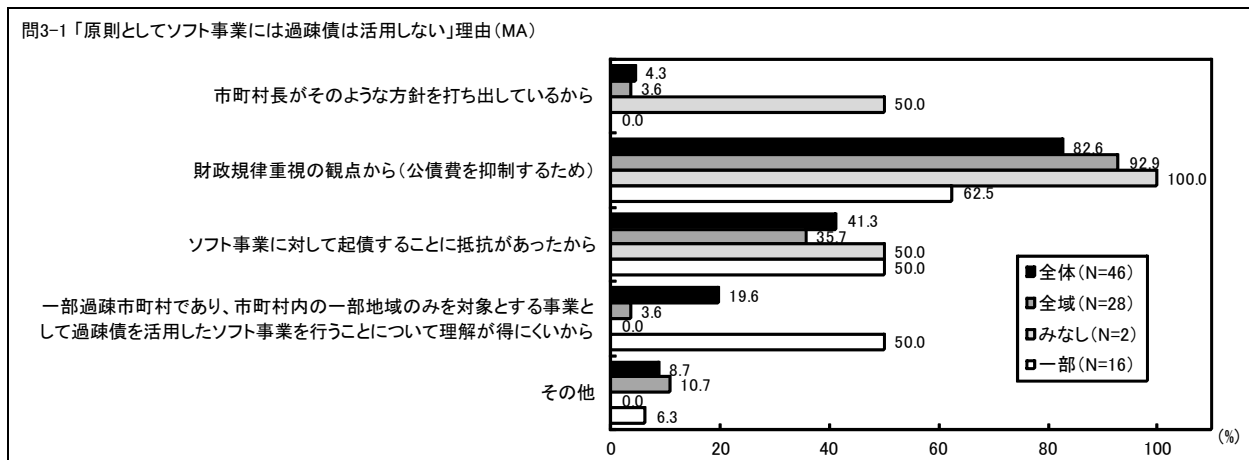


### ③ソフト事業に過疎債を活用することに対する基本的な考え方や方針（問3）

- ▶ソフト事業への過疎債の活用に対する基本的な考え方として、半数以上の市町村が『原則として発行限度額一杯まで活用する』としており、特にみなし過疎では6割近くに達しているが、一部過疎では約45%とやや低い。一方、『他の財源が活用できる事業には活用しない』という方針も比較的多くの市町村が示しており、特に全域過疎で高い割合となっている。
- ▶これらのほか、『将来にわたって効果が期待できる事業に限り活用する』といった方針や、『少額の事業には活用しない』という方針も3割弱の市町村が示している。
- ▶これに対し、全体で約6%の市町村が『原則としてソフト事業には過疎債は活用しない』という考え方を示しているが、この方針は特に一部過疎で多くみられる。
- ▶活用率の区分ごとにみると、活用率80%以上の市町村の9割近くは『原則として発行限度額一杯まで活用する』という方針を示している。これに対して、活用率30%未満の市町村では、『他の財源が活用できる事業には活用しない』が約4割と最も多く、『原則としてソフト事業には過疎債は活用しない』という市町村も2割弱みられる。

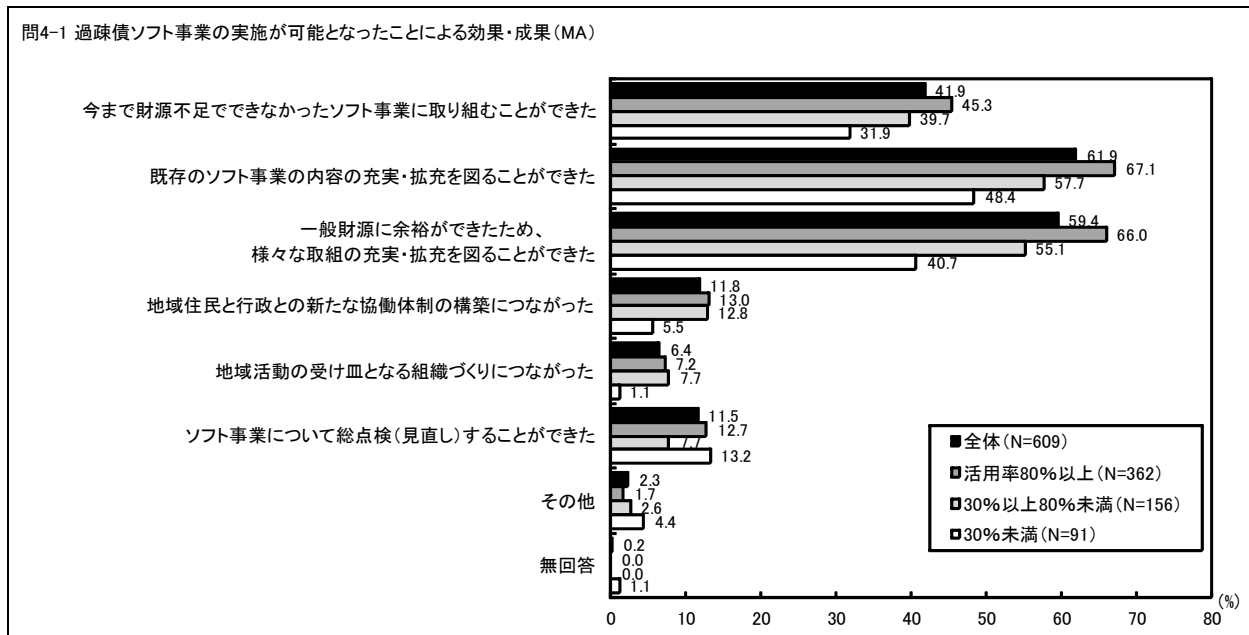
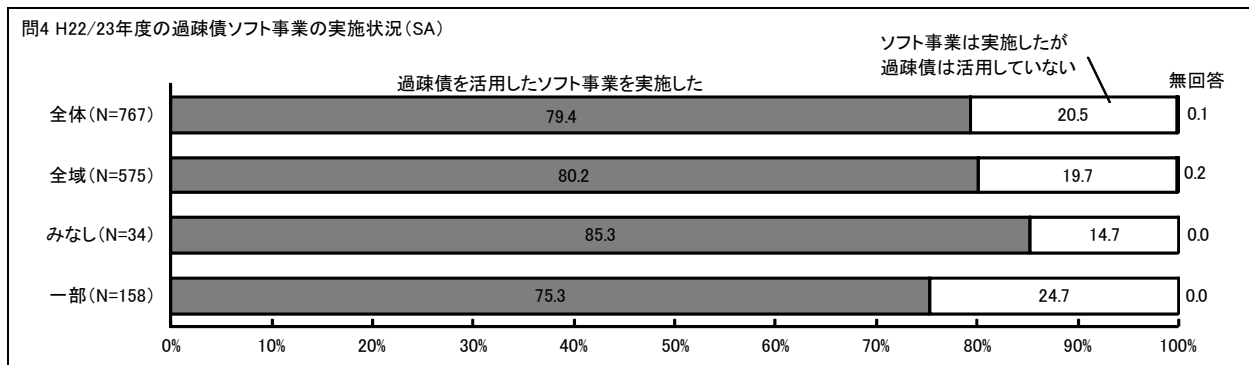


▶なお、『原則としてソフト事業には過疎債は活用しない』理由としては、『財政規律重視の観点から(公債費を抑制するため)』が最も多くみられるほか、一部過疎に特有の事由として、『市町村内の一部地域のみを対象とする過疎債ソフト事業への理解の得にくさ』も挙げられている。



#### ④平成22・23年度の過疎債ソフト事業の実施状況(問4)

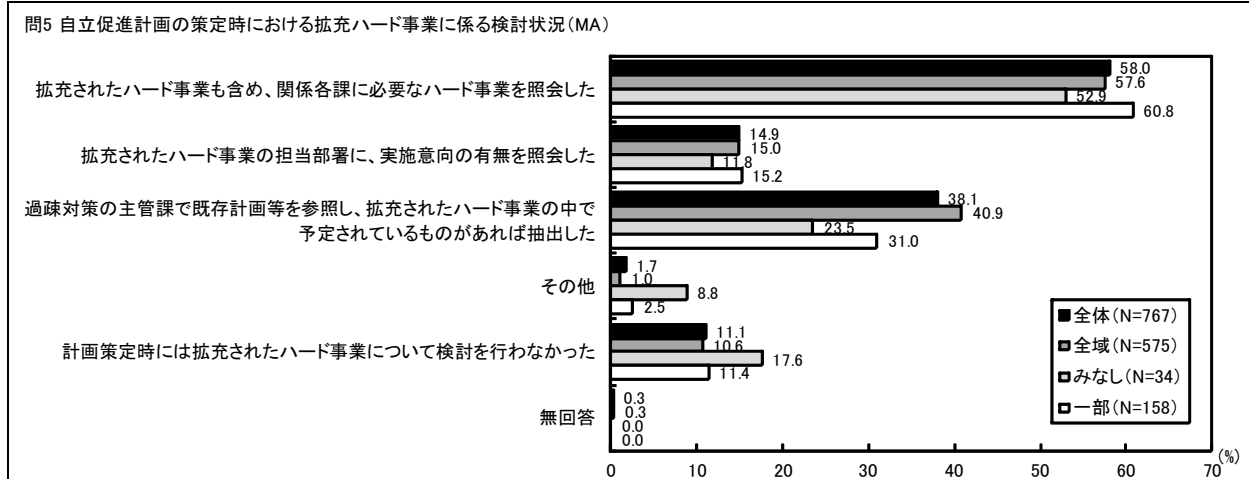
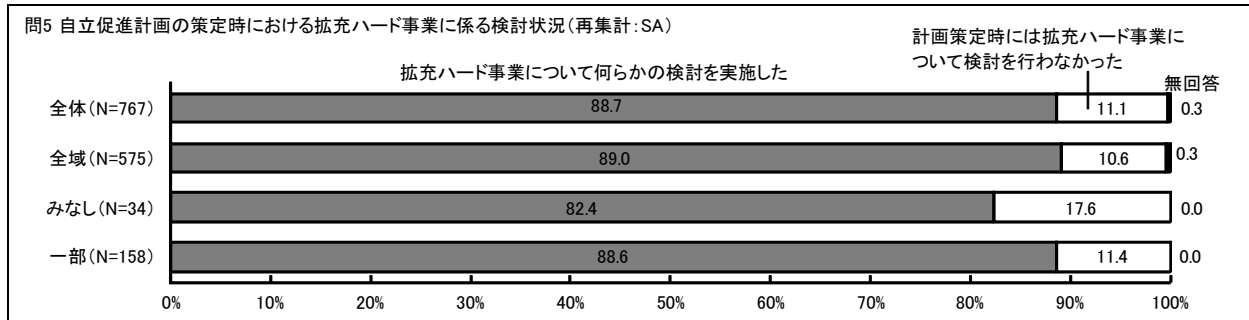
▶約8割の市町村で過去2か年度に何らかの過疎債ソフト事業が実施されており、ソフト事業に過疎債が活用できるようになったことによる効果として『既存のソフト事業の内容の充実・拡充が図られた』ことや『一般財源に余裕ができたため、様々な取組の充実・活用が図られた』ことなどが多く挙げられている。



(2) 拡充されたハード事業に対する取組姿勢と取組状況

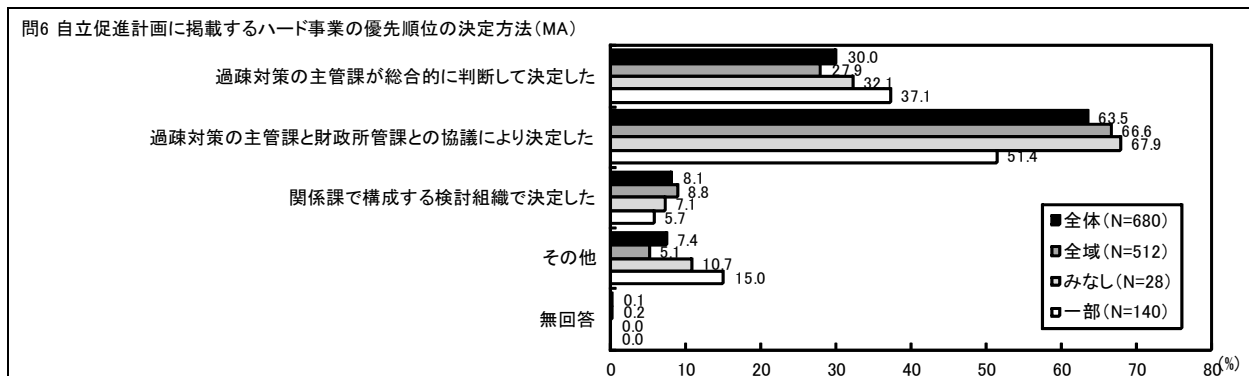
① 自立促進計画の策定時における拡充ハード事業に係る検討状況 (問5)

- ▶ 改正法により過疎債が活用できるハード事業が拡充されたことを受けて、8割以上の市町村では計画策定時に何らかの検討を行っているが、検討しなかったという市町村も1割強みられる。
- ▶ 具体的な検討方法としては、『拡充されたハード事業も含め、関係各課に必要なハード事業を照会した』が最も多いが、『過疎対策の主管課で既存計画を参照し、拡充ハード事業が予定されていれば抽出』する方法も4割近くの市町村で見られる。



② 自立促進計画に掲載するハード事業の優先順位の決定方法 (問6)

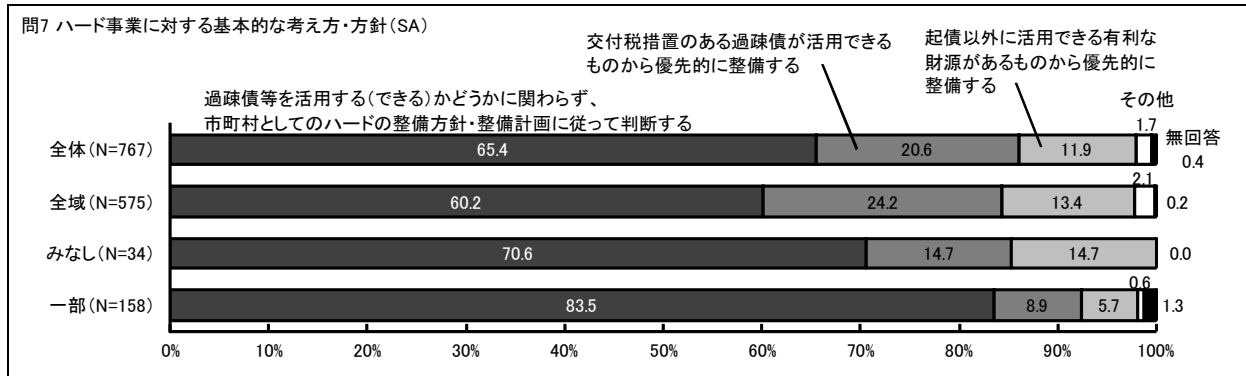
- ▶ 自立促進計画に掲載するハード事業の優先順位の決定方法としては、『過疎対策の主管課と財政所管課との協議により決定』している市町村が6割以上と多く、これに次いで『過疎対策の主管課が総合的に判断して決定』しているケースが多くみられる。



### ③ハード事業に対する基本的な考え方・方針（問7）

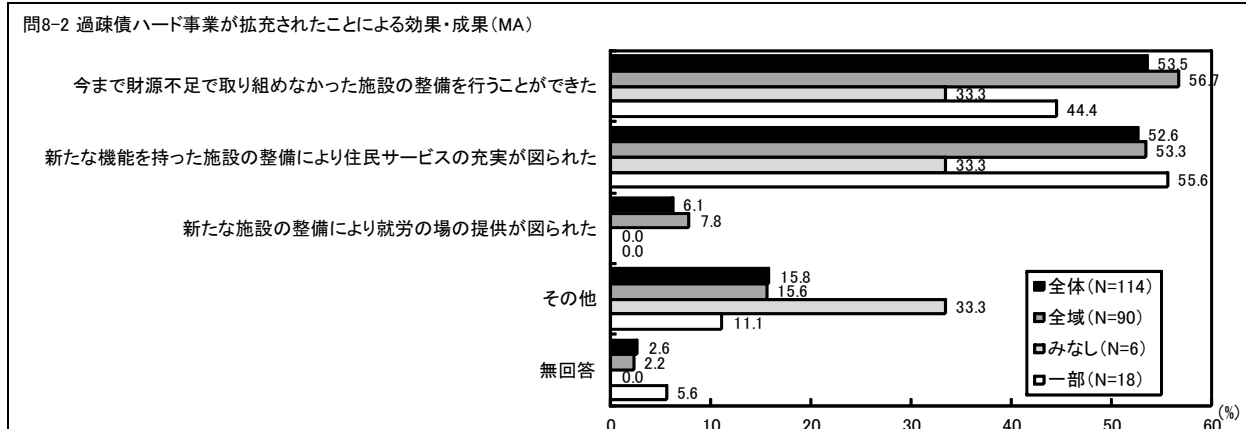
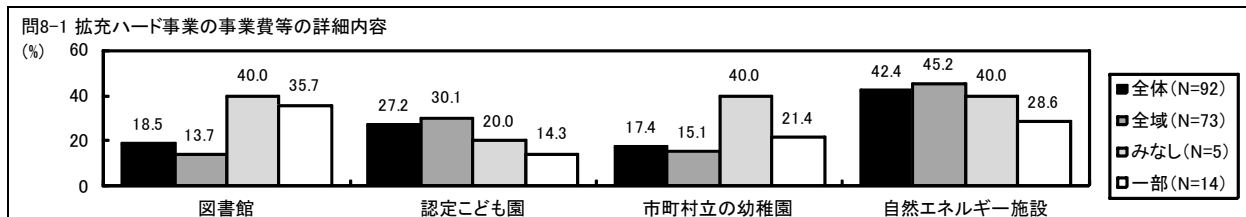
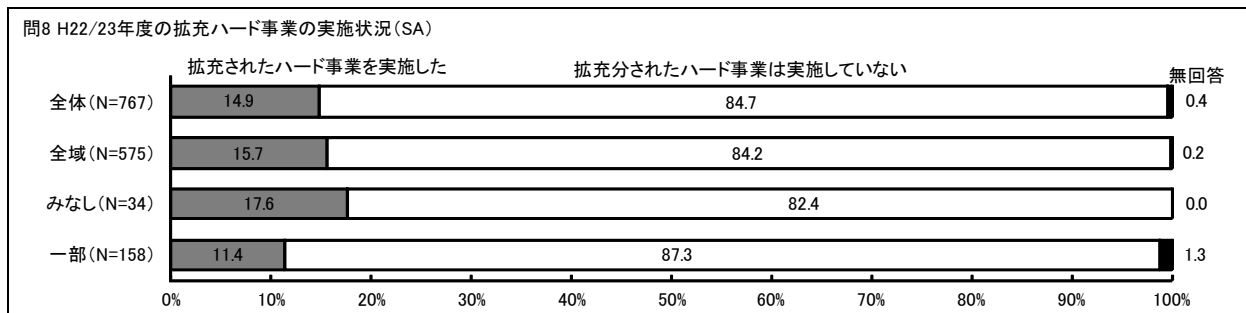
▶ハード事業に対する基本的な方針としては、『過疎債を活用する(できる)かどうかに関わらず、市町村としてのハードの整備方針・整備計画に従って判断する』が約 65%であり、特に一部過疎では8割以上がこの方針を示している。

▶これに次いで、『交付税措置のある過疎債が活用できるものから優先的に整備する』という市町村が多く、なかでも全域過疎が約 24%と最も高い割合となっている。

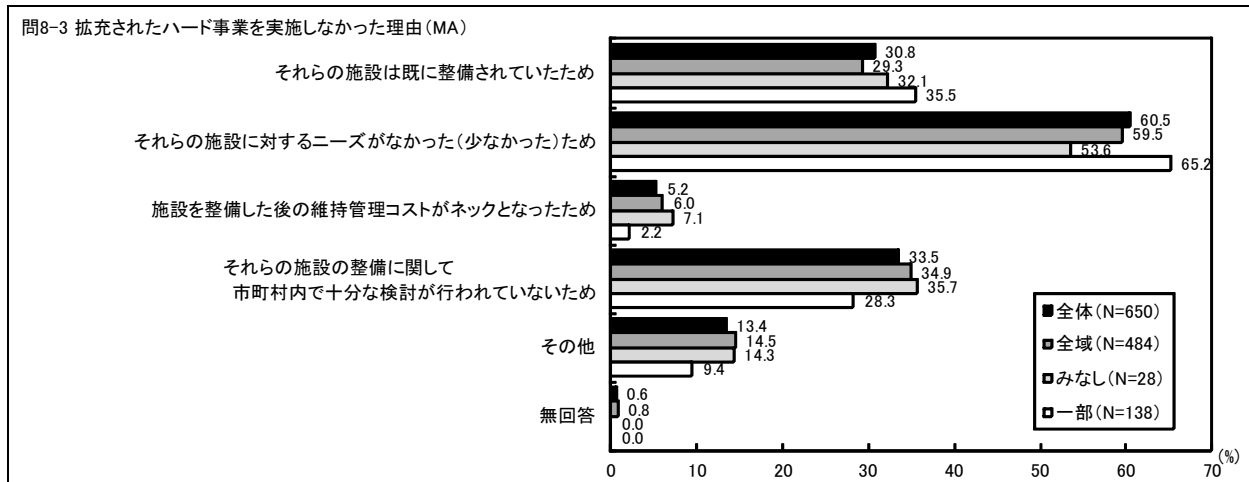


### ④平成22・23年度の拡充ハード事業の実施状況（問8）

▶拡充ハード事業を実施した市町村は約 15%であり、今まで財源不足で取り組めなかった施設が整備されたことや、新たな施設整備により住民サービスの充実が図られたことなどが効果として挙げられている。



▶一方、8割以上の市町村では、拡充ハード事業を実施していないが、その理由としては『それらの施設に対するニーズがなかった(少なかった)ため』が6割以上と最も多く聞かれている。

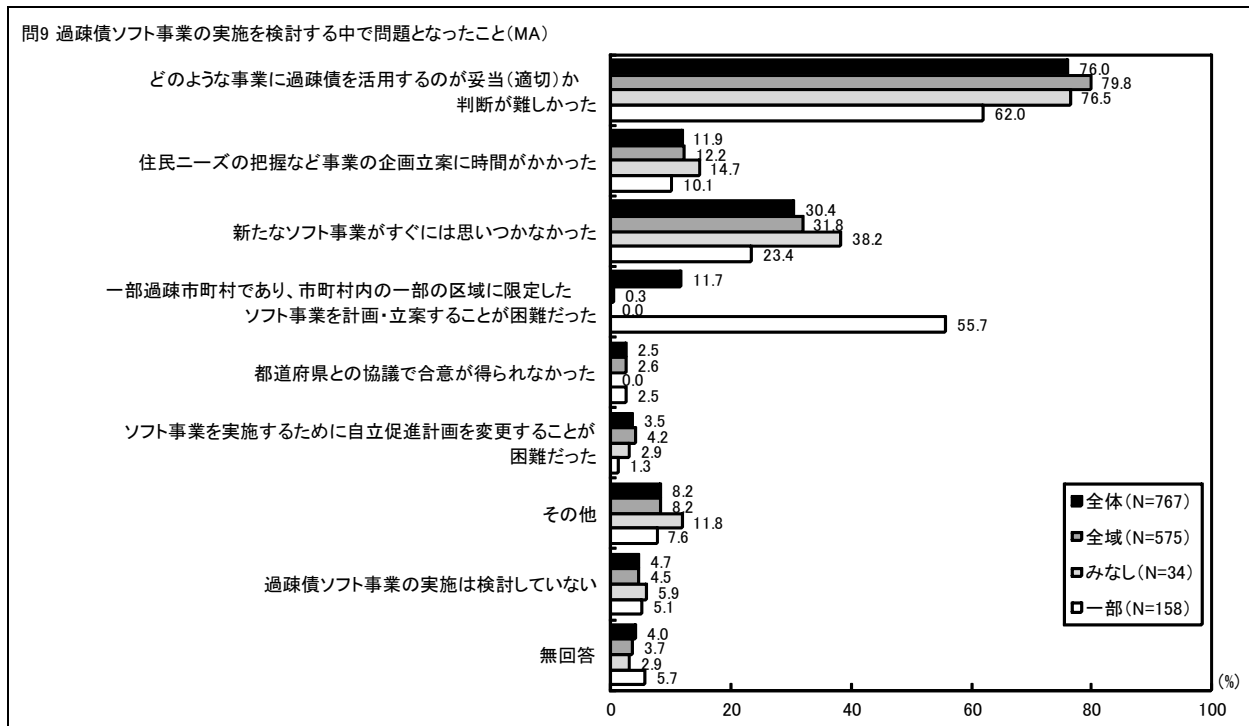


(3) 改正法により拡充された支援措置に取り組む上での課題や見直しを求める事項

①過疎債ソフト事業の実施を検討する中で問題となったこと (問9)

▶過疎債ソフト事業の実施を検討する中での問題点としては、『どのような事業に過疎債を活用するのが妥当(適切)か判断が難しかった』点が8割近くと最も多くの市町村から挙げられているほか、約3割の市町村が『新たなソフト事業がすぐには思いつかなかった』としている。

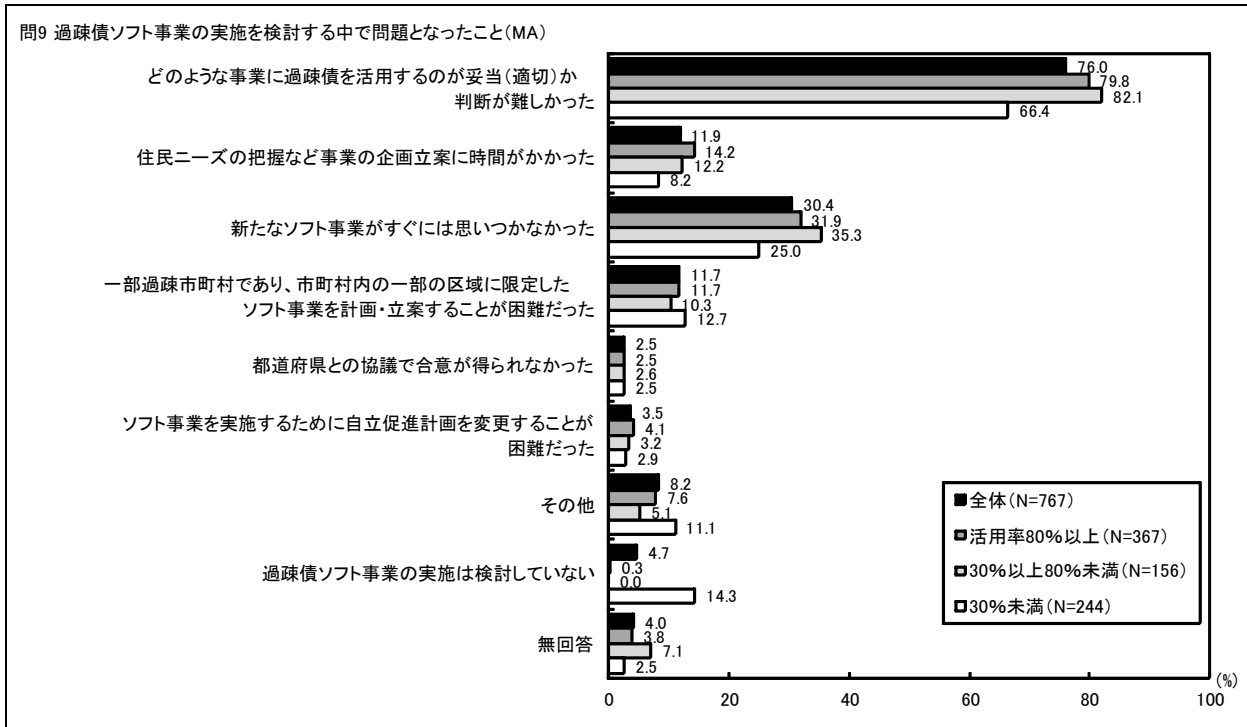
▶また、一部過疎特有の問題として、一部の区域に限定した過疎債ソフト事業の計画・立案が困難だったという指摘も、一部過疎市町村の半数から挙げられている。





▶活用率の区分ごとに過疎債ソフト事業の実施を検討する中での問題を比較すると、活用率が 30%以上の市町村では、『どのような事業に過疎債を活用するのが妥当(適切)か判断が難しかった』が約8割と、活用率 30%未満の市町村との開きが大きくなっている。

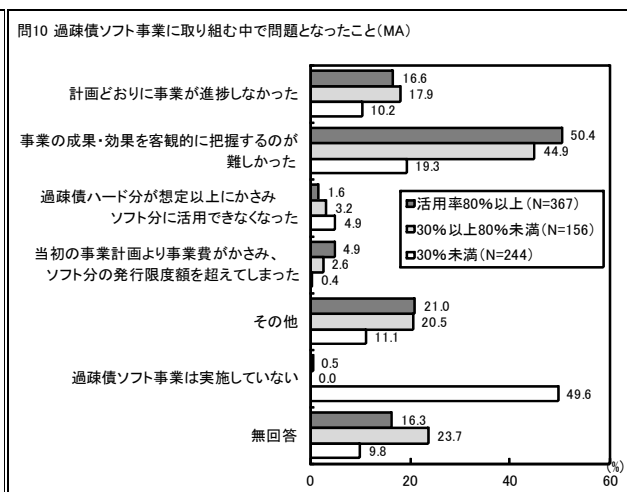
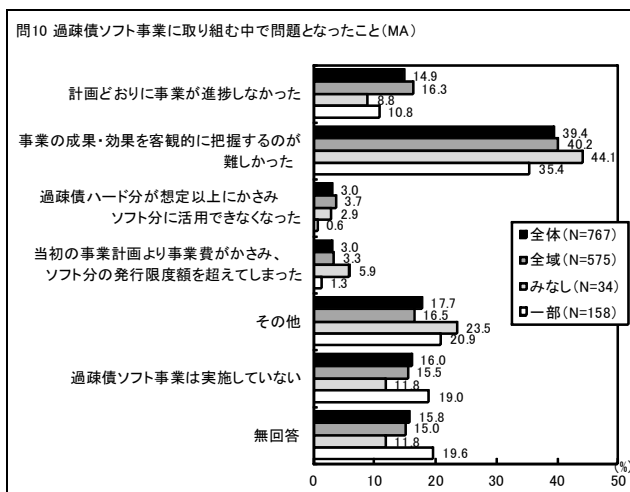
▶活用率が 30%未満の市町村では、『過疎債ソフト事業の実施は検討していない』も1割強みられる。



## ②過疎債ソフト事業に取り組む中で問題となったこと (問10)

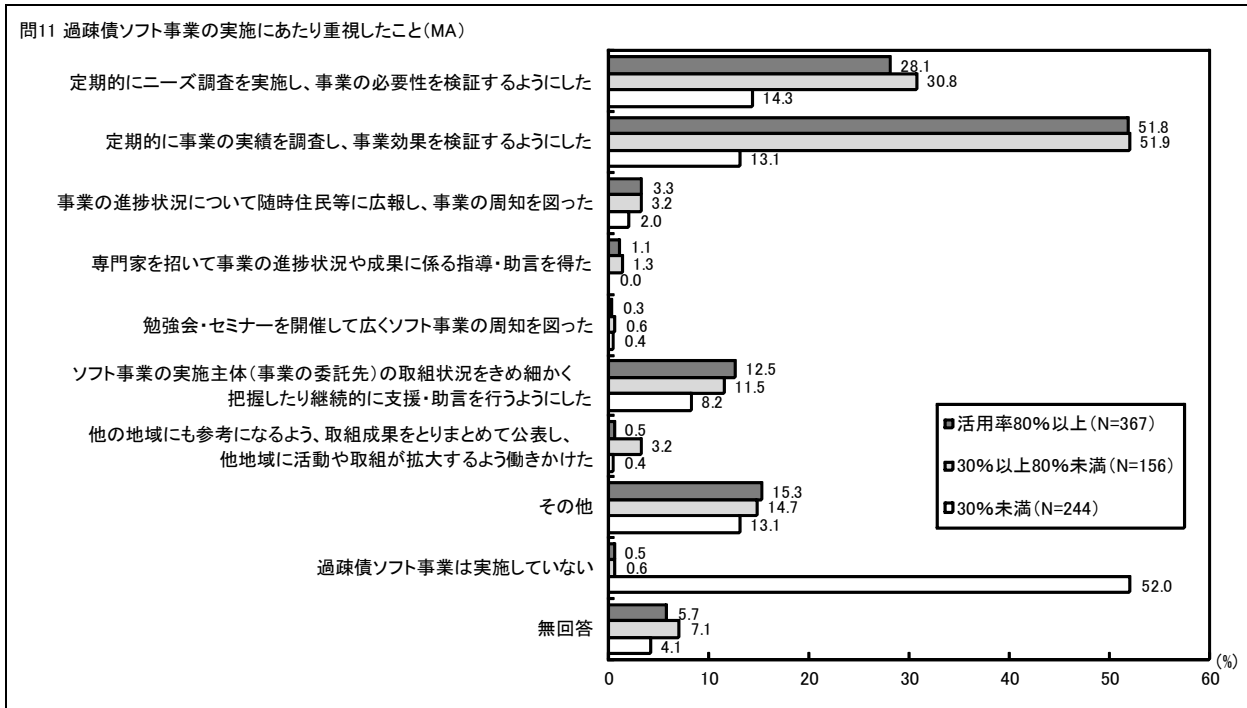
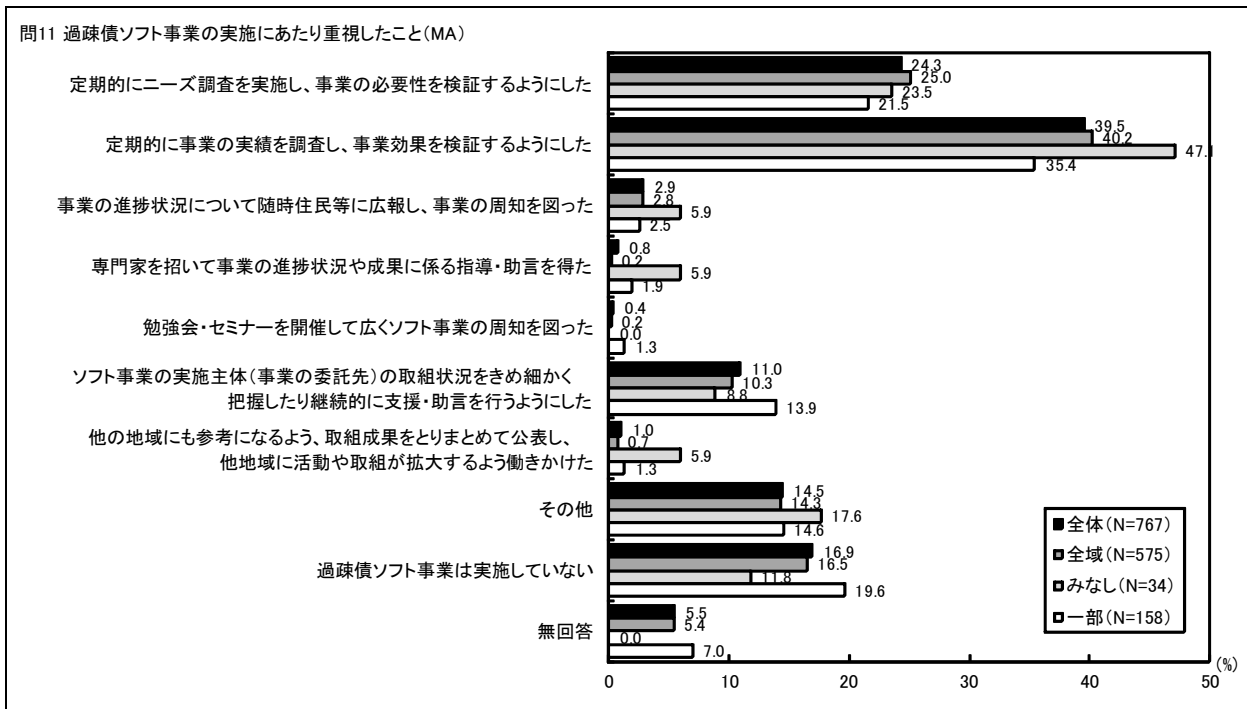
▶過疎債ソフト事業に取り組む中での問題としては、『事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった』点が約4割の市町村から挙げられている。

▶過疎区分別ではみなし過疎において、また活用率区分別では活用率が 80%以上の市町村において、特に『事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった』点が問題として多く指摘されている。



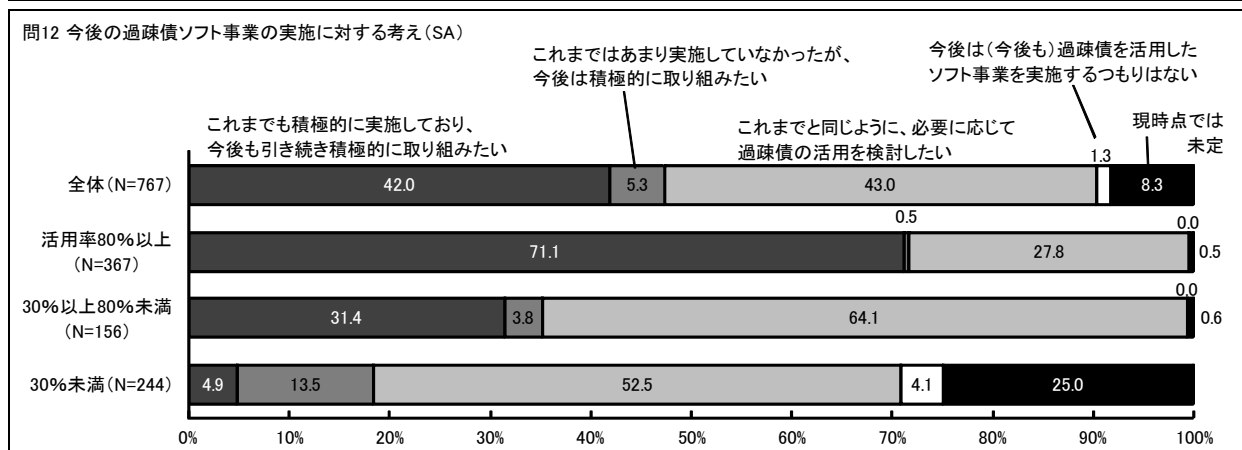
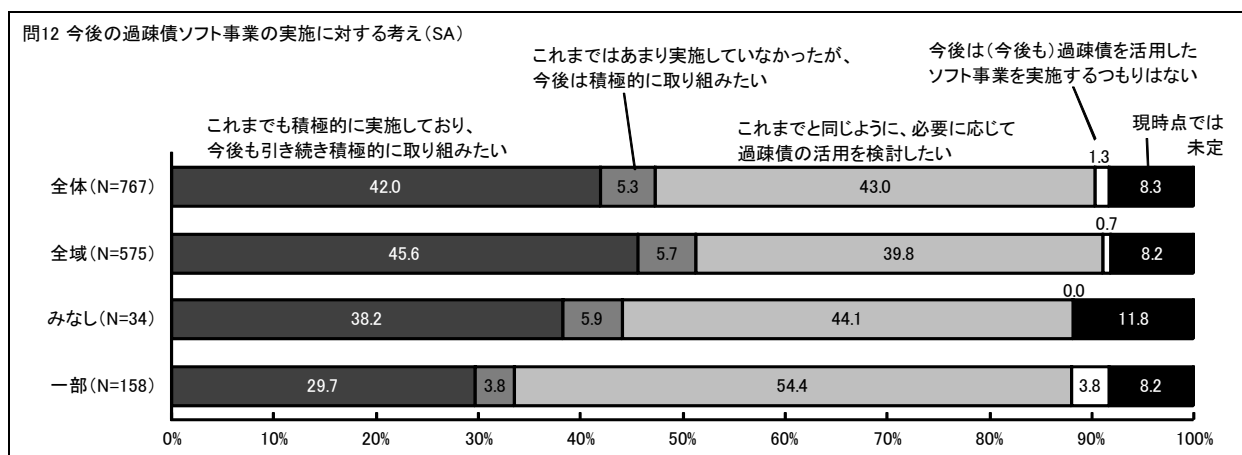
③過疎債ソフト事業の実施にあたり重視したこと（問11）

- ▶ 過疎債ソフト事業の実施にあたり重視したこととしては、『定期的に事業の実績を調査し、事業効果を検証するようにした』という市町村が約4割と最も多くみられたほか、『定期的にニーズ調査を実施し、事業の必要性を検証するようにした』という市町村も25%近くみられる。
- ▶ 特に、『定期的に事業の実績を調査し、事業効果を検証するようにした』は、活用率が30%以上の市町村の5割以上が重視したとしているが、活用率が30%未満の市町村ではこの点を重視していたのは1割強である。



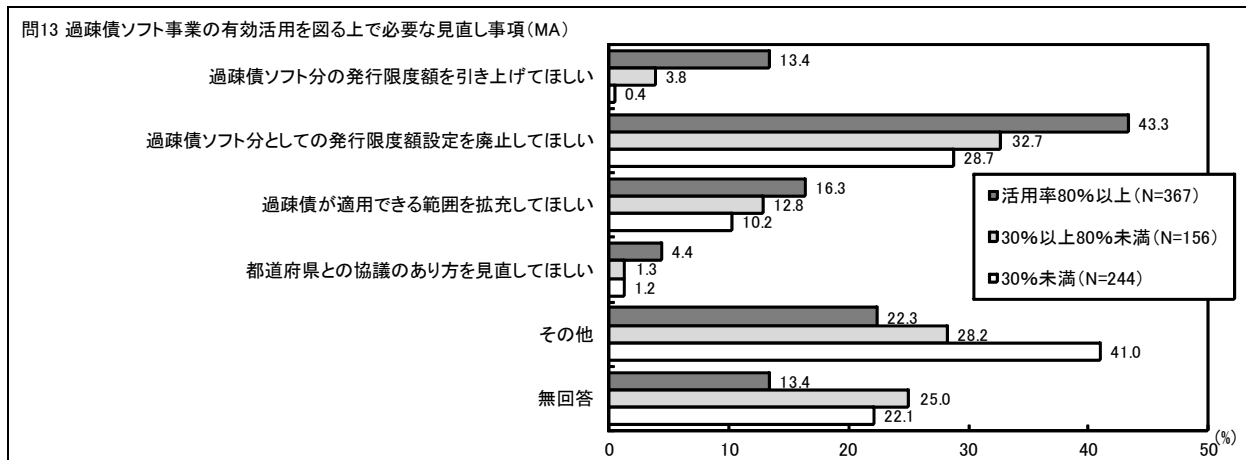
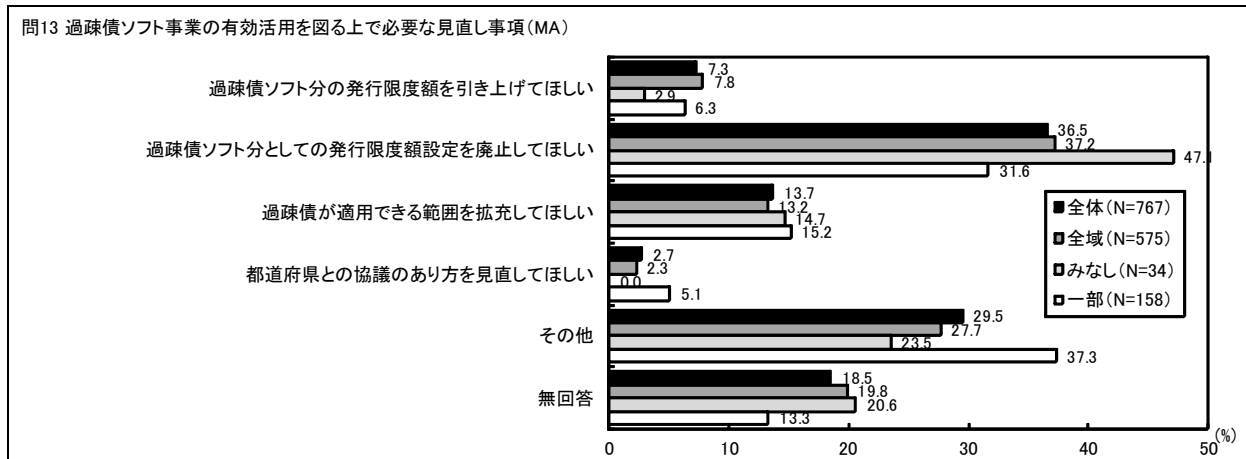
#### ④今後の過疎債ソフト事業の実施に対する考え（問12）

- ▶ 今後の過疎債ソフト事業の実施に対しては、『これまでも積極的に実施しており、今後も引き続き積極的に取り組みたい』という市町村と『これまでと同じように必要に応じて過疎債の活用を検討したい』という市町村が4割強ずつを占めている。
- ▶ 過疎区分でみると、『これまでも積極的に実施しており、今後も引き続き積極的に取り組みたい』は全域過疎で最も高く、『これまでと同じように必要に応じて過疎債の活用を検討したい』は一部過疎で最も高い。またみなし過疎の1割強は『現時点では未定』としている。
- ▶ 活用率区分でみると、活用率80%以上の市町村の7割は『これまでも積極的に実施しており、今後も引き続き積極的に取り組みたい』としている。一方、活用率が30%未満の市町村の4分の1が『現時点では未定』としており、積極的に取り組みたいという市町村は2割に満たない。



⑤過疎債ソフト事業の有効活用を図る上で必要な見直し事項（問13）

- ▶ 今後過疎債ソフト事業の有効活用を図る上で、市町村からはどのような見直しが必要とされているかをみると、最も多い意見としては『発行限度額設定を廃止してほしい』であり、特にみなし過疎の約半数がこれを挙げている。
- ▶ また、『過疎債が適用できる範囲の拡充』を望む声は約 13%、『過疎債ソフト分の発行限度額の引き上げ』を望む声は約7%となっている。
- ▶ 活用率区分でみると、いずれの見直し事項も活用率が高いほど要望が高くなっており、特に活用率 80%以上の市町村の4割強が『発行限度額設定を廃止してほしい』と望んでいる。



- ▶ 発行限度額の引き上げに関する記述回答(Q13-1)をみると、平成 24 年度に行われた運用の弾力化自体は評価しつつも、配分額の決定が遅く事業実施に支障をきたすため、額の確定時期の前倒しを求める声が寄せられている。また、基準財政需要額をベースに算定するのではなく、提案方式による算定や各過疎地域の特性や実情を反映した指標による補正などを求める意見も散見された。
- ▶ また、過疎債が適用できる範囲の拡充を求める具体的内容(Q13-2)としては、施設の維持修繕費、新設を伴わない解体費が最も多く挙げられている。
- ▶ 都道府県との協議のあり方に関する具体的要望(Q13-3)としては、適債事業の判断の統一や計画変更の際の手続きの簡素化(協議の廃止を含む)、事前協議の簡素化、財務担当と計画担当の一本化又は連携などが挙げられている。

表11 【Q13-1】 必要と考える「発行限度額の引き上げ」の具体的内容(抜粋・要約)

Q13-1 過疎債ソフト分の発行限度額の引き上げの具体的内容
過疎債ソフト分の運用の弾力化については、第2次分申請時までには配分額が未定であり、過疎債ソフト分を充当できるかどうか不明なため、財政力が脆弱な小規模町村においては事業の実施可否を検討するのが困難となっている。運用の弾力化ではなく、財政力指数の低い市町村において発行限度額の引き上げを実施してほしい。
基準財政需要額ではなく、過疎地域の活性化につながる事業の一般財源をベースとした算定方法に変更してほしい。
施設の統廃合を進める中で、新設を伴わない既存施設の解体撤去費用の捻出が課題となっており、ソフト事業として実施する場合は単年度に多額の起債枠が必要となるので、特殊需要に対して起債枠の特別配分があれば良いと考える。
弾力化の対象地域を、財政力指数が0.56以下の市町村以外へも拡大してほしい。
過疎債ソフトの発行限度額は過疎指定地域の財政力指数や基準財政需要をもとに算出されるが、地方における人口の減少や少子高齢化等の特別事情が十分に反映されていないと思われるため、過疎地域特有の指標をピックアップし補正をかけるなど、より地域の実情に即した算出方法が必要になると考える。
ハード分を含めての総額ではなく、ソフト分のみで増額を行い、全体額を増やしてほしい。
起債発行額については、財政健全化法のもと、各自治体において実質公債費比率等を考慮して判断しており、過疎債ソフト分だけ限度額を設ける必要性がない。発行限度額を廃止し、ハード・ソフトという垣根を取り払い、過疎対策事業として一本化してほしい。
地方債計画における過疎債ソフト分の額を増やしてほしい。
過疎債ソフト分の運用の弾力化について、基金積立にも引き上げをしてほしい。
過疎債ソフト分を積極的に活用している市町村については、より手厚く財源を確保してもらいたい。

表12 【Q13-2】 『施設の維持修繕費、新設を伴わない解体費』へのソフト債拡充に関する都道府県別回答件数

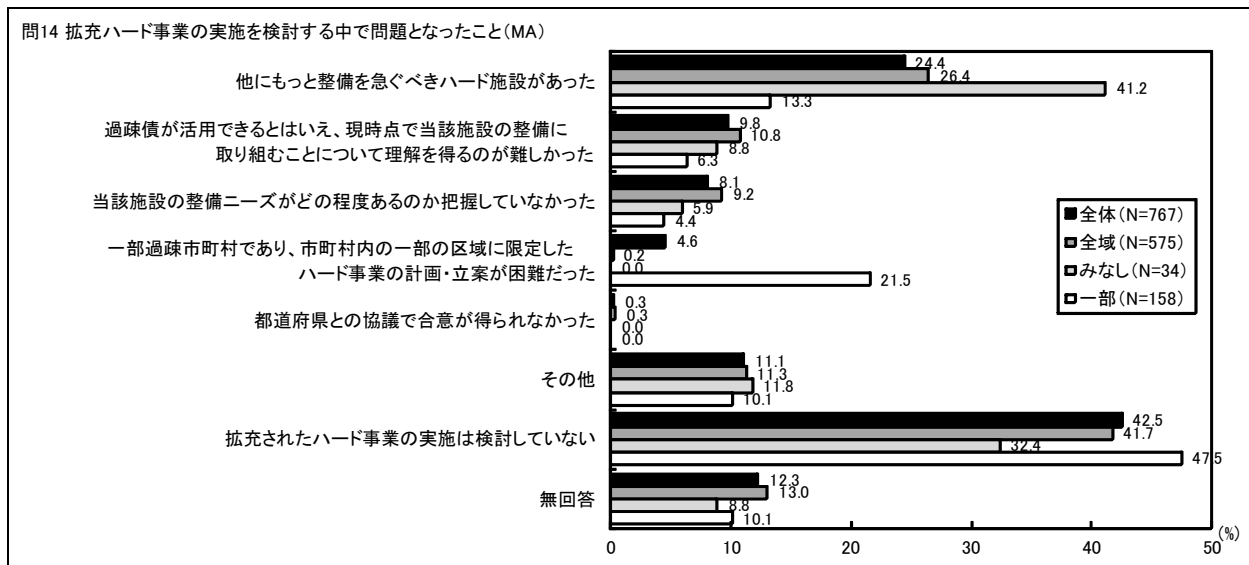
都道府県	回答件数	(参考)ソフト分活用率		都道府県	回答件数	(参考)ソフト分活用率	
		H22	H23			H22	H23
1 北海道	4	57.7%	71.5%	22 静岡県	2	35.3%	25.8%
2 青森県	1	45.5%	58.0%	24 三重県	1	86.5%	86.9%
3 岩手県	1	-	56.4%	33 岡山県	1	18.4%	46.2%
5 秋田県	2	18.1%	31.0%	35 山口県	1	44.4%	53.6%
6 山形県	3	75.0%	83.8%	38 愛媛県	2	70.1%	66.2%
7 福島県	1	-	60.0%	39 高知県	1	88.7%	86.3%
18 福井県	1	33.2%	34.0%	40 福岡県	1	83.5%	82.5%
19 山梨県	1	34.1%	41.6%	46 鹿児島県	1	54.6%	59.8%
20 長野県	1	64.6%	72.9%	計	25		

表13 【Q13-3】 都道府県との協議のあり方で見直しを求める具体的内容(抜粋・要約)

Q13-3 都道府県との協議のあり方で見直しを求める具体的内容
ハード事業の対象とならないような施設の維持補修費については、その費用対効果や自立促進に資するものであれば、ソフト事業の対象となるとされているが、定義が曖昧であり、都道府県との間で判断を共有するのが難しいため、より具体的な要綱等を整備してもらいたい。
ソフト事業は幅広い事業に活用できるため、当初計画に予定していなくても新規や追加が起こりうるため、必要性が発生した場合に迅速に対応できるよう都道府県との事前協議等の簡素化(予算議決がされていれば省略できるなど)してほしい。

⑥ 拡充ハード事業の実施を検討する中で問題となったこと（問14）

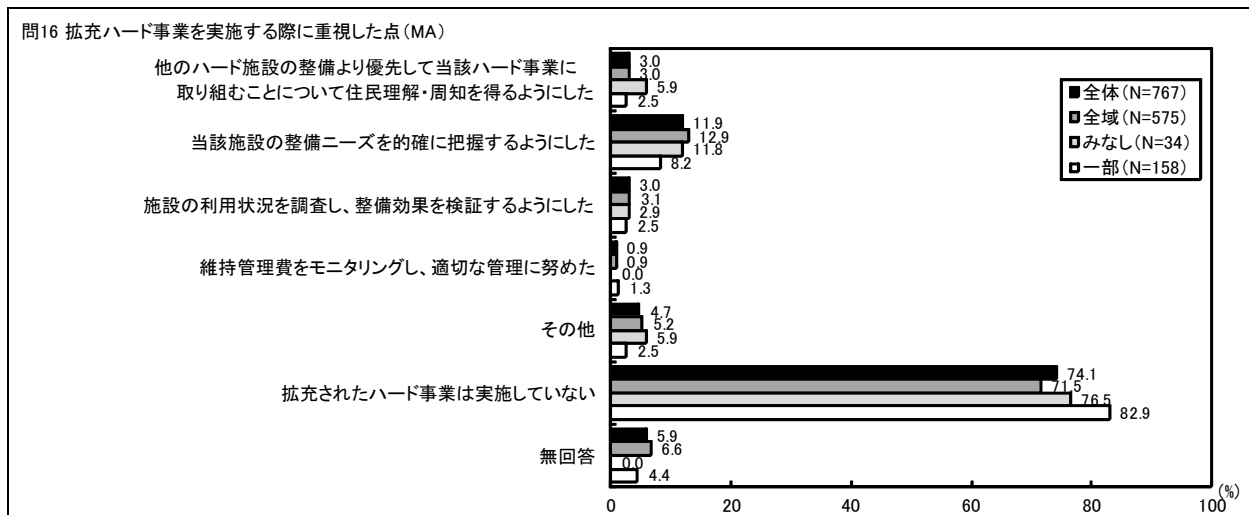
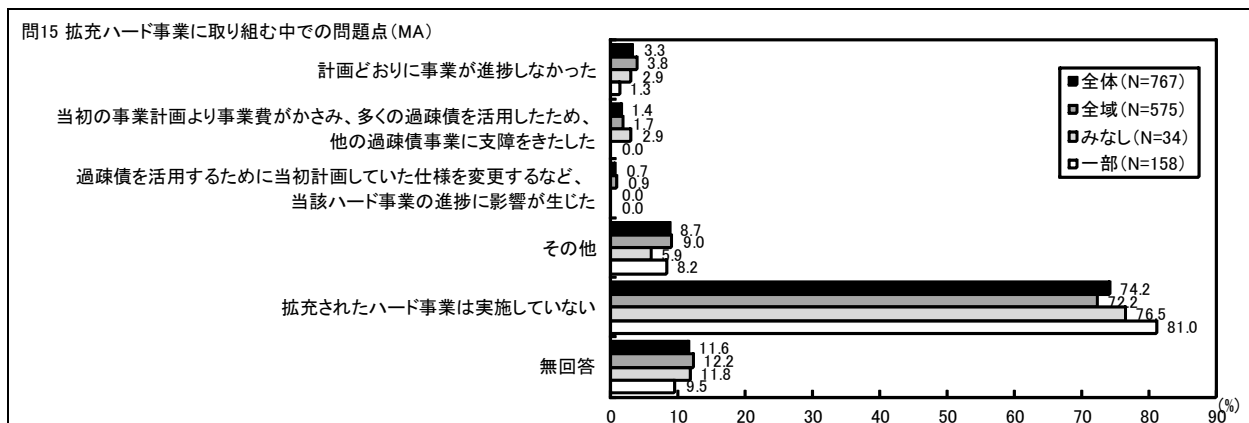
▶ 拡充ハード事業を実施した市町村が約 15%であるため、検討する中での問題はあまり多く報告されていないが、「ほかにもっと整備を急ぐべきハード施設があった」ことなどが挙げられている。



⑦ 拡充ハード事業に取り組む中での問題点（問15）・拡充ハード事業を実施する際に重視した点（問16）

▶ 拡充ハード事業の実施が少ないため、取り組む中での問題点もほとんどみられない。

▶ 拡充ハード事業を実施する際に重視した点としては、『当該施設の整備ニーズの的確な把握』が比較的多くから挙げられている。



### ⑧今後過疎債ハード事業に取り組む上で必要と考える見直し事項（問17）

- ▶ 過疎債ハード事業に係る『対象事業の拡充』について4割近くの市町村から要望されている。
- ▶ 過疎債ハード事業の対象事業の拡充や要件緩和に関する具体的要望(Q17-1、Q17-2)として、358 市町村から合計 417 の意見が寄せられた。費用の種類としては、公共施設の整備(新築)に係る費用や新設を伴わない解体撤去費、増改築や設備・施設の更新・補修等が多く挙げられ、具体的な施設としては、消防(庁舎を除き既に対象)・防災関連施設や庁舎、道路(既に対象)等のほか、小中学校のプールやグラウンド等が挙げられている。また、要件緩和としては、既に緩和されているところであるが、道路整備に係る単年度事業量 100mの緩和を求める声が多い。
- ▶ 都道府県との協議のあり方に対しては、変更手続きの短縮・簡略化のほか、協議の廃止(市町村に任せる)やH23年度の過疎債において、起債額の確保等のため真に必要な額以上に起債額を要望していた市町村が多かった(不用額311億円)ものの、減額留保への配慮、同意等予定額内での流用、計画担当と起債担当の一本化(又は見解の統一)などを求める意見が寄せられている。

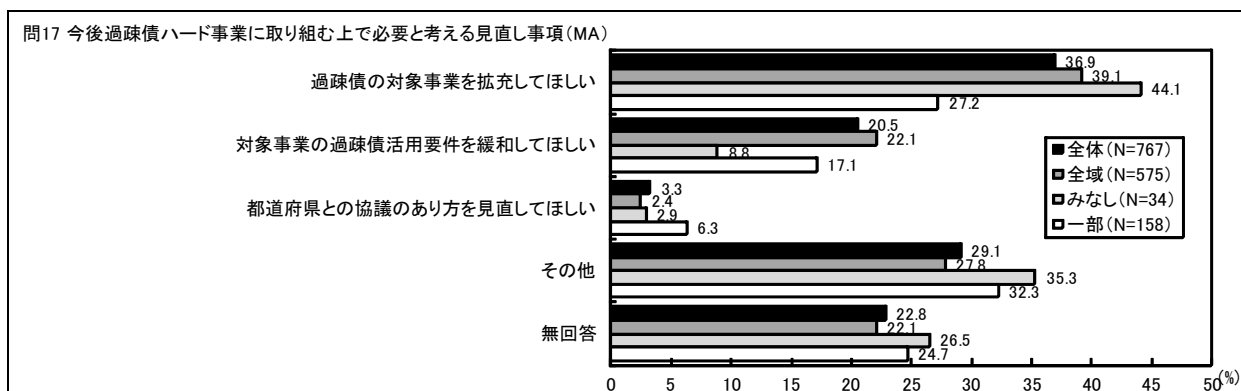


表14 【Q17-1・Q17-2】 過疎債ハード事業の対象事業の拡充や要件緩和に関する具体的要望(抜粋・要約)

分類	Q17-1・Q17-2 具体的内容
拡充を 求める内容	防災行政無線や避難収容施設の整備など、消防施設に限らない幅広い防災対策に係るハード整備事業への拡充
	小中学校施設におけるグラウンド、プール等屋外運動場の整備に要する経費
要件緩和を 求める内容	道路整備に関する「延長100m以上の要件」の撤廃
	地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業(畜産業を含む)、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設について、「料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設」との要件の撤廃

※上表は、アンケート結果をそのまま掲載したものであり、既に過疎債の対象とされている施設も含まれている。

表15 【Q17-3】 過疎債ハード事業に係る都道府県との協議のあり方に対する意見(抜粋・要約)

Q17-3 過疎債ハード事業に係る都道府県との協議のあり方に対する意見
入札減等により事業費が減少したとき、同意等予定額内で流用(変更)できる仕組みがあった方がよい。
起債対象の細かい部分について、許可・同意をする県(総務省側)と資金を融資する財務事務所(財務省側)との意見が相違する場合があるので、統一した見解をもってもらいたい。
年度末になれば事業費が固まるため、県への地方債協議を年度末の一回にしてほしい。
個々の事業内容に係る協議を撤廃し、市町村の判断に委ね、都道府県とは全体枠での協議にとどめてほしい。
県の計画担当課と起債担当課が一本化されている方が市町村としては協議にかかる負担が少ない。

(4) 税制上の特例措置に関する考え方

① 国税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例（法第29条）について（問18）

- ▶ 法第29条の事業用資産の買換えに係る課税の特例については、約2割の市町村が『廃止されても特に困らない(問題はない)』としている。『廃止されたら困る(問題が生じる)』という市町村はみなし過疎では約3割と比較的多いものの、全体としては約15%である。
- ▶ 廃止されたら困る(問題が生じる)具体的な理由について、112市町村から記述回答が得られ、その多くが、立地条件が悪い過疎地域に企業の誘致を図るためには当該特例は必要であるという意見であった。

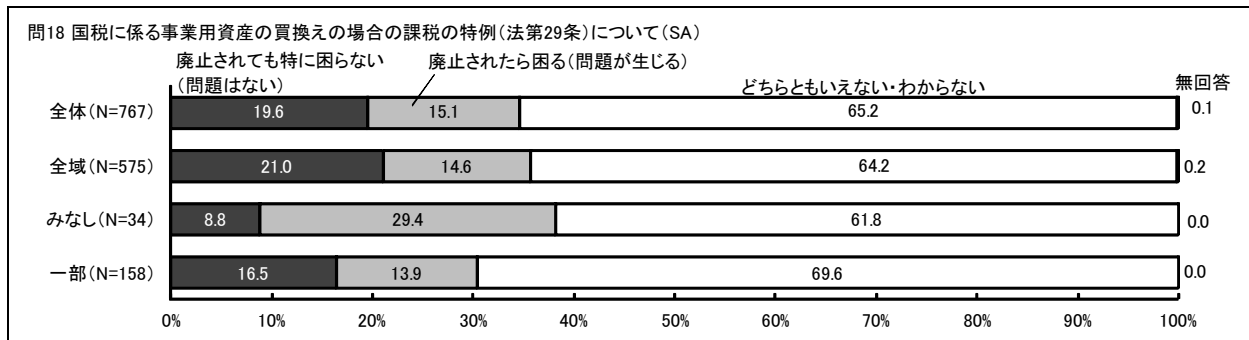


表16 【Q18-1】 事業用資産の買換えに係る課税の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由(抜粋・要約)

Q18-1 事業用資産の買換えに係る課税の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由	
国際的な誘致活動と競争しなければ企業や旅館等の誘致が難しい現在、誘致活動の目玉のひとつとなる特例が廃止されれば、過疎地域への立地の優位性がなくなり、過疎地域にとって大きな痛手となるから	
景気の悪化により事業用資産の買換えなどがなかなか進まないが、過疎地域において民間事業者の設備投資や企業誘致を進める上では本特例は必要だから	
過疎地域においては事業用資産の老朽化が進んでいる事業者も多いため、利用実績が少ないことをもって、潜在的ニーズがないとして特例を廃止するのは早計ではないか	
事業者が今後新たな事業展開などによる資産取得を行う際には支援が必要だから	
地理的に不利といえる過疎地域での事業継続のためのインセンティブは今後も必要だから	

② 製造業に関する減価償却の特例（法第30条）について（問19）

- ▶ 法第30条の減価償却の特例のうち、製造業に関する特例については、約3割が『今後も引き続き必要だと思う(廃止されたら困る)』としており、企業誘致を行う上で有効と考えている市町村が多い。

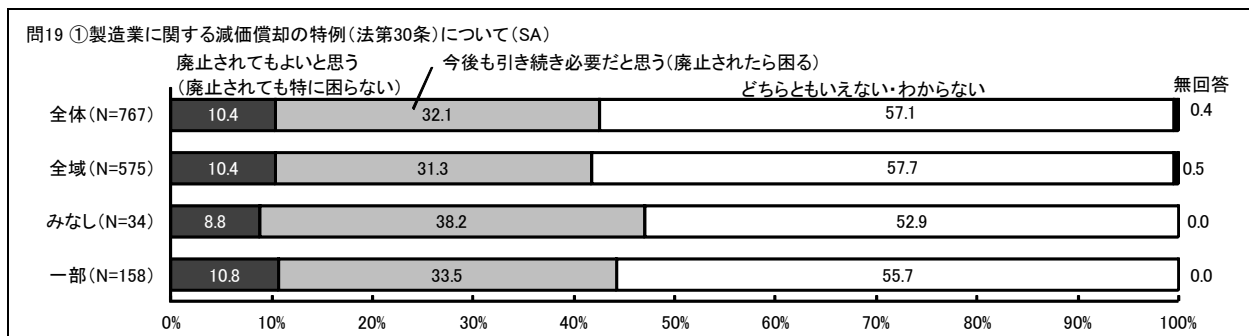


表17 【Q19-1】 製造業に関する減価償却の特例が今後も引き続き必要だと思う理由(抜粋・要約)

Q19-1 製造業に関する減価償却の特例が今後も引き続き必要だと思う理由	
過疎地域への製造業の誘致は地域活性化に寄与し、産業従事者の移住や地元の雇用の確保などにより過疎化の進行の歯止めを一定の効果があるため、そのインセンティブとなる本制度は今後も必要	
都市圏から離れて位置する過疎地域においては輸送コストの増加等不利な要素が多いが、同制度により経費の削減が図られ企業誘致に関する地域の競争力の強化が図られているから	
過疎地域で大きな課題である就労場所の確保を図るためにも、企業誘致は必要であり、本特例は企業が過疎地域への進出を考える場合の選択肢の一つとして有効な制度である	
第1次産業が多い過疎地域では、本特例により設備投資を前向きに考えることができ、6次産業化を推進することができるから実際に利用実績があり、経営の強化や雇用の確保等に繋がっているため	



### ③旅館業（下宿営業を除く）に関する減価償却の特例（法第30条）について（問20）

- ▶法第30条の減価償却の特例のうち、旅館業に関する特例については、『廃止されたら困る(問題が生じる)』という市町村は約18%であり、『廃止されても特に困らない(問題はない)』とほぼ同率である。
- ▶この特例が廃止されたら困る理由としては、製造業と同様、企業誘致を行う上で有効という意見のほか、自市町村内で操業している旅館へのインセンティブとなり施設の拡張等が促進されることによって、新たな雇用の創出や地域経済の活性化への効果が期待されるという指摘も多くみられた。
- ▶また、豊かな自然環境を活かした観光産業は過疎地域において今後発展が期待される産業のひとつであることから、その振興のためには当該制度が必要であるという意見も比較的多くみられる。

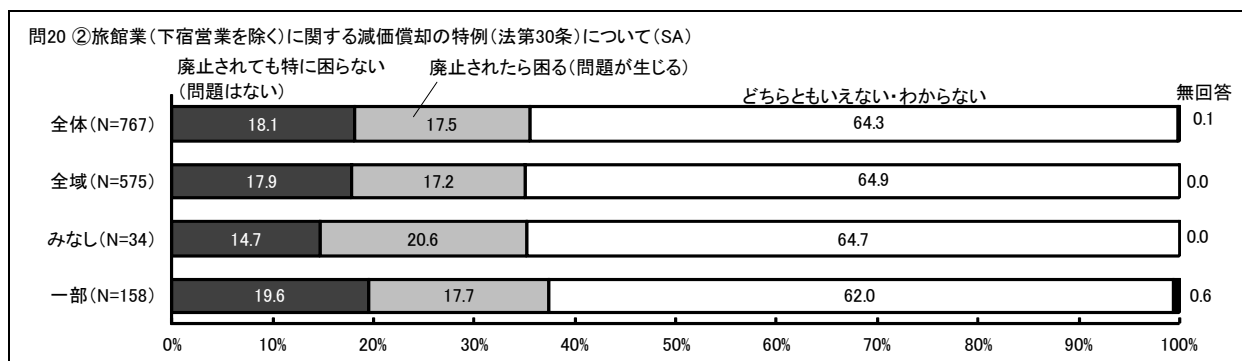


表18 【Q20-1】 旅館業に関する減価償却の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由(抜粋・要約)

Q20-1 旅館業に関する減価償却の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由
過疎地域にとって豊かな資源を活かした観光産業の振興は重要であり、本特例により旅館業の立地や経営維持を支援することにより、地元雇用の確保と併せて観光振興による交流人口の増加などの効果が見込まれるため
観光振興を重点分野に掲げており、リピーターの確保を図る上で重要な旅館業に積極的に事業活動を行ってもらえるよう、企業立地のための設備投資等を促すインセンティブが必要である
過疎地域の旅館では施設の老朽化も進んできており、今後同特例の使用ニーズが出てくる可能性があるから
経済の低迷から旅館業者においても新たな設備投資は難しい状況にあるが、本特例が廃止されればさらに設備投資が抑制されてしまい、廃業を加速するおそれがあるため

### ④情報通信技術利用事業（コールセンター）に関する減価償却の特例（法第30条）について（問21）

- ▶法第30条の減価償却の特例のうち、コールセンターに関する特例については、『廃止されたら困る(問題が生じる)』という市町村は約1割であり、約25%の市町村は『廃止されても特に困らない(問題はない)』としている。
- ▶廃止されたら困る理由としては、製造業や旅館業と同様、企業誘致を行う上で有効との意見が多い。

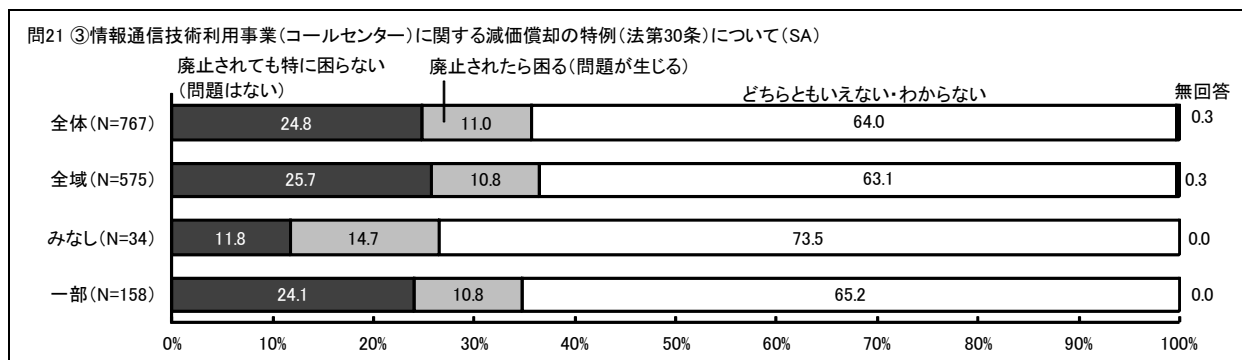


表19 【Q21-1】 コールセンターに関する減価償却の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由(抜粋・要約)

Q21-1 情報通信技術利用事業に関する減価償却の特例が廃止されたら困る(問題が生じる)理由
圏域の大部分を山間部が占める過疎地域では、比較的少ないスペースでも誘致が可能なコールセンターなどのIT関連企業は、地域の雇用機会の確保が期待できる業態のひとつであり、立地へのインセンティブが必要
超高速通信回線を敷設したことから、今後コールセンター等の事業所の進出が期待できるため

⑤ 国税に係る減価償却の特例（法第30条）を活用して企業誘致に成功した事例の有無（問22）

- ▶ 法第30条の減価償却の特例を活用して企業誘致に成功した市町村は4%である。
- ▶ 製造業についての企業誘致の具体的事例は25件寄せられ、食品加工が比較的多くみられる。また、旅館業についての事例は3件のみであり、うち2件は北海道の事例である。

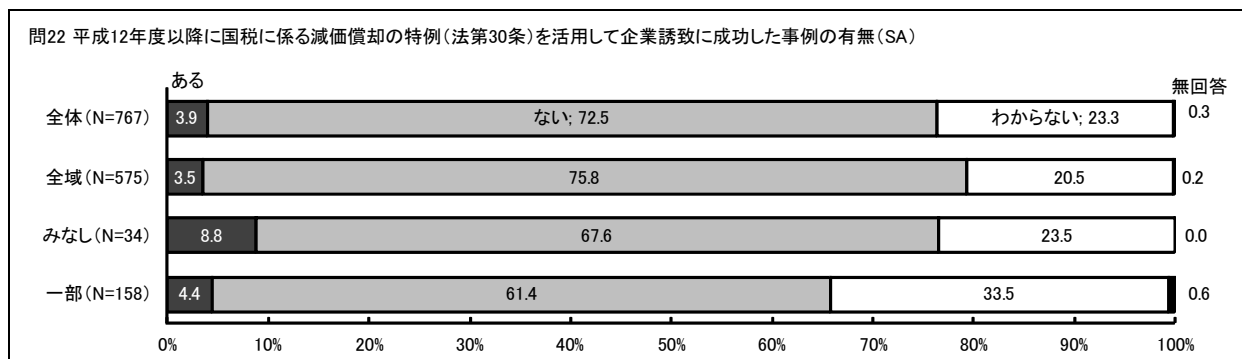


表20 【Q22-1】 国税に係る減価償却の特例を活用した企業誘致事例（製造業）（抜粋・要約）

地域	年度	減価償却の特例を活用して誘致した企業の概要
北海道	19	食用油の製造、及び廃食用油からのBDF製造
東北	22	菌床シイタケの製造販売、菌床の製造販売
東北	19	電子機械部品製造等
近畿	23	魚介類等加工卸業
中国	21	自動車部品用鋳造製造業
中国	23	パソコン等のハードディスク用小型モーター部品等精密部品を製造
四国	22	栗の加工販売
四国	18	金属熱処理加工
四国	22	木材ペレット製造に係る工場増設
九州	21	自動車用のボルト製造
九州	22	食品加工工場の増設
九州	24	プレカット加工を中心とした木造住宅部材の生産・加工基地としての拠点を構築
九州	17	清涼飲料水の製造

⑥ ほかに国税に係る減価償却の特例（法第30条）の対象とすべき業種の有無（問23）

- ▶ 製造業・旅館業・情報通信技術利用事業のほかに減価償却の特例の対象とすべき業種があるという市町村はあまり多くはないが、挙げられた具体的な業種としては、農林業や医療・福祉・介護関連業、電力・新エネルギー関連業、運輸・流通・倉庫業等が比較的多くみられた。

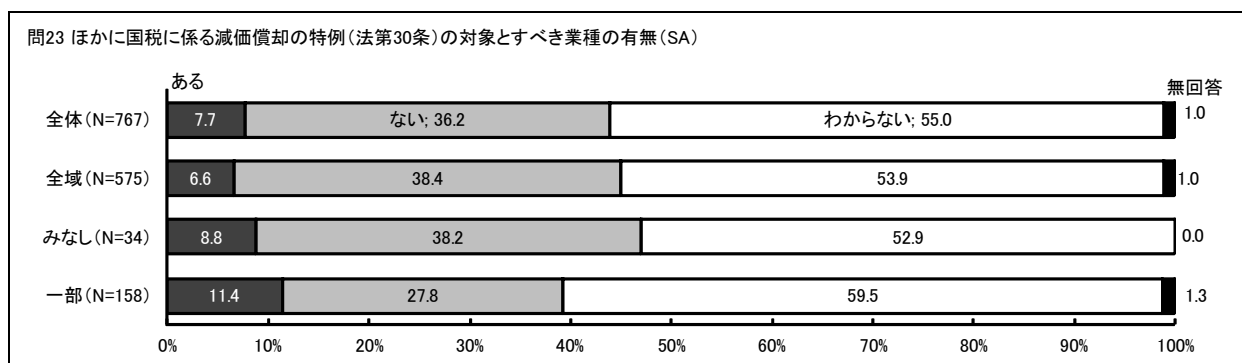


表21 ほかに国税に係る減価償却の特例の対象とすべき業種（集計）

業種	農林業	医療・福祉・介護	電力・新エネルギー	運輸・流通・倉庫	建設業	その他
回答数	19	15	14	14	3	12

## ⑦今後必要/有効と考える税制上の特別措置・制度（問24）

▶ 今後必要又は有効と考える税制上の特別措置として、国税 32 件、地方税 29 件の意見が寄せられた。

表22 【Q24】 国税に係る特別措置として必要あるいは有効と考える制度（抜粋・要約）

国税について	地方税について
現地での雇用数に比例した消費税率の優遇	地方税の課税免除期間の延長や課税免除の対象条件の緩和
過疎地域の事業所が当該過疎地域に居住する新卒者を雇用した場合、一定期間の国税及び地方税の課税を免除又は不均一課税に伴う減収補てんの制度	固定資産税で一定の範囲のものについて対象を拡大し、地方自治体の判断で課税標準額の特例率を可能とするとともに、これに対する交付税措置を行う
新規参入企業に対する複数年間にわたる法人税の減免	新規参入企業に対する複数年間の固定資産税の減免
法人が過疎地域に移転する場合に、同時に移転する従業員に対する税の優遇措置（所得控除）	法人が過疎地に移転する場合に、同時に転入する従業員が新たに住宅を新築する場合の固定資産税の減免及び減収補てん
土地等の所有権移転や抵当権設定に係る登録免許税に関する特別措置	減収補てん制度の要件の拡大・緩和（例えば「工場用の建物」に加え製造物の保管・配送のための建物（倉庫）も対象とするなど）
集落法人で設置する設備に対する特例（集落法人化の促進）	法人市町村民税の課税免除・減収補てん
離島等物流コストがかかる地域における揮発油税の軽減措置	過疎地域に登録されている自家用自動車税の減免

## （5）今後の過疎対策の充実に向けた課題や要望

### ①現在の過疎対策上の課題（問25）

- ▶ 現在の過疎対策上の課題として、433 市町村から回答が得られた。
- ▶ 人口減少や高齢化が依然として顕著であるという指摘が半数近くの市町村から寄せられた。特に、これまで長年にわたり様々な過疎対策を講じてきたものの、人口減少・少子高齢化の進行を食い止めるには至らず、特に近年は若年者の減少が顕著であることが大きな課題であることを指摘する市町村が多くみられた。
- ▶ そのような若年層の減少は第一次産業の担い手不足や地域づくりの人材不足などにもつながっており、安定的な雇用の場がないことや都市並みの収入が得られる職業がないことなどが若年者の流出を加速させているとの指摘も多く、若年者の定住を促すための産業振興や就労の場の確保が課題であるとする市町村も多い。
- ▶ また、人口減少に伴い路線バスが廃止となるなど、生活交通の確保が課題となっている市町村も多く、併せて高齢者等の交通弱者対策についても比較的多くの市町村から課題として挙げられた。
- ▶ このほか、特にみなし過疎市町村や一部過疎市町村からは、全域が過疎地域でないため過疎対策事業が実施しにくいといった問題点が指摘されており、一体的なまちづくりを進めるためにも全域指定を望む声が多く聞かれた。

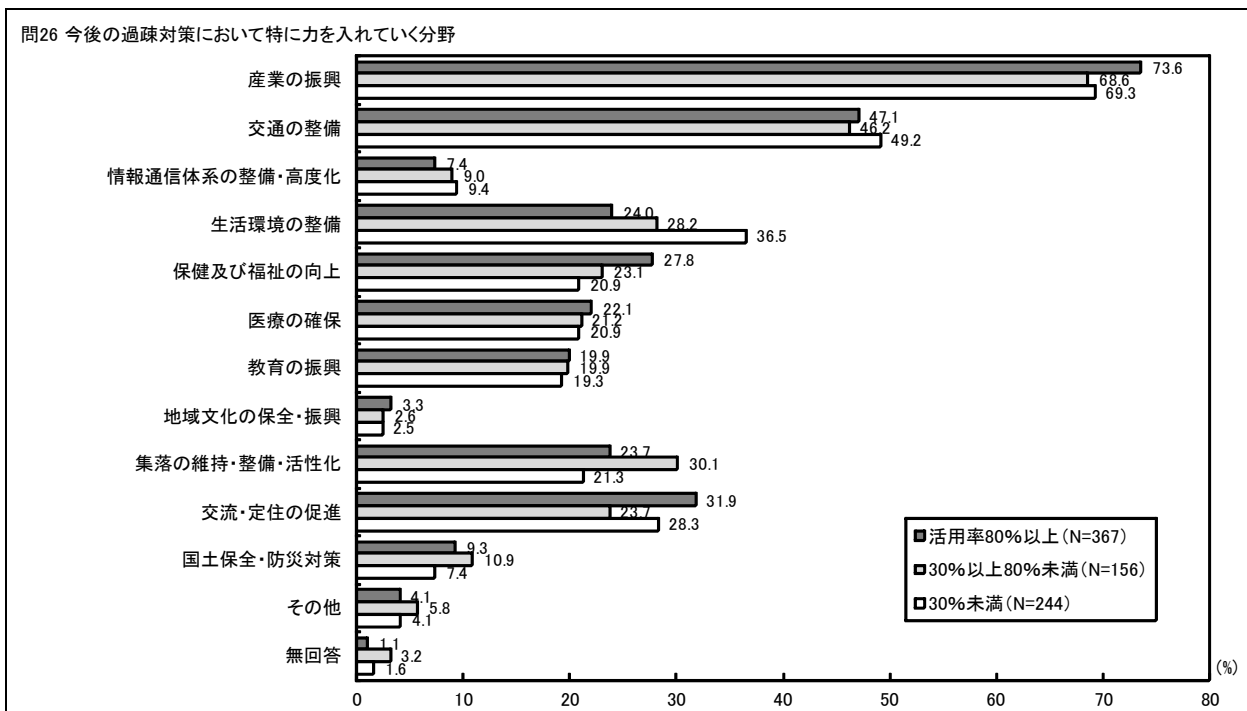
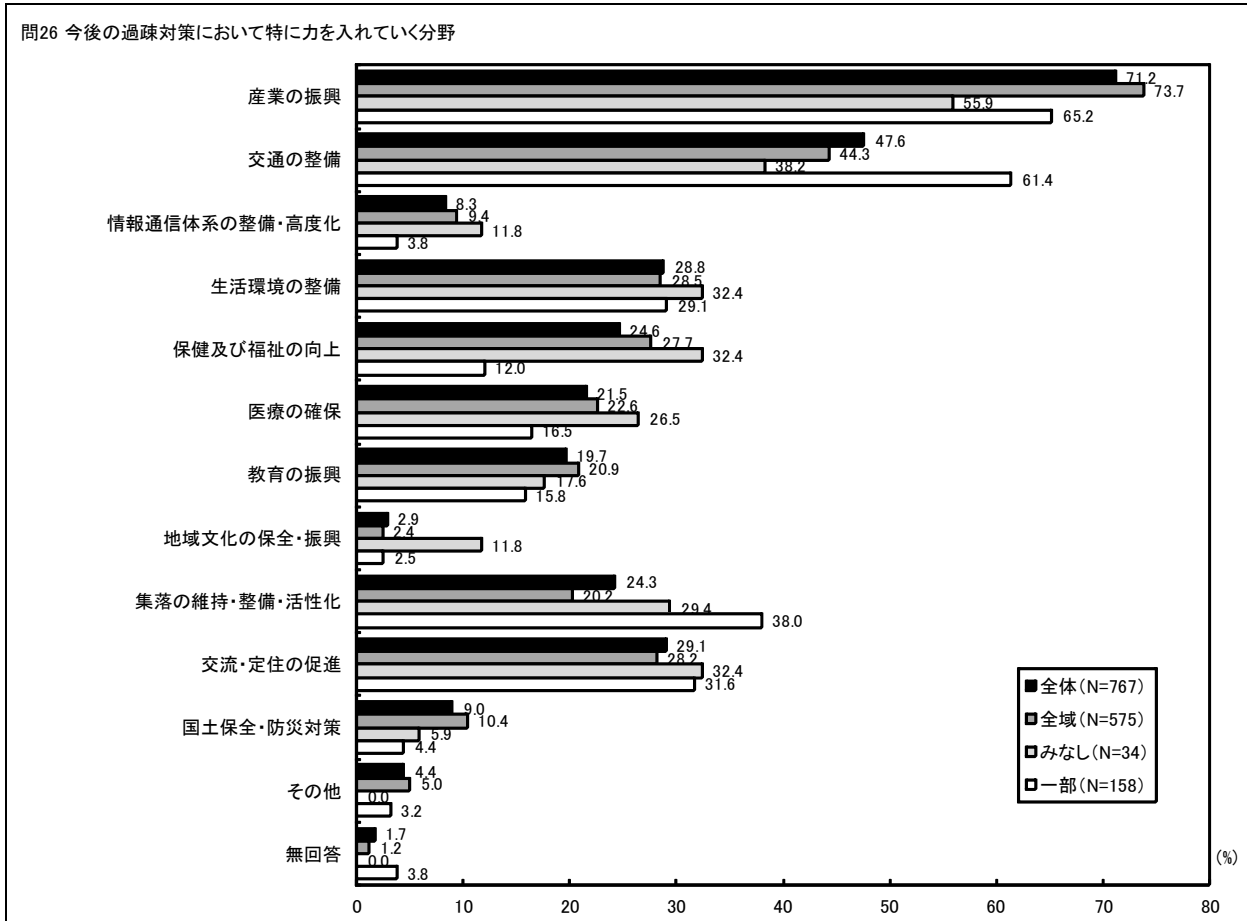
表23 【Q25】 現在の過疎対策上の課題（抜粋・要約）

Q25 現在の過疎対策上の課題
少子高齢化による人口の減少が続いており、特に若年層の都市部への流出が深刻である。若年層の減少は子どもの減少につながり、ひいては小学校等の再編や路線バスの減便、コミュニティ機能の低下（限界集落）など様々な問題につながるため、子育て支援や住宅整備など若年層の定住促進が急務である。
地域経済の活性化とそれに伴う雇用の場の創出を図るため、関係者の意識改革を行いながら、恵まれた地域資源や多様な特産品などの特性・資源・人・アイデアをつなげる取組を積極的に推進し、主要産業である農林水産業の高度化を進めるとともに、観光交流から商工業に至るまで、元気な産業づくりを進めていく必要がある。
過疎化・高齢化の進行に伴い地域における公共交通の需要はますます高まるなか、乗合タクシーの運行や民間の路線バス事業者に対する運行補助を実施しているが、運行コストや利用ニーズ、交通空白地の問題等、様々な課題を抱えており、公共交通の維持・確保が難しい状況となっている。
山間部やリアス式海岸など急傾斜の多い地域では、災害発生時におけるがけ崩れや集落の孤立化が懸念され、また市街地等の平地では、豪雨による水害などが予想されるため、独居老人や高齢者世帯等の社会的弱者が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくり等、防災体制の構築が重要である。

②今後の過疎対策において特に力を入れていく分野（問26）

▶市町村として今後力を入れていく過疎対策の分野は「産業の振興」が7割以上と突出しており、これに次いで、「交通の整備」が半数近くから挙げられている。

▶なお、活用率区分で見ると、活用率の高い市町村は「保健及び福祉の向上」や「交流・定住の促進」が比較的高く、活用率の低い市町村は「生活環境の整備」が他よりも高くなっている。



### ③今後、過疎対策の充実を図る上で国や都道府県に求める支援（問27）

- ▶ 今後の過疎対策の充実を図る上では、『都道府県による市町村事業への補助・支援の充実』を求める声が最も高く、全体の7割以上の市町村から挙げられている。
- ▶ これに次いで、『先進事例等の情報提供』や『国による人材派遣・人材斡旋制度の継続・充実』を求める声が5割前後と高くなっている。
- ▶ 最も強く求める支援内容としては、『都道府県による市町村事業への補助・支援の充実』が4割近くと最も多く、記述回答の内容をみても、具体的に補助・支援を求める事業内容を詳細に挙げた回答より、都道府県による財政的支援が不可欠であるということを訴える回答が多くみられた。

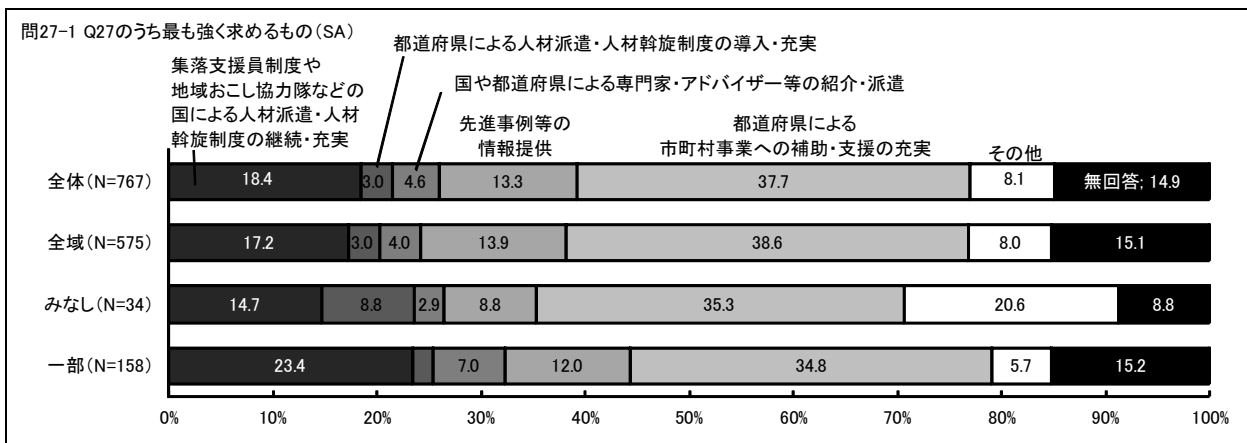
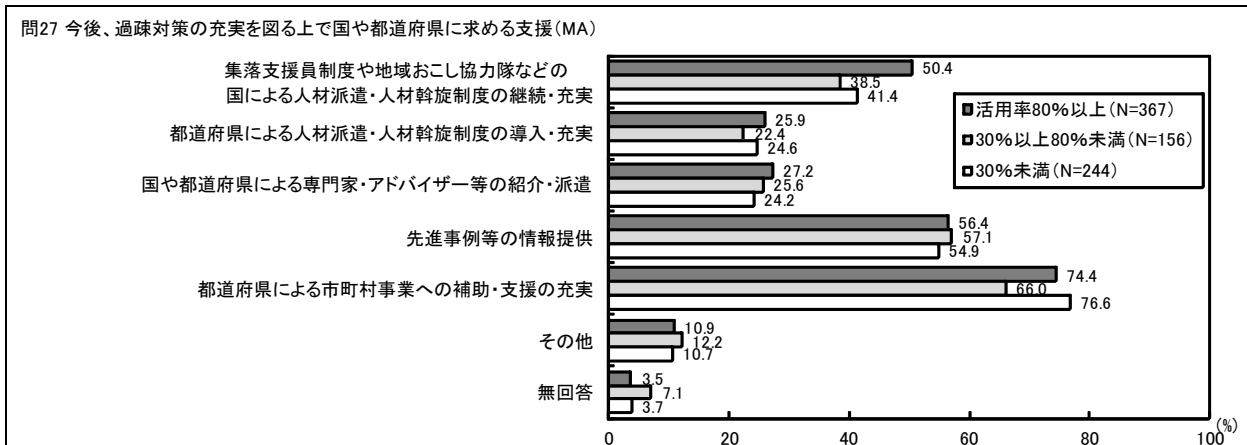
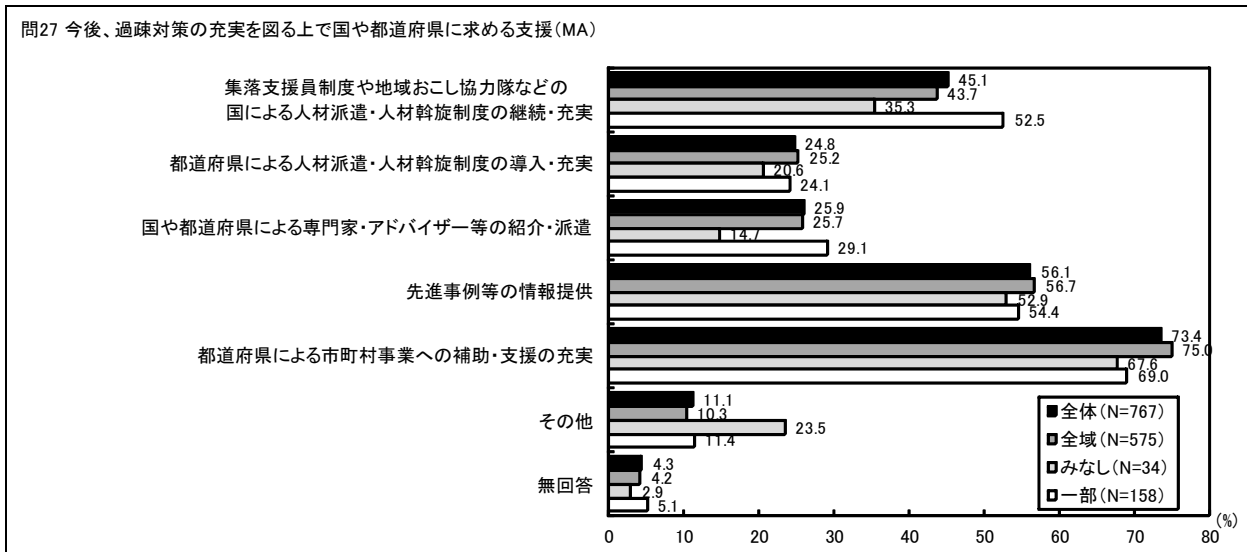


表24 【Q27-1】 今後、過疎対策の充実を図る上で国や都道府県に最も強く求める支援内容(抜粋・要約)

大分類(Q27選択肢)	Q27-1 具体的内容
1 国による人的支援制度	地域おこし協力隊制度による地方交付税措置の継続・拡充や交付金化の検討
	地域おこし協力隊等の外部人材が期間終了後も継続して活動するための仕組みづくりや定住支援
	市町村と地域に貢献したいと考えている人材を、効率的にマッチングできるような仕組みづくり(人材バンク・登録制度等)や隊員のスキルアップのための研修会の充実(各地方ブロック毎など)
2 都道府県による人材派遣制度	過疎対策事業立ち上げ時の、各分野における専門的な知識を持った人材の協力的体制
	地域が抱える諸問題について、スポット的に支援やアドバイスをしてもらえような人材の派遣
3 専門家の派遣	当該地域に長期間にわたり指導、支援、アドバイスを行う過疎対策、集落対策、地域振興の専門家(アドバイザー、コーディネーター)の派遣
	地域住民による地域振興は限界がきており、新たな取組みや地域資源を開発するには、ワークショップの手法を用いるなど、外部専門家を招きプロデュースをしていただくのが効果的
4 先進事例等の情報提供	全国の過疎市町村で実施しているソフト事業の情報提供
	特に過疎債ソフト事業に関する詳細な先進事例情報の提供(事業の期間、借入額や償還年数、費用対効果、具体的な成果など)
	自治体規模や地理的条件などで分類されたような事例集
	情報収集、情報交換のための会議や実体験を直接聞く機会となる研修会・交流会等の開催
5 都道府県による補助	起債発行を抑制していかなければ今後の財政運営が困難になるため、都道府県による市町村事業の補助・支援の充実が必要
	国の補助・支援制度は全国一律であり地域の実情に合わない部分が多いため、地域の実情を理解している都道府県独自の補助・支援制度の充実が必要
	県が県内の過疎市町村の状況を的確に把握し、県としてきめ細かに対応できる補助・支援の充実が必要
	過疎対策事業債の対象にならない事業への都道府県独自の補助・支援
6 その他	道路の維持・補修事業、一般廃棄物処理施設及び学校施設におけるグラウンド・プール等の整備事業、公共施設等の解体撤去など、過疎対策事業債の対象拡大
	過疎債や税制特例に加え、直接的な補助金や交付金等の充実
	普通交付税の合併算定替の期間延長

④ 辺地法や地域振興関連法等に対する意見(問28)

- ▶ 98 市町村から意見が寄せられ、最も多くみられたのは各法(特に過疎法と辺地法)の一本化や事務・制度の統一に関する要望であった。これに関連して、過疎債の交付税算入率を辺地債に合わせて欲しい(70%→80%)という意見もみられる。
- ▶ また、辺地法については、人口が減少する中で 50 人という人口要件を見直してほしいという意見や、過疎法と同様に辺地法においてもソフト事業への辺地債が適用できるよう見直してほしいという意見もみられる。

表25 【Q28】 辺地法や地域振興関連法等に対する意見(抜粋・要約)

Q28 辺地法や地域振興関連法等に対する意見
過疎法と辺地法では、対象地域が重複する箇所が多く、起債対象メニューも重複している。その他、山村振興、特定農山村など様々な地域振興法についても内容が重複しているため、整理統合が必要ではないか。
過疎債はソフト事業が対象となるが、辺地債は対象にならない。一部過疎市町村では、過疎地域には該当しないが辺地となっている地域があるが、そのような地域では過疎債ソフト事業の対象外となることから、辺地についても過疎債ソフト事業と同じような内容で何らかのソフト支援措置があるとよい。
辺地では人口減少が進んでいることから、人口要件(中心から5km以内に50名以上)を満たさなくなり辺地から外れる地域が出ている。辺地の人口要件を緩和してほしい。
地域振興関連法については、各法に基づき計画を策定し振興を図るのではなく、現状の各地域振興関連法をまとめ、中山間地域全体包括的に支援する仕組みを検討してもらいたい。
辺地点数の計算の結果、辺地から外れる区域があり、引き続き生活基盤整備等を実施する場合は過疎対策事業債を活用することになるが、過疎法改正によりソフト事業への拡充が図られたため、結果的にハード枠が縮小し、必要なハード事業が認められない場合がある。点数計算上で辺地から外れた区域の実態としては生活基盤整備が遅れている現状に変わりはないため、地方債計画における過疎債発行枠の拡充が見込めないのであれば、辺地点数の計算方法を見直し、辺地指定による基盤整備を求めたい。
過疎法による起債の地方交付税措置を辺地法による起債並みに引き上げるか、または辺地債の交付税措置の水準を保ちつつ過疎法と統合するなどの制度改正が必要である。
過疎法の改正は定期的に行われているが、辺地法については大きな見直しが行われておらず、辺地対策と過疎対策の間に少し乖離が生じている。

### ⑤今後の過疎対策に対する意見・要望（問29）

- ▶142 市町村から意見が寄せられ、最も多くみられたのは過疎対策（法）の継続に対する要望であった。
- ▶また、過疎地域の自立促進を図るためには、過疎地域市町村の取組を支援するばかりではなく、都市部に集中している人や産業を過疎地域へ振り向けるような対策が必要であり、都市部に対する国としての対策を求める声も多く聞かれた。

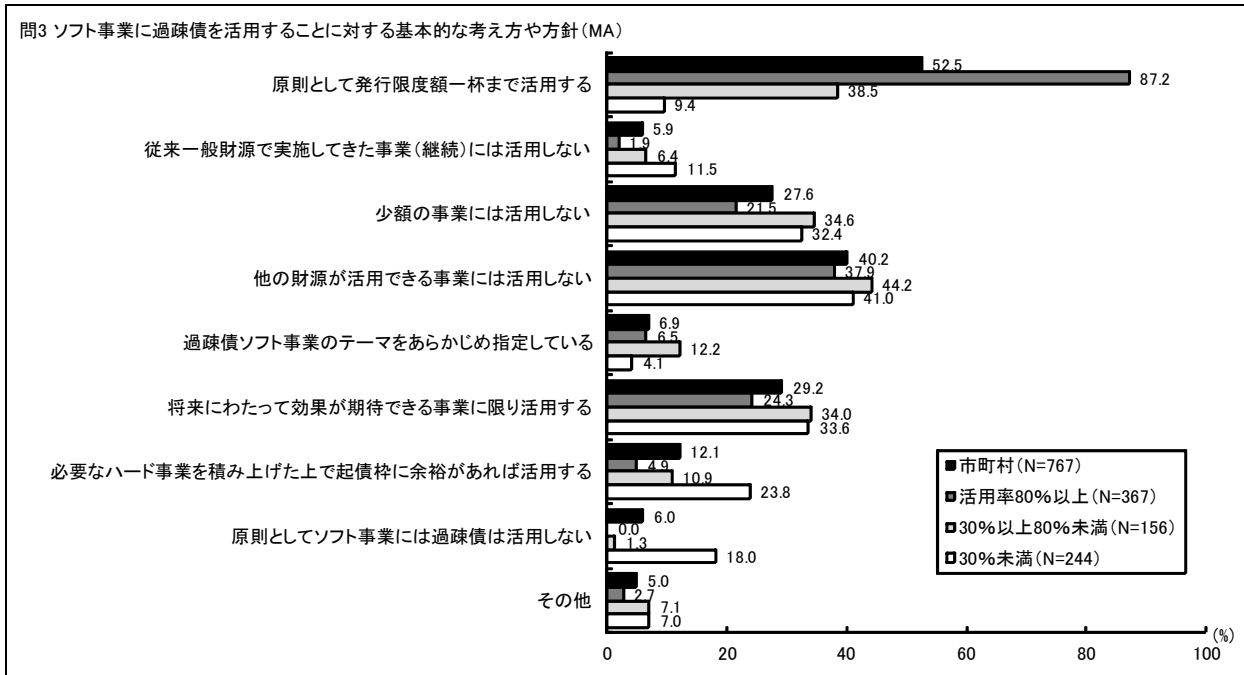
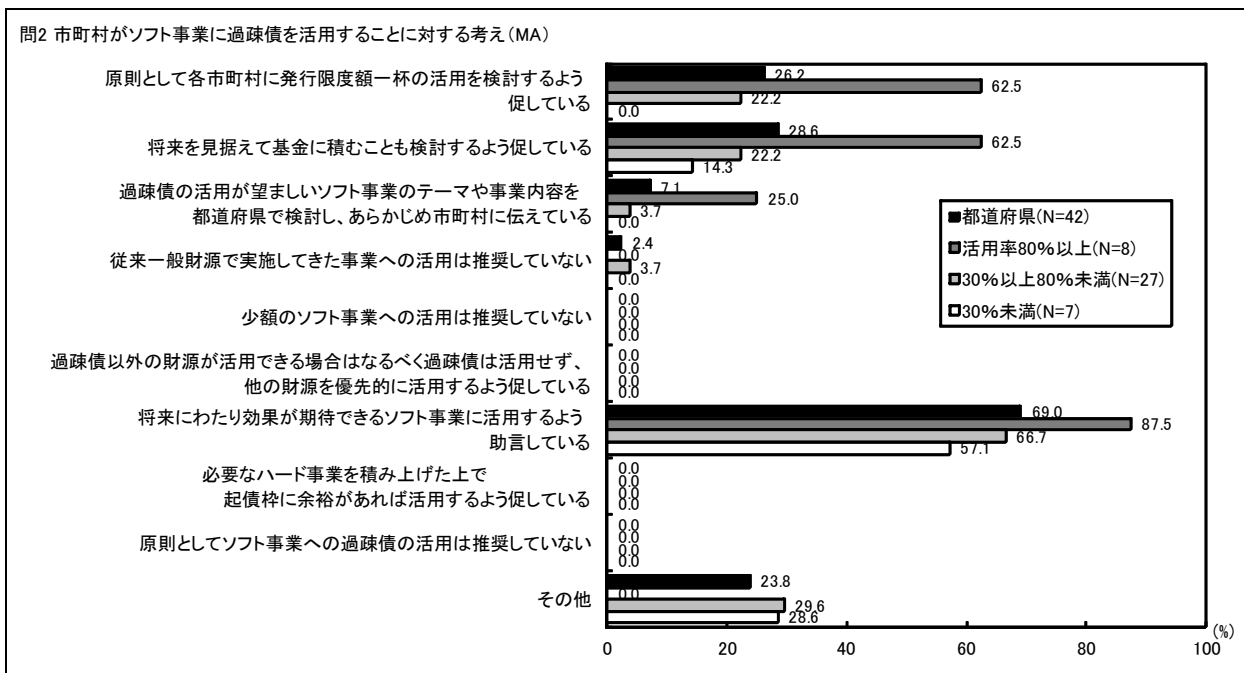
表26 【Q29】 今後の過疎対策に対する意見・要望（抜粋・要約）

Q29 今後の過疎対策に対する意見・要望
過疎市町村としては、中山間地域の活力こそが「美しい日本」に他ならないものと考えているが、全国の面積の50%を占める過疎地域が今後どうあるべきなのか、中山間地域がどのような役割を担うべきなのかといったことについて、国民的な議論のもと合意を図っていく必要がある。
過疎地域が自立するためには様々なハードルがあり、数年単位で解決できる問題ではない。昭和45年から今日まで過疎法に基づき過疎対策が講じられてきたが、未だ根本的な問題解決が図られていない現状を踏まえると、これまで以上の過疎債対象事業の拡充や税制上の特例措置のほか、国や都道府県の補助における弾力的な事業の追加等が必要である。
高齢者が安心して暮らせるまちの基盤整備や高齢者を中心としたコミュニティの活性化については、過疎対策事業を活用した各市町村の取組により一定の効果を上げていくことも可能であると考えているが、若年者人口の減少（流出）については、雇用情勢などの社会的要因が大きく関係しているため、市町村ごとの取組では十分な対応が困難な課題である。少子化は我が国全体の問題ではあるものの、過疎化の裏側には大都市への人口集中が大きく関係していることを踏まえると、大都市集中型の社会構造の見直しが求められる。
人口減少は全国的な問題であり、過疎地域が色々な取組をしても、人口減少を抜本的に食い止めることは難しい。人口が減少する中でも経済的には疲弊せずに暮らしを維持し続けられる仕組みを構築する必要がある。例えば、定職を持たない人や再チャレンジを希望する人の過疎地域集落への移住を促すなどの方法も国策として検討する必要があるのではないかと。
過疎対策事業債（ハード分）について、全国市町村の要望の総額が地方債計画を上回ったため、2年連続で他事業への振替えも含めた要望額の調整を求められている状況である。今後は、市町村が過疎計画に登載し、予算措置した事業については、要望どおり過疎債を充当できるよう地方債計画で十分な所要額を確保してほしい。
過疎対策事業債は、充当項目の縛りにより、まちづくり整備計画全体に十分活用できていない。まちづくりの進め方を鑑み、より柔軟な適用と対象事業・項目の拡充を図ってもらいたい。

2-1-5. 過疎債ソフト事業に対する都道府県と市町村の考え等の比較

(1) ソフト事業に過疎債を活用することに対する考え

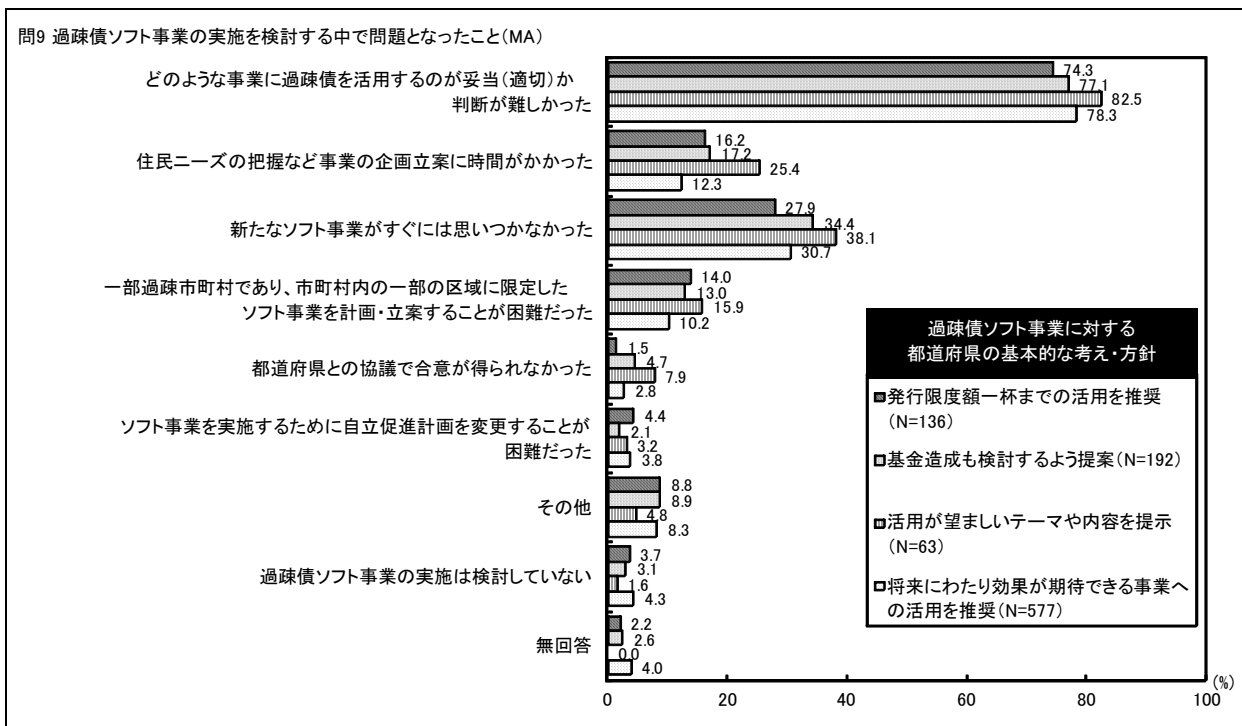
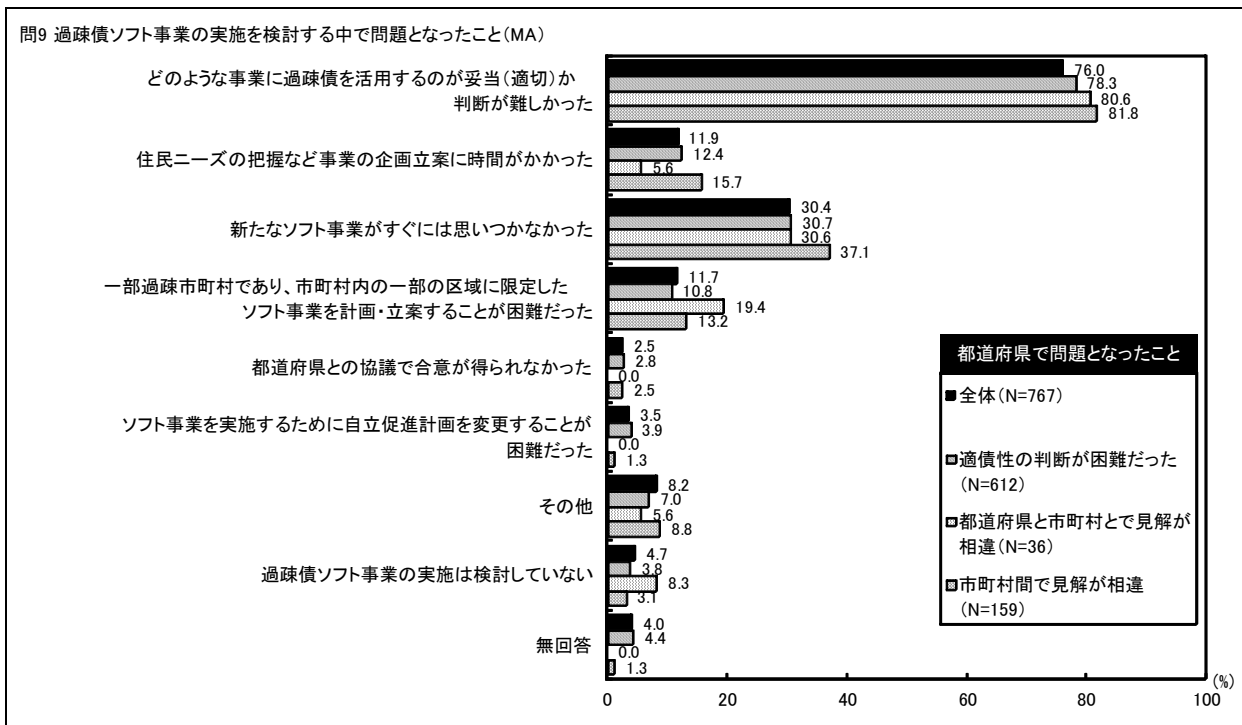
- ▶市町村がソフト事業に過疎債を活用することに対して、約7割の都道府県は『将来にわたり効果が期待できるソフト事業に活用するよう助言している』としているが、一方の市町村では、半数以上の市町村が『原則として発行限度額一杯まで活用する』としており、『将来にわたって効果が期待できる事業に限り活用する』は約3割である。
- ▶都道府県全体で見れば、活用率が高いほど『将来にわたり効果が期待できるソフト事業に活用するよう助言している』の割合は高いが、それぞれの市町村の回答をみると、『将来にわたって効果が期待できる事業に限り活用する』は活用率が比較的低い市町村の方が高い割合になっている。





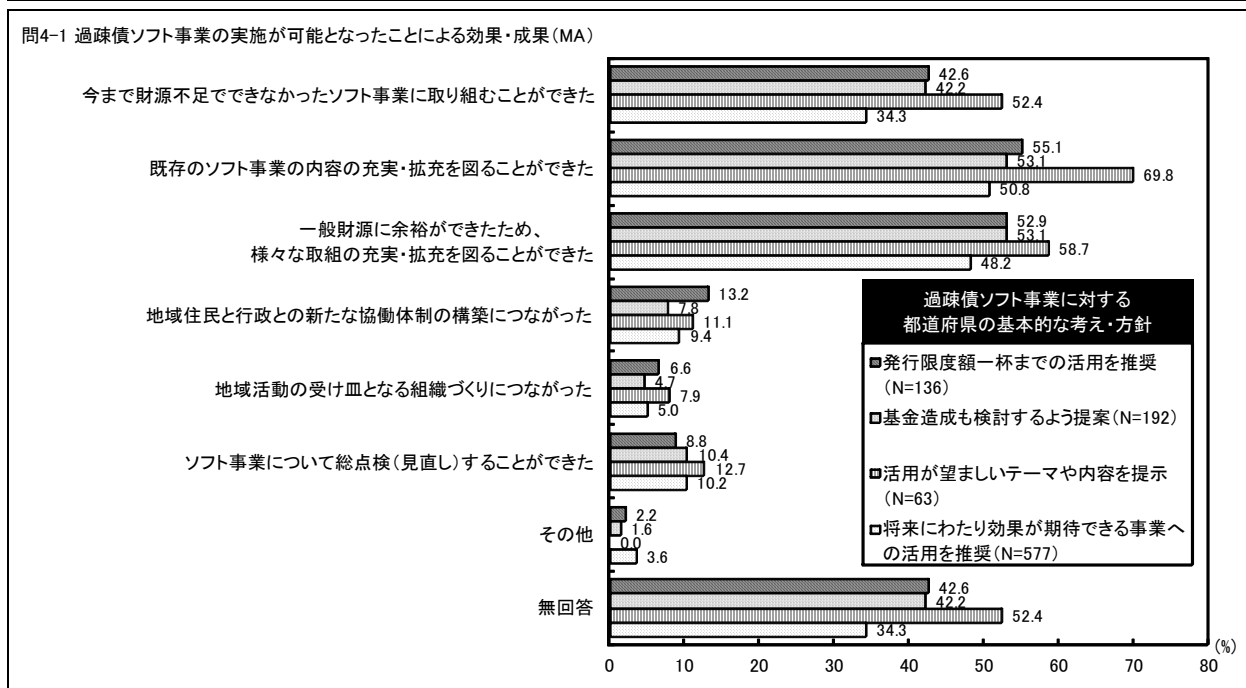
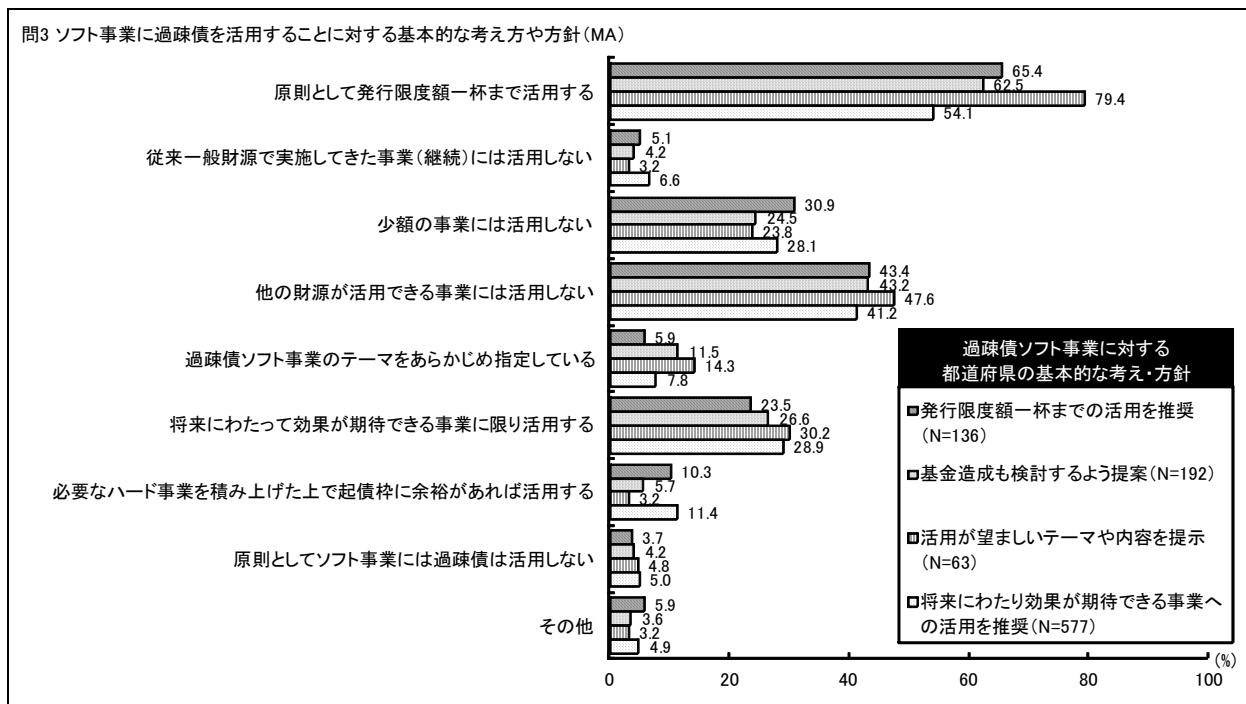
## (2) 過疎債ソフト事業の実施を検討する中での問題

- ▶ 過疎債ソフト事業について県内の市町村間あるいは都道府県と市町村の間で見解が異なり、すりあわせが困難だったとする都道府県では、『どのような事業に過疎債を活用するのが妥当(適切)か判断が難しかった』という市町村の割合が高くなっている。
- ▶ 都道府県から過疎債ソフト分の活用が望ましいテーマ・内容を提示された市町村ほど、『新たなソフト事業がすぐに思いつかなかった』や『都道府県との協議で合意が得られなかった』の割合が高く、都道府県が持つ適債性のイメージに即したソフト事業を企画・立案することが困難であった様子がうかがえる。



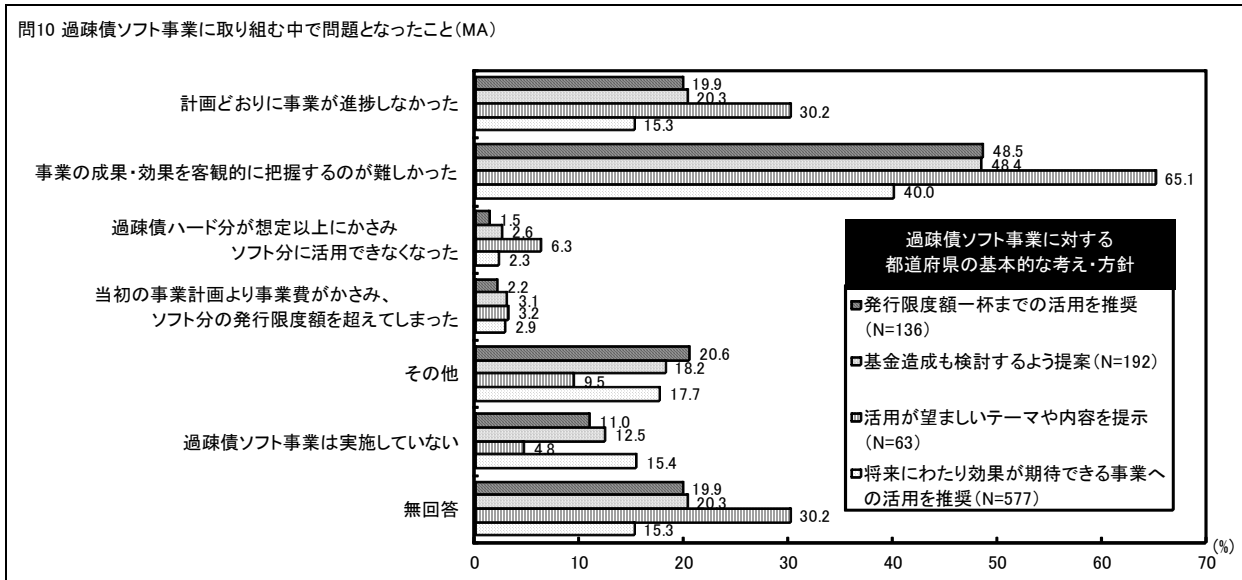
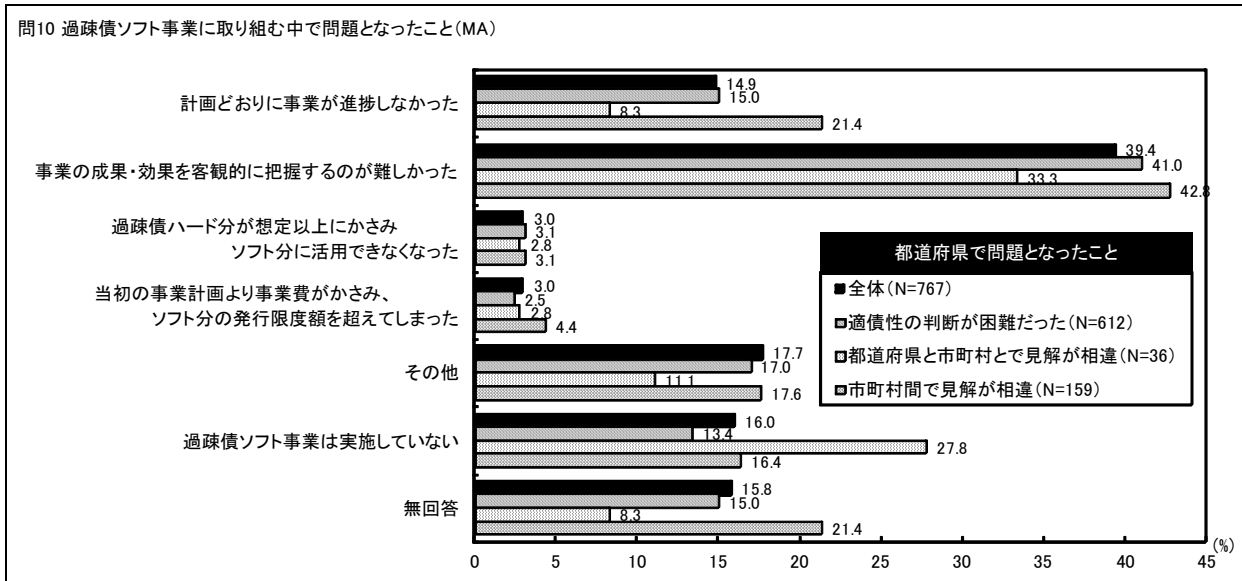
(3) 都道府県のソフト事業に対する考えが市町村に及ぼす影響

- ▶ 過疎債ソフト事業に対する都道府県の考えによって市町村の取組方針にどのような違いがあるかをみると、『原則として発行限度額一杯まで活用する』という考えは、都道府県から過疎債の活用が望ましいテーマや事業内容を提示された市町村で最も高く、将来にわたり効果が期待できるソフト事業への活用を都道府県から推奨された市町村で最も低い。
- ▶ 一方、ソフト事業への過疎債の拡充の効果をみると、都道府県から活用が望ましいテーマや内容を提示された市町村ほど、既存のソフト事業の内容の拡充や新たなソフト事業への取組の充実が図られたといった効果を強く実感している。どのような取組が過疎債ソフト事業としてふさわしいか判断に迷う市町村が多いなか、都道府県が具体的な事業内容を例示することが市町村の取組の充実を図る上で効果的であることがうかがえる。



#### (4) 過疎債ソフト事業に取り組む中での問題

- ▶ 県内の市町村間で見解が異なり、すりあわせが困難だったとする都道府県では、『事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった』、『計画どおりに事業が進捗しなかった』という市町村の割合が高くなっている。
- ▶ また、都道府県から過疎債ソフト分の活用が望ましいテーマ・内容を提示された市町村ほど、『事業の成果・効果を客観的に把握するのが難しかった』、『計画どおりに事業が進捗しなかった』としており、具体的な事業イメージを示されて取り組んだ市町村の方が事業運営に苦勞していることがうかがえる。



## 2-2. 市町村に対するヒアリング調査の実施

### 2-2-1. 現地ヒアリング調査の概要

#### (1) 現地ヒアリング調査の趣旨

昨年度調査では、過疎債ソフト分の活用率について都道府県間でばらつきがみられることが明らかとなった。そしてその背景として、過疎地域市町村に対するアンケート・ヒアリング調査等から、都道府県によって過疎債ソフト事業に対するスタンスや市町村への対応が異なり、それが活用状況の地域差となって反映された可能性が指摘されている。

今後改正法により拡充された支援の有効かつ適切な活用のためには、実際に事業を行う現場で生じている問題・課題をより具体的に把握するとともに、現場で求められている改善点などを明らかにすることが重要である。

このため、本調査では、先に実施したアンケート調査(本章2-1. 参照)及び事業実績分析の結果(第1章参照)を踏まえ、代表的な市町村を数か所抽出して現地ヒアリング調査を行った。

#### (2) ヒアリング調査の対象

特に過疎債ソフト分の活用率に着目し、過疎債ソフト事業の実施にあたってそれぞれの間どのような背景事情の相違があったのか、各地域における都道府県と市町村の取組姿勢の違いや両者間での協議の実態、あるいは過疎債ソフト事業を行う上での課題など、過疎対策事業に取り組む際の事業の計画・立案から実施・運用に至るまでの具体的な流れや制度面での問題点・課題等をより詳細に把握するため、過疎債ソフト分の活用が図られた地域とあまり活用されていない地域からそれぞれ1団体ずつサンプルとして抽出して現地ヒアリング調査を実施した。

現地ヒアリングを行った2団体の概要を整理すると、以下のとおりである。

概 要		A市		B村	
団体概要	過疎地域区分	一部過疎		全域過疎	
	人口規模	全 域:約20万人 過疎区域:約3.5万人		約1,500人	
	高齢化率	全 域:約26% 過疎区域:約34%		約32%	
	産業大区分別 就業者割合	第1次	全 域:5% 過疎区域:15%		14%
第2次		全 域:30% 過疎区域:30%		30%	
第3次		全 域:62% 過疎区域:52%		56%	
過疎対策 事業の 実施状況	過疎債ソフト分 活用率	H22	100% [県全体:60%台]	35%	[県全体:10%台]
		H23	100% [県全体:70%台]	40%	[県全体:40%台]
	拡充ハード事業	—		—	

※人口規模は平成25年3月の住民基本台帳人口、高齢化率と産業大区分別就業者割合は平成22年国勢調査より

## 2-2-2. A市ヒアリング 結果

### [A市データ]

- 平成 17 年に合併、現在は一部過疎市町村
- 過疎債ソフト分は平成 22・23 年度とも 100%活用
- 拡充ハード事業は実施実績なし

### (1) 過疎債ソフト分の企画・実施に係る県との協議等について

#### ①過疎債ソフト事業の検討方法（計画策定段階）について

- \* 自立促進計画の策定にあたっては、総合計画に基づき、過疎対策として必要な事業を各課に照会し、その中から抽出した。
- \* 特に起債にあたっては計画に事業が記載されていることが大前提とされていたが、過疎債ソフト事業については、財源ありきではなく、必要と思われる事業は全て計画に記載し、財源の割り付けは次の段階(各年度の起債計画)で行った。
- \* 県からは計画策定段階で具体的な事業目的や必要性を示すよう指示があった。

#### ②過疎債ソフト分の活用に係る県との協議について

- \* 毎年度の起債計画における過疎債ソフト事業の検討にあたっては、県が作成した過疎債ソフト分の運用マニュアルを参照しながら、自立促進計画に記載した事業の中から適債性等を勘案して抽出した。
- \* 全域的に展開するソフト事業の場合は、全体の事業経費のうち過疎区域分の経費を算出して申請する必要があった。なかには過疎区域分だけを抽出することが難しい事業もあり苦勞した。
- \* 県からは過疎債ソフト事業の運用マニュアルが示されていたが、実際にはマニュアルから読み取れない部分も少なくなく、当市が挙げたソフト事業の中でも一次ヒアリングで県から適債性について十分整理するよう助言された事業もあった。そのため、過疎債ソフト分を活用して実施することの妥当性等を説明する資料を作成して再協議した結果、最終的には起債を認めてもらうことができたものもある。その他の過疎債ソフト事業は、これまでの事業実績など追加資料の提出要請はあったが、特に適債性については問題とならなかった。
- \* これらのやりとりは、適債性の判断に必要な手続きと考えているため、特に問題は感じていない。むしろ地方債という財政支援の方法論の問題の方が大きいと思う。(後述(2)①参照)

#### ③過疎債ソフト事業に対する市としてのスタンスについて

- \* 一般財源に余裕がないため、過疎債ソフト分は発行限度額まで活用する方針である。ただし、あくまでも過疎対策として必要な事業の中から過疎債が活用できるもの、適債性のあるものに充当する考えであり、その結果余裕があるからといって資産形成につながるような基金の造成を行うつもりはない。
- \* 同じ理由から、個人の住宅のリフォームなど個人の資産形成につながるようなソフト事業は過疎債を活用する事業として位置付けてはいない。住宅リフォームへの助成は、経済対策として、地元業者に発注することを条件として、一般財源で実施している。
- \* 平成 24 年度からソフト分の運用が弾力化されたが、無理に 200%フルに活用する考えはなく、あまり少額でない事業など、ソフト分を活用すべき事業を精査して若干充当を拡大する程度である。

#### ④過疎債ソフト事業に対する県のスタンスについて

- \* 県は過疎債ソフト事業については特段積極的でも消極的でもないが、適債性の判断にあたっては事業効果があることを実績から証明できるかどうかを最も重視しているように見受けられる。
- \* 県は過疎債ソフト分の運用マニュアルを作成しているが、活用がふさわしい事業内容などを具体的に示すことはなく、また県内の他市町村の取組事例についても特に情報提供はしていない。

### (2) 今後の過疎債の活用に向けた問題点・課題について

#### ①過疎債ソフト分の活用に向けた問題点・課題について

- \* 過疎債を活用した基金造成の予定はない。過疎債(地方債)は借金であり、本来ならあまり使いたくない。7割を国で措置してもらえる有利な起債として必要な事業に活用するのは良いが、借金をして後世に負担を残してまで基金という形で資産を造成することは考えていない。
- \* 県が運用マニュアルを示しているが、実際にはマニュアルから読み取れない部分も多いため、他の自治体でどのような運用をしているのか、事例があれば参考になる。

#### ②過疎債ハード分の活用に向けた問題点・課題について

- \* 公共施設の新設を伴わない除却・解体を起債対象事業として認められるとありがたい。ソフト事業として実施している自治体もあるように聞くが、既存のインフラを持続可能な状態にデザインし直して再編することがこれからの過疎地域におけるハード需要と考える。

#### ③一部過疎市町村における過疎対策の今後のあり方等について

- \* 一部過疎市町村として過疎対策(特にソフト事業)を実施する中で、過疎区域とほぼ同様の状況にある非過疎エリアの扱いに最も苦慮している。例えば市内の非過疎区域には山を挟んで隣接する過疎区域とほぼ状況は変わらない中山間地域を抱える行政区もある。しかし過疎対策として事業が認められるエリアはあくまでも過疎区域に限定されてしまう。
- \* 一部過疎の制度をなくし、自治体全域を過疎とするのが望ましいが、一部過疎市町村の中には政令市もあることを勘案すると、それらを2条1項過疎と同じく扱うのもまた問題であろう。したがって、一部区域の過疎指定は残しつつ、発行限度額の算定基礎となるエリアと過疎対策を講じるエリアを分けるなど、運用面で自治体が柔軟に対応できる制度とするのがよいのではないかと。
- \* 現在の指定の単位、すなわち平成の合併前の旧市町村単位が、恐らく発行限度額等の算定を行うことができる最小のエリアであろう。このため、算定基礎となるエリアは旧市町村単位が良い。その代り、実際に過疎対策事業を展開するエリアには、例えば連担する非過疎エリアの山間部も含めて対策を講じることができるようにするなど、各自治体の判断によって運用エリアを柔軟に設定できるようにすれば、一部過疎市町村においてもより実態に即した過疎対策が展開できるのではないかと。

#### ④その他過疎対策全般について

- \* 過疎対策は、地方自治体が起債をして行うよりも、きちんと交付税で加算措置されることが望ましい。

## 2-2-3. B村ヒアリング 結果

[B村データ]

- 昭和 45 年以降これまで一貫して全域過疎市町村
- 過疎債ソフト分の発行限度額は最低限度額 (3,500 万円)
- 過疎債ソフト分の活用率は、平成 22 年度は 35%、平成 23 年度は 40%
- 拡充ハード事業は実施実績なし

### (1) 過疎債ソフト分の企画・実施に係る県との協議等について

#### ①過疎債ソフト事業の検討方法（計画策定段階）について

- \* 自立促進計画の策定時には、実際に過疎債ソフト分を活用するかどうかに関わらず、考えられるソフト事業を全て挙げて記載した。
- \* したがって、計画段階では、初年度の平成 22 年度を除き、過疎債ソフト分発行限度額一杯まで活用する事業計画となっている。
- \* 県は、自立促進計画の策定段階では、過疎債を活用する予定とした事業（ハード・ソフトとも）の内容（過疎債を活用することが妥当かどうかなど）については特に見解を示さなかった。このため、村が計画した事業は全て計画に記載した。

#### ②過疎債ソフト分の活用に係る県との協議について

- \* 起債計画書のヒアリングでは、県はまず自立促進計画に当該ソフト事業が記載されているかどうかをチェックし、基本的に計画に載っていない事業は認めないというスタンスだった。
- \* しかし、計画に事業が記載されていても、事業対象者が個人となっている補助事業や助成事業については過疎債の適債性についての十分な整理が必要となる。
- \* 県の担当課は現場の事情にあまり精通していないため、適債性の判断については内容から判断するというよりも、活用例があるかどうかを重視していたようである。
- \* 起債協議の段階で県から提出を求められた資料や書類も多かったが、なぜそれらの資料が必要なのか十分な説明がなかったため、村としても資料を作るのに苦労した。役場の人員体制も限られていることから事務作業の負担も大きかった。

#### ③過疎債ソフト事業に対する村としてのスタンスについて

- \* 発行限度額一杯まで基金に積むことも考えたが、近年の取組により改善されつつある財政状況を再び悪化させるわけにはいかないため、基金造成は見送っている。
- \* ただし、平成 24 年度からソフト分の運用弾力化が図られたため、今後は基金造成も選択肢に含めて、将来的に必要な事業を精査し、さらなる活用を図っていきたいと考えている。

#### ④過疎債ソフト事業に対する県のスタンスについて

- \* 県は過疎債ソフト分の活用についてあまり積極的ではないような印象を受ける。例えば平成 24 年度からの過疎債ソフト分の運用弾力化についても、県からの積極的な情報提供や助言などはなかった。
- \* 村としては、法制度の趣旨を勘案して新しいソフト事業を計画したが、他の自治体で同様の事業に過疎債を活用した事例がないとなかなか活用を認めてもらえなかった。

(2) 今後の過疎債の活用に向けた問題点・課題について

①過疎債ソフト分の活用に向けた問題点・課題について

- \* 村としては自立促進計画が県との協議で認められた時点で事業についてもおおむね了解が得られたものと捉えていたため、起債協議でいちから事業の説明を求められたのは大変負担が大きかった。
- \* 県は適債性を判断する際に、同様の事業で過疎債ソフト分を活用した事例が実際にあるかどうかを重視しているため、様々な活用事例の情報があれば、県との協議をスムーズに進める上で最も有効である。
- \* 国(過疎対策室)のHPには事例集が掲載されているが、県から紹介されたことはなく、隣接する過疎市町村の担当も事例集の存在を知らなかった。

②過疎債ハード分の活用に向けた問題点・課題について

- \* 早くから過疎対策として道路や橋梁、水道施設の整備に取り組んできたため、老朽化に伴う対策が急務となっているハード施設が多数あり、維持管理や更新のための財源が確保できないことから、壊れるまで手入れができないというケースも少なくない。
- \* 施設の維持・補修をハード事業とみるかソフト事業とみるかは判断が分かれるところかもしれないが、いずれにしても過疎債をより有効に活用するための柔軟な対応が必要と考える。

③その他過疎対策全般について

- \* 都市部との格差をすべて是正することは不可能と考えられるので、人口が少なくても、不便が多くても、そこに住む人々が満足して生活できる地域づくりに向けて、より柔軟な支援措置により後押ししてもらいたい。



## 第3章

改正法の評価と今後の過疎対策のあり方に関する検討



## 第3章 改正法の評価と今後の過疎対策のあり方に関する検討

### 3-1. 改正法に対する評価

第1章では、改正法が施行されてからの2ヶ年、すなわち平成22年度と平成23年度の過疎債ソフト事業・拡充ハード事業に関する各地の取組実績を整理・分析した。

また、第2章では、都道府県・市町村へのアンケート調査や市町村へのヒアリング調査を通じて、改正法により拡充された支援措置に対する各地域の取組姿勢や支援拡充の効果等を把握するとともに、新たな支援措置に取り組む上で問題となっていることや運用上の課題等を把握・整理した。

以上の調査結果を踏まえ、改正法により拡充された支援措置がどう評価され、過疎対策の推進上どのような成果・効果をもたらしたか、また拡充された支援措置への取組を通じて市町村の過疎対策の推進体制等にどのような変化がみられたかなど、改正法に対する評価について以下に要点を整理する。

#### (1) 全国的にソフト事業への取組が拡大しており、過疎対策としてのソフト事業の重要性についての認識が広まった

改正法施行後の初年度は、ソフト事業への取組状況には地域的なばらつきがみられたが、2年度目の平成23年度にはいずれの都道府県でも6割以上の市町村が何らかのソフト事業を実施しており、全国的な普及が図られつつある状況がうかがえる。

また、平成22・23年度の事業実績をみると、過疎対策事業の総事業額が縮小する中でソフト事業の実績額は増加していることから、ハード中心の過疎対策からソフトを重視した対策へとシフトしつつあることがうかがえる。

さらに、過疎債を活用したソフト事業の特徴として、法改正後新たに実施された新規事業の割合が高いという点が挙げられる。概してソフト事業はハード事業よりも経常的に実施することが求められるものが多いが、そのような中でも過疎債を活用したソフト事業には新規事業が比較的多かったということは、過疎債ソフト分を有効に活用されたことがうかがえる。

#### (2) ソフト事業への過疎債の拡充により、過疎地域固有の資源の保全や「美しく風格ある国土の形成」につながる景観形成への取組が広がりをみせている

前項で挙げたように、過疎対策事業の中のソフト事業費の割合が高まった背景には、ハード事業としては起債対象外でこれまで十分な取組ができなかった公共施設等の補修・改修や新設を伴わない解体・撤去などに過疎債ソフト事業として取り組む市町村が増えたことが挙げられる。

また、間接的にハード施設の維持・管理につながっている取組として、地域住民が主体となって行う道路や河川・公園等の維持・保全活動や空き家の改修等を支援(補助)する過疎債ソフト事業も多くみられる。

もっとも、過疎債ソフト分を活用して施設の補修・改修や解体・撤去事業を実施することについては、財政規律及び財政運営の健全化の観点から必ずしも全国的な共通認識は得られておらず、市町村によっては一般財源で実施している場合もある。

しかし、安全・安心な生活環境の維持という側面からだけでなく、都市部にはない、過疎地域ならではの景観や環境を維持する取組として捉えれば、荒廃した施設の改修又は解体について過疎債を活用して実施することにも一定の意義があり、実際に取り組む市町村が多くみられているということは、法に掲げる「美しく風格ある国土の形成」につながるものといえる。

**(3) 過疎債を活用する上で将来にわたり効果が発揮されるソフト事業の重要性について認識が深まり、実際に事業の実績や成果をみながら事業内容の改善が図られている**

ソフト事業の中には、その事業成果が有形の資産・資源としては明確に残らないものもあるため、過疎債を活用して実施することに抵抗感を抱く市町村も未だに少なくないとみられる。

しかし、過疎対策の一環として実施する過疎債ソフト事業は、その成果や効果が将来にわたって持続・拡大し、過疎地域の課題解決に寄与するとともに、過疎地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取組であることが望ましい。

実際に、過疎債ソフト分の活用率の高い都道府県ほど、将来にわたり効果が期待されるソフト事業に過疎債を活用するよう市町村に助言していることから、ソフト事業の重要性について、都道府県を中心に認識が深まりつつあることがうかがえる。

さらに、実際に平成23年度に実施された過疎債ソフト事業を詳しくみると、件数はそれほど多くないものの、改正法施行後初年度の平成22年度から新たに実施され、平成23年度に内容の拡充が図られたソフト事業もあり、それらは他の事業と比べて『住民発意』の事業や『住民等への説明会を実施』した割合が高いという特徴がみられた。この事実からは、過疎債がソフト事業に活用できるようになったことを受け、住民からの提案や要望に応えるソフト事業を新たにスタートさせた市町村が、1年間の実績や成果をみながら事業内容や事業手法を検証し、より有効で持続可能な活動とするべく、住民との合意形成を図りながら改善・充実に努めている姿が想起される。

このような取組は、地域を維持するために必要な(ソフト)事業について持続可能な運営の仕組みを考えることに他ならず、過疎債ソフト事業として望ましい取組姿勢であるといえる。少しずつではあるがこのような取組がみられつつあることは、ソフト事業に過疎債を活用することの真意が徐々に市町村にも浸透していることの証左と考えられる。

**(4) ハード事業の拡充は限定的ではあったが、要望の高かった図書館を中心に活用が進んだ**

改正法により起債対象施設に追加されたハード施設は限定的ではあったが、平成23年度には以前より要望の高かった図書館を中心に取組が急増した。平成22年度は改正法施行後初年度であり、時間的制約等から拡充ハード事業に着手することが難しかったこともあり、2年度目の平成23年度からの取組が加速したものとみられる。

なお、改正法により拡充されたハード支援策の中には、図書館などの起債対象施設の拡充のほかにも、公立小中学校等の整備に係る統合要件の撤廃がある。「教育の振興」に係る事業費の総事業費は、平成22年度から平成23年度にかけて約162億円増加しており、アンケート調査の中でも、新たに拡充されたハード施設には取り組んでいないが、統合要件の撤廃を受けた学校施設の整備には取り組んだという声が聞かれた。

これらを踏まえると、厳しい財政状況の中で必要なハード事業を精査しながら取り組んでいる過疎市町村において、改正法によるハード事業に対する支援措置の拡充は一定の効果があつたとみられる。

### 3-2. 今後の過疎対策のあり方に係る論点

前項3-1. で整理した改正法の意義・成果等に対する評価を踏まえた上で、改正法により拡充された支援措置のさらなる活用方策も含め、時代に即した新たな過疎対策として望まれる支援や対策のあり方等について、アドバイザーの意見もふまえながら以下に論点を整理した。

#### 論点1 自立促進計画の「実質化」に向けた制度面での課題

自立促進計画については、改正法により策定の義務付けが廃止され、「できる」規定化されたが、過疎債を活用した事業を実施しようとする場合には、自立促進計画を策定し、かつ当該事業をあらかじめ計画に定めることが必要となる。

市町村が自立促進計画を策定する際には、あらかじめ都道府県とその内容について協議を行うこととされているが、これは同意を要する協議とされていない。このため、都道府県によっては市町村がどのようなソフト事業を計画に盛り込んでいるかについて、計画策定時の事前協議ではほとんど確認しておらず、また市町村の中にも、実際に過疎債を活用するかどうかは次の段階として、将来的な活用可能性を広げておくという趣旨から、発行限度額を大幅に超えるソフト事業を計画に位置づけたということが少なくなかった。このことが、実際の過疎債ソフト分の活用に関して都道府県と市町村間で齟齬が生じる一因となっている可能性もある。

すなわち、市町村側は、都道府県との事前協議を経て策定された自立促進計画に位置づけられていることで、当該ソフト事業は過疎債の活用を都道府県が認めたものと理解し起債計画を提出するが、都道府県側は、計画への事業の記載はあくまでも起債の前提条件であって、記載されているだけで過疎債の活用が認められるとは認識しておらず、毎年度の起債手続きの中で具体的な事業内容を確認し、適債性を判断しようとする。このような齟齬が、ソフト事業への過疎債の活用に関する都道府県と市町村との認識の差となって表れた可能性が少なくないと推察される。

このような齟齬を生まないためには、自立促進計画の策定段階から具体的な事業内容を検討し、過疎債の活用が妥当かどうか市町村と都道府県との間で認識を共有することが必要と考えられる。確かに計画段階では複数年にわたる事業の財源内訳まで仔細に定めることは難しいが、少なくともソフト事業に関しては、「とりあえず事業名だけでも挙げておく」という段階からいま一歩進んだ具体的な検討が求められる。事業の目的や必要性、予見される成果・効果等についてしっかりと計画に盛り込み、過疎対策の中で当該ソフト事業がどのような位置づけをもつものかを明らかにすることにより、自立促進計画の「実質化」を図ることが重要と考えられる。

## 論点2 今後の過疎債ソフト分の活用に向けた課題

過疎債ソフト分については、長年多くの市町村から要望されながらも初年度の活用は6割弱にとどまった。これは、法改正後、自立促進計画の策定から事業実施までの時間が限られていたことが最大の要因であり、実際に2年度目の平成23年度にはソフト事業の事業件数・事業費とも平成22年度より増加し、過疎債ソフト分の活用率も向上した。

特に各市町村の活用率をみると、未活用(活用率0%)の市町村の割合が平成22年度から平成23年度にかけて大きく減少しただけでなく、平成23年度は4割強の市町村が発行限度額の9割以上を活用しており、時間的制約で取り組みなかった市町村が2年度目である平成23年度から取り組み始めたというだけでなく、既に取り組んでいた市町村もより積極的に活用を図るようになったことがうかがえる。

しかし一方で、活用率が50%未満の市町村も約4割存在することから、どのような事業に活用するのが妥当か判断が難しい、事業の成果・効果を客観的に把握しにくい等の理由から、過疎債ソフト分を十分活用しきれていない市町村も未だに少なくないとみられる。

このような市町村が今後より積極的に過疎債ソフト事業に取り組むためには、各地でどのようなソフト事業が過疎債を活用して展開され、どのように事業進捗の管理や事業成果の評価が行われているか、過疎債ソフト事業の具体例や実践事例、事業の評価手法などを情報提供していくことが有効である。

アンケート調査でも、先進事例等の情報提供を求める声は都道府県・市町村いずれでも高く、また総務省過疎対策室がホームページで公開している毎年度の過疎債ソフト事業の取組事例集が起債計画を立てる際に参考になったという声は、ヒアリングを行った市町村からも聞かれた。

このため、国においては、今後とも様々な過疎債ソフト事業の実例を幅広く収集・蓄積し、都道府県や市町村に積極的に提供していくことが求められ、ホームページへの掲載のみならず、より多くの市町村に情報が届くよう、事例集の配布や研修・表彰等の機会を捉えた積極的な情報発信を行うことが重要である。

また、市町村にとっては、県内の他市町村がどのようなソフト事業を企画しているかを知るだけでも有益であることから、都道府県においても、県内市町村の取組を集約し、市町村にフィードバックしていくなどの取組が求められる。

## 論点3 過疎対策として求められるハード事業と今後の事業展開上の課題

法改正により過疎対策として拡充されたハード事業である認定こども園、幼稚園、図書館、自然エネルギー施設については、いずれも平成22年よりも平成23年の方が事業費が大きく拡大しているが、事業実施市町村数は144市町村(平成23年度)と、一部の市町村での実施にとどまっている。

この背景には、他に整備を急ぐべきハード施設を優先したことや一部過疎市町村における限定的なハード整備が困難であったこと等の事情が今回の調査から明らかとなったが、一方で過疎債ハード事業に係るさらなる対象事業の拡大についても約4割の市町村から要望されている。

拡充ニーズが高い施設の種類としては消防(庁舎を除き既に対象)・防災施設等が最も多く挙げられており、東日本大震災を契機とした防災ニーズの高まりが推察される。費用の種類としては、施設の新規整備費に次いで、新設を伴わない公共施設等の解体撤去費、増改築・改修費、設備更新や長寿命化のための維持修繕費が比較的多く要望されており、緊急措置法の制定以降、各地で建設された施設の解体撤去や施設の改修が課題となっている。

これらについては、現行制度においても過疎債ソフト分を活用している市町村もあるが、今後とも人口減少が見込まれる過疎地域において、地域社会としての存続に際して最低限必要な施設の整備が求められる一方で、老朽化・遊休化しつつある施設については、生活の利便性や安全性等を考慮して地域のニーズをくみ取りながら利活用又は解体撤去を図っていくことも重要であり、必要箇所数及び必要額等を定量的に把握したうえで、ハード事業の対象について検討していくことも考えられる。

#### 論点4 今後の過疎対策において望まれる支援策

アンケート調査で挙げられた現在の過疎対策上の課題や今後力を入れていく分野としては、都道府県、市町村とも産業振興を挙げる団体が最も多く、今後必要と考える支援策の内容として、人材の派遣や斡旋のほか、先進事例等の情報提供についても多く指摘された。

これまでの過疎対策では、産業振興については基盤整備に係る財政上の措置や金融措置、税制措置により支援が行われてきたが、今後は新たな地域産業の担い手を育成していくことも重要であり、例えば、過疎債ソフト事業として専門家やアドバイザーを委嘱し、地域の中で自立した産業組織を育てていくこともひとつの効果的な対策といえる。

なお、先に挙げた過疎債ソフト事業に係る事例情報の提供の一環として、そうした外部人材を活用した産業組織の育成事例など、各地の産業振興に係る取組事例を他の市町村に情報提供していくことも重要と考えられる。





**改正過疎法の評価及び今後の過疎対策のあり方に関する調査 報告書**

平成25年3月

**総務省 地域力創造グループ 過疎対策室**

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号

TEL : [代表] 03-5253-5111 (内 23135・23136) [直通] : 03-5253-5536 FAX : 03-5253-5537

**[調査・研究] 株式会社 シンクタンクみらい**

〒108-0014 東京都港区芝5-14-15 望月ビル5階 TEL : 03-6435-2308 FAX : 03-6435-2309